

第334回高知県議会（12月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 会 事
12月10日	木	本会議	開会 会期の決定（16日間） 議案の上程31件（予算1、条例17、その他11、報告2） 提出者の説明 尾崎知事 委員長報告 決算特別委員長報告（24件） 採決（333第16号—333第17号、333報第1号—333報第22号）
11日	金	休 会	議案精査
12日	土	休 会	
13日	日	休 会	
14日	月	休 会	議案精査
15日	火	本会議	質疑並びに一般質問 西内議員 高橋議員 中根議員
16日	水	本会議	質疑並びに一般質問 野町議員 今城議員 石井議員
17日	木	本会議	質疑並びに一般質問 明神議員 土森議員 委員会付託
18日	金	休 会	委員会審査
19日	土	休 会	
20日	日	休 会	
21日	月	休 会	委員会審査
22日	火	休 会	委員会審査
23日	水	休 会	（祝日）
24日	木	休 会	
			故川井喜久博議員に対する追悼 委員長報告 討論 坂本(茂)議員 梶原議員 中根議員 採決 議案の追加上程2件（第30号—第31号）

25日	金	本会議	<p>提案者の説明 尾崎知事</p> <p>採決 高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙 議案の上程（議発第1号—議発第3号）</p> <p>採決 議案の上程（議発第4号）</p> <p>採決 議案の上程（議発第5号—議発第6号）</p> <p>討論 米田議員</p> <p>採決 議案の上程（議発第7号）</p> <p>討論 吉良議員</p> <p>採決 議案の上程（議発第8号）</p> <p>討論 塚地議員</p> <p>採決 高知県競馬組合議会議員の補欠選挙 継続審査の件 副知事選任同意に伴う挨拶</p> <p>閉会</p>
-----	---	-----	--

第334回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月10日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	7
委員長報告	
弘田商工農林水産委員長	21
決算特別委員長報告	
土森決算特別委員長	23
採決	28

第2日（12月15日）

出席議員	31
欠席議員	31
説明のため出席した者	31
事務局職員出席者	32
議事日程	32
諸般の報告	33
質疑並びに一般質問	
西内議員	33
1 政治姿勢（課題解決先進県としての取り組みにかける意気込み、子供の貧困 対策の今後の方向性）について	33

2	ルネサス高知工場の撤退（これまでの効果・影響、撤退の報を受けて考えた対応、ルネサス社との協議内容と経緯、知事と社長の協議内容と合意内容、合意内容を和解議案とした理由、香南工業用水道整備費用等に見合う和解内容、工業用水道整備時に契約を交わさなかったことに係る行政上の瑕疵、大規模な企業誘致の際の行政のインフラ整備や企業誘致のあり方及び改善すべき点、対策本部での今後の対応、従業員の雇用継続に向けた決意）について……………	34
3	総合戦略における少子化対策（今後の取り組み、マッチングシステムの取り組み状況）について……………	36
4	南海トラフ地震対策（命をつなぐ対策の今後の取り組み）について……………	36
5	人材確保対策等（今後の新規就農者確保の取り組み、新規就農者の育成・定着への取り組み、農地の確保、排水路等農業基盤整備の強化、林業学校の現状と今後の課題、製材工場の統合・大型化と県外販売事業者による市場形成を視野に入れた販路強化、漁業就業者の確保・定着の課題、高知家の魚応援の店登録目標早期達成の要因、建設業活性化プランの取り組みの成果と今後の方向性、事業承継・人材確保センターの現状と課題、T P P 合意後の製造業国内回帰への現状認識と今後の企業誘致活動、工業団地整備の進捗状況及び産業集積を踏まえた企業誘致への取り組み状況、移住者の定着状況と今後の移住促進政策）について……………	36
6	観光振興（土佐の観光創生塾での人材育成、歴史博覧会に係る歴史資源の掘り起こしの現状及び他県との連携状況、高知城周辺の観光戦略）について……………	39
7	医療インフラの整備（医師のキャリア形成支援及び医師不足地域の医師確保対策、保健師の今後の地域での活動、薬剤師の確保、高知家健康づくり支援薬局の認知度向上）について……………	40
8	中山間対策（集落活動センターの現状の課題と今後の整備に向けた戦略）について……………	41
9	公共交通（とさでん交通の現状と統合後1年の取り組み、3年目の単年度黒字化に向けた見通し、バス運転手確保の支援対策の必要性）について……………	41
10	教育問題（小学校低学年での論語の素読の導入、須崎高校と須崎工業高校の統合に係る通学路整備等課題の進捗状況）について……………	41
	尾崎知事……………	42
	原田商工労働部長……………	48
	梶総務部長……………	50
	井奥地域福祉部長……………	51
	野々村危機管理部長……………	52
	味元農業振興部長……………	52
	大野林業振興・環境部長……………	54
	松尾水産振興部長……………	55

福田土木部長	56
中澤産業振興推進部長	57
伊藤観光振興部長	58
山本健康政策部長	59
金谷中山間対策・運輸担当理事	61
田村教育長	62
西内議員	63
山本健康政策部長	63
西内議員	64
高橋議員	64
1 政治姿勢（農林漁業分野での担い手確保、医療過疎地域解消のための医師確保、少子化対策の県民運動、国道33号越知道路2工区の早期完成と越知町一仁淀川町間の早期事業化及び国道494号佐川・吾桑バイパスの早期改良促進）について	64
2 ルネサス高知工場の集約（香南工業用水道整備費用の支出、ルネサス社との因果関係を認め得る範囲の説明、相談した弁護士事務所との関係、ここ数年の知事の動向、議会との情報共有）について	65
3 新規狩猟者確保対策（狩猟フォーラム、射撃場設備修繕への活用に向けた森林環境税の見直し）について	66
4 認定鳥獣捕獲等事業者制度について	67
5 土木行政（国道33号旭町1丁目から鏡川橋の区間の整備進捗状況、県道高知本山線の崩落防止対策、道路・河川の維持管理やしゅんせつ予算）について	67
6 公共工事における入札不調（平成27年度の不調・不落への対策及び状況、工事発注後の再入札・落札業者見直しへの再発防止対策）について	68
7 河川工事について	68
8 都市計画法の見直しについて	69
9 鏡ダム（選択取水でのアユの冷水病防止）について	69
10 時間外勤務手当（平成25年度及び平成26年度の支給総額と年間時間外勤務が最も多い職員の時間数及び金額、職員の時間外虚偽申告の詳細）について	70
11 治安情勢（全国及び県の特殊詐欺の現状と検挙状況及び対策、交番・駐在所と住民の連携、自転車事故の状況とマナー向上に向けた取り組み）について	71
尾崎知事	72
梶総務部長	76
金谷中山間対策・運輸担当理事	78
大野林業振興・環境部長	78
福田土木部長	79
上野警察本部長	81

高橋議員	83
梶総務部長	84
中根議員	85
1 政治姿勢（T P P 交渉に関する情報を隠したままの国の進め方、協定文書等の全面公開と県としての立場、伊方原発での原子力規制委員会の審査のあり方の点検し直しと再審査、プルサーマル運転の中止、再稼働を避ける手だての徹底検証、節電の呼びかけと再稼働、社会福祉法人の役割と県内法人の経営環境、社会福祉法等の改正案への認識と県内法人に与える影響、障害分野における社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し、社会福祉法等改正への反対、ルネサス高知工場撤退による雇用問題解決のための政府・親企業の責任、企業誘致における教訓と協定の必要性）について	85
2 男女共同参画（こうち男女共同参画プランの総括と次期プランに生かす課題、男性職員の育児休業取得）について	90
3 児童養護施設（家庭的養護の進め方、心理療法担当職員の専門性の蓄積と力量アップのための支援、集団学習になじめない子供の個別指導への助成制度活用、自立支援のための専門的人材の配置と退所者への実態調査）について	91
4 出産・子育て支援（産前・産後ケアの取り組み、産後ケアとしての配食サービスの制度、大学の給付型奨学金制度の導入、少子化克服に向けた財源投入の国への要望）について	91
5 教職員の事務負担軽減（施策の効果と把握方法、学校現場の意見を反映する機関の設置などの取り組み）について	93
6 環境の保全と開発（南国市における山林形状変更等への対応と指導、風致保安林の保全）について	93
尾崎知事	94
岡崎文化生活部長	101
梶総務部長	101
田村教育長	102
井奥地域福祉部長	103
山本健康政策部長	105
大野林業振興・環境部長	105
中根議員	106
尾崎知事	107
梶総務部長	108
田村教育長	108

第3日（12月16日）

出席議員	111
欠席議員	111
説明のため出席した者	111
事務局職員出席者	112
議事日程	112
諸般の報告	113
質疑並びに一般質問	
野町議員	113
1 四国8の字ネットワークの整備促進（県東部のミッシングリンク解消、命の道整備が南海トラフ地震対策にもたらす効果、整備を進めるための国・市町村への働きかけ、芸西インターチェンジ―安芸西インターチェンジ間の道路整備の進捗状況・課題、ハウス移転による建てかえへの支援）について	114
2 南海トラフ地震・津波を含む自然災害への対策（近年の公共土木施設の被害発生状況と対策、自主防災組織活動への支援策、海岸沿い幹線道路走行時の避難方法と避難先等の周知）について	115
3 観光振興（就任以来の総括と435万人観光実現への思い、今後取り上げたい歴史上の人物や地域・物語等の具体的構想、MR J初フライトの高知龍馬空港への誘致、観光ボランティアガイドの位置づけと現場の声の施策への効果的な生かし方、スキルアップの仕組みづくりや活動への支援策、四国遍路を生かした戦略と外国人にやさしい受け入れ環境の充実、東部博の総括と成果の奥四万十博への生かし方、東部博終了後の広域観光への支援、歴史資源を生かした東部の観光振興と国内のさまざまな地域との連携）について	117
4 次世代園芸農業の推進（全国の次世代施設園芸団地での使用エネルギーの導入例と今後推進するハウスの加温方式、企業誘致の取り組み状況と課題、一定規模の農地集積対策、ナスを主体とした農業クラスター形成イメージ）について	119
5 地域医療構想と看護師・医師不足への対応（高知県地域医療構想策定の考え方、看護師・医師の不足・偏在と東部を含む郡部への定着支援、東部への看護学校誘致に対する支援策、在宅医療を支える訪問看護師・医師の不足）について	121
尾崎知事	123
福田土木部長	125
味元農業振興部長	126
野々村危機管理部長	129
伊藤観光振興部長	129
金谷中山間対策・運輸担当理事	132

山本健康政策部長	132
野町議員	134
今城議員	135
1 南海トラフ地震対策（海岸や河川堤防の地震・津波対策を推進する予算の確保、隣接県への避難を含めた広域避難、長期的対策としての道路整備による啓開日数短縮、検討中の道路啓開手順書、四国の広域道路啓開計画）について	135
2 産業振興計画（取り組みの評価を踏まえた新たな柱となるプロジェクト、農業産出額の目標未達成、土佐和牛等飼養数・ミシマサイコ栽培面積の減少、原木生産量目標の未達成、進まない森林経営計画策定、沿岸漁業生産額・水産加工出荷額の目標達成、クロマグロ人工種苗生産技術の開発、法人の参画等による沿岸漁業生産体制の強化、事務系職場の集積に向けた企業誘致、観光分野でのリピーター拡大の好循環、移住者への地域でのサポート体制整備）について	137
3 中山間対策（集落活動センター開設を加速させる関係者間の合意形成、中村・宿毛線の今後の方向性と取り組み、宿毛―佐伯航路の利用促進と維持、へき地診療所の体制と医師の確保）について	139
4 建設業活性化プラン（不落・不調への具体的対策としてのフレックス工期の導入、地域ごとの事業量を考慮した端境期対策）について	140
尾崎知事	141
野々村危機管理部長	143
福田土木部長	144
味元農業振興部長	145
大野林業振興・環境部長	147
松尾水産振興部長	147
原田商工労働部長	149
伊藤観光振興部長	149
中澤産業振興推進部長	150
金谷中山間対策・運輸担当理事	150
山本健康政策部長	151
今城議員	152
石井議員	152
1 子供の貧困対策について	153
2 教育政策（子育て力育成の取り組みと課題、就学前環境の支援・啓発、高校生の職業観や勤労観を養う取り組みと課題）について	153
3 医師確保と地域医療構想（新専門医制度での県の役割・課題と今後の医師確保の展望、専門医研修プログラム作成への積極的なかわり、バランスのと	

れた医療体制の構築、地域医療構想策定ガイドラインの問題点と策定の課題、 今後の医療・介護の状況を見定めた施策と地域の実情に応じた国の支援体制 の必要性) について……………	155
4 県職員の人材育成（能力開発研修の評価と研修後の職員が提案したい新たな 企画・事業への対応、知事賞誉及び事例発表の職員への紹介と県民への公開、 モチベーションの向上を促す人材育成）について……………	157
5 土木行政（県技術職員に対する現状認識、職員の技術力継承）について……………	157
6 幡多広域の観光振興（幡多広域観光振興計画の取り組み状況及び課題と評価 の視点）について……………	158
7 四万十川の清流と景観の保全について……………	159
8 幡多地域の文化施設整備について……………	159
尾崎知事……………	160
田村教育長……………	163
山本健康政策部長……………	164
梶総務部長……………	165
福田土木部長……………	166
伊藤観光振興部長……………	167
大野林業振興・環境部長……………	167
岡崎文化生活部長……………	168
石井議員……………	168
尾崎知事……………	169
山本健康政策部長……………	169
石井議員……………	169

第4日（12月17日）

出席議員……………	171
欠席議員……………	171
説明のため出席した者……………	171
事務局職員出席者……………	172
議事日程……………	172
諸般の報告……………	173
質疑並びに一般質問	
明神議員……………	173
1 個別割り当て制度の導入による漁業復活（全国知事会での早期導入の決議と 政策提言、カツオの持続的漁獲のための国際的ルールづくり）について……………	173

2	歴史資源の紹介と観光振興（こうち旅広場への吉村虎太郎像新設と四天王のPRによる歴史イベントの盛り上げ、奥四万十博の成功に向けた像新設）について	175
3	旅行商品の企画・開発（奥四万十博推進協議会と連携した高知家エクストリームトラベル社での着地型商品の企画・開発及び高幡5市町の魅力の情報発信）について	176
4	伊方原発再稼働への対策（避難計画策定義務づけ区域外での避難計画策定等の対策）について	177
5	特別支援教育セミナーの開催（TOS Sから招聘した講師によるセミナー開催、中学生の不登校率及び小・中・高校の暴力行為発生率が高い要因と早期対応の取り組み並びに今後の改善目標）について	178
6	これからの時代に求められる資質・能力（教育再生実行会議第7次提言で求められる人材の育成）について	179
	尾崎知事	180
	伊藤観光振興部長	183
	田村教育長	183
	明神議員	185
	諸般の報告	186
	質疑並びに一般質問	
	土森議員	186
1	地方創生に関する人口問題（少子化対策強化への決意と展望及び結婚を希望する独身者への支援、企業の地方移転の政策的な位置づけ及び企業へのアプローチ、拡充型に該当する可能性のある企業の分析、政府関係機関の地方移転への対応、国の取り組み継続の重要性、小・中・高校生への家族愛・郷土愛を育む取り組み）について	186
2	高齢者の生きがい、健康づくり（社会貢献や雇用のニーズの受けとめ及び社会参画機会の提供と雇用の創出、シルバー人材センターの機能の発揮、高齢者の元気につながる番組の視聴、クラブ・サークル活動の活性化を促す施策）について	188
3	佐竹音次郎（土佐の偉人として顕彰する必要性、国際交流・観光振興に向けた情報発信、教育現場における道徳題材への取り上げ）について	190
4	いじめ防止対策と道徳教育（いじめ認知件数増加の評価・分析、いじめ防止基本方針への共通理解を深める取り組み状況及びいじめが疑われるケースに機能する組織、小中学校での担任と生徒との情報交換、教員指導力向上のための指導資料の作成及び効果的な研修、命の大切さを教え学ぶ道徳教育の必要性）について	191
5	公務員の不祥事について	193

尾崎知事	193
原田商工労働部長	196
田村教育長	198
井奥地域福祉部長	201
岡崎文化生活部長	202
伊藤観光振興部長	203
梶総務部長	203
上野警察本部長	203
土森議員	204
尾崎知事	204
議案の付託	205
請願の付託	205

第5日（12月25日）

出席議員	207
欠席議員	207
説明のため出席した者	207
事務局職員出席者	208
議事日程	208
故川井喜久博議員に対する追悼	209
中内議員	210
土森議員	210
諸般の報告	212
委員長報告	
依光危機管理文化厚生委員長	212
弘田商工農林水産委員長	214
坂本(孝)産業振興土木委員長	216
池脇総務委員長	219
討論	
坂本(茂)議員	221
梶原議員	223
中根議員	225
採決	227
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第30号—第31号）	229
尾崎知事	229

高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙	230
議案の上程、採決（議発第1号—議発第3号 意見書議案）	231
議案の上程、採決（議発第4号 意見書議案）	231
議案の上程、討論、採決（議発第5号—議発第6号 意見書議案）	232
米田議員	232
議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）	234
吉良議員	234
議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）	237
塚地議員	237
高知県競馬組合議会議員の補欠選挙	239
継続審査の件	239
副知事選任同意に伴う挨拶	
岩城副知事	239
閉会の挨拶	
三石議長	240
尾崎知事	240

巻末掲載文書

委員会報告書	243
平成26年度高知県歳入歳出決算審査報告書	245
平成26年度高知県公営企業会計決算審査報告書	256
意見書に関する結果について	262
議案の提出について	265
人事委員会回答書	267
議案付託表	268
請願文書表	272
議案の追加提出について	280
意見書議案の提出について	
議発第1号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を進める 意見書議案	281
議発第2号 介護福祉士養成施策の充実・強化を求める意見書議案	283
議発第3号 森林吸収源対策の財源確保を求める意見書議案	285
議発第4号 地方の道路整備や老朽化対策の財源確保に関する意見書議案	288
議発第5号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の合意内容についての情 報公開と徹底的な検証及び議論を求める意見書議案	290

議発第6号 環太平洋経済連携（TPP）協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見 書議案	293
議発第7号 教育予算の削減を行わず充実を求める意見書議案	296
議発第8号 消費税増税を前提とした、2016年度税制改定大綱に反対する意見書議案	299
継続審査調査の申出書	301
決算特別委員会審査結果一覧表	303
委員会審査結果一覧表	304
議決一覧表	307

招 集 告 示

高知県告示第677号

高知県議会定例会を、平成27年12月10日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成27年12月 3 日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1 番	上 田 貢太郎 君	2 番	今 城 誠 司 君
3 番	久 保 博 道 君	4 番	田 中 徹 君
5 番	土 居 央 君	6 番	浜 田 豪 太 君
7 番	横 山 文 人 君	8 番	加 藤 漠 君
9 番	川 井 喜久博 君	10 番	坂 本 孝 幸 君
11 番	西 内 健 君	12 番	弘 田 兼 一 君
13 番	明 神 健 夫 君	14 番	依 光 晃一郎 君
15 番	梶 原 大 介 君	16 番	桑 名 龍 吾 君
17 番	武 石 利 彦 君	18 番	三 石 文 隆 君
19 番	浜 田 英 宏 君	20 番	土 森 正 典 君
21 番	西 森 雅 和 君	22 番	黒 岩 正 好 君
23 番	池 脇 純 一 君	24 番	石 井 孝 君
25 番	大 野 辰 哉 君	26 番	橋 本 敏 男 君
27 番	前 田 強 君	28 番	高 橋 徹 君
29 番	上 田 周 五 君	30 番	坂 本 茂 雄 君
31 番	中 内 桂 郎 君	32 番	下 村 勝 幸 君
33 番	野 町 雅 樹 君	34 番	中 根 佐 知 君
35 番	吉 良 富 彦 君	36 番	米 田 稔 君
37 番	塚 地 佐 智 君		

第334回高知県議会定例会会議録

平成27年12月10日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君

35番 吉良 富彦 君

36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

欠席議員

9番 川井 喜久博 君

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 公安委員長 織田 英正 君
 警察本部長 上野 正史 君

代表監査委員 田中克典君
監査委員 吉村和久君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 局長 中島喜久夫君
事務局 次長 川村文平君
議事課 課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主 務 事 溝渕夕騎君



議事日程(第1号)

平成27年12月10日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 高知県行政不服審査会条例議案
 - 第3号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例議案
 - 第4号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例議案
 - 第5号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第6号 高知県職員倫理条例の一部を改正する条例議案
 - 第7号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
 - 第8号 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県医師養成奨学金貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第18号 高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例議案
- 第19号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第20号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第21号 平成28年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第22号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案

第 24 号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案	333報第 8 号 平成26年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第 25 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案	333報第 9 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
第 26 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案	333報第10号 平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
第 27 号 県有財産（建物等）の取得に関する議案	333報第11号 平成26年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
第 28 号 永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事請負契約の締結に関する議案	333報第12号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
第 29 号 国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の締結に関する議案	333報第13号 平成26年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
報第 1 号 平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告	333報第14号 平成26年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
報第 2 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告	333報第15号 平成26年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
第 4	333報第16号 平成26年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
333第16号 平成26年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案	333報第17号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
333第17号 平成26年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案	333報第18号 平成26年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
333報第 1 号 平成26年度高知県一般会計歳入歳出決算	333報第19号 平成26年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
333報第 2 号 平成26年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算	333報第20号 平成26年度高知県電気事業会計決算
333報第 3 号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算	333報第21号 平成26年度高知県工業用水道事業会計決算
333報第 4 号 平成26年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算	333報第22号 平成26年度高知県病院事業会計決算
333報第 5 号 平成26年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算	
333報第 6 号 平成26年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算	
333報第 7 号 平成26年度高知県県債管理特別	



午前10時開会 開議

○議長（三石文隆君） ただいまから平成27年12月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員川井喜久博君から、療養のため今会期中欠席したい旨届け出がありました。

次に、10月31日、議会運営委員会委員横山文人君から、委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、同日、委員会条例第11条第1項ただし書きによりこれを許可するとともに、11月1日、後任の委員に、同条例第5条第1項ただし書きにより野町雅樹君を指名いたしましたので御報告いたします。

次に、商工農林水産委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたし

てあります。

委員会報告書、平成26年度高知県歳入歳出決算審査報告書、平成26年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末243、245、256、303、262ページに掲載



会議録署名議員の指名

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

3番 久保博道君

16番 桑名龍吾君

27番 前田強君



会 期 の 決 定

○議長（三石文隆君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月25日までの16日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月25日までの16日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末265ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第29号「国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」、以上31件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様のお出向をいただき、平成27年12月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

私は、このたびの知事選挙の結果、引き続き知事として県民の皆様方とともに働かせていただく機会を与えていただきました。改めて気持ちを引き締め、対話と実行の姿勢を一層徹底し、全身全霊を傾けて県政運営に取り組んでまいり所存であります。県民の皆様方、議員の皆様方におかれましても、これまで以上の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

これまでの8年間、私は、本県の抱える2つの根本的な課題との戦い、すなわち人口減少のもたらす負のスパイラルとの戦い、そして南海トラフ地震を初めとする数々の自然災害から県民の皆様方の命と暮らしを守る戦いに、全力を挙

げてまいりました。この根本課題に正面から向き合わずして高知の再生はない。このかたい決意のもとで、経済の活性化や南海トラフ地震対策を初めとする5つの基本政策と、中山間対策の充実強化や少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大といった横断的な2つの政策を全力で実行してまいりました。

これまでの取り組みを通じて、一部には、はっきりと手応えが感じられるものも出てまいりましたが、各分野でまだまだ多くの克服すべき課題が残っております。例えば経済の分野でも、担い手の確保は深刻な課題であり、現に、地産外商など新たな事業に取り組み始めたが後継者がいない、正規の仕事がもっといろいろふえなければ地域に残りたいとの若者の希望をかなえることができないといったお話を伺うことも多々あります。若者が地域で誇りと志を持って働ける高知県を実現するために、これからも多くの壁を乗り越えていかなければなりません。また、南海トラフ地震対策に関しても、住宅の耐震化率は本年度末で77%にとどまる見込みであることや、道路啓開、災害時医療救護における体制整備など、多くの分野でいまだに課題は山積しております。

このため、今後、これまでの5つの基本政策と2つの横断的な政策について、その方向性を維持した上でさらなるバージョンアップを図り、県勢浮揚の実現に向けて実効性の高い施策を、スピード感を持って展開していくよう努めてまいります。

また私は、これらの政策を実行し本県が目指す姿を実現していくためには、官民協働、市町村政との連携協調といった姿勢が重要であると改めて確信いたしております。このためにも、県民の皆様や市町村の皆様との対話を積み重ねていくことが重要であると考えており、3期目におきましても、県内各地をきめ細かく訪問さ

せていただきたいと考えております。

これまでの取り組みの土台の上に立って、県民の宿願である県勢浮揚をなし遂げることができるよう、知事を志して以来の基本の基本となる対話と実行の姿勢を一層徹底し、自戒の念を常に忘れず、全力でこれからの4年間の県政運営に当たってまいります。

今議会では、5つの基本政策の着実な推進などのため、総額53億6,000万円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額61億6,000万円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

第1に、経済の活性化に関しては、産業人材の育成や観光振興の取り組みなどについて、来年4月から速やかに切れ目なく施策を展開していくための予算を計上しております。具体的には、まず土佐まるごとビジネスアカデミーについては、地域での学びの場を拡充することなどによって、より多くの皆様の学びのニーズに対応できるよう努めてまいります。また、観光振興については、平成28年の観光戦略として観光キャンペーン、リョーマの休日をリニューアルするとともに、大政奉還150年、明治維新150年を見据えた平成29年以降の総合的な観光戦略を策定してまいります。さらには、県外観光客の周遊促進に向けて、スマートフォン用観光サポートアプリケーションを作製してまいります。

第2に、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に関しては、津波から幼い子供たちの命を守る対策として、認定こども園の高台移転を支援いたします。

第3に、教育の充実と子育て支援に関しては、県民の生涯スポーツの振興とスポーツツーリズムの推進を図るため、高知市東部総合運動場の多目的ドームの整備を支援してまいります。

このほか、本年9月に発生した豪雨災害等による公共土木施設等の災害復旧対策などを迅速

に実施いたします。

続きまして、3期目の県政運営に当たり、まず経済の活性化について、今後の方向性について御説明申し上げます。

人口減少による県内経済の縮みという本県が抱える根本的な課題に対応することなくして、県勢の浮揚はない。このかたい決意のもと、これまで、縮む経済に対抗するための地産外商戦略を柱とする産業振興計画を官民協働により実行することを通じて、県経済全体の底上げに向けた挑戦を続けてまいりました。この結果、地産外商が大きく進み、長年にわたって減少傾向であった各分野の産出額等が上昇傾向に転じるなど、一定の成果があらわれてまいりました。また、長らく0.5倍前後であった有効求人倍率は、本年9月には念願であった1.0倍に達したところであります。しかし、正社員の有効求人倍率はいまだに0.5倍程度にすぎず、また地域間の求人状況の格差も大きいなど、地域に残りたいと願う若者たちの希望を十分にはかなえる状況には至っておりません。

第3期の産業振興計画では、地産外商の取り組みをさらに強化するとともに、その成果を拡大再生産の好循環につなげていくことにより、第1次産業から第3次産業までの多様な仕事を地域地域に数多く生み出していくよう努めてまいります。そして、産業振興計画の目指すところである「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現に向けて、力強く歩みを進めてまいります。

まず、地産外商の強化に関して、各産業分野の取り組みについて御説明申し上げます。

本県の強みである第1次産業については、新たな技術の導入などにより生産額の増加や質の向上を図ることなどを通じて、従事者の所得向上を目指してまいります。

農業分野では、目指す姿である地域で暮らし

稼げる農業の実現に向けて、農業生産の持続的な拡大を図るため、次世代型こうち新施設園芸システムの県内全域への普及などの取り組みを加速化してまいります。具体的には、本県の農業生産を支える家族経営体を強化して、産地の底上げを図るため、既存型ハウスへの環境制御機器の導入を一層加速いたします。また、規模拡大に意欲のある生産者などに対しては、より大型の次世代型ハウスの整備を積極的に支援してまいります。さらに、本県の耕地面積の約8割を占める中山間地域においては、こうち型集落営農組織の各地域への拡大とその法人化を進めるとともに、農業を地域全体で支え、競争力を高める中山間農業複合経営拠点の整備を促進いたします。

林業分野では、本県の豊富な森林資源を余すことなくダイナミックに活用することを目指し、川上から川下までの一体的な取り組みをさらに骨太なものとするよう努めてまいります。具体的には、林業学校において、高度かつ専門的な人材の育成に取り組みますとともに、県内の加工体制の強化を図りますため、製材所やC L T部材工場などの設備投資を支援してまいります。また、C L Tの普及や低層非住宅建築物の木造化推進などにより全国的な木材利用の拡大と県産材のさらなる需要増加を目指してまいりますほか、パートナー企業との連携強化などを通じて県産材の地産外商を拡大するとともに、韓国など国外への輸出を促進いたします。

水産業分野では、養殖業を含む沿岸漁業の振興を図ることによって漁業生産量をしっかりと確保するとともに、生産拡大による効果が加工・流通などの関連産業へ波及するよう取り組んでまいります。具体的には、クロマグロなどの人工種苗の生産体制を確立し、養殖生産ビジネスの拡大に取り組めますほか、加工施設の高度化や衛生管理体制の強化など、既存の加工関連ビ

ジネスのステップアップを図るとともに、新たな企業立地も進めてまいります。また、高知家の魚応援の店などを通じた外商活動についても、より強化してまいりたいと考えております。

去る10月5日、環太平洋経済連携協定、いわゆるT P P交渉が大筋合意に至りました。本県の農業産出額の約8割を占める中山間地域を初め、畜産、米の分野を中心にその影響が懸念されているところであります。国に対して、中山間地域が多いといった本県の実情にも適した対策をしっかりと講じることなどについて申し入れを行う一方、県としましても、以上のような産業振興計画の取り組みを推進することにより、持続可能な農林水産業の確立に努めてまいります。

6次産業化の取り組みは、第1次、2次、3次の全ての産業分野にわたって経済波及効果を生み出し、多様な雇用の創出にもつながっていくものでありますことから、さらなる強化を図っていく必要があると考えております。これまで、地域アクションプランの取り組みや農業創造セミナーの開催などを通じて、地域資源を活用した新たな農水産加工品の開発、販路開拓などの取り組みを支援してまいりました。その結果、地域産品の販売拠点となる直販施設が次々とオープンするとともに、地域における加工品づくりの取り組みも活発に行われるようになってきたところです。今後は、これらに加えて、市場が求める加工食品の商品化と原材料の産地形成に、生産から加工、流通、販売までの関係者が協力して取り組む新たなプロジェクトを進めるなど、6次産業を核とした地域の新たな基幹事業の創出に向けて官民協働で挑戦してまいります。

第2次産業についても、これまでの高知のものづくりの支援策をさらに強化してまいりたいと考えております。

ものづくりの振興については、ものづくり地産地消・外商センターにおいて、事業者の皆様のものづくりの一連の流れを一貫して支援してまいりました。その結果、最終製品の製造に挑戦する企業が増加し、外商支援による成約額が、平成24年度は2億5,000万円であったものが、昨年度は27億1,000万円となるとともに、製造品出荷額等は5,000億円台を回復するなど、一定の成果があらわれております。この流れを加速し、より力強いものとするため、企業の経営ビジョンやビジネス戦略づくりなどについても支援を行うなど、センターにおける一貫支援の取り組みをもう一段強化してまいります。

あわせて、本県の強みである紙産業の競争力強化については、紙産業技術センターに導入した新たな機械設備を活用した新素材の研究開発を推進するとともに、センターでの研究成果を生かした商品開発や新たな販路開拓などの外商支援を徹底してまいりたいと考えております。

加えて、第2期計画から重点的に育成を開始した防災関連産業については、製品数、売上高がともに伸び大きく成長しておりますことから、国内にとどまらず、地震対策が必要な台湾や東南アジアなどの国外での外商も強化してまいります。

第3次産業については、本県観光のさらなる飛躍を図るとともに、本県産業の新たな強みとしてコンテンツ産業の振興に取り組んでまいります。

観光振興については、平成29年の大政奉還150年、翌30年の明治維新150年と、歴史的にも意義があり、本県にも関連の深い記念の年を迎えますことから、この機会を生かすため、しっかりと戦略を練り上げた上で、歴史を中心とした博覧会を開催してまいりたいと考えております。その際、次の3点に留意して取り組みを進めてまいります。

第1に、平成の薩長土肥連合の取り組みなどを通じ、国内のさまざまな地域と連携することにより、この博覧会が全国的な盛り上がりを見せるような取り組みとなることを目指してまいります。

第2に、県内のさまざまな歴史上の史跡や遺産、物語をしっかりと磨き上げていきたいと考えております。平成30年までの3年間を通じてさまざまな歴史資源を磨き上げていくことにより、博覧会終了後には地域地域にしっかりとした歴史観光の基盤が整い、持続的な観光振興に資することとなるよう目指してまいります。

第3に、こうして磨き上げられた歴史資源と、地域の食、自然などが一体となった周遊コースをつくり上げ、地域の産業群となる観光クラスターを形成するよう努めてまいりたいと考えております。このため、まず土佐の観光創生塾の取り組みを通じて地域の人材を育成していくとともに、これまでの地域博覧会の取り組みの成果も生かしながら、広域観光組織の育成支援なども行ってまいります。これらを土台として、地域地域に観光クラスターが形成されるよう、地域の皆様と連携して取り組んでまいります。

国際観光の推進については、国外からの誘客対策や受け入れ体制を強化して取り組んでいるところであります。こうした中、県内での外国人の延べ宿泊者数は、昨年は3万人泊余りであったものが、速報値では本年1月からの9カ月間で既に約2万9,000人泊に達しており、この流れを加速化させるよう取り組みをさらに強化してまいります。

具体的には、まず本県の観光資源を生かした周遊ルートづくりを通じて、外国人観光客の嗜好やニーズに応じた鉄板の観光商品の造成を目指します。また、本年度から高知県観光コンベンション協会に配置した国際観光推進コーディネーターによるセールス活動はもとより、台湾

などの現地拠点も活用して国別のセールス活動を一層展開いたします。さらには、観光関連施設の徹底した多言語化などを進めることにより、外国人観光客の受け入れ体制の質の向上も図ってまいります。加えて、観光情報サイト、VISIT KOCHI JAPANや海外のマスメディアなどの活用を通じて、本県が持つ豊かな自然、食、文化など観光地としての魅力情報の発信を一層強化するとともに、よさこいの戦略的な活用により、本県の認知度を飛躍的に向上させるプロモーションの展開を図ってまいります。

コンテンツ産業やコールセンター、バックオフィスなどの事務系職場については、本県には不足しているものの、若者の就職希望が多い分野であることから、より一層力を入れて誘致や育成を図ってまいります。

このうち、コンテンツ産業については、これまでの取り組みによって本県と県外関連企業とのネットワークが広がり、また首都圏のゲーム関連会社による合弁会社が設立されるなど、本県における企業集積の土台が形成されつつあります。コンテンツ産業は、ネットワークを通じて事業を展開できるため立地が地理的条件に左右されず、また県内に雇用の場が少ないがゆえに県外に流出していた若者の雇用の受け皿としても期待できるなど、有望な産業分野であります。今後、県外企業の積極的な誘致に引き続き取り組むとともに、県内企業のコンテンツ分野への参入を支援してまいります。さらに、担い手となる技術者の確保や育成について、本県独自の取り組みを行うことなどにより、企業立地に当たっての本県の強みとしてまいりたいと考えております。

次に、外商活動については、地産外商公社やものづくり地産地消・外商センターなどの取り組みを一層充実させるとともに、国内にとどまらず、国外への本格展開を図ってまいります。

まず、国内での食品分野の外商活動については、地産外商公社の活動の全国展開をさらに進めるとともに、大手卸売業者やパートナー企業との連携を一層強化して、取引先の開拓を行ってまいります。地産外商公社が外商活動を行う首都圏、関西・中部、中国・四国・九州の各エリアにおいて、大手卸売業者のネットワークを生かした外商を展開することなどを通じて、より多くのバイヤーなどが集まる商談会への県産品の出展を拡大してまいります。また、パートナー企業による同行営業の機会をふやすことなどによって、新規の販路開拓を進めてまいります。加えて、高質系の量販店のネットワークを生かした外商の展開や、新たな外商先へのアプローチなど、官民協働による外商活動の取り組みを一層強化いたします。これらを通じて、外商に挑戦する県内事業者の皆様のビジネスチャンスを広げて、より大きな商流につなげてまいりたいと考えております。

また、県内の食品加工にかかわる事業者の個別課題に対応したサポートチームによる支援を強化して、新商品の開発や設備増強といった各事業者の成長を後押ししてまいります。あわせて、衛生基準等に適合しないがゆえに商談機会を逃すといったことのないよう、県内事業者の生産管理体制のさらなる高度化に向けた支援を強化することとしております。

さらには、外商活動を、国内の取引にとどまらず、国外へと展開してまいりますため、食品分野の輸出に関しては、引き続きユズの輸出振興に取り組むとともに、ユズの輸出で培ったノウハウを生かしながら、新たに土佐酒の輸出拡大を目指してまいります。また、国別、品目別の輸出戦略づくりとあわせて、新たに力を入れる次の品目や貿易に取り組む企業の掘り起こしに取り組んでまいります。

ものづくり系の外商活動については、先ほど

申し上げましたとおり、最終製品の製造に挑戦する企業が増加し、ものづくり地産地消・外商センターの外商支援による成約額が大きく伸びるなどの成果があらわれてきたところであります。

今後は、こうした成果のさらなる拡大に取り組みますとともに、国内にとどまらず、国外での外商支援の取り組みも本格化させていきたいと考えているところです。このため、本年度から、貿易促進コーディネーターの常駐によるものづくり地産地消・外商センターの体制強化や、台湾、タイでの見本市、商談会への出展支援などに取り組んでいるところであります。今後は、さらに多くの国での見本市や商談会への出展支援を行うとともに、海外バイヤーを招聘して本県のものづくりの技術を直接視察いただくことを通じて、より多くの企業のビジネスチャンスと成約につなげてまいりたいと考えております。こうした取り組みに加えて、新たな国や地域での展開も視野に入れ、海外市場調査も進めてまいりますなど、企業の海外展開を一層支援してまいります。

次に、地産外商の成果を拡大再生産へとつなげる取り組みについて御説明申し上げます。

拡大再生産の好循環を実現してまいりますためには、3つの取り組み、すなわちさまざまな分野における担い手を確保する取り組み、地域地域で関連産業の集積を促す取り組み、そして新たな起業の促進などにより継続的に活力を創出する取り組みが重要であると考えております。

まず、産業人材の確保については、各産業分野の担い手が依然として減少している状況を踏まえ、移住施策とも連携した県内外での担い手確保対策と、将来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

各分野においては、農業担い手育成センターや産地提案型の取り組みによる農業の担い手確

保対策、法人の参画などによる計画的な漁業の担い手確保対策や林業学校の充実強化などを通じて、産業の将来を担う多様な人材の育成に取り組んでまいります。また、事業承継・人材確保センターでは、新たな事業展開や企業が必要とする人材の確保について、より多くのマッチングに取り組んでまいります。移住促進の取り組みに関しては、これまでの取り組みによる成果を土台に、地方での就業や起業を志す移住関心層に対する情報発信を強化するとともに、産地体験ツアーなどを数多く実施するなど、より多くの移住につながるよう施策を強化してまいります。また、福祉や農業などの各分野において、担い手の確保策と移住促進策とを組み合わせ、移住者に担っていただく仕事や役割などを明確にして移住関心層の志に訴える、いわゆる志移住を一層推進してまいります。

各産業分野の担い手となる人材を確保するための人材誘致については、各産業分野の拡大再生産にとりましても必要不可欠な要素となりますことから、首都圏の人材情報などを収集する求職コーディネーターとも連携し、志を持った都市部の人材に対し、県内のニーズをしっかりと届けていくよう取り組んでまいります。

さらに、本県の産業をもう一段力強く成長させていくためには、地域に根差した産業を核としたクラスターを、地域地域で戦略的に生み出していくことが重要であります。

第1次産業は、本県の強みであることはもとより、地域に根差した取り組みが行われている地域の基幹産業でもあります。その第1次産業を核として、地域地域に関連する産業群を生み出していくことは、地域において、持続的な雇用とより大きな経済波及効果を創出することにつながってまいります。例えば農業分野では、次世代型ハウスによる施設園芸団地を整備し、このハウスを核とした食品加工場、物流拠点、

直販所、レストランなどの関連産業を集積させるといった形で、地域地域に農業関連クラスターをつくり出していきたいと考えております。こうした取り組みにより、地域地域に第1次産業から第3次産業までの多様な仕事を創出し、若者が地域に残ることができる土壌をつくり上げていくことを目指してまいります。

今後、関連する産業の事業者や市町村の皆様のお意見もお伺いしながら、こうした地域の産業クラスターの形成に向けた政策パッケージの検討を進めてまいります。

また、地域地域の持続的な発展をもたらすためには、継続的に新たな挑戦が行われる環境を醸成していくことが大切であります。このため、新たな起業を促していくための施策を抜本強化していきたいと考えております。

本年4月に開設した産学官民連携センターコプラを核として産学官民の連携を一層深めながら、ひいては起業を志す多くの方々が県内を初め全国から本県に集まり、高知が新たな事業を立ち上げていく拠点、いわば起業のメッカとなるよう取り組んでまいります。具体的には、土佐まるごとビジネスアカデミーなどの産業人材育成の取り組みを強化するとともに、県内外の産学官民の交流と連携をさらに深め、アイデアを出し合いながらビジネスプランを磨き上げる連続講座やアイデアソン、ビジネスプランコンテストなどの機会をふやしてまいります。また、企業などが新たなビジネスを創出する、いわゆる企業内起業も含め、起業を目指す人材の養成と事業の立ち上げを支援する仕組みを構築してまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

これまで、本県が抱えるさまざまな課題に対して、保健・医療・福祉のそれぞれの分野で取り組みを進めてまいりました。その結果、がん

検診や特定健診の受診率が向上したほか、県内で初期臨床研修を行う若手医師が増加するとともに、高知型福祉の拠点となるあったかふれあいセンターの整備が県内各地に広がるなど、各分野において一定の成果も見られております。しかしながら、働き盛り世代の死亡率は依然として全国に比べて高く、過疎化、高齢化のより進む中山間地域などでは、福祉や医療サービスの提供も厳しい状況にあります。加えて、県内で一定数の子供たちが厳しい環境に置かれているなど、県民が、住みなれた地域で、健やかで心豊かに、安心して暮らし続けることのできる高知県の実現に向けては、いまだに多くの課題が残されております。

今後、こうした本県が抱える根本的な課題に対して、より本格的な対策を講じてまいります。日本一の健康長寿県構想を大きく5つの柱に沿ってバージョンアップしてまいります。

まず1つ目の柱は、壮年期の死亡率の改善であります。いまだに高い働き盛り世代の死亡率を改善するため、引き続き生涯を通じた県民の健康づくりを推進してまいります。

死亡原因の第1位であるがんについては、早期発見、早期治療に重要な役割を果たすがん検診の受診率向上を図るとともに、質の高い医療を提供するため高知医療センターの新がんセンター整備を支援するなど、がん対策をさらに充実いたします。また、正しい生活習慣を促す特定健診の受診率向上や保健指導の充実により、脳血管疾患を初めとする血管病予防対策に取り組むとともに、子供のころから健康的な生活習慣を定着させるため、小・中・高等学校における健康教育の実践を徹底してまいります。

2つ目の柱は、地域地域で安心して住み続けられる県づくりであります。県民の皆様が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、高知型福祉のネットワークをさらに強化するこ

とや、地域の実情に応じた医療提供体制の充実など、取り組みをもう一段深化させてまいります。

まず、あったかふれあいセンターについて、これまでの集いや訪問などといった日常生活への支援にとどまらず、リハビリテーション専門職の派遣などによる介護予防サービスの提供や認知症カフェの設置などの機能強化を図ることにより、在宅医療・介護・福祉が連携した高知型福祉のネットワークをさらに充実いたします。また、県民の皆様が安心して在宅での療養を選択できるよう、訪問看護師の育成や中山間地域等の訪問看護サービスの充実を図りますとともに、日常生活を支える機能回復などの支援を行うなど、在宅医療提供体制の整備を推進してまいります。

あわせて、地域の医療提供体制の核となります医師の確保については、平成29年度から開始される新たな専門医制度を見据えて奨学金制度を改正するなど、若手医師にとって魅力あるキャリア形成環境の整備充実を図ることにより、若手医師の県内定着を促進し、地域地域に医師が適正に配置できるよう取り組んでまいります。

3つ目の柱は、現在さまざまな形で厳しい環境に置かれている子供たちへの支援であります。本年度から重点課題として位置づけ、取り組みを強化している支援策について、本年度中に子供の貧困対策計画を策定し、もう一段の取り組み強化を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、貧困の連鎖を教育の力で断ち切るための対策として、就学前から高等学校までの各段階における学習支援の拡充や教育相談支援体制などの充実強化を図りますとともに、児童養護施設などに入所している子供たちへの学習面や就職面でのサポート機能の強化や、ひとり親家庭の保護者などへの就労支援の充実など、福祉、教育全般にわたり、子供たちの発育段階

に応じた総合的な対策を講じてまいります。

4つ目の柱は、喫緊の課題となっている少子化対策であります。より多くの県民の皆様の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を、より早くかなえていくためには、社会全体で少子化対策を推進していこうという機運が高まっていくことが何より重要となります。そのため、ライフステージの各段階に応じた対策を強化することとあわせて、少子化対策を官民協働による県民運動へと抜本強化するための取り組みを進めてまいります。

まず、結婚支援では、マッチングシステムや婚活サポーターなどによる職場や地域など身近な場所での出会いの機会の創出や、若いころからライフプランにかかわる医学的知識などを身につけていただくための学習機会の提供などに取り組んでまいります。また、多様な働き方を可能とする保育サービスの充実など切れ目のない子育て支援策の強化を図るとともに、家庭内での家事、育児の適切な役割分担に向けた啓発などにも取り組みます。さらには、女性が安心して結婚し、子育てをしながら働き続けられる職場環境づくりを支援するなど、ワーク・ライフ・バランスの取り組みも推進してまいります。

こうした取り組みとあわせて、民間企業などの皆様に参画いただく、高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、高知県少子化対策推進県民会議や高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーとの強固なネットワークを構築していくことにより、少子化対策が県民運動としての盛り上がりを持つものとなるよう、官民協働の取り組みを推進してまいります。

5つ目の柱は、医療や介護・福祉サービスなどの提供を安定して支えていくために必要となる人材と産業の育成であります。

少子高齢化が進展する中で、高知型福祉の取り組みを着実に推進していくためには、まずは

地域で活躍していただく人材を安定的に確保していくことが必要となります。このため、福祉人材センターのマッチング機能のさらなる強化や福祉研修センターの研修体制の充実、さらには介護福祉士などの資格取得支援策の拡充などを図ってまいります。あわせて、新たな雇用の創出といった面からの検討も重ねてまいりますなど、地域の活性化につながる産業育成の視点に立った取り組みも進めてまいりたいと考えております。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

教育委員会では、これまで、高知県教育振興基本計画重点プランに基づき、全国と比較して厳しい状況にある本県の子供たちの学力、体力の底上げや、生徒指導上の諸問題の解決に向けて、知・徳・体の分野ごとに目標を掲げて、一連の教育改革を進めてまいりました。その結果、小学校の学力が全国上位クラスに向上するなどの成果があらわれてきたところではありますが、小中学校ともに思考力や判断力、表現力に弱さが見られますとともに、中学校の学力の改善状況はここ数年足踏み状態にある上、小中学校における暴力行為や不登校なども依然として高い数値で推移するなど、いまだに厳しい状況にあります。こうした状況を改善するため、総合教育会議において、現在、教育上の諸問題について深く掘り下げ、解決に向けた真に有効な対策を打ち出すための議論を重ねているところであります。

今後、こうした議論の方向性や取り組みを踏まえた上で、本年度末には、教育等の振興に関する施策の大綱を策定して、夢に向かって羽ばたく子供たちの、知・徳・体を力強く育む高知県を目指して全力で取り組んでまいります。

これまでの総合教育会議における議論の中では、学校を取り巻く課題が多様化、複雑化する

中において、学校組織が少数の管理職と多数の教員で構成されているために組織としての取り組みが弱いこと、日々の授業が個々の教員に任されており教員同士が連携した授業力向上の取り組みが十分でないこと、さまざまな課題が複雑になり学校内の体制だけでは対応が困難な状況にあることなどといった課題が改めて見えてまいりました。そのため、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力を高めるとともに、外部の専門家や地域の人材の力もおかりしながら学校の目標の実現や課題の解決を図る、いわゆるチーム学校の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

まずは、全教職員がそれぞれの学校のビジョンを共有した上で、授業力の向上や生徒指導の充実に向けて具体的な取り組みを組織的に行っていくことが大切であります。このため、組織のミドルリーダーの役割を担う教員の配置を拡充し、学校内の教職員同士の連携を強めるよう努めてまいります。特に、授業力のさらなる向上に向けて、教科主任や経験と力量を備えた教員が若い教員を指導するといった、教員同士が学び合い、高め合う仕組みを構築することにより、日常的な学び合いを通じた人材育成も進めてまいります。このような取り組みは、今後、多くの教員が退職し、若い教員がふえることが見込まれている中で、すぐれた人材を早期に育成するという観点からも非常に有意義なことだと考えております。

加えて、学校だけでは解決が困難な状況にも対応するため、スクールカウンセラーなどの専門人材の力もおかりすることで、学校における構造的な課題へのきめ細やかな対応を図ってまいります。さらには、地域の方々にも子供たちの見守りや学習支援などに参画していただきたいと考えております。

こうしたチーム学校の取り組みにより日々の授業や生徒指導などの改善を進め、子供たちの知・徳・体の向上につなげてまいります。

また、本年度からは、厳しい環境にある子供たちへの支援を抜本強化して取り組んでいるところでもあります。

教育の分野では、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、就学前から高等学校までの各段階に応じて一貫した対策を進めております。特に、家庭における学習環境が十分でない子供たちへの支援として、小中学校や高等学校において放課後の補充学習などに取り組んでおり、学力の定着に課題のある子供たち一人一人のつまずきに応じたきめ細やかな学習支援を進めているところでもあります。

さらに、厳しい環境にあるがゆえに不登校などの生徒指導上の課題を抱えている子供たちへの支援としまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するなどの相談支援体制の充実により、子供や家庭が抱えるさまざまな課題への対応を強化しております。

今後、就学前から高等学校までの各段階に応じて一貫した対策をさらに進めますとともに、社会的自立が困難となっている若者に対して、就学や就労の相談窓口である若者サポートステーションの支援内容を充実するなど、切れ目のない対策を一層強化して取り組んでまいります。

子供たちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、学校が抱える課題も多様化しており、学校だけでは解決が困難な状況も出てきております。

そのため、地域の力もおかりして社会全体で子供たちを見守り育てる体制づくりが必要であると考え、学校と地域との連携・協働による教育支援を展開していくため、学校支援地域本部の立ち上げを進めてまいりました。現在、22市

町村に85の学校を支援する40の地域本部が設置され、地域の方々が参画した学習支援など、さまざまな教育支援活動が行われております。このような学校と地域との連携体制が県内全域で構築され、地域の課題に応じた、より効果的な取り組みが進められるよう取り組んでまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策につきましては、死者数を限りなくゼロに近づけていくため、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ地震対策行動計画を策定し、全力を挙げて対策を進めてきたところでもあります。その結果、発災直後の命を守る対策において課題であった津波避難空間の整備に一定のめどが立つとともに、公共施設の耐震化などの取り組みも進み、さらには、総合防災拠点の整備や道路啓開計画の策定など応急期の対策もスタートしております。しかし、まだまだ多くのやるべきことが残されているのが現状であります。

今後は、対処すべき領域をさらに広げ、揺れ対策や火災対策なども含め、命を守る対策の完成度をより高めてまいります。さらに、助かった命をつなぐ対策についても、避難所の確保対策や医療対策などをきめ細かく行いますとともに、応急期から復旧・復興期までを見据えた取り組みを進めてまいります。

これらの取り組みに必要な施策を盛り込むべく、現在、第3期行動計画の策定を進めているところです。この策定に当たっては、これまで進めてきた施策を、施策間のつながりを明確にする、取り組んでいく施策が定量的に十分かどうかを検証する、地域地域が置かれている実情に合わせて市町村や地域の皆様との連携協調を一層重視するといった3つの視点を持って改めて点検いたします。その上で、新たな課題のみ

ならず、この点検を通じて見えてきた課題への対策も盛り込んだ計画としてまいります。

命を守る対策では、まず揺れ対策として、住宅の耐震化率100%の早期達成を目指して取り組みを加速化してまいります。

地震による強い揺れから身を守り、安全、確実な避難を実現するためには、建物の耐震対策が重要であり、市町村との連携のもと、住宅の耐震診断の勧奨などの対策に取り組んでいるところであります。しかしながら、住宅の耐震化率は、本年度末で77%にとどまる見込みでありますことから、住宅を戸別訪問し耐震診断を促すなど、市町村と連携した取り組みを強化してまいります。

また、津波からの避難対策として、県内各地で整備された津波避難空間を使いこなし、一人一人が確実に避難できるよう、現在、地域津波避難計画が作成されている沿岸部の19市町村において、地域本部が中心となり、住民の皆様とともに現地での避難路の点検を行っております。その中で、ブロック塀の倒壊などにより、安全な避難が困難になるおそれがあるなどの課題も明らかになっておりますことから、市町村とも連携しながら地域地域の実情に応じた対策を検討し、津波避難対策の実効性の確保に努めてまいります。

さらに、火災対策として、地震火災対策重点推進地区における出火・延焼防止対策や安全な避難対策を進めてまいります。山津波対策につきましても、砂防事業などのハード対策と避難訓練や防災学習会の実施などのソフト対策を一体的に進めるとともに、平成31年度の指定完了を目指し、土砂災害警戒区域の指定を加速いたします。

次に、命をつなぐ対策では、まず避難所の確保対策として、県全体でいまだに約8万人の収容能力が不足していることから、既存の避難所

の収容力拡大や新たな避難所の指定などの対策とともに、市町村域を越えた広域避難体制の構築を進めてまいります。あわせて、発災後、住民の皆様が主体となって避難所を速やかに開設し、円滑に運営していくことができるよう、現在、県内10カ所のモデル地区で避難所を運営するためのマニュアル作成を進めております。今後は、災害時の円滑な避難所の立ち上げを目指して、県内全域の避難所でマニュアルが作成されるよう取り組んでまいります。

また、災害時の医療救護活動については、地域ごとの前方展開型による医療救護体制の整備を推進してまいります。それぞれの地域でより実効性のある医療救護活動を展開するため、現在、6つの地域で被害想定や医療資源の状況を踏まえた地域ごとの行動計画の策定を進めております。これらの地域での取り組みも踏まえながら、さらに多くの地域で行動計画が策定されるよう取り組みを進めてまいります。

さらに、発災後の迅速な救助や救出、医療救護活動や支援物資の搬送など、応急期の対策の根幹となります道路啓開について、優先して啓開すべきルートなどを定めた計画の策定を進めているところであります。加えて、啓開日数の短縮に向けた対策や啓開作業の手順書を作成するなど、国や建設業協会など関係機関と連携しながら、道路啓開計画の実効性を確保してまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。県民の皆様のお安全・安心の確保と地域経済の活性化に向けて、依然として全国に比べて立ちおけているインフラ整備を促進するとともに、県内建設業の活性化に向けた取り組みも進めているところであります。

四国8の字ネットワークの整備促進については、命の道として必要不可欠であり、南海トラフ地震対策を進める上での重要課題としても位

置づけ、ミッシングリンクの解消に向けて取り組んでまいります。

中山間地域の道路整備については、地域に暮らす住民の皆様のお意見を伺いしながら1.5車線の道路整備などを進めてきたところであります。こうした地域の暮らしを守るインフラを着実に整備することにより、中山間地域の生活の利便性向上とあわせて、産業振興や観光客の増加などといった地域の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

そのほか、豪雨により大きな浸水被害を受けた河川流域の再度災害防止対策を進めるとともに、最大クラスの津波に対しても減災効果が発揮できる防波堤や海岸堤防の整備など、引き続き災害対応力の向上を図ってまいります。

また、インフラ整備や地域防災の担い手であるとともに地域の雇用や経済を支える基幹産業でもある県内建設業の活性化に向け、高知県建設業活性化プランを取りまとめ、公共工事の品質と担い手の確保、県内建設業の活性化への支援、コンプライアンスの確立の3つの柱に基づき、建設業の新たな展開を目指しているところであります。

これらの取り組みにより、県内建設業者の新技術の開発と施工力の向上などへの支援を行うことを通じて、独自の技術により県外展開を図ろうとする企業の後押しを行ってまいりたいと考えております。また、施工やマネジメントに関する技術研修の実施など、経営の安定化や雇用環境の改善に向けた支援を行い、未来の建設業を支える人材の確保にもつなげてまいります。

次に、中山間対策に関し、今後の方向性について御説明申し上げます。県土のほとんどを占める中山間地域の再生なくして県勢浮揚はなし得ない。この強い決意のもと、中山間地域の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けて、対策を重点化して取り組んで

きたところであります。

本県の強みは中山間地域にこそあります。これからの4年間においても中山間対策を重点化して、引き続き次の3層構造での取り組みを全力で進めてまいります。

まず1層目は、産業振興計画の成長戦略の取り組みであります。引き続き、中山間地域の基幹産業である第1次産業やその関連産業の振興などに重点を置いて取り組みを進めてまいります。そして2層目は、地域アクションプランの取り組みであります。地域地域での取り組みをしっかりとビジネスとして、またやがては地域の基幹産業となるよう育成してまいります。

他方、中山間地域には、こうした成長戦略や地域アクションプランの取り組みが届きにくい、極めて厳しい地域もあることから、そうした地域において、1層目、2層目と連動して進めているのが、3層目に位置づける集落活動センターの取り組みであります。現在、県内18カ所で立ち上がっている集落活動センターが、集落の暮らしを守る拠点となるよう、経済活動や人材育成など、それぞれの基盤の確立に向けた取り組みをしっかりと支援するとともに、あったかふれあいセンターの取り組みなどとも連携し、地域の日常生活や福祉活動を支える拠点としての機能を充実できるように支援してまいります。こうした取り組みなどを通じて、集落活動センターの30カ所程度の早期の立ち上げを図り、これらのセンターをロールモデルとすることにより、将来的には県内全域に130カ所程度のセンターを開設することができるよう取り組んでまいります。

次に、少子化対策については、先ほど申し上げましたとおり、全般にわたり対策を強化してまいります。その実効性を確保するために重要なことは、いかにしてこの少子化対策の取り組みを官民協働による県民運動へとつなげてい

くかということだと考えております。

このため、現在の高知県少子化対策推進県民会議について、機能を抜本的に強化していただくこととしており、今月初めに開催された同会議において、結婚支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進などといった新たな部会が設置されることになりました。

今後は、それぞれの部会において官民が協働した実践活動やPDCAサイクルを通じた進捗管理などに取り組むこととしており、加えて、高知家の出会い・結婚・子育て応援団の取り組みの連携を強化することによって、少子化対策を官民協働の県民運動としていくことができるよう力強く取り組んでまいります。

次に、女性の活躍の場の拡大につきましては、結婚や出産、育児など、さまざまなライフステージを迎える女性が希望に応じて働き続けられるよう取り組みを進めてまいります。

とりわけ、出産や子育てのために一定期間職を離れても、これまでのキャリアを生かせるような環境を整えることは、女性の活躍を推進する上でも重要でありますことから、復職支援などの取り組みを一層充実させてまいりたいと考えております。

昨年開設した高知家の女性しごと応援室では、就労や復職を希望する女性にきめ細やかな支援ができるよう体制を充実するとともに、幅広い業種の求人情報が応援室に集まる仕組みを構築するなど取り組みを強化したところであります。今後は、相談者の傾向や求人情報の分析を深めるとともに、相談者へのアフターフォローや企業への情報提供などにより、確実な就労につなげられるよう取り組みを進めてまいります。

また、イクボスの普及や家庭生活における男女共同参画に向けた意識啓発などにも取り組んでまいります。

あわせて、経済団体と連携し県内企業が行う

女性の登用促進の取り組みの後押しを行うなど、女性が働きやすい環境づくりを推進してまいります。

次に、ルネサス高知工場の集約に関して御説明申し上げます。

今月1日、ルネサスエレクトロニクス株式会社が、同社の子会社であるルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社の高知工場について、今後2年から3年をめどに工場閉鎖を伴う集約を行う方針を公表いたしました。昭和61年10月にルネサス社の前身となる三菱電機株式会社が高知工場の操業を開始して以来、高知工場は、約30年にわたり県民の雇用の確保や製造業の振興を通じて県経済の活性化に大きく貢献していただけてきただけに、今回の集約の方針決定はまことに残念であります。

県としましては、本年3月にルネサス社から高知工場の集約を検討中との情報を非公式に入手して以来、同社に対して、集約の方針を見直し、撤回していただくよう求めてまいりました。また、仮に高知工場の集約が避けられないのであれば、高知工場の従業員の皆様の雇いを円滑に継続するため、ルネサス社に雇用の継続を求めるとともに、高知工場の譲渡先の確保を図るよう要請してまいりました。さらには、新たな雇用の場を創出するため、高知工場の第2棟の建設を前提に県が整備した香南工業用水道をめぐる経緯を先方に詳しく伝えた上で、長年活用されていなかった同社所有の第2棟用地を県に無償で譲渡していただくよう粘り強く交渉してまいりました。

結果として、高知工場の集約の方針は撤回されるには至りませんでしたけれども、このたび、ルネサス社は高知工場の譲渡先の確保に努め、県はこれに協力すること、ルネサス社は第2棟用地を県に無償で譲渡すること、県は第2棟用地を県指定の工業団地とし企業立地に努力する

こと、ルネサス社と県はこれらを通じて高知工場の従業員の雇用継続に努力することなどについて、同社と確認したところであります。これらの確認内容について、ルネサスエレクトロニクス株式会社及びルネサスセミコンダクタマニファクチュアリング株式会社と合意してまいりたいと考えており、今議会に所要の議案を提案しております。

また、今回の確認に基づき、高知工場の譲渡先の確保と第2棟用地を活用した企業立地を着実に推進してまいりますため、今月2日、商工労働部長を本部長とするルネサス高知工場集約対策本部を設置したところであります。今後は、高知工場の従業員の皆様の雇用の維持を第一に、高知工場の譲渡先の誘致や第2棟用地の分譲希望先の掘り起こしなどをスピード感を持って進めてまいりますとともに、従業員の皆様からのさまざまな御相談についても対応するなどいたしてまいります。

県としましては、今後、ルネサス社としっかり連携し、高知工場の従業員の皆様の雇用の維持に向け、万全を期してまいります。

次に、四国電力伊方発電所の再稼働の動きに関して御説明申し上げます。

去る10月26日、立地県である愛媛県知事が再稼働について同意するとの判断を示されたことを踏まえ、同日、私の考え方を述べさせていただいたところでもあります。これまで、県民の皆様のお意見や県議会での御議論もいただきながら、四国電力との勉強会で伊方発電所の安全性や再稼働の必要性を確認してまいりました。勉強会において、安全性については、中央構造線断層帯が一度に動くといった場合まで想定して耐震対策を行っていることなどについて、また再稼働の必要性については、老朽化した火力発電所を総動員して何とか電力の供給力を確保している状況であることなどについて説明がなさ

れましたが、これらについては合理的な説明ではないかと考えております。こうしたことに鑑みれば、私としましては、県民生活や県経済に不可欠な電力を安定供給するためには、現時点では、伊方発電所3号炉の再稼働はやむを得ないとの考えであります。

しかしながら、本県が求めてきた将来に向けて原発への依存度を徐々に低減すべきとの点について、そうした趣旨の回答はいまだに得られておらず、本県としては不満の残る形となっておりますことから、引き続き四国電力にしっかりと説明を求めてまいります。また、県としましても、再生可能エネルギーの導入促進などによる原発への依存度の低減に向けた取り組みを進めてまいります。

今後、再稼働までには、原子力規制委員会による工事計画や保安規定の認可などのプロセスが残っております。こうした各プロセスの過程において、そのプロセスが適切な手続に従って実施されたことを確認する必要があり、また今後、新たな疑問が生じることも考えられます。こうしたことに加えて、そもそも安全対策には終わりがなく、常に最新の知見をもって対策を講じていく必要がありますことから、今後も引き続き勉強会を開催し、四国電力に安全対策の徹底などを求めてまいります。

また本県は、避難計画を策定しなければならない30キロメートル圏内に入っておりませんが、危機管理上の観点から、万が一事故が起こった場合に備え、昨年9月に高知県原子力災害対策行動計画を策定いたしました。加えて現在、伊方発電所から最も近い四万十市及び梶原町の避難計画の策定に向けて具体的な協議を進めているところであり、できれば再稼働までに、遅くとも再稼働後の早い時期までに策定が完了できるよう取り組んでいるところでもあります。さらに、より広範に事故の影響が及ぶ事態も想定し

ておく必要もありますことから、その他の市町村の避難計画策定も支援してまいりますとともに、市町村域を越える避難を想定した広域の避難計画の策定も進めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成27年度高知県一般会計補正予算の1件です。一般会計補正予算は、先ほど申し上げました経済の活性化などの経費として、53億6,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県行政不服審査会条例議案など17件でございます。

その他の議案は、高知県が当事者である訴えの提起に関する議案など11件でございます。

報告議案は、平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告など2件でございます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



委員長報告

○議長（三石文隆君） この際、閉会中における委員会審査について商工農林水産委員長の報告を求めます。

商工農林水産委員長弘田兼一君。

（商工農林水産委員長弘田兼一君登壇）

○商工農林水産委員長（弘田兼一君） 商工農林水産委員会は12月3日に委員会を開催し、執行部からルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社高知工場の集約について報告を受けましたので、その内容並びに論議された概要を御報告いたします。

執行部から、親会社であるルネサスエレクト

ロニクス株式会社が、高知工場について今後2年から3年をめどに工場閉鎖を伴う集約の方針を決定したことについて報告がありました。

12月1日に、知事が両社の代表取締役社長と面談して経緯の説明を受けるとともに今後の対応について確認し、翌2日には、ルネサス高知工場や協力企業の従業員の雇用の継続・維持が重要なことから、県としてスピード感を持って着実に対応するため、ルネサス高知工場集約対策本部を設置し、第1回会議を開催した。今後は、従業員の雇用の継続・維持のため、香南市や高知労働局及び各支援機関とも連携し、ルネサス社と定期的に協議しながら情報共有し、共同で誘致交渉を行い、ルネサス高知工場の譲渡先の確保を図るとともに、同工場第2棟用地への早期の企業誘致に全力で取り組んでいく。については、12月議会にルネサス社との確認事項を和解議案として提案したいとの説明がありました。

委員から、半導体製造のみで顧客ニーズに対応できないとしても、例えば半導体にアプリケーションを加えてスマートカーなどに対応する製品の製造工場へのリニューアルによって存続する可能性はないのかとの質問がありました。執行部からは、ルネサス社としても投資を検討していたとは思いますが、台湾や韓国との販売競争が厳しくなる中で販売シェアが落ち込んできた現状がある。また、ルネサス高知工場としてもできる限りの効率化を行うとともに、他社に一部スペースを賃貸して高機能半導体の開発を支援し、その事業化を含めた運営の構想を持っていたが、その開発の中止も集約に至った要因の一つだと聞いているとの答弁がありました。

さらに、委員から、ルネサス社は閉鎖後の工場の取り扱いについて、すぐに売却するのか、それとも新たな構想に向けてしばらく保有しておく考えなのかとの質問がありました。執行部

からは、承継企業が見つければ、あいている2階部分に入ってもらい、いずれは1階部分も使用してもらえることが理想である。ただし、今後3年程度はルネサス高知工場として既存の顧客向けの製品を1階部分で製造する必要があるとの答弁がありました。

さらに、委員から、12月議会に提出される和解議案の確認事項として、ルネサス社が所有するルネサス高知工場第2棟用地が県へ無償譲渡されるとあるが、県が第2棟稼働のため維持管理費を含めて約30億円かけて整備した香南工業用水道の現在の価値と比較して適正なのかとの質問がありました。執行部からは、ルネサス高知工場第2棟用地の鑑定評価額は6億円で、一方、香南工業用水道の整備等に係る費用のうちルネサス社との因果関係を認め得る範囲は約10億円である。県と当時の三菱電機株式会社との間で、第2棟を整備しない場合の香南工業用水道の整備費用に係る企業負担について定めた契約は締結しておらず、債務不履行を追及することはできない。そのため、信義則違反を問えるかについて過去の判例の検証や弁護士に相談した結果、香南工業用水道を整備した当時、半導体市況の将来の予測は困難だったことなどもあり、信義則違反を追及できたとしても、整備費用の5割を超える要求は難しく、今回の和解案については経済合理性から見て妥当だと判断しているとの答弁がありました。

別の委員から、ルネサス高知工場の承継企業の確保や同工場第2棟用地への企業誘致に当たって、これまでの企業誘致に係る補助制度以上の支援が必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、企業誘致に係る補助制度については他県と比べても手厚い内容であり、現行制度の活用とともに、人材確保等のソフト面からも支援することで企業誘致に努めたいとの答弁がありました。

別の委員から、ルネサス高知工場第2棟用地への企業誘致について、どういった業種の企業を公募するのかなどの質問がありました。執行部からは、公募する企業の業種についてはこれからの検討となるが、製造業向けの工業団地として整備し、香南工業用水を利用してもらえる企業を誘致したいとの答弁がありました。

別の委員から、今後、ルネサス高知工場の集約に向けた過程の中で、減産に伴う業務量の減少もあると思うが、協力会社も含めて、従業員の雇用や生活の保障はどのように考えられているのかなどの質問がありました。執行部からは、ルネサス高知工場としては、二、三年後の集約までは従業員に引き続き業務に従事してもらいたいとしている。あわせて、県としても、従業員の雇用の継続・維持に向けてルネサス社と共同でルネサス高知工場の譲渡先の確保に取り組むとともに、同工場第2棟用地への企業誘致を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、香南工業用水道の整備の際に企業と契約等を締結しなかったのはどういった行政判断があったのか、和解議案を審議するまでに総括してほしい。また、今回の案件を踏まえて、工業用水の整備や企業誘致のあり方を分析、検証して改善していくべきではないかとの意見がありました。

別の委員から、ルネサス高知工場集約対策本部と香南市とが相互に情報提供しながら緊密に連携し、従業員の雇用の継続・維持に向けて取り組み、従業員とその御家族の不安解消に努めてほしいとの意見がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)



○議長（三石文隆君） 日程第4、333第16号「平成26年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」及び同第17号「平成26年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」並びに333報第1号「平成26年度高知県一般会計歳入歳出決算」から同報第22号「平成26年度高知県病院事業会計決算」まで、以上24件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長土森正典君。

（決算特別委員長土森正典君登壇）

○決算特別委員長（土森正典君） 平成27年9月県議会定例会におきまして決算特別委員会が付託を受けました平成26年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算、平成26年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、平成26年度一般・特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出をされました決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて慎重に審査をいたしました。その結果は、お手元に配付をされております平成26年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容につきましては、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般につきましては、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた取り組みは一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められますので、一般会計決算及び各特別会計

決算につきましては全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

なお、予算執行におきまして改善すべき事項が見受けられますので、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、各種施策の実施に当たっては十分留意するよう求めます。

まず、行財政運営等についてであります。

平成26年度は、県勢浮揚に向けて課題解決の先進県を目指し、第2期の産業振興計画の推進や南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化、日本一の健康長寿県構想など5つの基本政策に、中山間対策、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大を新たに加え、積極的に取り組んでいます。

決算状況につきましては、実質公債費比率は改善傾向にありますが、自主財源が3割を切る脆弱な財政体質であり、引き続き県債残高を意識したさらなる財政の健全化に努める必要があります。

指定管理者制度につきましては、応募者をふやすため、指定管理期間を延ばすなどのさまざまな取り組みを行っており、一定の評価はできますが、依然として大多数の施設において応募者が現行の管理者のみというケースが多く見られます。つきましては、複数の応募者が得られるよう、業務状況評価など制度の運用を見直し、行政コスト削減、利用者サービスの向上など、指定管理者制度本来の目的が達成されるよう取り組むことを求めます。

財務会計事務の不適切な処理については、基礎的な研修や会計専門員による巡回指導など適正化に向けた取り組みの結果、監査委員からの指摘件数は減少傾向にありましたが、平成26年度は増加をし、依然として初歩的な誤りなど不適切な事例が発生をしております。つきましては、会計事務に精通した職員の育成やチェック

体制の強化、初任者研修の充実、適正に事務を行っている所属の優良事例の分析・活用など、適正化に向けた一層の努力を求めます。

次に、南海トラフ地震対策等についてであります。

南海トラフ地震対策推進地域本部につきましては、地震発生時に災害対策支部となり、災害情報の把握や市町村支援を行う役割があります。つきましては、地域本部と市町村が連携し、地域本部や総合防災拠点に整備をされている車両や通信機器等を使用した実践的な訓練の実施を望みます。また、南海トラフ地震発災時には、県外からの応急救助機関の応援が必要となりますので、高知県への進出方法やルートについて、さまざまな手段の検討を求めます。

消防防災ヘリコプターの運航につきましては、出動回数の増加や業務の苛酷さから運航にかかわる航空隊の消防隊員の負担増が懸念をされます。つきましては、今後も運航に支障がないよう必要な人員体制の検討を望みます。

次に、保健・福祉・医療対策についてであります。

1歳6カ月児及び3歳児健診につきましては、受診勧奨や広域健診の実施などにより、受診率の向上に取り組んでいますが、全国平均より低い受診率となっています。健診は、健康状態の確認や育児に関する情報交換ができることなど、育児に悩む保護者の不安解消にもつながっています。つきましては、受診率向上に向け、健診を実施する市町村への一層の支援を望みます。

認知症対策につきましては、高齢化の進行に伴い、今後、認知症高齢者の増加が見込まれますので、認知症を早期に発見、診断し必要な支援につなげるため、認知症専門医の養成などの体制の充実を望みます。

児童虐待につきましては、発達障害に起因する複雑な事例も含め、対応件数がふえています。

つきましては、平成30年度に療育福祉センターと児童相談所を一体化した、仮称子ども総合センターを供用することを踏まえ、両機関の連携の強化と、より効果的な支援体制の構築を望みます。

子供の貧困対策につきましては、貧困の世代間連鎖を断ち、子供が将来自立できるよう、学習意欲を持つ子供に必要な学力を身につけさせることが重要であります。つきましては、市町村教育委員会とも連携をし、生活困窮世帯の子供が適切な学力、教養を身につけられる取り組みを広げていくことを望みます。

次に、少子化対策、女性の活躍促進についてであります。

少子化対策につきましては、独身者の出会いと結婚の応援や子育て世帯に対するさまざまな支援に取り組んできましたが、より一層県民総ぐるみの運動として推進をしていくことが重要であります。つきましては、県民の結婚・出産・子育ての希望がかなえられるよう、さらなる支援策の検討を望みます。

女性の就労促進につきましては、高知家の女性しごと応援室が就労支援の窓口としてきめ細かな支援を行い、相談者数が増加するなど、取り組みが定着をしてくれています。つきましては、より多くの女性の就労に結びつくようきめ細かな支援を継続するとともに、応援室の認知度を向上させる積極的なPRを望みます。

次に、地域の振興等についてであります。

移住促進につきましては、地方創生に向けた取り組みの中で、全国の自治体間における競争の激化が今後一層見込まれます。本県においても、移住に際して課題となる住宅、仕事の確保などの受け入れ体制を充実し、成果を上げてきている事例もあります。つきましては、こうした事例も参考にし、市町村や民間団体と連携した移住者の受け入れ体制づくりや県外への情報

発信に、より積極的に取り組むことを望みます。

集落活動センターにつきましては、補助制度により、設立時や設立後の活動をきめ細かに支援していますが、補助終了後、いかに自主的な運営を軌道に乗せていくかが課題となります。つきましては、地域の特色ある資源を生かし、自立した経済活動モデルの確立に向けた支援を望みます。

次に、商工業の振興についてであります。

建設業新分野進出支援事業につきましては、公共事業削減などに伴い、建設業者の新分野進出や業種転換を支援してきましたが、建設業界では人材の確保と技術の承継が課題となっています。つきましては、建設業界の現状を考慮し、支援をしていくことを望みます。

伝統的産業分野につきましては、各組合・団体において高齢化による組織の弱体化が進んでいます。つきましては、後継者育成や新たな付加価値などを生み出す取り組みを支援し、組織の強化とともに伝統産業の振興を図ることを望みます。

ファインバブル技術につきましては、気体の溶解効率にすぐれていますので、農産物の生育が促進される可能性があるなど、さまざまな分野への応用が期待をされ、注目度が高まっています。つきましては、技術が応用できる分野の検討や導入実証を進め、産業利用の促進を望みます。

次に、観光の振興等についてであります。

スポーツツーリズムの振興につきましては、土佐西南大規模公園のグラウンド整備などにより、今後幡多地域におけるスポーツ大会や合宿などの増加が見込まれますが、宿泊施設の不足が懸念をされます。つきましては、周辺地域の宿泊施設が受け皿となるよう地域全体の連携を強化するとともに、利用者が必要とする情報の発信を望みます。

国際観光につきましては、今後、外国人観光客の増加が見込まれますが、言語の問題から適切な対応に支障が生じることも懸念されます。つきましては、観光パンフレット、観光案内板、道路標識の多言語表記を進めるなど、外国人観光客の受け入れ体制の一層の整備促進を望みます。

次に、農林水産業の振興についてであります。

新たな農業の担い手の確保と育成につきましては、就農希望者に対する段階に応じたきめ細かな支援とともに、雇用就農の受け皿となる農業法人や法人化を目指す生産者に対する研修会、経営指導などを行っています。こうした取り組みにより、平成26年度は261人の新規就農につながっていますが、就農後5年以内の離農者は43人となっています。つきましては、離農した理由の調査、検証を行い、新規就農者が地域に定着できるよう一層の支援の充実を求めます。

小規模・副業型林家の育成については、林業の再生、所得の向上、中山間地域への定住対策などとして重要な取り組みであります。つきましては、小規模林業推進協議会と林業学校との研修内容などの調整を図りながら、市町村とも連携をし、小規模・副業型林家のさらなる増加につなげることを求めます。

牧野植物園における有用植物の研究については、中山間地域における有用作物としてホソバオケラが期待をされ、試験販売されましたが、生育状況が安定せず、本格的な栽培には至っていません。つきましては、安定的な栽培の研究に引き続き取り組むとともに、有用植物の研究活動の成果を適宜報告することを求めます。

クロマグロの人工種苗生産については、県内企業と連携し、生産技術の開発に取り組んだ結果、平成26年度は受精卵を確保し、一部は沖出し可能なサイズに成育するなど一定の成果が出ています。つきましては、クロマグロの人工種

苗生産技術の早期確立に向け、関係者が一体となって取り組むことを望みます。

沈廃船につきましては、本来は所有者みずからが処分すべきですが、所有者が不明な場合は公費で処理をされています。つきましては、所有者情報の正確な把握、沈廃船化する前の段階での適正な係留・保管の指導などが必要であるために、漁協などの関係機関と連携を図り、適切な対応を検討していくことを望みます。

次は、社会基盤等の整備についてであります。

県の土木職につきましては、高い技術力を持ち、地域に精通した職員の確保が課題となっておりますが、採用試験の受験者数が減少傾向にあります。つきましては、受験者をふやすために、工業系の高校、大学等への働きかけとともに、採用後においては、経験に応じた効果的な研修により、若手職員への技術力の承継と向上に努めることを望みます。

また、県内建設業の技術者の採用においても、応募者数が少ない状況となっておりますので、建設業活性化プランの推進などにより、建設業の魅力を高め、人材確保が図られることを望みます。

急傾斜地崩壊対策事業については、崖の高さや傾斜、住家戸数などが採択要件となっておりますが、中山間地域においては空き家がふえ、戸数が足らず、要件を満たさない箇所がふえています。つきましては、国に対して要件緩和などの要望を行い、住民が安心して暮らすことができる対策を望みます。

とさでん交通につきましては、平成26年10月に新会社として設立をされましたが、利用者の減少に伴い厳しい経営環境にあります。つきましては、バス路線の再編において、利用者のニーズを的確に把握し、観光客などの新たな利用者の確保を含め、利用者増に向けた対策の検討を望みます。

次は、教育についてであります。

小中学校の学力につきましては、教育振興基本計画重点プランに基づく知・徳・体の向上に向けた取り組みにより、一定の改善がなされてきていますが、中学校の学力に関しては全国学力・学習状況調査の結果が下位にとどまるなど、依然として厳しい状況にあります。つきましては、さらなる学力向上に向けた研修の強化や授業研究などにより、教職員の意識や指導力を高めていくことを望みます。

防災教育につきましては、将来、地域の防災活動の中心となる人材を育てるための重要な取り組みであります。つきましては、地域の防災力を高めるため、学校と自主防災組織などの関係機関が連携をし、継続して防災教育を実施していくことを望みます。

教員の確保につきましては、選考審査の応募者数が減少しており、また病気や介護などにより長期の休みをとった教員のかわりとなる臨時教員の確保にも苦慮しています。つきましては、教員の経験を生かせる退職者の再任用を積極的に進めるなど人材の確保に努めることを望みます。

新図書館等複合施設については、東洋ゴム工業の不正により免震装置の納品が不可能となったため、現時点では開館時期の見通しが立っていません。つきましては、工期のおくれや費用の増加など県がこうむった損害の法的責任を東洋ゴム工業に追及し求償するとともに、国と協議するなどして、事業費の確保に努めることを求めます。

地域改善対策進学奨励資金貸付金につきましては、本人の未就労や低収入、保証人の死亡などにより返還が滞り、償還率が50%を下回っています。つきましては、奨学金が公費を原資としていることや公平性の観点からも適正な回収に取り組み、償還率の向上に努めることを望みます。

ます。

最後に、警察活動についてであります。

高齢者の交通安全対策につきましては、平成26年度に発足した高齢者交通安全支援隊による交通事故防止啓発活動を推進することにより、高齢者の交通事故及び総死者数の減少につながっています。つきましては、さらなる高齢者の交通事故の発生防止に向けて、高齢者交通安全支援隊の活動の充実強化を望みます。

犯罪抑止対策につきましては、近年、防犯カメラが重要な役割を果たしていますが、街頭防犯カメラは、現在高知市内を中心に設置をされております。つきましては、プライバシーなどの問題に留意をしつつ、郡部を含む未設置の地域においても街頭防犯カメラを設置するなど、より一層の取り組みの強化を望みます。

平成26年度一般・特別会計決算については以上であります。

次に、平成26年度公営企業会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出をされました決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて慎重に審査をいたしました。その結果は、お手元に配付をされております平成26年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容につきましては、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認

定すべきものと決しました。なお、事業の執行につきましては不十分な点が認められますので、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、十分留意するよう求めます。

最初に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況につきましては、純利益が7,775万円余となっており、前年度に比べて8,520万円余減少しています。これは、新会計基準の適用に伴い、義務化された退職給付引当金などの繰り入れによる総費用の増加額が、引き当て要件を満たさなくなった修繕準備引当金などの取り崩しによる総収益の増加額を上回ったことによるものであります。

甫喜ヶ峰風力発電所は、落雷により故障した際に、発電施設が外国製のため部品の調達に時間を要し、発電所の停止期間が約2カ月に及びました。電気事業の健全な経営には、電力を安定供給し、利益を確保する必要がありますので、発電施設の故障などによる停止期間はできるだけ短くすることが望まれます。今後、発電施設を更新する際には、発電量などの性能に差がなければ国産の発電施設の導入を踏まえて選定することを望みます。

次に、工業用水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況につきましては、純利益が7,232万円余となっており、前年度に比べて5,211万円余増加をしています。これは、新会計基準の適用に伴い、補助金などにより取得した固定資産の減価償却見合い分を収益として計上したことなどによる総収益の増加額が、香南工業用水道の未稼働部分に係る建設仮勘定を本勘定に振りかえ減価償却費がふえたことなどによる総費用の増加額を上回ったことによるものであります。

鏡川工業用水道事業は、平成26年度におきまして給水事業所数が1件ふえたため、給水実績が増加をしていますが、依然として給水能力に対する給水実績が46%と低水準であります。配水管路周辺の事業所へ直接訪問するなど、給水量の拡大のための営業努力は認められますが、あわせて工業用水のあり方についての抜本的な検討を求めます。

香南工業用水道事業は、平成24年度の給水開始から給水事業所数が1件で推移をしていることから、商工労働部と連携をして利用拡大につながる企業誘致に取り組むことを求めます。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況につきましては、純損益が34億5,051万円余の赤字で、赤字額は前年度に比べ28億4,970万円余増加をしています。これは、新会計基準の適用に伴い義務化された退職給付引当金の引当不足額の繰り入れや、旧安芸病院解体撤去に伴う除却損などを特別損失として計上したことによるものであります。

各県立病院では、ジェネリック医薬品への切りかえなどの取り組みにより、同規模の病院と比較しても材料費が安く抑えられており、経営改善の努力が認められますが、引き続き経営の健全化のため材料費の圧縮に取り組むことを求めます。

医療事故の件数は増加傾向にあり、平成26年度には幡多けんみん病院において患者の死亡事故が発生をしています。マニュアルの改正などにより再発防止策を講じていますが、県民が安心して医療を受けることができるよう、さらなる医療事故の防止に取り組むことを求めます。

地域の中核病院として、さらなる良質な医療サービスの提供が望まれますが、依然として常勤医師が不足をする中、手術件数が増加するなど、医師への負担増が心配をされます。高知大

学や高知医療再生機構など関係機関と連携した医師確保の取り組みはもとより、より良質な医療が提供できるよう、なお一層の努力を求めます。

平成26年度公営企業会計決算につきましては以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。(拍手)



採 決

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、333第16号議案及び同第17号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、333報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、333報第2号議案から同報第22号議案まで、以上21件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上21件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。



○議長(三石文隆君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明11日から14日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、12月15日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月15日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時46分散会

平成27年12月15日（火曜日） 開議第2日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

9番 川井喜久博君

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 野々村毅君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 中澤一真君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 岡林美津夫君
 公営企業局長 門田純一君
 教育委員長 小島一久君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 上野正史君
 代表監査委員 田中克典君
 監査委員局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 川村文平君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第2号)

平成27年12月15日午前10時開議

第1

- 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 高知県行政不服審査会条例議案
- 第3号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例議案
- 第4号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例議案
- 第5号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県職員倫理条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県看護師等養成奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県の事務処理の特例に関する条

例の一部を改正する条例議案

- 第12号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第18号 高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例議案
- 第19号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第20号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第21号 平成28年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第22号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施

設の指定管理者の指定に関する議案

第 27 号 県有財産（建物等）の取得に関する議案

第 28 号 永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 29 号 国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の締結に関する議案

報第 1 号 平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告

報第 2 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

第 2 一般質問

（3人）



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

第6号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律の改正に伴うものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末267ページ〕
〔に掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第29号「国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の締結に関する議案」まで並びに報第1号「平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」及び報第2号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」、以上31件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

11番西内健君。

（11番西内健君登壇）

○11番（西内健君） おはようございます。自由民主党会派の西内健でございます。議長のお許しを得ましたので、早速質問に入らせていただきます。

まずは尾崎知事、全国で2例目の2期連続での無投票による3選目の当選、まことにおめでとうございました。我が会派の浜田議員がおっしゃるように、孫子の兵法、戦わずして勝つであります。高知を何としてもよくするんだという熱意や精力的な行動、実直さや誠実さを感じさせる人柄など、日ごろの知事を見ていますと、対抗馬が出てくる余地はないものと思われまます。そして、それは高い支持率にもあらわれているように、県民の目にもはっきりと映っているのではないのでしょうか。

1期目に実施した対話と実行座談会は累計75回、2期目には対話と実行行脚に切りかえ、283カ所を訪問し、多くの県民の皆様と意見を交わしながら、本県の実情と課題を把握されてまいりました。

知事が日ごろおっしゃるように、高知県は、人口減少のもたらす負のスパイラルにより経済が縮み、若者の都市部への流出、人口の自然減の加速、そしてそれらにより、さらに経済が縮

小しています。これらの負のスパイラルから逃げずに真っ向から立ち向かい、県民一人一人の暮らしを守ることに知事は全力を傾けてまいりました。縮む経済に対しては地産外商戦略を柱とした産業振興計画の実行、過疎化・高齢化対策としては高知型福祉の取り組みを行ってきました。高知県が直面する課題に対し、2期8年間、5つの基本政策と2つの横断的な政策を間断なく実行してきたわけであります。

知事は、目指すべき高知県の姿として、経済面では「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことのできる高知県」、福祉の面では「県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことができる高知県」を掲げてきました。また、南海トラフ地震対策を初めとした災害対策においても、国への積極的な提言を行い、県民が安心して暮らせる県土づくりを進めてまいりました。これらの取り組みも、成果がようやく出てきたところではありますが、御本人もまだまだやり残したことがあると思っているのではないのでしょうか。

今後は、大型施設園芸団地の整備やCLTの普及などにより1次産業関連のクラスターをつくり上げ、拡大再生産につなげる方向性を示しています。その上で、2060年の高知県人口を55万7,000人とする人口ビジョン実現に向け、地域地域で若者の雇用を生み出すことができる高知県を目指す述べ、若者の定着や出生率の向上を図る考えを示されました。

負の連鎖の克服に向けた高知県の取り組みは、国の地方創生においても多く取り入れられています。本県の抱える課題が近い将来、全国における共通の悩みとなることから、課題解決先進県となることを目標にしたこれまでの取り組みが、国においても大いに評価されたわけであります。

さて、飛躍への挑戦を掲げ、県勢浮揚に積極

的に取り組んできた2期8年に続き、課題解決先進県としての高知の取り組みにかける意気込みを、尾崎知事にまずお伺いします。

次に、知事は、さまざまな形で厳しい環境に置かれている子供たちの支援を本年度から重点課題に挙げられています。教育、福祉の面からも、将来を担う子供たち、中でも厳しい環境にある子供たちへの支援として、子どもの貧困対策計画の策定を行うとのことであります。子供たちの教育や保護者に対する就労支援、生活や経済面での支援など、総合的な支援に取り組む姿勢を強調されています。11月10日には、次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーとして、子どもの貧困対策の抜本強化に向けた緊急提言を国に対して要請されました。

福祉・教育面などを初めとする子供の貧困対策に対する今後の取り組みの方向性について知事にお伺いします。

次に、ルネサス社の高知工場撤退に関してお伺いします。

三菱電機高知工場は、本県出身である岩崎弥太郎が創設した三菱グループにゆかりのある工場として、また本県では初めての全国的規模を誇る半導体工場の進出であったことから、雇用の面、産業、経済への貢献面など大変大きな期待を持って迎えられました。また県においては、誘致を成功させるために工業用水道の取水対策等における地元住民の方々との調整など、当時の職員の方々の多くの努力があったと聞いております。操業開始後の経済効果は大変大きく、ピーク時の平成7年には約1,000億円の製造品出荷額を誇り、関連企業を含めると約1,000人の雇用を有していたわけで、30年にわたり、本県経済において大きな効果や影響を与えた存在であったと言えます。近年、韓国や中国の台頭による半導体製造分野でのグローバルな競争のもと、国内半導体企業の弱体化が進んでいく中、

高知工場の製造品出荷額や雇用される従業員数は減少してきましたが、本県製造業全体の規模から考えると、その存在はいまだ大きなものがあります。

しかしながら今回、工場閉鎖を伴う集約、高知からの撤退が決定されました。実際の工場閉鎖は2年から3年後だということですが、協力企業を含めた約360人の従業員の皆様、そしてその御家族の不安を考えますと、まことに残念で、今後の十分な雇用対策を通じ不安を取り除く必要があると考えます。そして、その思いは、県民の先頭に立って産業振興計画を推進し、県勢浮揚に邁進しておられる知事が一番強く感じているのではないかと思います。

そこで知事にお伺いします。まず、高知工場のこれまでの本県における効果、影響をどう捉えていらっしゃるのか、お伺いします。

また、今回の高知工場撤退の報を受け、今後どのように対応すべきと考えたのか、お伺いをいたします。

次に、撤退の発表までの経緯についてお伺いします。今回の撤退についての情報が県の担当部署にもたらされたのはことし3月末と伝えられていますが、そうしますと今回の発表までに8カ月という期間を要したことになります。

その間、県当局として、ルネサスサイドとの協議、交渉といったことが持たれたことは想像にかたくありませんが、どのような協議を行い、経緯はどうだったのか、知事にお伺いします。

今月1日にルネサス社から、高知工場の閉鎖を伴う集約の方針が正式に発表された後、ルネサスエレクトロニクス社の鶴丸社長が県庁を訪問し、知事と今後の対応について協議を行い、その方向性が確認、合意されたと聞いております。その協議の場でのやりとり、また確認、合意された内容について知事にお伺いします。

また、今議会にその合意内容を和解議案とし

て提案されているところですが、なぜ和解議案なのか、その理由を商工労働部長にお伺いします。

次に、三菱電機が第1工場に引き続き整備しようとしていた第2棟目の工場のために、県が多額の公費を投じて建設した香南工業用水道についてお伺いします。今回の撤退の発表は、これまで県が建設を要請してきた第2棟目の工場整備計画が正式に中止になったことの確認にもなっているわけであります。2棟目での半導体製造のための必要な水の確保に向け県が平成13年までに整備した香南工業用水道は、大部分が供用されることなく今回の発表に至ることになりました。県はこれまで、この整備に22億円以上を投じ、完成後も多額の維持管理経費を投じてきました。

弁護士との協議を行い見解を求めたようですが、今回の和解の内容がこれまで県が費やした整備費用等に見合っていると考えるのか、総務部長にお伺いします。

また、この点に関して、県と当時の三菱電機との間で、香南工業用水道整備に当たって契約が交わされていなかったという経緯があります。多額の県費を投じる事業を進めるに当たり契約を交わさなかったことに関し、行政上の瑕疵がなかったのか十分な説明が必要と考えますが、知事の御所見をお伺いします。

さらに、今回の事案を整理、検証することが今後の政策運営にとって必要であると考えます。

今回のような大規模な企業誘致の際に、行政によるインフラ整備のあり方、今後の企業誘致のあり方をどう考えるのか、また改善すべき点があるならどのようにしていくのか、知事の御所見をお伺いします。

先ほど述べましたが、ルネサス社には協力企業を含めて約360人の従業員の方々がいらっしゃいます。これらの皆様方の不安を考えると、雇

用の維持・継続を第一に取り組む必要があると
考えます。雇用については、一義的にはルネサ
ス社が責任を持って対応していく必要がありま
すが、県としてもルネサス社と連携し、雇用継
続のために積極的な対応が求められると考えま
す。

そこで、県が今回の問題に対応するために設
置した対策本部における今後の対応について、
本部長である商工労働部長にお伺いします。

最後に、従業員の皆様の雇用継続に向けて、
知事の決意をお伺いいたします。

次に、総合戦略における少子化対策について
お伺いします。

人口減少の負のスパイラル、経済規模の縮小、
若者の県外流出、過疎化・高齢化の同時進行、
中山間地域の衰退、少子化の加速といったこれ
まで同様の傾向が続けば、2060年には、高知県
の総人口は39万人まで減少する見込みとされま
した。これに対し、高知県まち・ひと・しごと
創生総合戦略を策定し、自然減の縮小や社会増
に向けた一連の対策を講じることにより、2060年
の総人口について55万7,000人の実現を目指して
います。先ほどから述べているように、この負
のスパイラルを断ち切るために、これまで5つ
の基本政策と2つの横断的政策を進めてきたわ
けであります。今回の国の地方創生の動きを追
い風として、これまでの取り組みをさらに加速
化していくために、この総合戦略を策定されま
した。この中で4つの基本目標として、1、地
産外商による安定した雇用の創出、2、新しい
人の流れづくり、3、若い世代の結婚・妊娠・
出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の
場の拡大、4、コンパクトな中心部と小さな拠
点との連携により人々の暮らしを守るといった
ことを掲げています。

今後は、官民協働、市町村との連携協調のも
とで、これらの目標達成に向け全力で取り組ん

でいくとのことであります。今月3日には、高
知県少子化対策推進県民会議の本年度第2回総
会が開催され、少子化対策のこれまでの成果や
今後の取り組みの方向性が議論されたと聞きま
した。

そこで、少子化対策の今後の取り組みについ
て知事にお伺いします。

あわせて、独身者を支援するためのマッチン
グシステムの取り組み状況について地域福祉部
長にお伺いします。

次に、南海トラフ地震対策に関してお伺いし
ます。

これまで県は、東日本大震災の教訓を踏まえ
行動計画を策定し、死者数をゼロに近づけてい
くために全力を挙げて対策を推進してきました。
避難場所・避難道路の整備や、公共施設や住宅
の耐震化が進み、発災直後の命を守る対策は一
定のめどが立ってきたと思われます。県では現
在、第3期行動計画の策定を進めており、命を
守る対策の完成度をより高めるとともに、命を
つなぐ対策である避難所の確保や医療対策、応
急期から復旧・復興期までを見据えた取り組み
を進めていく方向であります。

第3期行動計画に位置づけられる命をつなぐ
対策の今後の取り組みについて危機管理部長に
お伺いします。

ことし9月、高知県として、統計史上初めて
有効求人倍率が1倍を超え、全国の有効求人倍
率の上昇トレンドに合わせて伸びています。都
市部の大企業では、昨年前半には既に人材不足
が予想され、人材の囲い込みが始まっていたと
も言われています。このような傾向が今後も続
くと考える中、尾崎知事が掲げる拡大再生産を
なし遂げるに当たり、一番の課題が人材確保対
策と言えます。産業振興計画の柱である1次産
業や2次産業において、景況感の好転による他
産業への人材流出が起きており、人材不足が顕

著にあらわれています。これまでに、さまざまな人材確保対策が講じられてきましたが、今まで以上に踏み込んだ対策が必要と考え、人材確保対策を中心に各部局に質問をさせていただきます。

まずは、農業振興部にお伺いいたします。

これまでも新規就農対策に取り組み、平成23年の調査では新規就農者数が200人を超え、平成27年の調査では269人となるなど、産業振興計画で掲げる年間280人に向けての取り組みを強化しています。昨年度は、実家が農家でないIターンの方や雇用就農の方の増加が全体を押し上げました。こうちアグリスクールの県外でのPR活動や手厚くなった青年就農給付金制度などが、増加の一つの要因と考えられています。

また本年度より、就農に関する相談窓口として就農コンシェルジュを設置し、これまでわかりにくかった相談体制が一本化されることになりました。さらに、ことし2月より産地提案型の新規就農ガイドが作成され、市町村やJAが地域の特性に合わせた作物や就農形態、必要な費用、想定される農業所得などを提案し、きめ細かい対応を図ろうとしています。

幾つかの新たな取り組みが見られる中、今後の新規就農者確保の取り組みについて農業振興部長にお伺いします。

一方で、新規就農された方々の定着を図るには、技術面での支援や経営改善などの指導を行うとともに、就農者が地域に溶け込むと同時に地域が就農者を受け入れる仕組みづくりが必要と言われています。

経営支援や生活支援など、新規就農者の育成、定着に向けた取り組みについて農業振興部長にお伺いします。

また、新規就農者にとって課題である農地の確保について、あわせてお伺いします。

近年は、気候変動による集中豪雨などの多発

のため、農業において、これまで以上の頻度で被害が発生をしております。10年に1度と言われるような大雨が連年で発生し、また山の保水力の低下のため土砂の流出がふえるなど、これらの課題に対し、既存の農業インフラの強化が待たれるところであります。

近年多発する災害への対処の観点から、排水路などの農業基盤整備の強化を考えるべきだと考えますが、農業振興部長にお伺いいたします。

次に、林業に関する人材確保についてお伺いします。

産業振興計画では、原木生産量の目標として、平成27年度72万立方メートル、平成33年度81万立方メートルを掲げています。平成25年に高知おおとよ製材が操業を開始し、また県内でバイオマス発電所が2カ所において操業を開始したことから、原木生産への需要は高まっています。平成15年より始まった緑の雇用制度により、20代、30代の林業従事者の増加が見られる反面、景気上昇による他産業への人材流出や高齢就業者の離職など、ここに来て林業就業者数は減少をしています。

高知県では、新規就業者の確保を図るため、ことし4月に林業学校を開校しました。既存の緑の雇用制度とあわせ、森林組合などへの雇用就業者の増加が期待されております。また、所得向上のためには、それぞれの生産性を向上させるための技能研修の充実が必要で、それによって新規就業者の定着につながっていきます。

新規就業者の確保、定着に向けて行っている技術指導など、林業学校の現状及び今後の課題について林業振興・環境部長にお伺いします。

今後、原木の増産が実現した場合、良質材である建築用材の出口戦略が重要になると考えます。平成26年には内航船を活用した販路開拓を実施しましたが、その目的と成果が明確であったとは言いがたく、今後はトレーラーな

どを活用した定期輸送を行うものと聞いております。

今後は、既存製材工場の統合や大型化を含め、また県外販売事業者による市場形成なども視野に入れて販路強化を図るべきだと考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

次に、水産業の人材確保に関してお伺いします。

新規担い手確保に向けて、国の行う漁業就業支援フェアにおける高知県の漁業PRや県のホームページなどでの情報発信を行うとともに、漁業就業支援アドバイザーによる相談体制や受け入れ調整に取り組んでいます。そしてその後、漁業に関心を持った方々に対し、セミナーを通じての漁業体験などの短期研修、また技術習得を図る長期研修を行うプログラムを準備しています。平成12年から23年の間には、短期、長期とも平均で3名ほどの受講者や参加者でしたが、平成26年度は短期研修受講者が35名、長期研修開始者が11名に増加し、平成24年から26年の3年間は平均で年37人の新規就業者を確保しています。

漁船漁業では、指導者の負担や漁業種類ごとの指導者の確保の難しさ、養殖漁業では実習に当たっての稚魚を初めとする生産コストの負担の大きさなどの課題が挙げられております。

今後の漁業就業者確保及び定着に向けての課題について水産振興部長の御所見をお伺いします。

あわせて、県が取り組んでまいりました都市圏での外商活動として、高知家の魚応援の店の登録店舗数が今年度目標の500店舗を既に達成したとありますが、早期の目標達成の要因は何にあったとお考えか、水産振興部長にお伺いします。

次に、建設業における人材確保に関してお伺いします。

長年にわたる公共事業の減少や従事者の高齢化、経営環境の悪化などの要因から、建設業界において人材確保は、事業継続において大きな課題となっております。

県では、平成26年2月に高知県建設業活性化プランを策定し、これらの課題解決に向け取り組まれてきました。端境期対策としての工事発注の平準化や、一般管理費の改定などによる発注業務の適正化を行うなどして、公共工事の品質と担い手確保に努めています。また、利益確保のための施工力向上や新技術習得の研修などを行い、建設業活性化支援にも取り組んでおります。その他、建設業のイメージアップに資する取り組みへの支援も行っていました。

活性化プランは平成27年3月に見直しが見られ、バージョンアップされたわけですが、これまでの取り組みの成果と今後の方向性について土木部長にお伺いします。

次に、商工労働振興に関してお伺いします。

まずは、2月の予算委員会において質問を行いました事業承継・人材確保センターについてお伺いします。

高知県においても全国同様、経営者の高齢化に伴う企業の休廃業が増加する中、後継者対策や経営者の相談体制整備などの観点から、ことし4月に事業承継・人材確保センターが開設されました。この背景には、近年景気の先行きが不透明なことから中小企業では親族内での後継者の割合が低下している点や、従業員などの企業内外での後継者候補の確保が難しいことがあります。

事業承継においては、後継者対策、企業の有する有形無形の資産、承継における資金対策を初め対応すべき多くの課題が存在します。また、センターでは、人材を確保したい企業と高知で働く希望を持った人材のマッチングも行っています。センター開設から相談件数も多数あると

お聞きしていますが、これまでに見えてきた課題も、あわせて多くあるものと思われます。

4月に事業承継・人材確保センターが開設しましたが、企業が求める人材のマッチングの現状やセンター立ち上げ後に見えてきた課題について商工労働部長にお伺いします。

次に、企業誘致に関連してお伺いします。

T P P交渉が、現地時間10月5日に大筋合意をいたしました。秘密交渉であったため、その詳細に関してはいまだ明確になっていませんが、自動車など製造品に関する原産地規則に関するルールが伝えられています。これはT P Pにおいて、参加国で生産された輸出品が関税ゼロの優遇を受けるには、原材料まで含めた厳しい原産地証明を課されるとするものであります。このことは、中国などから調達した原材料が一定比率を超えれば、T P Pの優遇関税が適用されないということになります。原産地規則が適用されるとなると、T P P加盟国への工場進出はあり得ますが、現在中国などに生産拠点を置く製造業の国内回帰の傾向が、今後ますます強まると思われます。

T P P合意により製造業の国内回帰が伝えられていますが、現状をどのように認識しているのか、またそれを受け今後の企業誘致活動をどのように行っていくのか、商工労働部長にお伺いします。

企業誘致や南海トラフ地震対策の一環として、県内企業の移転先確保のために、工業団地の整備を現在進めています。仮称高知一宮工業団地については、共有状態である土地の取得の問題を初め工場排水、開発用地が蛇紋岩を含むことなど、課題が多くありますが、用地取得に一定のめどが立ち、平成29年度中の工事完成を目指しています。また、仮称南国日章工業団地については、現在、調査、測量、実施設計を進めており、今後用地取得などを経て、平成30年度中

の工事完成を目標としています。

それぞれの工業団地の現在の進捗状況及び産業集積を踏まえた企業誘致に向けての取り組み状況について商工労働部長にお伺いします。

人材確保に関して最後に、移住政策などを総合的に管轄する産業振興部にお伺いします。

平成26年度までに高知家プロモーションとの連動による情報発信や、移住・交流コンシェルジュの増員による相談体制の強化を行ってきました。本年度は、国が開設した移住・交流情報ガーデンとの連携や、ふるさと回帰支援センターへの相談窓口設置を行うことで、首都圏での移住に関する機能強化を図っています。

仕事や住宅の確保といった実際の移住に向けた高いハードルに対応するノウハウの蓄積もかなり進んだものと思われ、移住者の定着支援体制も充実してきました。高知県では、平成27年度の産業振興計画で掲げた移住目標500組の達成は確実で、今後は、より高い目標を目指していくものと考えます。

移住者の定着状況と、さらなる高みを目指すための今後の移住促進政策への取り組みについて産業振興部長にお伺いします。

次に、観光振興についてお伺いします。

400万人観光を達成し、平成33年度の目標を435万人に掲げています。平成29年度は大政奉還150年、平成30年は明治維新150年と、歴史イベントがめじろ押しであり、高知城歴史博物館や坂本龍馬記念館のオープンも控えています。歴史資源と食や自然を絡めた観光産業クラスターの構築を目指すとしていますが、これまで地域の観光人材育成や売れる観光商品づくりのため、土佐の観光創生塾を立ち上げて取り組んでおられます。

観光創生塾における人材育成の取り組みについて観光振興部長にお伺いします。

また、これらの歴史博覧会について、歴史資

源の掘り起こしの現状及び他県との連携状況について、あわせて観光振興部長にお伺いします。

整備される高知城歴史博物館や既存の高知城など観光資源を抱える高知市中心部においてクルーズ船受け入れの増加などを考えますと、周遊ルートの設定や消費拡大に向けた取り組みが必要だと思われまます。高知城から歴史博物館へと人の流れができると予想されることから、中心商店街での食事や土産物の販売などによる経済波及効果は大きく、まさに中心商店街そのものが観光産業クラスターになると予想されます。また、こうした仕組みづくりには高知市との連携が必要であります。

高知城周辺の観光戦略について観光振興部長の御所見をお伺いします。

次に、日ごろの活動を通じて私が最近感じているのは、産業振興計画などの政策を新たな段階に引き上げ拡大再生産につなげるに当たり、これらの政策が有効に機能するための基盤となる社会インフラや生活インフラが脆弱化していることであります。専門化が進み、それぞれの分野で分業化が確立されてきた現代社会においては、一つのパーツが欠けるとシステム全体が破綻してしまうといった脆弱性を有しています。地域社会を支えてきた一つの業種が廃れると地域の維持が困難になり、人々の生活が脅かされ、それによって人口流出がますます進んでいきます。新自由主義的な政策のもと、本来公共が担ってきた社会生活を支える医療や教育、建設、交通などの分野において規制緩和が進められ、経済性や効率性が過度に追及されてきたために、社会インフラが崩壊をしようとしています。

健康長寿県の実現に向け、これまでもさまざまな対策に取り組まれてきていますが、特に医療インフラに関連して質問をいたします。

高知県では、医師不足や医師の偏在対策として医師養成奨学貸付金制度を設けています。こ

の制度は、将来医師として、県内の医師確保が必要な地域で勤務を予定する医学生に対しては修学貸付金として月額15万円、また修学貸付金貸与者のうち産婦人科、小児科、麻酔科、脳神経外科の特定診療科目の医師として指定医療機関で勤務する意思のある医学生に対しては、特定科目加算貸付金として8万円を加算するものであります。医師養成奨学貸付金制度を活用した医学生の県内病院での勤務が始まりました。若手医師としてキャリアパス形成の上で高度専門医療に関心を向けるといったことは当然のことと、幅広い臨床研修が提供できる体制の確保が必要であります。一方、今後の地域医療を担っていく人材として、地域医療やへき地医療の重要性を体得できる地域派遣システムの構築も、あわせて必要であります。

医師のキャリア形成支援と医師不足が顕著な地域への医師確保対策がどのように行われているのか、健康政策部長にお伺いします。

今議会で議案が提出されていますが、看護師や助産師の奨学金制度の改正が、それぞれの人材確保や地域偏在の解消につながるものと期待されています。また、子育て支援の充実強化対策として、助産師や保健師による市町村等への出張相談の取り組みも始まっています。

かつての高知県においては、保健師駐在制度のもと、県保健師が市町村の担当地区内に活動拠点を置き、赤ちゃんからお年寄りまで全ての住民の健康管理を担ってきた歴史を持っています。過疎・高齢化が進み、地域の見守りの力が弱くなっていると指摘される中、住民に寄り添いながら地域全体を見て活動する姿勢が大切ではないかと考えます。

保健師が今後地域でどのように活動していくとするのか、健康政策部長にお伺いします。

薬剤師においても、地域の偏在や高齢化といった課題を抱えています。病院薬剤師や在宅訪問

などのニーズが高まっている中、薬剤師確保対策が求められています。高知県内には薬学部がないため、毎年、県外薬学部に約80名が入学し、そのうち半数足らずの学生しか高知県内に帰ってきていない現状であります。薬剤師は女性の割合が高く、女性の社会進出にも大きく貢献するものであります。

薬学生の県内への就職を促すためにも、県内出身薬学生に対してのアプローチの強化が必要だと考えますが、薬剤師確保について健康政策部長にお伺いします。

身近で気軽に医薬品や健康に関する専門的な相談支援が受けられる総合的な健康情報拠点として、高知家健康づくり支援薬局が170件ほど整備されました。認定された薬局での高血圧や禁煙対策などの情報提供を通じて、県民が健康づくりに取り組みやすい環境を整えようとするものです。テレビ、ラジオなどの広報を積極的に行ってきましたが、まだまだ県民の認知度が低い現状であると思われまます。

身近な健康づくり拠点として高知家健康づくり支援薬局の一層の認知度向上に取り組むべきと考えますが、健康政策部長にお伺いいたします。

次に、中山間対策に関してお伺いします。

2期目において、何もしなければ地域は終わってしまう、中山間地域の再生なくして県勢浮揚はなし得ないとの強い決意から、知事は県土の大部分を占める中山間地域の取り組みを重点化しました。

中山間対策を3層構造の取り組みで進めていく中、成長戦略や地域アクションプランの取り組みが届きにくい地域として、3層目として位置づけているものが集落活動センターであります。現在県内では、集落活動センターが18カ所立ち上がっており、経済活動や生活支援など、集落の暮らしを守る拠点としての機能を充実さ

せる支援を行っています。将来的に、県内全域で130カ所程度の整備の方向であります。経済主体や福祉主体として機能させていくために今後取り組むべき課題が多くあると考えます。

集落活動センターの現状の課題をどのように受けとめ、今後の整備に向けての戦略をどのように考えているのか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いします。

次に、公共交通についてお伺いします。

土電と県交通の統合によるとさでん交通誕生から1年が経過しました。路線バスの番号制や各種割引制度の導入、積極的な営業活動など、利用促進に向けた取り組みがなされてまいりました。統合3年目の単年度黒字化を果たすには、利便性の向上を行うとともに、利用していない県民の需要を掘り起こす必要があります。今後は、路線バスの抜本的な再編を行い、乗客へのサービス向上が図られるものと思われまます。

誕生より1年を迎えたとさでん交通の現状及びこの1年の取り組みについて中山間対策・運輸担当理事にお伺いいたします。

また、3年目の単年度黒字化に向けての見通しについて中山間対策・運輸担当理事にお伺いいたします。

公共交通の人材確保に関しては、高齢化によるバス運転手の離職が増加しており、バス運転手の確保が全国的な課題となっています。40歳以下の大型2種免許取得者が減少し、免許保有者のうち60歳以上が大半を占める中、運転手確保に関しては、給与など待遇面で全国的に競合状態であると伝えられています。

バス運転手の確保に対し、県としても何らかの支援対策を講じる必要があると考えますが、中山間対策・運輸担当理事にお伺いします。

次に、教育に関してお伺いします。

今回私は、小学校低学年における論語の素読の導入を提案させていただきます。

ことし9月に、安岡正篤氏の孫である安岡定子氏が開催するこども論語塾を視察しました。論語の素読を行っている教室では、大勢の子供たちが一緒に声を出すことで教室に一体感が生まれていました。素読の大きな効果の一つは、聞く力を育てることです。子供たちにとって意味がわからないため、言葉に出す前に注意深く聞くことで、聞く力が育つわけです。聞く力を育てることは、きれいな言葉でしゃべる力を育て、考える力を育て、相手の気持ちを理解する力を育てることにつながります。要するに、まず最初に聞く力があるわけです。

聡明という言葉がありますが、その意味は、聡という字はよく聞くこと、明はよく見えることであり、物事の理解が早く賢いことを意味します。聡明な人間を育てるのに、過去において素読は大きな効果を果たしてきたわけであり、そして論語は、人としての生き方を学ぶため、時代に関係なく読み継がれてきたすぐれた古典であります。子供のころにはわからなくても、素読を通して論語の章に述べられていることを覚えておけば、将来大人になってから経験を積み理解することで、個人の内的規範を身につけることができます。

現代社会は、憲法において個人の思想、信条、表現などの自由が尊重されており、国が個人の内面に干渉することはできません。戦前の教育勅語のように国民の内面に道徳などを強制することができないわけであり、言いかえれば、国が干渉できるのは個人の外にあらわれた行為だけであり、内面には一切干渉ができないということになります。

近年、動機が理解しがたい事件が多発していますが、国が干渉できるのはその事件が起こった後で、事前にその行為をとめることが不可能です。それらの行為をとめることができるのは個人の内的規範だけであり、その規範を

形成することが、現代社会における大きな課題であると思われます。

近年は、インターネット等の発達とともに物があふれ、簡単に入手できるようになり、他者に依存せずに個人で完結できる時代となりました。そういった時代であるからこそ、社会に共通の価値や個人の内的規範を再度つくり上げることが必要であると考え、日本人に長く親しまれた論語を今回取り上げさせていただきました。

県内小学校の低学年段階において、論語の素読の時間を設けることを提案いたしますが、教育長の御所見をお伺いします。

最後に、庭先質問であります須崎高校と須崎工業高校との統合について教育長にお伺いします。

県は、高校再編振興計画のもとで、須崎高校と須崎工業高校の統合を進めてまいりました。地元説明会の中で、新たな通学路兼避難道の整備を進めることとしていますが、新たな高校としてスタートする平成31年までには整備のめどが立っていない状況であるとお聞きしています。新学校体制になれば、計画どおりなら現在の須崎工業高校の生徒数の2倍を誇る学校となるため、新通学路整備だけでなく既存の通学路を含めた整備が必要だと考えております。

新たな通学路整備などの課題を含めた統合に向けての現在の進捗状況について教育長にお伺いしまして、私の1問目とします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、課題解決先進県としての取り組みにかける意気込みについてお尋ねがございました。

平成19年、知事に就任させていただいて以来、私は、本県の抱える2つの根本的な課題、すなわち人口減少のもたらす負のスパイラルとの戦い、そして南海トラフ地震を初めとする数々の

自然災害から県民の皆様の命と暮らしを守る戦いに、全力を挙げてまいりました。この根本課題に正面から向き合わずして高知の再生はないとのかたい決意を持って、対話と実行の姿勢のもと、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策などの政策を全力で実行してまいったところであります。

これまでの取り組みを通じて、長らく0.5倍前後であった有効求人倍率が1.0倍に達する、また高知型福祉の拠点となるあったかふれあいセンターの整備が県内各地に広がるなど、多くの県民の皆様の御協力を得て、一部には手応えが感じられるものも出てまいりました。しかしながら、正規の有効求人倍率は、高知としては過去最高とはいえ、いまだ0.5倍程度にすぎず、また過疎化、高齢化のより進む中山間地域においては福祉や医療サービスの提供も厳しい状況にあるなど、各分野でまだまだ多くの課題が残されております。

このため、これまでの5つの基本政策と2つの横断的な政策について、その方向性を維持した上でさらなるバージョンアップを図り、県勢浮揚の実現に向けて実効性の高い施策を、スピード感を持って展開してまいりたいと考えております。

具体的には、まず経済面では産業振興計画をバージョンアップし、地産外商のさらなる強化に加えてその成果を拡大再生産の好循環につなげていく取り組みを進める、その際中山間地域に特に手厚く対応することにより、高知の本来の強みの源泉を将来にわたり生かし、本県経済の持続的な発展へとつなげてまいりたいと考えております。こうした取り組みを通じて、私は、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現を目指してまいりたいと考えているところです。また、こうした高知県を実現することは、福祉の面から見れば、住みなれた地域で

住み続けることのできる高知県につながってまいります。日本一の健康長寿県構想などをバージョンアップし、地域地域の医療や福祉の充実をあわせて行うことにより、こうした高知県を目指していきたいと考えているところでございます。

地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県、住みなれた地域で住み続けることのできる高知県、これらの実現は、大変ハードルの高い目標ではないかと思えます。しかしながら、何としてもなし遂げていきたい課題でもございます。引き続き、県民の皆様や市町村の皆様との対話を積み重ねながら、実現に向けて県庁を挙げて取り組んでまいります。

次に、子供の貧困対策の今後の取り組みの方向性についてのお尋ねがありました。

本年度から、厳しい環境に置かれた子供たちへの支援策を県政の重要な政策課題と位置づけ、取り組みを強化しているところですが、来年度に向けましては、もう一段の取り組みの強化を図っていく必要があるものと考えております。このため、現在策定中の子どもの貧困対策計画につきましては、厳しい環境に置かれた子供たちの発達・成長段階に応じて、きめ細やかな切れ目のない支援策が子供たちや保護者等に総合的に講じられたものとなりますよう、策定作業を進めているところでございます。

具体的には、ひとり親家庭や児童養護施設などといった特に厳しい環境に置かれた子供たちへの支援策を強化するとともに、教育や保育などを受ける機会が損なわれることにならないよう、学びの場の確保などを中心に子供たちが安全・安心に成長できる環境整備に向け、放課後の居場所づくりや就職面への支援などを含めて取り組みを強化してまいります。あわせて、保護者等への就労促進や養育力の育成・確保などといった面からの支援策の充実を図ることな

どにより、現在の子供たちを取り巻く厳しい環境を改善し窮状から救うとともに、さらには貧困の世代間連鎖を断ち切り、結果として子供たちの貧困問題の解消へとつなげてまいりたいと考えているところであります。

その際には、厳しい環境に置かれた子供たちの問題を社会全体の問題として捉え、教育、福祉を初めとする関係する支援機関がしっかりと連携を図るのはもちろんのこと、民生・児童委員やNPOなどを初めとする地域の皆様方とのきずなのネットワークを構築することなどにより、社会全体で子供たちを見守り育ていく体制を整備していく必要があるものと考えています。

あわせて、こうした取り組みを進めるに当たりましては、国としても責任を持ってしっかりとした対応をしていただく必要があります。先月には全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、子どもの貧困対策の抜本強化に向けた緊急提言を取りまとめ、地方の取り組みをしっかりと後押しするための新たな交付金の創設などの政策提言を行ってまいりました。今後とも、国と地方がしっかりと連携した上で地域の実情に応じた取り組みが進められますよう、全国知事会などとも連携を図りながら、国への政策提言などにも努めてまいりたいと考えております。

次に、ルネサス社の高知工場の撤退についての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、高知工場の本県における効果、影響をどう捉えているのか、撤退の知らせを受け、今後どのように対応すべきと考えたのかのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

お話にありましたように、ルネサス高知工場は、昭和61年の操業開始以来ピーク時には約1,000人の雇用と本県の製造品出荷額等の約15%に当

たる約1,000億円を計上するなど、これまで約30年間という長きにわたり、多くの県民の雇用や製造業の振興を通じて本県経済に大きな貢献をしてきていただいております。近年は規模が減少しており、製造品出荷額等はピーク時の10分の1の約100億円となっていますが、それでも従業員数は約360人と、いまだに本県における大きな雇用の場となっております。

また、高知工場はこれまで、こうした生産活動のみならず地域に根差したシンボルとして、地元の方々との交流なども通じ、地域の活性化にも貢献していただいております。2年から3年後の工場閉鎖を伴う集約という今回の決定は、まことに残念であります。

本年3月末、ルネサス社が高知工場の集約または譲渡やその公表について検討しているという非公式な情報に接した際、真っ先に脳裏に浮かびましたのは、従業員の皆様とその御家族のことです。県として、何としても従業員の皆様の雇用を守ることが最重要事項であり、その対応に最善を尽くす必要があると考えました。また、高知工場については、第2棟建設を前提に香南工業用水道を整備したといった特別な事情があり、雇用の確保に向けてルネサス社の誠実な対応を引き出すためにも、ルネサス社には過去の経緯を十分に理解いただく必要があると思いました。ただ同時に、そのための交渉は前途多難であることが予想され、暗たんたる思いもいたしたところであります。

このため、直ちにルネサス社に対し、集約方針の再検討を強く要請するとともに、香南工業用水道の整備経過を含め、十分な検討、協議の期間を確保していただくよう求めることとしたところでございます。

次に、これまでのルネサス社との協議の内容と経緯についてお尋ねがありました。

本年3月末に非公式に情報を入手した後、県

としては従業員の皆様の雇用を守ることが第一と考え、4月に入り、直ちに同社に対し、集約の方針の再検討を強く申し入れました。あわせて、どうしても集約が避けられない場合は、早期に高知工場の譲渡先を確保するとともに、長期にわたり未活用であった第2棟用地の活用策を見出す必要がある旨も申し入れたところです。その際、これらの事柄についてルネサス社の誠実な対応を引き出すためにも、県が第2棟建設を前提に香南工業用水道を整備したという複雑な経緯や事情についてルネサス社に深く理解していただく必要があることにも鑑み、同社に対し十分な検討、協議の期間を確保していただくよう申し入れました。その結果、5月にルネサス社から、遅くとも12月1日に公表すること、それまでに県と協議を行っていく旨の回答を得て、同社との協議のテーブルに着くことができました。

その後、香南工業用水道に係る事実関係について、弁護士の力もおかりして、当時の関係者からの聞き取りを行いながら10年以上前にさかのぼって精査、整理をいたしました。その内容が整いました7月から8月にかけて、ルネサス社に対し、過去の経緯を詳細に繰り返し説明しながら、重ねて高知工場集約の方針の再検討を申し入れました。あわせて、どうしても集約が避けられない場合は、高知工場の譲渡先の確保と、第2棟用地の本県の産業振興策への活用に向けた協力、加えて香南工業用水道の整備費用等についての応分の負担を求めてまいりました。9月には、弁護士とも協議の上、集約の方針の再検討を繰り返し求めながらも、集約が避けられない場合は第2棟用地を県営の指定工業団地として活用するため、県に無償で譲渡するよう申し入れたところです。あわせて、高知工場の譲渡先の早期確保を図るためにも、9月議会で今後の対応等を説明できるよう本件につ

いて早期に妥結し、かつ公表するよう申し入れたところです。

しかしながら、この県からの申し入れに対しルネサス社からは、9月から10月にかけて、県に第2棟用地を無償譲渡することについては、金融機関など多くのステークホルダーを抱える中で大きな決断を要することであり容易なことではない旨の反論があり、また顧客対応などのために十分な準備を行う必要がある旨の主張がなされたところでもあります。

その後、申し入れ内容について粘り強く断続的に協議が続けられたところですが、用地の無償譲渡の要求は通したものの、残念ながら集約の方針の撤回には至らず、ルネサス社は、11月27日に高知工場の集約を決定し、12月1日に公表しました。それを受け、同日にルネサス社の鶴丸社長と私が面談を行い、高知工場の集約の方針を踏まえた今後の対応について確認したところでもあります。

次に、ルネサス社の鶴丸社長との協議内容についてお尋ねがありました。

12月1日の協議では、まず鶴丸社長からは、高知工場を集約しなくてはならなくなったことはまことに遺憾であり、生産量の減少に対応するための合理化や新しい事業を立ち上げるなどの取り組みに手を尽くしてきたけれども、予想以上の減少となったことで集約せざるを得なかったとの説明がありました。またあわせて、従業員の雇用の維持に全力を挙げていきたいので県の協力もお願いしたい、第2棟用地については県に無償で譲渡したいとのお話がありました。私からは、従業員の雇用の維持に最大限の努力をお願いしたい、そのためにも高知工場の譲渡先の確保と第2棟用地への企業立地について、県も一緒に取り組みたいとのお話をしました。

その上で、協力企業を含めて約360名の雇用を

守ることを最大の目的としまして、ルネサス社は高知工場の譲渡先の確保に努め、県はこれに協力すること、ルネサス社は第2棟用地を県に無償で譲渡すること、県は第2棟用地を県指定の工業団地とし企業立地に努力すること、ルネサス社と県はこれらを通じて高知工場の従業員の雇用継続に努力すること、これらの進捗状況を確認するため定期的に協議の場を持つことなどについて同社と確認したところであります。その内容について最終的にルネサス社と合意するため、今回和解議案を提案させていただきました。

次に、香南工業用水道の整備について県と当時の三菱電機との間で契約が交わされていなかったことに関して、行政上の瑕疵はなかったのかのお尋ねがありました。

県が平成8年より香南工業用水道の整備に着手するに当たって、県と三菱電機株式会社との間には、御指摘の契約を結ぶことが現実的には困難な3つの事情があったと考えています。

まず第1に、三菱電機は、新たな工場の建設先として高知県だけではなく、水が豊富にあり同社の製造拠点のある他県への立地も視野に入れておりました。熾烈な地域間競争である企業立地において、企業の撤退時に立地自治体が支出した費用を負担する内容を含む契約等を締結することは一般的ではなく、契約の締結を三菱電機に要求すれば他県との競争に敗れ、そもそも本県への誘致話そのものが解消してしまう可能性さえ否定できなかったものと承知しております。

第2に、高知工場が従業員約1,000人を雇用し、ピーク時の平成7年には1,000億円の製造品出荷額を誇るなど順調な稼働を続けていたこと、三菱電機が第2棟の従業員用として120世帯の社員寮の用地を既に取得していたこと、県と三菱電機が香南工業用水道の水量などについて事

務レベルで合意形成していたことなど、当時県が三菱電機による第2棟の整備が確実であると考えるに至るだけの十分なコミットメントがあったものと考えられます。結果として第2棟の整備がかなわなかったのは、その後の半導体市場の世界規模での大きな変動によるものと考えています。

第3に、現実問題として、契約を結ぶこととなれば、一方が一方に要求するだけの片務的なものではなく、双方が互いに要求を突きつける双務的な内容を盛り込んだものとなります。仮に、当方が第2棟を建設しない場合の三菱電機の費用負担について契約を結ぼうとすれば、先方からは香南工業用水道の整備がおくれた場合の損失補償を求められる可能性があります。香南工業用水道の整備について、当時、地元調整に多大な時間を要する見込みであったことに鑑みれば、多額の損失補償を負担せざるを得なくなるリスクは十分にあり、このような契約を締結すること自体が大きなリスクであったことが想像されるところです。

以上のように、第1に、熾烈な地域間競争があったこと、第2に、三菱電機の第2工場の整備を信じるに足るコミットメントがあったこと、第3に、契約を締結するならば双方が義務を負う双務契約となり、県も相当のリスクを負うおそれがあったことから、当時契約を締結しなかったことは、相当な理由があって、やむを得なかったものであり、行政手続上の瑕疵には当たらないと考えるところであります。

次に、今回のような大規模な企業誘致における行政のインフラ整備や企業誘致のあり方、また改善すべき点があるならどのようにしていくのかについてお尋ねがありました。

企業誘致は、県民の雇用の場の確保と地域経済の活性化、また税収の確保による県民の福祉の向上を図る重要な取り組みでありますので、

今後も積極的に推進していく必要があると考えております。

その際、企業誘致の性質に鑑みて、留意しなければならないことが3つあると考えています。第1に、立地企業との信頼関係が重要であることであります。企業誘致は地域間競争の側面があり、各自治体とも企業立地に関する優遇制度を用意しておりますが、結果としまして、誘致活動を通じて相互の信頼関係を築けたところに立地が実現しているのが実態であります。第2に、企業誘致は個別性が強いということであります。誘致が実現した場合の経済効果、他の自治体との競合関係、関係業界の将来性、企業が自治体に求めるニーズなど、案件ごとに異なっており、企業誘致の際は、一律の対応ではなく、個別の企業ごとにきめ細かく対応する必要があります。第3に、企業誘致にはリスクが伴うことであります。立地企業は、刻一刻と変化する市場の動向への対応や従業員の確保などについてリスクを抱えており、立地自治体は、企業誘致を前提としたインフラ整備等の財政負担についてリスクを抱えています。

今回のルネサス社の事例は、特定の企業の立地のために工業用水道といった大規模なインフラを整備するという点において特殊な事例であります。現時点で、こうした特殊な事例は想定しておりませんが、今後こうした事例については、立地企業との信頼関係を確保しつつ、案件ごとに企業誘致に関する県のリスクをできるだけ減少させるための対応を行ってまいりたいと考えています。

具体的には、現在においても取り組んでいることではありますが、今後一層改善していく点として3点ございます。第1に、企業との協議の進展に応じ、本県への立地に対するコミットメントを節目節目で確認してまいります。企業訪問を重ねることはもちろんのこと、例えば誘致

が具体化した初期の段階で相互の協力内容を具体的に明記する協定を締結するなど、節目節目において双方のコミットメントを明確に確認していくよう努めてまいりたいと考えております。第2に、今回のようなケースでは、ことし庁内に新たに立ち上げました企業立地推進会議などの場を通じて、関係部局が共同して、企業誘致の視点だけでなく法律的な評価や関係する業界の動向など、多角的な視点からの検討を行っていくようにしなければならないと考えております。第3に、こうした事例の取り組みでは、何より県民の皆様への説明責任を果たすことが重要と考えますので、企業機密事項にも留意しつつ、企業誘致の進捗状況に応じて速やかに県議会に報告し、議員の皆様のお意見もお伺いしながら適切に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後に、従業員の皆様への雇用継続に向けた決意についてお尋ねがございました。

高知工場の工場閉鎖に伴う集約は2年から3年後となっており、時間は限られております。この間に、高知工場及び協力企業の従業員の皆様の初め、その御家族の生活をしっかりと守っていかねばなりません。

県では今月2日、商工労働部にルネサス高知工場集約対策本部を設置しました。この本部では、ルネサス社はもとより、香南市を初めとする関係者とも連携・協力し、高知工場の譲渡先の確保と第2棟用地への企業立地の早期実現により、雇用の維持・継続を図ることにしています。従業員の皆様、御家族の皆様には一日でも早く安心して生活を送っていただけますよう、私自身先頭に立って全力で取り組んでまいります。

次に、2060年の総人口55万7,000人の実現に向けた少子化対策の今後の取り組みについてのお尋ねがありました。

本年8月に改定した高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2060年に政府推計より4割多い総人口55万7,000人の維持を目指して取り組んでいくこととしておりますが、このためには、若者の定着、増加を図ることとともに出生率の向上を果たすとの2つの点を、経済、福祉等にわたる総合的な取り組みを通じて実現していく必要があります。

このため、まず若者の定着、増加、これを図るため、産業振興計画を推進して県内に雇用を創出するとともに、移住の促進や人材誘致に取り組んでまいります。さらには出生率の向上、これを目指して、特に出生率の高い中山間地域において産業創出等の取り組みを手厚く行い若者の定着、増加を目指しますとともに、いわゆる少子化対策、すなわち県民の皆様の結婚・出産・子育ての希望をかなえる取り組みを進めていくこととしております。このように、目標とする人口を達成するための取り組みは極めて広範囲にわたるものであり、今後とも県政全般を挙げて、その取り組みを強化してまいります。

その中で、この少子化対策についても、もう一段の抜本強化を図ることが必要だと考えております。このため、第1に、ライフステージの各段階に応じた対策のもう一段の充実強化を図るのはもちろんのこと、第2に、官民協働による県民運動の取り組みへと進展させていくことに努めてまいりたいと考えております。

具体的には、まず第1のライフステージの各段階に応じた対策の強化につきましては、マッチングシステムや婚活サポーターなどによる職場などの身近な場所での出会いの機会の創出や、若いころからライフプランを意識していただく学習機会の提供などの結婚支援に取り組んでまいります。また、多様な働き方を可能とする保育サービスの充実などによる切れ目のない子育て支援策の強化や、家庭内での家事、育児の適

切な役割分担に向けた啓発、さらには女性が安心して結婚し、子育てをしながら働き続けられる職場環境づくりを支援するなど、ワーク・ライフ・バランスの取り組みなども推進してまいります。

次に、官民協働による県民運動に進展させていくための取り組みに関しては、新たに高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、これまでの市町村との連携した取り組みに加えて、これまで働きかけが十分ではなかった民間企業等の皆様と協働した取り組みを推進してまいります。その上で、今後、高知家の出会い・結婚・子育て応援団と体制が強化された高知県少子化対策推進県民会議、高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーなどが強固なネットワークを構築し、少子化対策を県民運動として県内の隅々にまで広げていくことができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) まず、ルネサス社との合意内容を和解議案としたことについて理由についてお尋ねがありました。

地方自治法第96条第1項第12号では、地方公共団体が当事者である和解に関する場合は、議会の議決事項と定められております。この和解は、裁判上の和解だけではなく、裁判外の和解、いわゆる示談も含むと解釈されています。

今回のルネサス社との合意は、高知工場の譲渡先の確保に向けた努力、第2棟用地の無償譲渡などを確認し、これにより、今後は県とルネサス社が高知工場の従業員の皆様の雇用継続に協力していこうという内容です。言い換えれば、高知工場の閉鎖を伴う集約や香南工業用水道の整備費用の負担などについて、お互いが今後争うことがないこと、すなわち本件についてお互いに、これ以上に債権債務がないことを確認す

ることとなるものです。

このように、ルネサス社と県との間で争いを解決させ、今後連携して従業員の雇用の継続に努めていくことは、裁判外での和解に該当いたしますことから、今回和解議案として提案させていただきました。御承認いただけましたなら、県としましても、協力企業も含めた従業員の皆様の雇用維持に全力で取り組んでまいります。

次に、高知工場の集約の発表を受け設置しました対策本部における今後の対応についてお尋ねがありました。

12月1日のルネサス社高知工場集約の発表を受けまして、翌2日に、高知工場の譲渡先の確保と第2棟用地を活用した工業用地への企業立地を早期に実現させ、高知工場と協力企業の従業員の皆様の雇用の維持・継続を図るため、ルネサス高知工場集約対策本部を設置いたしました。

対策本部では、まず、譲渡先の確保につきましては、ルネサス社との連携・協議の場を密に持ちながら情報把握に努めますとともに、県の立地支援策の活用も視野に、ルネサス社と共同の誘致活動に取り組み、早期の実現を図ってまいります。また、第2棟用地につきましては、今議会に提案しています議案の承認が得られましたら、ルネサス社から譲渡を受け、第2棟用地への早期の企業立地が可能となるよう手続を進めていく予定です。あわせて、対策本部では、従業員の皆様や関連企業からの御相談についてもしっかりと対応してまいります。この本部は、立ち上げにおいては県庁内の組織としていますが、今後の状況によりまして地元香南市や国の機関などの関係機関にも参画いただくなど、しっかりと連携していきたいと考えています。いずれにしましても、スピード感を持って、従業員の皆様の雇用の維持・継続に全力で取り組んでまいります。

次に、事業承継・人材確保センターにおける、企業が求める人材のマッチングの現状と立ち上げ後の課題についてお尋ねがございました。

本年4月に開設しました事業承継・人材確保センターでは、これまでさまざまな機会を活用しまして事業者の皆様はその取り組みの周知を図ってまいりました。その結果、センターには、11月末までに事業承継に関する相談が78件、人材確保に関する相談が80件、合わせて158件の相談をいただいております。

事業承継に関する相談につきましては、後継者に事業を譲るに当たっての事業承継計画の策定や事業拡大に向けたMアンドAの相談などが寄せられております。相談のあった案件につきましては、現在、専門のスタッフと税理士、公認会計士等の専門家や金融機関などから成る支援チームが、相談者の状況に応じまして、適切な解決に向け順次対応を進めておりまして、これまでに2件の事業承継が完了しております。

人材に関する相談につきましては、生産管理から営業に至るまで、高度で専門的な知識や技術を有する中核人材など、多種多様な人材にかかわるものとなっております。こうした相談に対しましては、専門スタッフが事業者を訪問し、求める人材の経験や技術はもとより相談に至った背景や経営者の思いなどをきめ細かく把握し、ニーズに合った人材を紹介していく中で、これまでに6件の採用につながっております。

しかしながら、今後も人手不足の状況や中核人材に対するニーズの増加が見込まれる中で、事業者の皆様のニーズにしっかりと応えていくためには、県内外の中核人材に関する情報をさらに蓄積し、より多くのマッチングにつなげていくことが必要となっております。このため12月から、首都圏での人材情報などを収集する求職コーディネーターを新たに東京事務所に配置したところです。

今後も、センターがそれぞれの事業者のニーズにしっかりと応え、金融機関や専門家とも連携し、次なる事業展開や拡大再生産の取り組みにつなげていきますよう全力で取り組んでまいります。

次に、T P P 合意による製造業の国内回帰への現状の認識と、今後の企業誘致活動についてお尋ねがありました。

T P P 協定の太極合意では、日本から他の参加11カ国に輸出される工業製品について、品目数では86.9%、貿易額では76.6%に当たる関税が、協定発効後即時に撤廃されることになっています。

県では、この太極合意の発表を受け、T P P 協定による影響などについて県内の企業や商工団体にアンケート調査などを行いましたところ、現在では具体的な情報がないということのために、現時点においてはメリット、デメリットについて判断はできないといった声を多くいただいておりますが、輸出関連の企業などからは、受注がふえるとといった、今回の合意をビジネスチャンスと捉えた御意見もお聞きしています。また、海外に生産拠点を持つ企業からは、関税撤廃は国内回帰への要因の一つになるといった御意見も伺っています。

全国的には、円安や海外での生産コストの上昇などで、日本への製品供給が多い電気機械などの分野において国内での生産を増加させる動きもある中、議員のお話にもありましたように、今後T P P による海外に立地する企業の国内回帰の動きも期待されるところでございます。

県としましては、今後T P P に関する全国的な企業の動向も注視しながら、全国トップレベルの企業誘致支援制度や充実したアフターフォロー体制など本県の強みをさらにP R することで、一社でも多くの企業の立地につなげてまいりたいと考えています。

最後に、工業団地の整備の状況、産業集積を踏まえた企業誘致の取り組み状況についてお尋ねがありました。

まず、高知市一宮の団地につきましては、高知市との共同開発により分譲予定面積約4.8ヘクタールの工業団地として、平成29年度中の完成を目指し整備を進めております。現時点で約9割の用地契約が完了しており、残る共有地につきましても近く取得できる見込みであり、工事ににつきましては本年度中に着手することとしています。また、南国市日章の団地につきましては、これも市との共同開発でございしますが、分譲予定面積約11ヘクタールの工業団地として、平成30年度中の完成を目指し整備を進めております。これまで用地調査や実施設計とあわせて地元説明会を進めておりまして、来年度には用地取得に着手する予定です。いずれの団地とも、県内、県外の企業の新たな立地や増設などのニーズに応えられるよう、早期の完成に向け全力で取り組んでまいります。

また、企業誘致につきましては、これまでの誘致の取り組みに加え、本県の強みであり地域の基幹産業でもある第1次産業分野等と連携した幅広い視点からの企業立地を推進するほか、地方に拠点を設置する、いわゆるニアショア志向の高まりにも対応した、若者の就職希望が多い事務系職場の集積を目指すなど、部局連携を強化しまして、全庁が一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) ルネサス社高知工場の集約について、今回の和解の内容が、これまで県が費やした香南工業用水道の整備費用等に見合っているかとお尋ねがございました。

まず、香南工業用水道は平成14年3月に完成し、その整備及び維持管理にこれまで要した費

用は、整備費用22億4,600万円余り、維持管理費6億7,800万円余りの合計29億2,500万円余りでございます。このうち、ルネサス社との因果関係を認め得る費用の額については、まず土地代等は県の資産として残るため、これを除外する必要があり、次に工業用水は今後利用できることから、おおむね33年間利用可能な香南工業用水道について、第2棟建設計画のために利用できなかった14年間に見合うものとする必要があります。さらに香南工業用水道の給水能力の4分の3がルネサス社向けであることを考慮する必要があります。

このため、ルネサス社との因果関係を認め得るのは、整備費用が22億4,600万円余りのうち5億8,000万円余り、維持管理費が6億7,800万円余りのうちの4億4,000万円余りで、合計では29億2,500万円余りのうちの約10.2億円となります。この10.2億円については、第2棟を建設しない場合の費用負担を規定する契約が存在しないことから、仮にルネサス社に一定の信義則違反が認められるとしても、その全額をルネサス社に負担させることはできないと判断しております。

信義則違反を理由に損害賠償が認められた過去の裁判例では、信義則違反があった側の負担割合を1割から5割と認定しており、当時の半導体市場の急激な悪化が予測困難であったという事情も考慮すれば、仮に本件でルネサス社に信義則違反が認められたとしても、ルネサス社が負担すべき割合は、過去の裁判例と比較しても相当に低い負担割合にならざるを得ないと判断しております。このため、ルネサス社に負担を求め得る額は、先ほど申しあげました10.2億円の半分の5.1億円を上回ることはないものと考えております。

一方、今回の和解により、県が無償譲渡を受けます第2棟用地の鑑定評価額は約6億円でご

ざいます。このため、第2棟用地の価値は、ルネサス社に負担を求め得る額を十分に超えているものと認識しております。なお、これまで申し上げてきた内容については、弁護士からも同様の意見を得ているところです。さらに、今回の和解は、このように金銭的に十分な成果を含んでいるだけではなく、ルネサス社との良好な協力関係を引き続き維持した上で、高知工場の譲渡先の確保や第2棟用地の活用に向けてスピード感を持って取り組めることなど、県にとってのメリットが大きい和解であると考えております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 独身者の結婚の希望をかなえるためのマッチングシステムの取り組み状況についてのお尋ねがありました。

結婚を望むものの結婚できていない独身男女が適当な相手にめぐり会う出会いの機会を、より早く、より多く提供するためのマッチングシステムの導入につきましては、現在円滑な運営に向けた準備作業を進めているところです。

利用していただく独身者の相談窓口につきましては、高知市駅前町に来年1月12日からこうち出会いサポートセンターとしてオープンすることとしており、センターでは、高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーで行っているこれまでの結婚に関する相談業務などに加え、結婚を希望する独身者が会員となり、お引き合わせの申し込みなどを行う際の手続面でのサポートはもちろんのこと、お引き合わせに立ち会うボランティアの選定などを含め、出会いの機会をきめ細かく支援してまいります。

会員登録の手続につきましてはセンターオープンの1月12日から開始することとし、実際に希望するお相手の検索や閲覧が可能となるのは4月1日を予定しておりますが、現時点で100名を超える独身者の方々からの入会申し込みをい

ただいております。またあわせて、独身者同士のお引き合わせへの立ち会いや、その後の交際を見守っていただくためのボランティアの養成も進めており、県主催による出会いのイベントなどで経験を積んでいただいているところです。

県としましても、結婚を望まれます独身者の希望の早期実現に向けましては多くの独身者の方々に会員になっていただくことが必要ですので、県内の企業や団体などへのさらなる周知、広報に努めてまいりますとともに、4月からのスムーズな運営に向けまして取り組みを加速してまいります。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 南海トラフ地震対策に関して、命をつなぐ対策の今後の取り組みについてお尋ねがございました。

南海トラフ地震対策は、ことしを最終年度とする第2期行動計画に基づき、命を守る対策を最優先とし、あわせて助かった命をつなぐ応急期の対策にも取り組みを進めてまいりました。この結果、1,560カ所の津波避難空間の整備が本年度末で約94%完了するなど、命を守る対策を中心に一定の成果が見えてきましたが、命を守る、命をつなぐ、それぞれのステージでまだまだ多くの課題があります。

現在策定中の第3期行動計画では、これら多くの課題に取り組んでいくこととしております。その中でも重点的に取り組む課題として、命を守る対策については2つ、住宅の耐震化の加速化と地域地域での津波避難対策の実効性の確保を、また議員からお話のありました命をつなぐ対策につきましましては、5つの課題を位置づけることとしています。

具体的には、まず1つ目として、避難所の確保と運営体制の充実に取り組んでまいります。不足する避難所の確保に向けて、耐震化されて

いない避難所や集会所の耐震化と学校の教室利用を促進することで、全ての避難者が県内で避難生活を送ることができるように努めてまいります。あわせて、住民の皆様が中心となって避難所を迅速に立ち上げて、円滑に運営していただくためのマニュアルを作成する取り組みを、全ての避難所に広げてまいります。

次に、地域に支援物資等を届けるためのルートの確保の取り組みとして、現在検討中の道路啓開計画において、啓開に長期間を要することが想定される地域に対して、陸路のみならず海路や空路といったルートも活用できるようにすることを目指し、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備などのハード整備や、道路啓開用の重機確保の拡大などのソフト対策を進めてまいります。

このほかに、応急期の活動に必要な応急救助機関の活動拠点や仮設住宅の建設場所などの配置を事前に検討しておく計画の策定。被災地からの救急搬送が困難な中、より負傷者に近い場所で地域の総力を挙げて対応する前方展開型の医療救護体制の構築。高知市での長期浸水区域において、一人一人が確実に避難できるようにする地域の津波避難計画の見直しと、長期浸水区域からの救出についての検討といった取り組みも進めてまいります。

これら5つの重点的に取り組む課題を含めた命をつなぐ対策については、第3期行動計画の取り組みの柱として質・量ともに本格化させてまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、今後の新規就農者の確保の取り組みについてお尋ねがございました。

新規就農者の確保につきましましては、これまでの県内外での就農相談会やこうちアグリスクールの開催、またことしから取り組んでおります

産地提案型の担い手確保対策の実施、さらには相談窓口の強化のための就農コンシェルジュの配置などによりまして、お話のございましたように、平成27年調査では過去最高の269人を確保することができたところでございます。しかしながら、本県農業の維持・発展に必要な新規就農者の確保目標であります280人には至っていないことから、さらなる対策の強化が必要であると考えております。

このため県では、まずは本県の農業に関心を持っていただく入り口対策として実施をいたしておりますこうちアグリスクールにつきまして、激化する他県との競合に打ち勝ち、より多くの受講生を確保できるよう、民間企業のノウハウを活用するなど開催方法の見直し、拡充を検討してまいります。また、新規就農者の確保に有効であります産地提案型の担い手確保対策につきましては、産地の積極的な募集活動に対する支援を強化いたしますとともに、その取り組みを県内全域へ普及してまいります。このほか、移住対策と連携して取り組んでおります就農相談会の拡充など、就農コンシェルジュの活動をさらに強化いたしますとともに、県内外の大学生や高校生を対象とした本県農業のPRの強化など、将来の新規就農者の裾野の拡大につながる対策につきましても、新たに取り組んでまいります。

次に、新規就農者の育成、定着に向けた取り組みについてのお尋ねがございました。

これまで県では、農業担い手育成センターや各産地の指導農業士のもとでの技術研修、県の普及指導員による技術支援、さらには園芸用ハウスの整備への支援など、新規就農者の育成とその定着を目指してさまざまな取り組みを実施してまいりました。しかしながら、県の調査では、就農後5年以内の離農者が過去5か年間の平均で年間23人おられることから、各産地が受

け入れ体制をしっかりと整備をした上で、新規就農者をフォローしていく体制の強化が必要だと考えております。

このため県では、従来の取り組みに加えまして、新規就農者の育成と定着に向けた総合的な取り組みでもございます産地提案型担い手確保対策をさらに強固なものとするため、経営や生活支援も含めた各産地の受け入れ体制の整備や、産地が行う研修を強力に支援してまいりますとともに、この取り組みを県内全域に普及してまいります。また近年、Iターンの方を中心に増加傾向にあります雇用就農者の定着のためには、受け皿となります法人経営体の強化も必要でございます。このため、組織マネジメント力の強化や従業員育成などの研修を実施し、継続して雇用ができる環境の整備も図ってまいりたいと考えております。このような取り組みによりまして、新規就農者を確実に本県農業の担い手として育成し、定着できるよう努めてまいります。

次に、新規就農者の農地の確保についてのお尋ねがございました。

県が実施しました新規就農者へのアンケートでは、就農時に苦労した点や就農後5年以内の初期段階の課題として、農業技術の習得とともに農地の確保が挙げられておりますなど、新規就農者にとって農地の確保は大きな課題だと考えております。このため県では、新規就農者が安心して就農し、経営発展につなげていけますよう、その基礎となる農地の流動化の取り組みを強化していくこととしております。

具体的には、地域の実情をよく知っている産地みずからが就農に必要な農地の確保も含めて総合的に支援する産地提案型の取り組みをさらに強化いたしますとともに、この取り組みを県内全域に普及することにより、新規就農者のスムーズな農地の確保につなげていきたいと考えております。また、担い手への農地集積に取り

組んでおります農地中間管理機構では、現在、地域の事情に詳しく、農業者に信頼の厚い人材を推進支援員や農地活用サポーターとして配置し、貸し出していただける農地の掘り起こしと新規就農者へのマッチングを進めております。今後、この取り組みをさらに拡大してまいります。こうした取り組みに加えまして、各市町村との連携を図りながら、地域地域に新規就農者や規模拡大農家のニーズに応えられる優良農地をあらかじめ準備しておく園芸団地の整備にも取り組んでまいります。

最後に、近年多発する集中豪雨などの災害への対処の観点から、排水路などの農業基盤整備を強化するべきではないかとお尋ねがございました。

大雨による農業被害を防止し、安心して農業を続けていただくためには、良好な排水条件を確保することが何よりも重要でございます。このため県や市町村では、これまでに幹線的な排水路を170キロメートル余り整備するなど排水条件の改善に取り組んでまいりました。しかし、近年の集中豪雨では、水路の排水能力を超えることもあり、改修が必要な地域も出てきております。

こうした地域の課題に対応するため、国の補助事業を導入し、県営事業では四万十町越行地区で排水路を改修したほか、市町村事業では、この2年間で高知市や田野町など19の市町村で31カ所の改修を行いますなど、市町村と連携し、きめ細かく取り組んでいるところでございます。このように、規模の大きなものから小さなものまで対応できる補助事業もございますので、こうした事業をうまく活用しながら、引き続き市町村とともに災害に強い農業基盤整備を進め、農業被害の防止に取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) まず、林

業に関する人材確保についての現状や課題についてお尋ねがございました。

県では、林業の担い手対策の一環として、これまで現場作業で必要となるチェーンソーや車両系、高性能林業機械などの技術講習を行っており、平成26年度の受講者数は延べ1,894人となっています。あわせて、国の緑の雇用制度の活用や、林業労働力確保支援センターにアドバイザーを配置し、雇用情報の収集、提供や林業就業相談会、林業体験講習、林業職場のPR活動などを行い、新規就業者の確保に努めてまいりました。それに加えて、今年4月からは、即戦力となる担い手から将来の本県の林業界を担う人材まで幅広い人材を育成するため、林業学校を創設いたしました。現在、15名の1期生が、現場で必要となる資格の取得や伐木造材など現場実習、県内事業体でのインターンシップを行い、来年春の林業事業体への就職に向けて頑張っているところでございます。

今後の課題でございますが、人口が減少する中で、県内だけで担い手を確保していくことは困難であることから、移住者も含めて林業就業者を確保していく必要がございますし、受け皿となります林業事業体の就労環境を改善して、魅力ある職場としていく必要があります。そのため、移住促進と連携した取り組みを進めてまいりますとともに、平成30年4月には林業学校に高度で専門的な担い手を育成する専攻課程を開講し、全国から多くの人材が集まるよう魅力あふれた学校づくりに向け、準備を進めているところでございます。あわせて、安全防具や林業退職金共済の掛金に対する支援や高性能林業機械の導入支援、生産性向上に向けた効率的な作業システムの提案などにより、林業事業体の経営改善を図ることで職場環境を改善し、担い手の確保と定着率の向上に努めてまいります。

次に、県外販売事業者による市場形成なども

視野に入れた販売強化についてお尋ねがございました。

平成26年度に実施しました内航船を使用した大量輸送は、大消費地である関東地方等への低コスト輸送と販売拡大を図る目的で取り組み、従来の陸送に比べて木材1立方メートル当たり1,800円程度のコストの優位性が実証されました。そのため、再度の実施を検討しておりましたが、内航船のチャーター料が高どまりしていたことや、消費税増税により需要が低迷している時期に一度に大量の製品を持ち込むことについて荷受け事業者から難色が示されたことなどによって事業を見直すこととし、平成27年度からは出荷者が共同し、フェリーとトレーラーを使用して関東地方への輸送コストを低減する取り組みを進めているところです。当初、月3便を目標に設定しておりましたが、従来の陸送に比べて木材1立方メートル当たり1,200円程度のコストダウンが図られましたことや小口取引先への輸送の利便性が向上したことなどから、現在は月当たり8便出荷するなど順調に取引が拡大しております。

今後一層の販売拡大を図るためには価格競争力のある製品を供給する必要があることから、製造コストの削減のため、規模拡大などによる製材工場の大型化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、県外の木材市場やプレカット工場などと提携して設置しました販売拡大拠点の活用や、県外で土佐材のPR活動を行っていただく工務店や設計士などのパートナー企業と連携し、消費者ニーズを把握しながら市場にマッチした製品の供給に努めてまいります。加えて、これまでの関東地方だけでなく、東海・関西地方へも低コスト輸送や販売拡大の取り組みを強化するとともに、海外において、県産材の販売拡大が見込まれる国への輸出にも取り組んでまいります。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) まず、漁業の新規就業者の確保及び定着についてお尋ねがありました。

漁業の担い手の確保につきましては、産業振興計画の中でも重点課題として位置づけ、漁業就業を支援するアドバイザーの配置やセミナーの開催、県外での就業支援フェアへの参加などにより、積極的に就業希望者を掘り起こしてまいりました。こういった取り組みに加え、漁業に参入するための本格的な技術を身につける長期研修について、研修生の対象年齢や対象の漁業種類を拡大するなど、研修参加への間口を広げてきたところです。この結果、研修希望者や研修生は大幅に増加してまいりましたが、それに伴い指導者の不足など受け入れ体制の強化が課題として浮かび上がってまいりました。こうしたことから、漁業指導所が中心となって、1人の研修生に複数で対応できる指導者のグループ化を関係漁業者に働きかけるなど、新たな指導者の確保に努めてきたところです。

一方、ブランド養殖マダイの生産者の減少やメジカ加工品の原料不足などが喫緊の課題として生じてきたことから、本年10月には、関連する民間企業などが研修生を雇用して計画的に担い手を育成する新たな制度を創設し、メジカひき縄漁業やマダイ養殖業など、これらを対象に取り組みを開始してきたところです。

こうした取り組みを通じまして、浜の受け入れ体制の充実を図るとともに、就業時の初期投資の負担の軽減や、研修を希望する段階から研修修了後までの一貫したきめ細やかなフォローを行うことで、新規就業者の確保と定着を促進したいと考えております。

次に、高知家の魚応援の店の今年度の登録目標である500店舗を早期に達成できた要因についてお尋ねがありました。

高知家の魚応援店制度は、本県の少量多品種の水揚げという特性を踏まえ、まとまった量の取引に適した市場流通とは異なる新たな販路を開拓し、産地の所得の向上を図ることを目的に、昨年度取り組みを開始しました。既に11月末時点で、関東や関西を中心に目標を上回る565の飲食店に登録をいただきました。

このように登録店舗数の目標を早期に達成できた要因は、日ごろから大都市圏の飲食店とつき合いのある東京、大阪、名古屋の県外事務所や地産外商公社との連携、飲食店とネットワークがある大手グルメサイトの活用、さらには県内の参画事業者の協力など、県のみならず民間と一体となった取り組みができたことが挙げられます。こうした取り組みに加え、本県の自然が豊かで漁業が盛んといったイメージや、通常の市場流通では入手が難しい特徴のある水産物を調達できるといったことが、大都市圏の飲食店のニーズにマッチしたことなどが考えられます。

また、応援の店との取引に関心のある産地買い受け人や加工事業者などの県内の参画事業者数も78に上っており、本年9月に実施したアンケート調査によりますと、応援の店との年間の取引額は1億円を上回るものと見込まれます。

今後は、さらなる取引の拡大を目指し、商談会や産地見学会などによる応援の店と県内の参画事業者とのマッチング機会を拡充するとともに、温度管理の徹底による商品力の向上など応援の店のニーズに適切に応えることができるよう、産地対応力の強化を図ってまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 高知県建設業活性化プランのこれまでの取り組みの成果と今後の方向性についてお尋ねがございました。

高知県建設業活性化プランにつきましては、昨年6月に改正された公共工事の品質確保の促

進に関する法律の趣旨を踏まえ、それまでの課題を整理した上で本年3月にバージョンアップを行い、コンプライアンスの確立、公共工事の品質と担い手の確保、県内建設業の活性化への支援の3つの柱に基づく取り組みを進めてまいりました。

まず、コンプライアンスの確立につきましては、このことを活性化プランの全ての取り組みの大前提として位置づけており、発注者と受注者の双方がしっかりと取り組むこととしております。建設業協会などの業界団体においても積極的に取り組んでいただいております。県主催で開催した研修会には1,000人を超える皆様に御参加いただいたところであります。

次に、公共工事の品質と担い手の確保につきましては、具体的な取り組みとして、繰越制度の柔軟な活用などにより端境期の事業量の確保に取り組んでおり、本年4月末時点で土木部発注工事における建設事業者の手持ち工事量は110億円を上回るものとなっております。本年11月に行いました建設業協会会員企業へのアンケート調査においても、端境期の事業量については一定確保できたと評価をいただいております。来年度に向けましては、既に9月議会において132億円余りの繰越事業費を認めていただいております。今議会においても71億円余り、合計203億円余りの繰越事業費を計上させていただいております。

次に、県内建設業の活性化への支援につきましては、各種の研修会を実施しており、施工力の向上やインフラ点検技術の習得、本年度から新たに実施しています若者の入職・定着促進に向けた雇用環境改善の研修など、延べ1,000人以上の経営者や技術者の皆様に御参加いただいております。また、個々の企業の課題解決に向けたアドバイザー派遣制度についても、これまで10の企業やグループが活用され、工程管理などの指導・助言を受けておるところでございます。

さらに、建設業のイメージアップに向けた取り組みも支援しており、高知県建設業協会が主催したこうち防災フェスタ2015には、昨年を約1,000人上回る約5,000人の県民の皆様にご来場いただきました。

県としましては、こうした活性化プランの方向性は今後とも堅持してまいりたいと考えております。現在、高知県建設業協会の各支部との意見交換会を開催しており、こうした機会を通じて関係団体や建設業者の皆様のご意見も伺いながら、活性化プランのブラッシュアップを図り、取り組みがより実効性のあるものとなるよう努めてまいります。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) まず、移住者の定着状況についてお尋ねがありました。

本県に移住していただいた方々の定着状況について、昨年度、市町村や民間の移住支援団体を通じて調査しましたところ、少数ではあります。仕事や地域になじめなかったという理由から移住後に転出をされた事例がございました。このため、今年度からは市町村や移住支援団体等とも連携をして、事前の相談の段階から十分な地域の情報を提供するなど、移住希望者との間でより丁寧なコミュニケーションを図るよう留意し、こうした残念なケースが発生しないよう努めているところでございます。

また現在、市町村の協力を得て、平成24年度と25年度に移住された方のその後の定着状況やミスマッチの事例についての調査を実施しており、年度内には取りまとめることとしております。この調査結果も参考にしながら、次期産業振興計画においては、定着状況に関するKPIを新たに設定するとともにミスマッチの防止や定住の促進に向けた施策を強化するなど、移住された方が地域の担い手として活躍し続けていただける環境をより一層整えてまいりたいと考

えております。

次に、さらなる高みを目指すための今後の移住促進の取り組みについてお尋ねがありました。

本年10月末時点での移住の実績は289組となっており、本年度の目標達成に向けておおむね順調に推移しているものと考えております。しかしながら、第3期の産業振興計画において、これまでの取り組みの成果を基礎に拡大再生産につなげていくための担い手を確保していくには、現在の目標である年間500組を上回る水準を目指していく必要があります。このため、次期計画においては、次の3つの視点を中心に施策を強化したいと考えております。

第1は、移住の入り口となる相談件数をさらにふやすことです。本県への移住の大きな端緒となっているホームページへのアクセスを分析した結果、これまでメインターゲットと想定しておりました高知に好感を持つ方だけでなく、地方での暮らしに関心を持つ潜在的な移住関心層からのアクセスも相当数あることがうかがえましたので、高知家プロモーションとの連携に加えて、こうした移住関心層に対する情報発信の強化を検討したいと考えております。

第2は、移住、定住に至るステップごとの施策及び施策を実施する関係機関相互の連携をさらに密にして、相談から移住、定住に至る割合を高めることです。人材の受け手である各産業分野において担い手確保策が整う一方で、首都圏においては、昨年の移住・交流コンシェルジュに加え、この12月からは事業承継・人材確保センターの求職コーディネーターも配置されるなど、人材確保の施策とその実施機関が多様化をしております。このため、都市部の人材と県内の人材ニーズを県全体で的確にマッチングできるよう、機能や体制を整えたいと考えております。

第3には、これまで以上に民間との協働を深

めることです。本県では、民間の移住支援団体を初めとする企業や団体の皆様が積極的に移住促進の取り組みに参画をいただいております。

これらの方々のご活動は本県の大きな強みであり、力となっておりますので、次期計画ではこうした方々に、これまで以上に広く深くかかわっていただき、民間の発想や行動力を大いに発揮いただけるようにしていきたいと思っております。

こうした視点から移住促進策を強化することで、移住者のさらなる増加とともに、各産業分野の担い手確保策と連動させた志移住を、一層推進してまいりたいと考えております。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、土佐の観光創生塾における人材育成の取り組みについてお尋ねがありました。

今年度から、県内の中央・東部地域と西部地域の2つのブロックで開催している土佐の観光創生塾は、マーケットニーズを踏まえた売れる商品づくりや情報発信、販売などのノウハウの習得を通じて、地域地域の戦略的な観光地づくりにつなげることを目的としております。

このため、観光業界のトレンドや先進的な取り組み事例を学ぶとともに、旅行会社の商品造成責任者も交えたグループワークを重視した内容としております。さらに、それぞれのブロックに旅行商品づくりを広くアドバイスできる地域コーディネーターを配置し、受講生の方を直接訪問して個々の課題解決に向けたフォローを行うなど、これまでの人材育成の取り組みからはより踏み込んだ実践的な事業として実施しているところです。

今年度は、これまでの取り組みにより、12月現在で43件の旅行商品の造成、磨き上げが行われ、そのうち20件の商品が旅行会社のパンフレットやインターネットの販売サイトへの掲載につながる見込みであり、また人材育成面でも、事

業者の商品造成に対する課題解決力が向上するなど、一定の成果が見えてきたところでございます。

地域の観光を担う方々のスキルアップは継続的な観光地づくりを行っていく上で大変重要でございますので、こうした成果や受講生からいただいた御意見なども踏まえ、事業者の規模拡大や事業者間の連携強化にもつながるよう、創生塾の一層の充実に向けて今後検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、歴史資源の掘り起こしの現状と他県との連携状況についてお尋ねがありました。

まず、歴史資源につきましては、土佐・龍馬であり博、志国高知龍馬ふるさと博の2つの博覧会において、サテライト会場として整備した9カ所の施設とその展示物、さらに博覧会を通じて紹介した幕末の志士たちのゆかりの史跡などの歴史資源があります。今後、高知城歴史博物館、坂本龍馬記念館といった本物を感じられる施設が完成を迎えますことから、専門家の力もおかりしながら市町村とも連携し、先ほど申し上げました9カ所の施設や史跡などに加えて、地域地域のまだ余り知られていない歴史資源を掘り起こし、本物を感じられるものに磨き上げてまいりたいと考えております。

次に、他県との連携につきましては、明治維新150年に向けて、この8月末に鹿児島県、山口県、高知県、佐賀県による平成の薩長土肥連合を立ち上げ、東京や京都での4県合同による物産展や観光プロモーションを展開しているところです。今後、さらに4県による旅行会社へのセールス活動や4県を周遊するスタンプラリー、航空会社とのタイアップによる情報発信などを予定しており、こうした4県での連携はもとより国内のさまざまな地域と連携することで、歴史的に大きな意義がある年に開催する本県の博覧会が大きく盛り上がるよう取り組んでまいり

たいと考えております。

次に、高知城周辺の観光戦略についてお尋ねがありました。

高知城やはりまや橋を有する高知市中心部は、高知城懐徳館の入場者だけでも年間25万人以上の観光客が訪れる観光地であり、本県観光の中心的なエリアだと考えております。平成29年3月に予定されている高知城歴史博物館のオープンに伴い、今後このエリアにさらなる誘客も期待されますので、中心部全域をいかに周遊させ、消費の拡大につなげていくかが重要になってまいります。高知市中心部には、食事する場所や土産物屋も数多く、観光クラスターとしての要件が整っておりますし、外国クルーズ客船の寄港増加に対応するため、来年4月までには、中心商店街での多言語案内表示や消費税の免税手続一括カウンターの整備など、外国人観光客の受け入れ体制も整ってまいります。

今後、中心商店街の方々や高知市とも十分連携し、今議会で補正予算をお願いしております、スマートフォンなどで使える高知県観光のサポートアプリケーションを活用した周辺の食などの情報発信や、さらに大政奉還150年、明治維新150年に合わせて高知城歴史博物館、高知城と周辺の史跡を結ぶ周遊コースの設定などについても検討を進め、周遊の促進と消費の拡大につなげてまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、医師のキャリア形成支援と医師不足地域の医師確保についてお尋ねがありました。

医師としてのキャリア形成は、大学卒業後2年間の臨床研修、各基本的な診療科に分かれての3年間から5年間の専門医研修、さらに、より専門分化した診療領域の研修など長期間にわたります。平成29年度からは、日本専門医機構が策定した統一的な専門医養成理念に基づく新

しい専門医制度が開始されることから、若手医師の専門医に対する関心は一層高まっていくものと考えています。

高知県では、医師のキャリア形成支援環境のよしあしが若手医師の県内定着に大きく影響するとの認識のもと、平成23年度から、専門医資格や指導医資格を取得するために必要となる経費や、国内外への留学に係る経費、また若手医師による研修会開催に係る経費などに対して、高知医療再生機構を通じて支援してきました。この結果、今年4月に県内で初期臨床研修を開始した医師は58名、来年4月の採用の候補者はこれまでで最高の64名と増加するなど、これまでの取り組みに対しては一定評価をいただいていると考えています。

平成29年度からの新専門医制度の開始を踏まえ、県の医師養成奨学金の貸与を受けた医師が、県中央部と医師不足が顕著な郡部の医療機関をローテーションする中で希望する専門医資格を取得できるよう、今議会で医師養成奨学金制度に係る条例改正を提案させていただいており、引き続き医師のキャリア形成支援の充実を図っていきます。加えて、新たな専門医制度で追加される総合診療医は、主に地域を支える医療機関で全人的な医療の提供が期待される資格ですので、この研修プログラムの中で、地域の中核的な医療機関などに勤務しながら専門医の資格取得を目指していただくことで、医師不足地域における医師の確保にもつなげていきたいと考えています。

次に、保健師の今後の活動についてお尋ねがありました。

保健師が担う業務は、保健・福祉・介護など広範にわたり、また児童虐待や健康危機管理などの新たな健康課題への対応が求められるなど、複雑多様化しています。こうしたことを踏まえ、厚生労働省が平成25年に示した保健師の活動指

針では、地区活動の強化や地区分担の推進など、より地域に密着した保健師活動が求められています。加えて、医療と介護、住まい、生活支援までが一体に提供される地域包括ケアを今後推進していく上でも、地域の実情を把握してコーディネートする保健師の役割はますます重要となっています。

議員御指摘のとおり、住民に寄り添いながら地域全体を見て活動する保健師の姿は、駐在保健婦制度の時代より本県が目指してきた保健師像であり、この理念に基づき、高知県保健師人材育成ガイドラインを本年3月に改定し、保健師の人材育成に取り組んでいるところです。地域地域で安心して住み続けられる県づくりを推進するため、地域ニーズを的確に把握し、保健師が地域を見て、つないで、動かす活動をしていけるよう、市町村との人事交流を初め、ステージや分野別の研修などを充実していきます。

次に、薬剤師の確保についてお尋ねがありました。

薬剤師に求められる業務の多様化などにより、全国的に薬剤師の求人が増加していることから、県内の医療機関や薬局への就職希望者が少なく、その結果県内で薬剤師が不足している状況にあります。昨年度、県内出身の薬学生などを対象とした実態調査を行ったところ、高知県内の就職先が少ないと感じたという回答が多くありました。これは、都市部を中心とした多くの就職情報の中から県内の情報を個別に検索しなければならず、また情報を提供していない医療機関や薬局もあり、情報提供が十分でないことが、高知県内での新規薬剤師の就職が進んでいない原因の一つであると考えています。

このため、県と高知県薬剤師会、高知県病院薬剤師会が協働して、県内出身者が多い大学薬学部を中心に、大学の就職担当教授を訪問するとともに、就職説明会では薬学生に対して直接、

県内の就職情報を提供するなどの取り組みを行っています。また、県内で実務実習をする薬学生には先輩薬剤師が県内の病院、薬局で働くことの魅力を伝えるなど、一人でも多くの薬学生に高知県で働きたいと思っていただけるようなアプローチの強化に努めています。

さらに、高知県薬剤師会のホームページ内に県内の医療機関や薬局の就職情報を一元的に掲載し、さまざまな就職先を紹介することで、薬学生や県内への就職を希望する薬剤師が簡単に情報収集できるようにしていきます。今後は、高校生などへの職業紹介によって薬剤師に興味を持ってもらうことや、子育てなどで現在未就業の薬剤師の就職支援を行うなど、関係機関と連携し高知県内での薬剤師確保に取り組んでいきたいと考えています。

次に、高知家健康づくり支援薬局の認知度向上への取り組みについてお尋ねがありました。

高齢化の進展や県民の健康志向が高まる中、県民が身近で気軽に健康などの専門的な相談や支援が受けられる総合的な健康情報拠点として、地域の薬局を高知家健康づくり支援薬局に認定する取り組みを、高知県薬剤師会の御協力のもと、昨年9月から開始しました。

現在、高知家健康づくり支援薬局として認定している166薬局では、日々の健康づくりに加え、特定健診やがん検診、乳幼児健診の受診勧奨などの活動を行っていただいています。また、市町村で開催される健康まつりや、いきいき百歳大交流大会など県民の集まる場を活用してお薬相談会を実施するなど、薬局内外でさまざまな取り組みを行いながら県民の健康づくりに積極的にかかわっていただいています。このような取り組みを行う中で、支援薬局を利用された方からは、健康や家族の介護のことまで幅広く相談ができるようになったなどの評価をいただいているところですが、議員御指摘のとおり、県

全体での認知度はいま一步という状態です。

国としても、来年度から病気の予防や健康づくりに貢献する薬局を整備していくことから、本県としても、県や市町村の広報紙なども活用して、支援薬局の取り組みを一層周知することで県民の認識を高めるとともに、薬局の外からでも支援薬局であることが認識できるなど、より県民が利用しやすくなるような掲示を行っています。また、県民のさまざまな相談に対応するため、薬剤師への研修を充実しスキルアップを図っていくとともに、在宅医療への参画や飲み残した薬への対策など、関係団体と連携して高知家健康づくり支援薬局の取り組みを発展させていきたいと考えています。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 中山間対策について、集落活動センターの現状の課題と今後の整備に向けた戦略についてお尋ねがありました。

集落活動センターは、本年度末に30カ所程度の開設を目指し、取り組みを進めております。また、全体の動きとしましては、小さな拠点の取り組みとして各市町村の総合戦略に位置づけられるなど、各地で新たな検討も進められているところです。一方で、活動面での課題としましては、リーダー役や活動従事者の高齢化などによって全体として担い手が不足している実態がありますし、センターの活動を支える経済活動も、規模が小さくて、しっかりとした経営基盤が整うまでには至っていないということがございます。

今後におきましては、地域の特色に応じた運営面のアドバイスや、人材育成といったソフト面での支援を強化することで、センターがそれぞれの地域のニーズに合った持続できる仕組みとなるように努めてまいります。他方で、条件

面が整うところでは、中山間対策の取り組みの1層目に当たる成長戦略や、2層目の取り組みであります地域アクションプランなどと組み合わせることで、経済的な活動基盤の強化を図っていきたいと考えております。また、その際には、成長戦略や地域アクションプランと連動した幾つかのロールモデルを取り組みの手順などと一緒にお示しすることで、それぞれの地域の資源を活用して、こうすればできるといったことを地域の方々に具体的にイメージしていただけるように進めてまいりたいというふうに考えております。

こうした取り組みにあわせまして、あったかふれあいセンターの取り組みなどとも連携した暮らしを支える拠点としての機能を充実させることで、全県的な広がりにつなげてまいります。

次に、公共交通に関して、とさでん交通の現状及びこの1年の取り組みと、3年目の黒字化に向けての見通しについてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

持続可能な中央地域の公共交通の実現を目指し、多くの関係者の御理解と御協力のもと、とさでん交通が設立されて1年余りが経過いたしました。この間とさでん交通では、事業再生計画の達成とよりよい公共交通の実現に向けての取り組みが進められております。これまでは、定量的なデータ分析に基づく経営管理手法の導入や接遇の向上、高齢者や障害者割引の拡大といった新しいサービスの実施など、目に見えた形で改善が図られつつあり、今後のさらなるサービスの向上を県としても期待しているところです。

事業再生計画の進捗状況につきましては、四半期ごとに会社から報告を受けており、この間の経営状況は、公共交通部門では、統合により人件費や借入利息など構造面での改善がなされ

たことに加えまして、軽油の価格が低位で推移したことなどによりまして経費の縮減がなされていること。また、利用面でも、路線バス、路面電車ともに、減少幅に縮小傾向が見られるなど堅調に推移していること。その他の事業部門でも、おおむね計画に沿った形で事業が展開されておりますことから、会社全体としては、現在のところ事業再生計画を上回る形で推移しているとの報告を受けております。

とさでん交通では、来年10月の棧橋本社へのバス拠点の集約を機に、バス路線の抜本的な再編を行うこととしております。現在、利便性の確保に配慮しつつ適正なサービス水準を見出すべく、関係市町村を交えた検討を進めております。バス路線の再編による経営の効率化など、さらなる構造的な課題の改善が進められることを考えれば、事業再生計画にある3年目の黒字化の達成は可能ではないかと受けとめております。

最後に、バス運転手の確保に対し、県として何らかの支援対策を講じる必要があると考えるがどうかのお尋ねがありました。

お話にございましたように、バスの運転手不足は全国的な問題となっております。その背景としては、利用者の減少などによる厳しい経営状況に起因する労働条件の悪化や、大型2種免許取得者の減少、高齢化などがあると言われており、本県でも、本年11月に県が実施した調査に対して、県内の乗り合いバス事業者10社中6社から、運転手が不足をしているとの回答があったところです。

国においては、昨年度から、自社養成体制の充実や大型2種免許の取得環境の改善といった、事業者が取り組むべき方向性を示し、運輸支局に相談窓口を設置しております。また、日本バス協会においては、バス運転手の確保に向けた支援策を現在検討中とのことであり、高知県バ

ス協会としても、その制度化を待つて具体的な対応を検討していく方向であるとお聞きをしております。

県としましては、全国的な動向も見ながら、高知県バス協会が行うサービス向上や安全・環境対策などの事業への支援を通して、バス事業者が経営環境の充実強化に取り組むことができるように引き続き支援してまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、県内小学校の低学年段階において、論語の素読の時間を設けてはどうかのお尋ねがございました。

論語を学ぶことは、議員御指摘のとおり、言語感覚を磨いたり、またその中に含まれている普遍的な徳や規範を学び、みずからの生き方を考えていくことにもつながるものと思います。私も、読みかじり程度ではございますが、年を重ねるごとに、書かれていることの意味も味わいが深まっていくように感じております。論語を、時代を超えた価値ある教材として学習する意義は大変大きいものと考えます。

現在小学校では、国語科において、言語感覚を養い、国語に対する関心を深め、国語を尊重する態度を育てるために、昔話や神話に触れたり古文や漢文などの古典を学習したりすることが行われています。そして論語については、小学校高学年の教材として取り上げる教科書もあり、これを教材として音読や暗唱をし、また先人の物の見方や感じ方を知るといった学習が行われております。また、本県では、こうした国語の学習にとどまらず、平成25年度に県教育委員会で作成した家庭版道徳教育ハンドブック、高知の道徳にも論語を取り上げ、道徳を学ぶ際の貴重な教材としております。そのほか、学校によっては、言葉のリズムに親しみ、古典への興味、関心を深めるため、朝の短時間学習など

の中で、論語を学級全員で音読するところもご
ざいます。

このように、本県においては論語を教材とし
た学習が各小学校で行われているところですが、
さらに児童生徒の発達の段階や学習の目的を勘
案しつつ、学習教材としての価値を捉えて効果
的に活用していくことが重要と考えており、指
導主事等による学校訪問を通してアドバイスな
どもしていきたいと考えております。

次に、須崎高校と須崎工業高校の統合に関し、
通学路の整備などの課題を含めた進捗状況につ
いてお尋ねがございました。

両校の平成31年度の統合に向けて、現在、平
成29年度に入学する新入生から対象となります
学科改編について検討するとともに、統合によ
る生徒増に対応するための施設整備につきまし
ても平成30年度中のできるだけ早期の完成を目
指し、新しい校舎や体育館の建築などに係る基
本設計の作業を進めております。

また、通学路につきましては、統合後の学校
においても立地場所となる現在の須崎工業高校
の通学路を引き続き利用することになりますが、
当該道路は須崎市の市道ですので、その改良に
つきましては、まず須崎市と相談させていただ
きたいと思っております。

また、可能性調査を進めている新たな通学路
につきましては、1月中には調査が終了する予
定です。この新しい通学路につきましては、南
海トラフ地震の際の避難路としての機能を果た
すとともに、学校を避難所や避難場所として活
用していくための道路ともなりますので、可能
性調査の結果を踏まえ、須崎市の御協力もいた
だきながら、早期の整備に向けてさらに検討を
進めてまいりたいと考えております。

○11番（西内健君） それぞれ御丁寧な御答弁あ
りがとうございました。それでは、2問目に入
りたいと思っております。

ルネサスに関連して一連の質問をさせていただ
きました。企業誘致は、やはり知事の掲げる
産業振興計画においても本当に重要な位置づけ
になると考えております。南海トラフ地震対策
という本県の企業誘致にとって大きなハンデが
ある中、知事はもとより、企業誘致にかかわっ
ている職員の皆さんの苦労は大変なものがある
んだと想像しています。また、香南工業用水道
などの整備に関しても、先ほども述べましたが、
当時の職員の方々の苦労が多々あったと聞いて
おります。企業誘致は、やっぱり本県の雇用の
場の確保や活性化に向けて非常に重要な政策で
あります。今回のルネサスの一件は、やっぱり
教訓とする必要もあろうと思っておりますが、ぜ
ひ部長を初め職員の方はこれに臆することなく、
これまで以上に奮闘して頑張ってくださいたい
と思っております。これに関しては、質問という
より要請という形をお願いしたいと思っております。

また次に、健康政策部長に1つお伺いします。

保健婦駐在制度が、かつて高知県で非常に有
効に機能していた。地域のさまざまな医療であ
ったり介護であったり、児童虐待、そういった情
報が一括に集中されて、それが各方面に情報共
有されていたんだと思っておりますが、今、保
健師さんの現状を聞きますと、本来業務である
地域の見回りよりも、やはり事務、パソコンに
向かう時間がふえたりとか、本当に地域を回
る時間が減っているんですという声をよく聞
きます。そういうものを保健師人材育成ガイ
ドラインの中で、どういうふうに向
向づけているのかというのをお答えいただ
きたいと思っております。

○健康政策部長（山本治君） 今おっしゃって
いただいたように、以前は県の保健婦が駐在
して、本当に地域に入って活動してしまっ
たけれども、制度が市町村と県の事業にか
かわったということで、そこで市町村の
保健師さんの力をつけていただく。県に
ついては、基本的には支援をする。

危機管理、いわゆる食中毒とかいろんな部分で県が直接やる部分もありますけれども、基本的には支援側に回っているという実態があります。

ただ、現状として、やはり県の保健師が地域を知らなくては、支援をしようと言ってもできませんので、そこについてはできるだけ市町村の実務がわかるように、県と市町村との保健師の人材交流をできるだけ進めていきたいというふうに考えていますし、それから市町村の保健師さんも含めた保健師の人材育成の考え方ですんで、研修も一緒にやるということで、県と市町村が協働して、人材育成も含めて地域に入っていけるような体制をとっていきたいということで、人材育成のガイドラインをつくっております。

○11番（西内健君） ぜひ今まで以上の積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

最後になりますが、今回私は、一つの柱として公共インフラの整備というものを掲げさせていただきました。本当に、地域を回ってみますと、建設業の疲弊であったりとか、先ほどもありました、看護師さんの高齢化、こういった本当に経済の活動を支える土台の部分というのが非常に脆弱化をしてきているんだと感じております。植物に例えますと、やっぱり地中にある根っこがしっかりしていないと上に伸びている枝葉というのはひよろひよろになって徒長していくばかりであって、そこに栄養を与えてもなかなか育たないというところがあると思います。

知事は、やはり普通建設事業費の増加であったりとかそういったもののバランスをとりながら県政運営を図っていると思いますので、今後も長期的な視点に立った県政運営をお願いいたしまして、私からの一切の質問といたします。

（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午後0時30分休憩



午後1時30分再開

○副議長（西森雅和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

28番高橋徹君。

（28番高橋徹君登壇）

○28番（高橋徹君） 12月定例会で質問の機会をいただきました。50分でございますが、県民の会の高橋でございます。通告をしてございますので、知事並びに関係部長に質問をいたします。なお、午前中質問に立った西内議員さんと質問がかなり重複となっている部分がございますが、通告もしてございますので、大変申しわけございませんが、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

まず、任期満了に伴う第20回高知県知事選挙において3期目、しかも2期連続無投票での当選、まことにおめでとうでございます。尾崎知事としては、街頭に立って2期8年の評価を県民に問い、信任をいただくこともまた大いに励みにもなり、政治に参加する者は誰もが思うところではなかったかと存じますが、しかし県民の期待度を投票という形でお示しいただくことができなかつたことは、残念な思いもいたします。投票率が大きく低下し、若者も含めて政治離れがますます進む中、高知県政のリーダーとして広く県民の方々の声をお聞きし、そして間違いない県政運営を行い、高齢化、少子化、厳しい財政状況の中にあつて大変御苦労はありますが、ますます御活躍いただきたいと願っております。

さて、去る12月7日、我々県民の会は、尾崎

知事に、平成28年度一般会計当初予算等に係る会派要望を取りまとめ、提出をさせていただきました。内容については、1番目、経済の活性化について4項目、2番目、南海地震対策について6項目、3番目、農林漁業対策について4項目、4番目、保健・医療・福祉対策について8項目、5番目、教育対策について5項目、6番目、エネルギー対策について1項目、7番目、社会基盤対策について3項目、8番目、財政対策について3項目、9番目、その他について4項目の要望書となっております。

その際、知事から1時間程度でございましたが、内容の要望事項に対しまして説明がございました。会派として取りまとめたことでもございますので、これらに関連する項目について、何点かもう少し詳しく御説明をお聞きしたいと存じます。

まず、産業人材の確保については、各産業分野の担い手が依然として減少している状況の中、農林漁業の各分野で担い手の確保に向けた取り組みの拡充について、知事からは、ポイントとして考えているとの御説明がありましたが、この点について知事にお聞きをいたします。

次に、保健・医療・福祉対策の中で、医療過疎地域の解消を図るための人材確保と医療体制の構築を確立することを求めています。知事からは、医師の確保については制度の見直しについて言及されておりましたが、この点についても知事にお聞きをいたします。

また、少子化対策を図るための環境整備のため、医療・福祉、雇用の面から、出産条件と子育て支援の拡充も求めています。知事からは、何か県民運動として取り組むことについても言及されましたが、この点について知事にお聞きをいたします。

最後に、社会基盤対策等について、地元選出の同僚議員から御提案がございましたが、国道

33号越知道路2工区の早期完成と越知町から仁淀川町間の早期事業化についての要望と、国道494号佐川・吾桑バイパスの早期改良の促進の要望がございました。この点についても、取り組み状況について知事にお聞きをいたします。

次に、ルネサス高知工場の集約についてでございます。

先ほども御質問があったところでございますが、私の記憶では、高知市の南ノ丸に、以前神戸製鋼所という会社がございました。そして東孕に東京製鐵、そして数年前に、太平洋セメントの孕の工場がございましたが、いずれも工場を閉鎖してしまいました。輸送コストなど地理的ハンデを抱える高知県、企業誘致の際の土地もさほど安価ではございません。ルネサス社もカシオも、高知県とゆかりのある関係から招致に至ったと思います。

昭和61年から約30年、ルネサス社も苦渋の選択であったと思うが、本県の大きな雇用の受け皿となっただけに、まことに残念でなりません。高知県とルネサス社とを含む関係者で、今後の従業員の雇用に万全を尽くしてほしい。

さて、そこで何点かお伺いをいたします。まず知事に、香南工業用水道整備事業費29億2,500万円、最も慎重に支出計画を立てなければならぬ公金の支出を企業と契約書を交わさずに行っているが、当時の誰がどのような理由で行ったのか明らかにしてほしい。

前記の整備費用のうち、ルネサス社との因果関係を認め得る範囲は約10億円であるとの説明が商工農林水産委員会でございました。県民感情としては納得できる説明とはなっておりません。この件についても総務部長の説明を求めます。

また、新聞紙上にもありましたが、弁護士との相談とありました。東京の弁護士事務所で、県交通と土佐電鉄の合併の際にも聞いたことの

ある事務所で、大変お世話になっているようでございますが、この弁護士事務所との関係、つまりいつから相談し始めたのかなど詳しくお聞きをいたします。また、今回の件で相談料等はどうかになっているのか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、毎月1日に高知工場の集約を公表しておりますが、ルネサス社の高知工場の経営状況は、この二、三年は大変厳しい状況であったことがうかがわれます。高知県のトップとしての知事の動向はどうであったのか、お聞きをいたします。

また、この期に及んで仕方がないお話ではありますが、執行部だけで情報を共有しているので、県民の代表である議会としての働き場も全くないまま終わってしまったような気がいたします。執行部と議会、ともにかかわり企業存続の道を探ることができなかつたのか、このことについても残念な思いがいたします。今後のこともございますので、この点についても知事に説明をお聞きしたいと思っております。

続きまして、新規狩猟者の確保についてお聞きをいたします。

新規狩猟者を確保する目的で、狩猟フォーラムが平成25年度に環境省主催で行われました。その後、平成26年、27年と、高知県が主催して開催をされています。

このフォーラムは、鹿による森林破壊の実情の紹介から始まり、銃の操作方法や、わなのかけ方の実演、またジビエの試食が行われるなど、バラエティーに富んだ内容となっております。多くの方に狩猟に関する社会的な意義や魅力を知っていただく、大変有意義な取り組みだと感じております。

また、高知県猟友会も共催している関係で、役員が講師となり御協力させていただいておりましたが、11月3日に高知工科大学で開催をさ

れたことしのフォーラムには、多くの一般参加者があり、特に若い方や女性の方が目立ちました。そうした方々が熱心に質問をしている姿を目の当たりにして、彼らの関心の高さと同時に喜びも感じたところでございました。

全国的に狩猟者が減少する中で、本県では新規狩猟者の確保を重点課題に取り組んでおりますが、特に若い方に関心を持ってもらうか、またそういった機会をいかに提供できるか、行政の役割はますます重要になっていると考えております。

そこで、狩猟フォーラムは新規狩猟者、特に若者の狩猟者対策に大きな効果をもたらしていると見ていますが、現状と今後について中山間対策・運輸担当理事の御所見をお聞かせください。

次に、射撃場の施設整備についてお聞きいたします。

高知県には、西から、四万十市、四万十町、佐川町、南国市、香美市、芸西村と6つの射撃場がございますが、施設は老朽化しています。例えば、水道施設やトイレ、待合室が機能しなくなった施設がございます。御案内のように、新規狩猟者は射撃の実技考査、猟銃の更新時にも射撃が義務づけられております。また、高知県は独自に、事故、違反のない狩猟行政を目的に、県下で120名の狩猟指導員制度を実施し、射撃も含めた講習修了者には、尾崎知事名での修了証の発行もしていただいております。このように、狩猟者には必ず射撃を義務づけ、事故のない、特に矢先の確認等をしっかりと行うこととしております。

狩猟者は県下で1万5,000人いた時期もございましたが、そのときは、射撃場もそれなりの運営ができておったものと思いますが、近年は激減をし、平成27年度は銃猟者が2,200人程度となっております。我々猟友会は、安全第一の狩

猟現場をつくり上げていくためにも、年に1度の射撃教習を義務づける必要を強く感じているところでもあります。ことしの8月末には隣県の徳島県でも、ベテラン猟師が隣人を矢先の不確認で死亡させる事故も起きております。我々も危機感を持って対応しなければならないと思っております。

6つの射撃場、情報では間もなく閉鎖となる射撃場。2つの射撃場は猟期前に会員で古い機械を修理しながら使用している。早い時期に手だてが必要でございます。

そこで御提案でございますが、今年度顧問の先生方から御提案がございました森林環境税の活用について調査いたしました。この制度については、ハード事業は間伐など森林保全に直接的に活用する用途に限られ、射撃場の設備修繕への制度利用については不可能でありました。しかし、鹿、イノシシなどの有害駆除は森林を守ることになり、制度の見直しについて検討していただきたく、あえて御提案を申し上げる次第でございます。全額の補助等は全く考えておりません。早急に調査研究して下さることについて林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

続きまして、認定鳥獣捕獲等事業者制度についてお聞きをいたします。

国は、近年のニホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境への被害が深刻化する中、さまざまな対策を講じてまいりました。これまでの対策だけでは限界もあり、例えば農作物の被害額は年間200億円前後で推移をしております。

こうした状況を踏まえて、国は、ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後までに半減するという目標の実現に向け、平成26年に鳥獣法を改正し、法の目的に鳥獣の管理、すなわち増加し過ぎた鳥獣を適正に減らすことを位置づけ、積極

的な個体群管理を行うために、都道府県等が捕獲を行う事業——指定管理鳥獣捕獲等事業を創設いたしました。この改正鳥獣法が本年5月29日から施行され、都道府県が行う捕獲事業が適切に実施されるよう、環境省の交付金事業も開始され、さらに鳥獣の捕獲の担い手の育成・確保を目指し、認定鳥獣捕獲等事業者制度を新たに導入いたしました。

高知県におきましても、近年の農林水産物の被害は約3億円に上り、特にニホンジカ、イノシシによる被害は8割に達しています。このため県は、ニホンジカの捕獲報償金制度など有害鳥獣駆除に対する報償金制度を導入するとともに、猟銃免許取得者の確保を促進するため、高知県猟友会が行う初心者講習会受講者へのさまざまな取り組みを行い、平成26年度の捕獲数はニホンジカ、イノシシとも5年前の約2倍となっております。この捕獲数の大部分は、猟友会の会員である狩猟者が猟銃やわなで捕獲したもので、ニホンジカが2万1,000頭、イノシシが1万6,000頭と膨大な数に上っております。高知県猟友会を預かる者として、会員の皆様の努力には頭の下がる思いでございます。

今回の認定鳥獣捕獲等事業者制度は、法人格を有し一定の条件さえあれば認定されると聞いております。高知県猟友会においては、会員の高齢化や会員数の減少が進む中、若者や女性の新規確保に取り組み、一定の成果も上がっており、一方では、今までの長年にわたる農林作物被害から農林家等を守ってきた社会的貢献と実績を持って、高知県猟友会の矜持として、近々県に認定申請を行う予定です。県内には、法人格を取得し認定申請を準備している者もいると仄聞しております。県としての認定に対するお考えを、中山間対策・運輸担当理事にお聞きいたします。

次に、土木行政について土木部長にお聞きを

いたします。

昨日、高知市議会で、連携してこの問題に取り組んでいる自民党所属の戸田二郎議員さんから、これから申し上げる問題についての質問をし、岡崎市長から問題点についての取り組み姿勢について答弁がございまして、高知新聞に御紹介がございましたが、通告をしてございますので、質問をさせていただきたいと思っております。

国道33号の道路整備についてお聞きいたします。

旭町1丁目から鏡川橋に至る1.5キロの区間、昨年の2月議会でも高知市における最重要課題であるとの認識で申し上げたのですが、その際の答弁の中に、境界が未確定な土地が多数あり、用地取得が最大の課題となっているとの認識を示されました。その詳しい内容とその後の進捗状況についてもお聞きをいたします。

次に、県道高知本山線、つまり秦地区から正蓮寺峠までの区間の県道整備についてお聞きをいたします。

毎年、集中豪雨等によって路肩の崩壊、上部からの土砂流出による崩壊が見受けられます。この道路は、正蓮寺地区並びに土佐山地区の生活道となっており、大変重要な路線でございます。これまでも毎年、いや年に数回、壊れるたびに全面通行どめとし、数日間で復旧はいたしますが、長い間片側通行となるなど、県民に大きな負担となっている道路であります。

そこで提案でございますが、早目早目にもう少し手を入れて崩落箇所の改善をされてはと思いますが、土木部長の御所見をお聞きいたします。

次に、この件とも関係いたしますが、道路、河川の維持管理予算について増額することを求めるものでございます。県民からの要望の中で、道路の草刈りなどを含む維持管理費、河川のしゅんせつ費・維持管理費等が現状に合っておりま

せん。そのため、県民要望に大きな差が生じておりますので、このことについても改善を求めたいと思っておりますが、土木部長の御所見をお聞きいたします。

次に、公共工事における入札不調について申し上げます。

近年、市場での物価の高騰や、企業の技術者や作業員の不足が主な原因であります。本県における平成27年度についての状況をお聞かせください。また、不調となった物件についての対策、その後の状況についても土木部長にお聞きをいたします。

次に、工事発注後、積算間違い等で再入札や落札業者の見直し等がたびたび起こっております。このことに関して再発防止の改善を行っておりますが、内容等についても土木部長にお聞きをいたします。

次に、河川工事について説明を受ける機会がありました。この件について申し上げます。

この工事は河川堤防が、河川底部の土砂が吸い出し、あるいは押し出しによって崩壊しているところがあります。アユの生息する川で親しみ、川を愛する者からすれば、なるべく濁水が発生しないように工事方法について研究をしてほしいところがございます。そのことに留意していただいているものと思っております。

工事箇所には、作業ヤードが確保できないことから、対岸から土砂を河川に投入し、河川の中に対岸まで工事用道路を建設する。実は昨年も同じような工事を行っておりますが、川の水深、流速などの調査が十分でなく、大量の濁りが長く発生し、アユの遡上期に影響を与え、周辺住民から多くの非難の声が上がったところでございます。

そこでことは、去年の反省から十分調査の上の計画と思っておりますが、ことしも工事区域の水深も調査をせずに計画を立てておりま

すので、工事に取りかかることができません。特に、河川の水深が思いのほかありますので、河川の中につくる工事用道路の土砂は、ざっと計画の10倍近く必要ではないかと思いました。我々もそんなに詳しくはありませんが、工事関係者と漁協役員ともども、県職員の技術力を疑うほかありませんでした。

工事発注に関しては十分な調査と研究が求められますが、今回のケースなどは論外であります。各土木事務所でこのようなケースがなくなるよう、管理職の方々には現場管理と県職員の技術力向上に努めることを求めます。土木部長の御見解がございましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、都市計画法の見直しについて、高台移転等の土地利用について推し進めるための提案をしてみたいと思えます。

我が国は、近年著しい人口減に伴い、あらゆる法改正が進められてきました。もちろん、都市計画行政も例外ではありません。都市計画法は、コンパクトシティを念頭に改正され、市街化調整区域の大規模な開発や市街化を抑制するため、さらに厳格に運用されていると思われまます。

一例を紹介いたしますが、高知市では、この改正が施行される前は、市街地に隣接する土地利用の中で5ヘクタールから20ヘクタール未満の住宅地としての許可となり、平成18年にぎりぎり最後の許可となって、工事期間は3年ほどで平成25年に完成をし、そして一般への売り出しは3年足らずで完売となっております。内容は住宅戸数が200区画で、皆さん東日本の津波の状況を目の当たりにしておりますので、高台での住宅地を求める方々が殊のほか多く、完売となっております。

さて、高知県も、都市計画法は同様の取り扱いがされていると思えます。しかし、今高知県

にとって最も重要な課題は、近い将来必ず起こり得ると想定して取り組んでいる、南海トラフ大地震等による津波から県民の命と財産を守ることにあります。現在予想されております津波浸水被害地域から高台移転を希望する個人、企業はたくさんあります。本県の現状を見てみますと、高台のほとんどが農地あるいは山地であります。

平成21年度の制度改正で農地法の運用は、農作業効率の高い集団的な優良農地の確保を図るため、第1種農地の規模が20ヘクタールから10ヘクタール以上の面積とするなどして集団性基準の厳格化がされてきました。したがって、都市計画法及び農地法の両面から高知県は、高台移転はほとんど不可能に近い状態となっております。つけ加えるなら、国の法改正については、東日本大震災の前に同法の改正を行いコンパクトシティを目指したものであります。

以上の点について、県民の命と財産を守る権利を侵害している今の都市計画法の見直しを提案する次第でございます。土木部長に見解をお聞きいたします。

次に、鏡ダムについて申し上げます。

鏡ダムは、昭和35年4月に実施調査に着手をし、昭和38年4月本工事着手、昭和42年1月竣工、約7年の歳月で完成の運びとなっております。重力式のコンクリートダム、洪水調節、各種用水、発電と多目的ダムであります。

きょうは、ダム下流域における濁水の軽減対策、アユ冷水病対策とアユの成育への影響等について述べ、そして改善を求めたいと思えます。

まず、近年建設されたダムは、ほとんどが選択取水施設としておりますが、鏡ダムはそうっていないとお聞きをいたしました。そこでお聞きをいたしましたところ、比較的規模が小さいのでということでもございました。以前からこのことに対して改善を求めてきた経過もあるよう

でございますので、我々は調査を行いました。先日、早明浦ダムに行ってきましたが、説明書きの大きな看板に、早明浦ダムは選択取水施設を採用とあり、内容についての説明がありました。「ふだんは表面の温かくきれいな水を流します。洪水時や渇水時にダムが濁ったら、貯水池の濁りの状況を見て、下流の影響を少なくするように取水位置を選択して放流します」と説明がありました。

公共工事というものは、人にも自然にも、最も優しく配慮しなければなりません。鏡ダムはそうっておりません。それでどのような影響があるのか。下流域で少しでも透明度の高い水を放流することができていない、アユの冷水病へのリスクが大きい、つまり1から2度水温の高い水を下流域へ放流することができるのに、それもできない。冷水病は水温が低いと発生します。そのリスクが軽減できない。そのため、毎年下流域で冷水病が発生している。

次に、水温の低下によるアユの友釣りに対する影響についても調査をいたしました。平成26年5月18日特別採捕の結果でございますが、支流小川口、友釣り約20匹、毛針釣りが50匹、水温は19度。本流川口——ダムとの合流点の下流でございますが、友釣りはゼロ、水温は16度。鏡川漁協前、友釣り10匹、毛針釣り12匹、水温19度。以上の結果は、水温3度の差によってアユの持つ習性、縄張りが極端に小さくなる。餌を求める行動も小さくなることがうかがわれます。したがって、水温が低い状態が続けば、アユの成育にも当然影響してくることがうかがわれます。

以上のように、選択取水することによって大きなメリットが生まれます。今後において、研究する必要があると思いますので提案いたしますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

なお、高知市において環境部所管で鏡川流域

の調査を行っておりますので、このことについても話題になるかと思いますが、申し添えておきます。

次に、仁ノ地区の浸水被害対策について。

県道春野赤岡線に面した地域で、以前にも質問をいたしました。この地域は、県道上に個人の土地が残る等、境界を確定しようにも地図混乱地域となっております。この県道に沿って北には、個人の、境界もはっきりしない土地が複数存在しております。以前は、この土地はカモなどの水鳥が多く飛来し、自然環境豊かな自然の水辺公園となっております。しかし、時代の流れとともに、産業廃棄物や土砂等の処分場として利活用され、遊水地帯となっていた大部分が土砂で埋め尽くされてしまった。北側には仁ノ部落150世帯の住宅があり、当然高齢化も進んでいる地域であります。そこで問題なのは、近年の集中豪雨のたびに、以前調整池の機能を持っていた池がほとんど埋め立てられたため、畑はもちろんのこと、市道や住宅地が冠水するようになった。住民の方々は悲鳴を上げている。もちろん、ポンプによる排水対策は整備されていますが、全く能力不足となっている。本来、住民の生活環境は年々よくなっていかなければならないのだが、その逆の年々住環境が悪くなっている原因は、個人の土地利用による埋め立てであることには間違いない。

これらの行為に関する法律は、廃棄物処理法や建設リサイクル法あるいは農地法などが考えられますが、まずは現場の実態調査をするよう強く要請をしておきたいと思えます。

次に、時間外勤務手当について総務部長にお聞きをいたします。

尾崎県政になって職員の事務量も増大し、時間外勤務手当もふえておりました。ただ、部署によっては、例えば財政課、観光課など、やむを得ず時間外業務で対応しなければならない業

務もごさいます。しかしながら、仕事の工夫や職員のやる気と質の向上によって改善できる点があると思います。そのため、県民感情からすると、時間内できちっと仕事をしてほしいと思います。また、職員の健康面もありますし、1時間当たり割り増しの賃金も支払わなければなりません。

そこで、知事部局の時間外勤務手当、平成24年度は約10億3,700万円でございましたが、25年度、26年度はそれぞれ総額で幾らになっているのかをお聞きいたします。また、時間外勤務時間と手当の多い職員の時間数と金額についてもお聞かせください。

さて、12月5日の高知新聞に、「高知県職員が時間外虚偽申告」との見出しで記事が掲載をされておりましたが、まことに残念というより、けしからん問題であります。この件についても、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

次に、治安情勢について、警察本部長にお伺いをいたします。

まず、特殊詐欺についてお伺いをいたします。

組織犯罪は、警察による取り締まりを逃れつつ、より巧妙かつ効率的に経済的利益を得るため、社会経済の発展等に応じて常に変化しています。その撲滅を図るためには、犯罪組織実態、活動実態や犯罪組織の態様についての情報収集、分析を行い、その変化を的確に捉えて効果的な対策を講じることが重要であります。

警察では従来から、暴力団犯罪、薬物・銃器犯罪、来日外国人犯罪グループなどによる犯罪等に重点を置いて組織犯罪対策を進める一方で、新たな脅威として出現する組織犯罪に対し、関係部門が緊密に連携をして、警察の総合力を發揮した戦略的な対策を実施しているものと思います。

特に、近年被害が急増している特殊詐欺については、巧妙に組織されたグループにより敢行

されている状況が見られることなどから、警察では、これを新たな脅威となっている組織犯罪と位置づけ、警察全体で情報収集を行い実態を解明するなど、犯行グループそのものの撲滅に向けた取り組みを、総合力を挙げて推進しているものと思います。

そこで、全国及び本県の特殊詐欺の現状についてお聞かせください。また、本県における検挙の状況、今後の対策についてもあわせてお聞かせください。

次に、地域における交番、駐在所と地域住民との連携についてお伺いをいたします。

交番、駐在所の警察官は、パトロールや巡回連絡等のさまざまな活動を通じて地域住民の意見、要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っております。また、昼夜を分かたず勤務し、さまざまな警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、県民の身近な不安を解消する機能を果たしております。

私の住んでいる高知市では、各地域や町内会等の地区ごとに地域安全推進協議会や子どもを守る会等を組織し、地域ごとの情報交換や啓発パレードを行い、住民が一丸となって安全・安心なまちづくりに努めているところでございます。

先日は、あさひの子どもを守る会のパレードに高知署の署長さんも参加していただき、高知署としての各種犯罪への取り組みや住民の皆様の防犯意識の向上についての御挨拶もいただいております。大変心強く思った次第であります。旭地区では、交番員を交えて地元の地域安全活動を行う方々と意見交換会を開催する予定になっております。

このように、安全・安心のまちづくりには交番と駐在所と地域住民の連携が不可欠であり、

特に犯罪発生状況等の情報発信が重要と考えますが、警察本部長の御所見をお伺いいたします。

次に、自転車のマナー向上などについてお聞きをいたします。

11月9日、四国管区内公安委員会連絡会議が行われ、そこで高校生の自転車通学時のヘルメット着用についても協議がなされております。県内の郡部の中学校では既に実行されております。議題となった背景としては、学生の自転車マナーの悪さや、依然として自転車の関係する事故が後を絶たないことなどが挙げられると思います。県内におきましても、高校生の自転車乗りによる死亡事故も発生するなど、自転車マナーの向上は喫緊の課題と思います。

そこで、県内の自転車の関係する事故の状況についてお聞きいたします。また、自転車マナー向上に向け、県警察としてどのような取り組みをされているのか、お聞きをいたします。

最後でございます。自動車道の下りの南国サービスエリアに、半年以上になるとありますが、県外ナンバーの普通乗用車、男女お二人の年配の方が常駐いたしております。地区は南国市でございますが、高速道路サービスの拠点でもございますので、誰かが説得をしてでも何とかしなければいけない問題ではないかと思えます。見た目にもよくありませんし、お二人の健康上の問題も考慮しなければなりません。あえてこの機会に申し上げて、早期の改善を求めるものでございます。

以上、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

まず、農林漁業分野での担い手確保に向けた取り組みの拡充についてのお尋ねがございました。

農林漁業の担い手に関しましては、これまで

研修時における技術習得への支援や就業時における経済的負担の軽減策など、就業希望者のニーズに応えられるよう順次対策を強化し、その確保に努めてきたところであります。その結果、農業では新規就農者が平成20年の114人から平成27年には269人となりましたし、水産業では直近の3年間の年平均で37人の新規漁業者が生まれるなど、一定の成果が見られるところであります。

これまでの取り組みにより、大きく進んでまいりました地産外商の成果を、拡大再生産につなげていくためには、何といたっても担い手の確保が不可欠であります。これまで以上に一層強力に進めていくことが重要と考えております。

この担い手の確保の強化に当たっては、次の3つがポイントとなると考えております。

第1は、新たな担い手の方々により参入しやすくなるよう取り組みを進めることであります。例えば農業では、施設園芸に参入しやすくなるための研修用ハウス制度のさらなる充実を検討しておりますし、林業では、大規模な投資をしなくても林業に従事できるよう、小規模林業に従事しようとする方々への支援を強化してまいりたいと考えているところであります。

第2は、人材育成を充実させることであります。担い手の裾野をさらに広げていくためにも、これまでの人材育成の取り組みを一層充実させていきたいと考えています。例えば、より専門的な人材を育成する農業担い手育成センターや林業学校のさらなる強化を検討しておりますし、法人などが行う漁業の担い手確保への支援も進めてまいりたいと考えております。

第3は、担い手確保対策と移住施策との連携を図ることです。例えば、移住関心層の志に訴える、いわゆる志移住のさらなる推進や、県内の高校生や県内外の大学生への第1次産業

分野での就労の働きかけの強化など、よりターゲットを明確にした上で積極的なアプローチを展開してまいりたいと考えております。

こうした担い手確保対策は、第1次産業にとどまらず、商工業や食品加工などさまざまな分野で一層重要となりますことから、第3期計画の4年間を通じて企業の中核人材の確保対策も含め、さらにバージョンアップさせながら全力で取り組んでまいります。

次に、医療過疎地域の解消を図るための医師確保についてお尋ねがありました。

県民が住みなれた地域で安心して暮らし続けていける医療提供体制の構築に向けましては、これまで奨学金制度やキャリア形成支援などにより、若手医師の県内定着の促進に取り組んでまいりました。その結果、本県の医療機関で採用された初期研修医が、平成21年度の36人から来年4月の採用予定者は64人と大幅に増加し、また現在奨学金の貸与を受けている医学生が183人になるなど、県全体としての医師不足の改善が期待できる状況となってまいりました。

さらに、平成29年度からの新専門医制度の開始を踏まえ、県の医師養成奨学金の貸与を受けた医師が、県中央部と郡部の医療機関をローテーションする中で希望する専門医資格を取得できるよう、今議会で医師養成奨学金制度に係る条例改正を提案するなど、引き続き医師のキャリア形成支援の充実を図ることで、若手医師の県内定着を促進してまいりたいと考えているところであります。

さらに、人口の少ない、いわゆるへき地における医師の確保につきましては、へき地診療所などに対して自治医科大学卒業医師を派遣しておりますが、医師の専門医志向の強まりなどもあり、定着については厳しさを増しております。こうした中、義務年限終了後も強い志を持って地域の医療を支えていただいている自治医科大

学卒業医師には、大変感謝をしているところであります。へき地診療所などに対しては、医師を派遣するだけでなく、現在勤務いただいている医師への支援が重要との観点から、へき地医療拠点病院などから診療所に対する外来診療応援とともに、学会への参加などで休暇が必要な場合の代診医の派遣、情報システムを活用しての画像診断などの診療支援を行ってまいりました。

今後はさらに、新たな専門医制度の総合診療医研修プログラムにおきまして、へき地を初めとする医師不足地域の医療機関に勤務しながら専門医の資格取得を目指していただく体制の構築に努めるなど、高知大学医学部を初めとする関係機関と連携をし、医師確保に向けた取り組みを強力に推進することで、県民が住みなれた地域地域で安心して暮らし続けていくために欠かせない医師の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、少子化対策を県民運動として取り組むことについてのお尋ねがありました。

県民の皆様様の結婚・出産・子育ての希望をかなえていくためには、安心して妊娠・出産のできる環境整備を進めてまいりますとともに、結婚・出産・子育てなどに伴い仕事を断念することのない職場環境づくりなどに向け、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援策の強化に取り組んでいくことも重要であります。

また、こうした取り組みは、社会全体で取り組むことで初めてその効果がもたらされるものでありますことから、少子化対策をいかにして官民協働の県民運動へと強化を図ることができるかが重要なポイントになるものと考えております。このため、まずは民間企業の皆様方に参画いただく高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、企業や団体内での結婚や子育て支援の推進に取り組んでいただくことを考えており

ます。

あわせて今後は、以上のような取り組みを県内の各界各層の皆様と一体となって、官民協働で力強く推進していく必要があります。高知県少子化対策推進県民会議におきまして、結婚支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進などといった新たな部会を設置していただき、各部会において官民が協働して、実践活動やPDCAサイクルを通じた進捗管理などに取り組んでいくこととなったところであります。

今後は、高知家の出会い・結婚・子育て応援団と体制が強化された高知県少子化対策推進県民会議、高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーなどが強固なネットワークを構築し、少子化対策を県民運動として県内の隅々にまで広げてまいりますこと、県民の皆様の希望を実現してまいりたいと、そのような考えでございます。

次に、国道33号越知道路2工区の早期完成と越知町から仁淀川町間の早期事業化、国道494号佐川・吾桑バイパスの早期改良促進の取り組み状況についてお尋ねがありました。

国が管理する国道33号は、高知市と松山市を結ぶ主要幹線道路であるとともに、大規模災害時には、越知町や仁淀川町の住民の皆様にとって命の道となる道路です。このため、越知道路などのバイパス整備や防災対策により、通行の安全性や信頼性を高めることが極めて重要であると認識しております。

越知道路の2工区につきましては、平成19年度に完成した野老山工区に続き、平成20年度に事業化し、本年度は設計や用地買収を進めるとともに、のり面対策などの工事を進めると聞いています。また、越知道路に続く仁淀川町までの区間につきましては、越知道路2工区の整備に一定のめどが立った時点で、国に対して事業化の要望を行っていきたいと考

えております。

一方、県が管理する国道494号佐川・吾桑バイパスは、地域の生活道路としてだけでなく、南海トラフ地震時には、国道33号と国道56号を結ぶ緊急輸送道路となる重要なルートであります。このため、平成6年度から整備を進めておりまして、計画延長5.9キロメートルのうち、これまでに2.5キロメートルが完成しています。残る斗賀野トンネルから国道56号までの3.4キロメートルの区間については、課題となっていました用地取得に一定のめどが立ったことから、重点的な投資を行い、平成30年代半ばの完成に向けて整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ルネサス社の高知工場の集約についての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、香南工業用水道に関する支出を、契約書を交わさずに、当時の誰がどのような理由で行ったのかのお尋ねがありました。

午前中の西内議員の御質問にお答えしましたが、当時、三菱電機は、新たな工場の建設先として、高知県だけではなく同社の製造拠点のある他県への立地も視野に入れておりましたので、契約の締結を三菱電機に要求すれば、そもそも本県への誘致話そのものが解消してしまう可能性さえ否定できなかつたと思われまふ。また、三菱電機が第2棟の従業員用として社員寮の用地を取得するなど、県が第2棟の整備は確実であると考えているに足る十分なコミットメントがありました。さらに、契約を結ぶということは、双方が互いに要求を突きつける双務的な内容を盛り込んだものとなりますので、香南工業用水道の整備がおくれた場合の損失補償を負担せざるを得なくなるリスクが十分にあり、このような契約を締結すること自体、県にとって大きなリスクがあったことが想像されるところであります。

なお、お尋ねのありました香南工業用水道の

整備を判断した主体について、当時、本件は商工労働部、企業局を初め庁内全体を挙げた一大プロジェクトだったものと理解をいたしているところであります。

いずれにいたしましても、第1に、熾烈な地域間競争があったこと、第2に、三菱電機の第2工場の整備を信じるに足るコミットメントがあったこと、第3に、契約を締結するならば、双方に義務を負う双務契約となり、県も相当のリスクを負うおそれがあったことから、当時、契約を締結しなかったことは相当な理由があつて、やむを得なかったものであり、行政手続上の瑕疵には当たらないと考えるところでございます。

次に、ルネサス社の高知工場に関して、この二、三年の私の動きについてお尋ねがありました。

知事就任以来、県経済に大きな貢献をいただいている高知工場については、常に関心を払ってまいりました。

ここ数年について言えば、平成24年7月にルネサス社から、国内生産拠点の再編を含む抜本的な経営合理化策で、高知工場は生産能力を縮小し、適正体格で運営を継続すると発表がされたときにも、すぐに本社に赴き、高知工場の操業継続とあわせて、県としてできることは全てやっていくので、新たな投資もお願いしたい旨の申し入れも行いました。

その後も、産業革新機構の資本参加、国内生産拠点の再編など、ルネサス社については目まぐるしい動きがありましたので、私自身も危機感を持って、毎年直接工場長に会い、現況の意見交換を行ってまいりました。また、私のほか、副知事も毎年工場に出向き、半導体市況や工場の稼働状況などについて、直接工場長からお話をお聞きするなどしてきたところであります。

こうした中で、私としては、ルネサス社の高

知工場の存続を図るためには、高知工場の設備が常に更新され、さらには新規事業にチャレンジしていくことなどにより、ルネサス社の全国の工場の中における高知工場の重要度を高めることが大事だと考え、この旨の指示を関係部局に行ってきたところであります。このため、私自身も含め県として、ルネサス社に対し、新たな設備投資やさらには新たな事業についてもその実現に向けて支援を惜しまない旨明確にするとともに、新事業のパートナー企業とも緊密に連携し、また庁内の部内会議等でもその動向等をフォローアップしてきたところであります。

12月1日の協議の場で鶴丸社長から、生産量の減少に対応するための合理化や新しい事業を立ち上げるなどの取り組みに手を尽くしてきたけれども、予想以上の減少となったことで集約せざるを得なかったとの説明がありましたとおり、こうした努力によっても、結果として撤退をとめることにはなりませんでした。

しかしながら、こうした緊密な関係があったからこそ、事前に高知工場の集約やその公表時期等を検討しているとの情報を非公式に入手でき、従業員の皆様の雇用継続に向けた取り組みなど、ルネサス社とのさまざまな協議ができたものと考えているところでございます。

最後に、執行部だけで情報を共有していたことに対し、どう考えるのかのお尋ねがありました。

高知工場の集約に関する情報は、本年3月末にルネサス社から非公式に入手し、12月1日までの間、同社と協議を重ねてまいりました。この間、協議が一定進展した後は、ルネサス社に対し、早期に交渉妥結し公表を早期化するよう申し入れを行うといった努力もいたしましたが、協議が難航したことや先方の顧客対応等の理由により、実現できませんでした。

高知工場の集約に関する情報は、民間企業で

ありますルネサス社の企業機密事項です。このため、県が勝手に公表することは許されず、同社による公表を待つしかありませんでした。

以上のことから、残念ながら12月に至るまで議会で御説明できなかつたものですが、今後とも、同旨の案件につきましても、相手があることではありますが、できる限り早く情報共有できるよう努めてまいります。さらに、今議会で議員の皆様からいただいた御意見を、今後の対応に十分に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) ルネサス社高知工場の集約について、まず、香南工業用水道の整備費用のうちルネサス社との因果関係を認め得る範囲について、県民感情としては納得できるものとなっておらず、この件について説明を求めるとのお尋ねがございました。

午前中の西内議員の御質問にお答えしましたが、香南工業用水道は平成14年3月に完成し、その整備及び維持管理にこれまで要した費用の合計29億2,500万円余りの内訳は、整備費用が22億4,600万円余り、維持管理費が6億7,800万円余りであります。このうち、ルネサス社との因果関係を認め得る費用の額については、まず土地代等は県の資産として残るため除外する必要があり、次に工業用水は今後利用できることから、おおむね33年間利用可能な香南工業用水道について、第2棟建設計画のために利用できなかった14年間に見合うものとする必要があり、さらに香南工業用水道の給水能力の4分の3がルネサス社向けであることを考慮する必要があります。

具体的に申し上げますと、整備費用については、県の資産として残る土地代などを控除した上で、施設全体の耐用年数33年のうち、第2棟

建設計画のためにこれまで工業用水を利用できなかった期間である14年分に相当する額とします。また、維持管理費については、将来の金利分を控除した額とします。そうしますと、この結果、整備費用が22億4,600万円余りのうちの7億7,300万円余り、維持管理費が6億7,800万円余りのうちの5億8,800万円余りで、合計では29億2,500万円余りのうちの約13.6億円となります。さらに、香南工業用水道の給水能力の4分の3がルネサス社向けであることを加味した結果、整備費用が7億7,300万円余りのうちの5億8,000万円余り、維持管理費が5億8,800万円余りのうちの4億4,000万円余りで、合計では、約13.6億円のうちの約10.2億円となります。

なお、これらの内容については、弁護士からも同様の意見を得ているところであります。

次に、今回の件について相談している弁護士事務所に関して、相談を始めた時期、相談料等についてのお尋ねがございました。

高知工場については、第2棟建設を前提に香南工業用水道を整備したという特別な事情がありますことから、県としては、ルネサス社との協議に向けて、中立公正な立場で過去の経緯の調査や法律上の評価をしていただく必要があると考えました。その際、第1に、ルネサス社が社内に法務部門を有し、社員として多数の弁護士を雇用していること、第2に、その法務部門の構成の中心が最大株主である産業革新機構からの派遣者で、企業再生に詳しい専門集団であること、第3に、ルネサス社が香南工業用水道の整備の経過などについてほとんど認識していなかったこと、第4に、ルネサス社の責任を明示した契約は存在せず、信義則違反による賠償請求にならざるを得ないことなどから、ルネサス社との交渉は極めて困難なものになることが予想されました。

このため、大企業を含めた企業法務に精通す

るとともに、企業の行動様式などについて専門的な知識を有し、高知の事情にも明るい東京の弁護士事務所に相談することとし、ルネサス社から高知工場の集約について非公式に情報入手した翌月の4月から事前相談を始めました。

5月には、ルネサス社と検討協議のテーブルに着くことができることとなりましたので、6月1日に弁護士事務所との間で、ルネサス社との協議についての助言等を内容とする委任契約書を締結いたしました。契約締結以降は弁護士事務所から、過去の経緯の調査や法律上の評価、ルネサス社との協議等についての助言をいただいております。

弁護士にお支払いする委託料については、委任契約書において、弁護士事務所の報酬基準に基づき事務処理の実績に応じて積算することとしておりますが、委託料の額は、業務が継続中でありますので、現在のところ確定しておりません。今後、弁護士事務所から事務処理の実績を聴取した上で、その内容を適正に審査し委託料の額を確定してまいります。

次に、時間外勤務手当についてお尋ねがございました。

知事部局の時間外勤務手当の平成25年度の総額は約10億7,800万円、平成26年度の総額は約12億5,300万円となっております。平成26年度に増加いたしましたのは、8月の台風災害及びその後の災害復旧への対応などによりまして、土木部が38.7%、農業振興部が31.0%、それぞれ前年度から比較して増加したことなどによるものでございます。

次に、年間の時間外勤務が最も多い職員の時間数は、平成25年度は1,200時間台で、時間外勤務手当等の額は約370万円、平成26年度は1,600時間台で、約330万円となっております。

これまでも事務の簡素化や業務配分の見直しなどを行ってまいりましたが、引き続き職員の

心と体の健康の保持や公務能率の向上の観点からも、時間外勤務の縮減に取り組んでいきたいと考えております。

次に、今年5月に新聞報道されました県職員の時間外勤務手当等の不適正受給についてお尋ねがございました。この事案の内容を御説明いたします。

手当を不適正に受給いたしました職員は、商工労働部に所属するチーフ級の職員であります。この職員は、工作上必要な専門知識を身につけ、効果的な取り組みを行いたいと考えておりましたが、自宅で作業したほうが集中でき、作業はかどるとの理由から、上司に相談することなく仕事を自宅へ持ち帰り、自宅での担当業務に係る思案や勉強に要した時間、勤務公署と自宅との行き来に要した時間を、時間外勤務命令を受けた時間の実績に含めて申告したことによりまして、平成26年6月から同年11月までの間の土日、祝日、19日分に係る時間外勤務手当及び休日勤務手当21万4,058円を不適正に受給したものであります。不適正に受給した時間外勤務手当等については、既にこの職員から全額県に返納されております。

このたび、この職員を12月4日付で6カ月間給料月額10分の1を減給する懲戒処分といたしました。そして、この職員を昨年度管理監督する立場にあった職員に対して、同日付で文書注意による措置を行いました。

今回の県職員の不祥事によりまして、県民の皆様への県政への信頼を損なうことになったことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

いま一度、職員を管理監督する立場にある職員が時間外勤務等を命令する際に、事前命令や事後確認を徹底していくとともに、職員一人一人が率先して法令を遵守すべき県職員としての自覚を新たにし、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 新

規狩猟者確保対策としての狩猟フォーラムの効果、現状と今後についてお尋ねがありました。

狩猟フォーラムにつきましては、鳥獣被害の実情を県民の皆様に広く知っていただくとともに、狩猟の魅力や社会的な意義を理解していただくことで、若い方にも狩猟に取り組んでいただけるように開催をしているものです。

フォーラムは、ことしで3年目となりますが、参加者も年々ふえ、ことしは200名を超える方々に参加をいただきました。参加者の年齢も40歳未満の若い方が半数近くを占め、終了後の感想では、「狩猟に対するイメージがよくなった」、「狩猟免許を取得したい」といった声も寄せられるなど、一定の成果は上がっているものと考えております。

こうした取り組みの成果もあって、全国的に狩猟者が減少傾向にある中で、本県では、その減少傾向に一定の歯どめをかけることもできておりますし、ここ数年は40歳未満の方を毎年80人規模で確保するなど、若い狩猟者の参画によって、徐々にではありますが、若返りも図られつつあります。

今後につきましても、より多くの方々が関心を持ち、参加したいと思える狩猟フォーラムを開催することで、引き続き若い方を含む狩猟者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定鳥獣捕獲等事業者制度についてお尋ねがありました。

この制度は、全国的に有害鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者の減少、高齢化が進む中で、これまでの対策だけでは捕獲の強化を図ることが難しいとの考えのもとに、標高の高い山岳地などの捕獲困難地域や狩猟者が少ない地域で効果的な捕獲を実施していくために、国が新たに設

けた制度であり、公的な捕獲等の事業を担える団体を認定し、確保していこうとするものでございます。

この制度では、県の認定を受けた法人、またはそれと同等以上の技能、知識、安全管理を図るための体制を有していると認められた法人は、県の指定する地域で、県または国の事業を受託することができる資格を有することになります。認定要件は、国の施行規則で定められておりますので、認定に際しては、規則に照らして適切に判断することになります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 射撃場の

設備修繕に森林環境税を活用できるよう制度の見直しを検討できないかとお尋ねがございました。

森林環境税は、森林の荒廃を県民の生活環境の問題として捉え、県民挙げて森林保全に取り組むことを目標に、平成15年から全国に先駆けて導入いたしました。

これまで森林環境税を活用して、森林環境の保全を進めるための間伐や、森林を鹿などによる食害から防ぐための防護ネットの設置などのハード事業と、県民の皆様の森林への理解とかかわりを広めるための森林環境教育や、県民が参加する森林ボランティア活動への支援などのソフト事業の両面で行ってまいりました。

こうした森林環境税を活用した事業を実施するためには、まずは事業の目的や効果等について十分検討し、実施することが必要であると判断された事業については有識者で構成する森林環境保全基金運営委員会にお諮りし、事業実施の可否について審議をいただくことになっていきます。

森林環境税は、制度創設当時から、税収自体を目的とするのではなく、広く薄い負担によって、森や山の重要性を認識し、県民みんなで森

を守っていくとの趣旨で、県民税均等割に500円を上乗せして県民の皆様から御負担いただいております。年間の税収は約1億7,000万円となっています。

そのため、この限りある森林環境税を活用して森林環境の保全のために行う鳥獣被害対策として、現在は防護ネットの設置や、くくりわなの配布などによる直接的な捕獲を支援しておりますが、今後、射撃場の整備等も視野に入れて検討をまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、昨年2月議会でも取り上げた国道33号旭町1丁目から鏡川橋に至る1.5キロメートル区間のその後の整備の進捗状況についてお尋ねがございました。

国道33号の旭町1丁目から鏡川橋までの1.5キロメートル区間については、片側2車線の正規の幅員が確保されておらず、歩道も狭いことなどから、歩行者や自転車交通への安全が十分に確保されていない状況にあります。

この区間においては、国道と民地の境界ですら3割程度しか確定されておりません。これら用地境界の不確定な箇所が多くあることが、事業化に向けた最大の課題であると認識しております。

このため、国、県、市の3者で協議を重ね、整備手法や事業化へ向けた取り組み内容などについて検討してまいりました。その結果、高知市が境界の確定など、事業化の前提となる環境整備を行うことが確認できましたことから、今後はこれらの市の取り組みを踏まえ、連携して国に要望してまいります。

次に、県道高知本山線の崩落防止対策についてお尋ねがございました。

県では、台風や豪雨等の災害に強い道路整備のために、平成8年度に行った防災総点検をもとに、順次防災対策工事を実施しております。

県道高知本山線の泰地区から正蓮寺峠までの区間においては、10カ所の対策の必要な箇所を抽出しており、そのうち危険度の高い4カ所については対策工事が完了し、2カ所については現在対策工事を実施中です。

一方で、県内には非常に多くの対策の必要な箇所が残されており、計画的な対策工の実施が求められているところです。このため現在、南海トラフ地震対策として、緊急輸送道路におけるのり面の再調査を進めております。県道高知本山線も、その結果を踏まえ、優先順位の再検討も行いながら予防的な対策にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、草刈りなどを含めた道路の維持管理や、河川のしゅんせつ・維持管理の予算の増額についてお尋ねがございました。

県民の皆様の日常生活の安全・安心を確保していくためには、整備された社会基盤を適切に維持していく必要があると認識しております。

このため、洪水の流下を阻害する堆積土砂の撤去や通行どめへの応急対応など、安全・安心の確保のために必要な維持管理については、限られた予算の中で適切に行っております。しかしながら、施設の機能確保に大きな支障とならないケースについては、十分に対応できていないことも認識しております。

また、県内各地で災害が多発いたしました昨年の8月豪雨では、流出土砂の撤去や土のうの設置など、維持管理で対応すべき工事が増加したことから、多額の予算が必要となりました。このため、昨年の9月議会において、道路、河川、海岸など土木施設全般の維持管理費として、約11億円の補正予算を認めていただいたところです。

今後とも、安全・安心の面から緊急度や重要度を見きわめながら優先順位を明確にし、限りある予算の有効活用に努めるとともに、美化意

識の高揚につながる清掃や草刈りについては、住民の皆様のお力もおかりしながら効果的かつ効率的に対応してまいります。

次に、平成27年度の入札の状況及び不調となった物件への対策とその後の状況についてお尋ねがございました。

本年度に土木部が発注した土木工事におきましては、4月から10月末までに入札を実施した1,151件のうち、129件が入札不調または不落となっております。

入札が不調となった場合には、その後の対応の参考とするため、入札を辞退された事業者の方から可能な範囲で聞き取りを行うなど、状況の把握に努めているところです。この中で事業者の方からは、受注状況から技術者や作業員に余裕がなく、新しい案件を受注することが難しいといった御意見などがあり、そのことが不調、不落の増加の主な要因となっているものと考えております。

不調、不落となった案件については、それぞれの状況に応じて発注時期や工期、入札参加条件や入札方法の見直し、場合によっては複数の工事を合わせた発注を行うなどの対応をとっております。また、市場価格を反映した労務単価や諸経費率の引き上げなど、適正な予定価格の設定にも努めておりますが、予定価格と入札額との乖離により不調、不落となったと見られる案件については、設計、積算を見直すなどの対応もとっております。こうした対応の結果、まだ現在対応中のものもございしますが、本年度に不調、不落となったもののうち、8割近くは既に契約済みとなっております。

今後とも、年間を通じた工事の平準化や余裕を持った工期の設定、現場代理人の常駐義務の緩和など、引き続き円滑な発注に向けて適切な条件設定に努めてまいります。

次に、積算間違いなどで工事発注後の再入札

が起きていることの再発防止策についてお尋ねがございました。

設計積算等のミス防止につきましては、本年度、大型工事で積算ミスが判明したことを契機に、積算ミスを起こさないためのチェック体制の強化と、積算ミスが発覚しやすい環境の整備の2つを柱として、ミス防止に向けた取り組みを強化したところでございます。

チェック体制の強化に向けた取り組みにつきましては、過去のミスの発生事例を参考に、チェックリストを充実させました。また、大規模な工事等の重要案件については、高知県建設技術公社に積算照査を委託することといたしました。あわせて、担当者の積算能力の向上を図るため、研修の充実強化も実施しております。

積算ミスの発覚しやすい環境の整備については、積算金額を示した事後公表設計書の公表を、これまでの、契約後から落札決定後に前倒しし、入札参加者が早期に積算内容を確認できるようにするなどの対応を行いました。今後も、一定期間ごとにミスの事例をモニタリングしながら、これらの対策の効果検証を行ってまいります。

次に、現場管理と職員の技術力向上についてお尋ねがございました。

御指摘のありました河川災害復旧工事については、昨年8月に被災を受けた河川護岸を早期に復旧するため、本年1月に工事の発注を行ったものです。

工事用道路につきましては、当初、工事箇所に近い堤防から進入する予定でしたが、道路下に位置する水路の強度に問題があることが判明したため、対岸から進入用の道路を設置せざるを得なくなったもので、現在その工事用道路を設置しているところです。また、被災箇所周辺の水深が当初に比べて深くなっていたことから、現場条件に即した復旧工法になるよう見直しも行っております。

このように、これまでも現地で施工条件の変化に臨機に対応してまいりましたが、今後も職員の、現場条件を見きわめる技術力、不測の事態に的確に対応できる判断力、関係者や受注者に対して円滑に対応する能力などを、より一層向上させ、適切な現場管理を行うことができるよう指導してまいります。

次に、都市計画法の見直しについてお尋ねがございました。

市街化調整区域における一定規模以上の開発につきましては、地域の実情に応じたまちづくりの方針と、その整備計画を地区計画として都市計画決定することにより、開発を行うことができます。現在、高知市や南国市では地区計画を活用し、大規模な産業・工業系の開発が行われており、県といたしましては、市や町が行う都市計画手続が円滑に進むよう支援をしているところです。

また、県においては、個人の住宅の高台移転につきましても、発災時にみずから避難することが困難であるなど一定の要件を満たす方については、津波浸水予測区域からの転居を認める開発許可の規制緩和を昨年10月から行っております。こうしたことから、津波浸水予測区域から市街化調整区域への高台移転につきましては、都市計画法における地区計画の活用や開発許可の規制緩和などにより、一定の対応はできているものと考えております。

このように、開発行為などの規制が定められている都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的としたものであり、議員御指摘の課題につきましては、現在の法律の運用で一定の対応はできるものと考えております。

最後に、鏡ダムにおける選択取水のメリットについてお尋ねがございました。

平常時の鏡ダムからの放流水は、ダム本体に

固定した取水口から取り込んでおり、この放流水の温度は過去の調査結果によりますと、貯水池へ流入する河川の水温とほぼ同じとなっております。このことから、放流水の水温については自然に近いものであると考えております。

一方で、4月から6月の間の貯水池表層の水温は、取水口付近の水温より5度程度高く、また濁度は10度程度低くなる傾向があります。このため、4月から6月の比較的水温が高く、澄んだ表層水を放流できる選択取水が、アユの成育等にどのような効果があるのかなど、今後、発電用の取水口を管理する四国電力を初めとする利害関係者とも協議しながら、調査検討をしてまいります。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) まず、全国及び本県の特種詐欺の現状等についてのお尋ねがありました。

全国の被害状況ですが、本年1月から10月の間における認知件数は1万372件、被害額は384億6,000万円でした。これは昨年同期と比べ、認知件数では411件の増加、被害額では約71億2,000万円の減少となっております。

一方、本県の被害状況は、本年1月から11月の間における認知件数が47件、被害額は約1億2,600万円でした。これは過去最悪であった昨年の同期と比べ、認知件数で22件、被害額で約4億2,000万円、それぞれ減少しております。

次に、本県の検挙状況と今後の対策についてお答えいたします。昨年の特種詐欺の検挙件数は15件、検挙人員は12名でしたが、本年は、だまされたふり作戦を積極的に展開し、1月から11月の間で18件、18名を検挙いたしております。さらに、この種の詐欺を助長する口座や携帯電話の不正取得についても、本年は11月までに53件、25名を検挙しております。

特種詐欺事件に対しては、県警察では、捜査

の徹底及び予防対策の推進の2点を大きな柱として取り組んでまいりました。

このうち、捜査に関しましては、特殊詐欺が巧妙に組織化されたグループにより広域に敢行されることを踏まえ、今後とも、検挙した末端の被疑者の供述や犯行に使用された携帯電話等の解析による突き上げ捜査を徹底してまいります。さらに、他の都道府県警察との連携を緊密に図り、犯行グループの組織実態や犯罪収益の移転ルート、さらには犯行ツールの供給ルート等に対する情報の収集、集約、分析を行うことにより、犯行グループの解明と壊滅に向けた捜査を実施してまいりたいと思っております。

また、抑止対策につきましては、高齢者の被害が大半を占めることから、各種イベント等を通じた被害防止啓発活動や高齢者に対する防犯指導を行っているほか、金融機関、宅配事業者などによる高齢者への積極的な声かけをお願いするなどの取り組みを行っております。

県警察としては、今後とも特殊詐欺の犯行グループの壊滅に向けた取り組みをさらに推進してまいります。

次に、安全・安心まちづくりに交番、駐在所と住民の連携が重要ではないかとお尋ねがございました。

御指摘のとおり、地域の安全と平穏の確保は、警察のみによってなし遂げられるものではなく、地域住民の皆様との連携が不可欠であると考えております。このような考えのもと、県内各地において、地域住民による防犯パトロール、女性・子供の見守り活動、青色回転灯をつけた車両によるパトロールなどが行われております。このような安全で安心なまちづくりの活動を、交番や駐在所と地域住民が連携して行うに当たっては、犯罪発生状況等の情報に基づいてなされることが重要であり、また地域住民の皆様への注意喚起のためにも、情報発信活動は重要

と考えております。

このため、県下の交番、駐在所では、毎月1回、地域の身近な話題を伝えるミニ広報紙を作成し、巡回連絡等を通じて御家庭や事業所に配布しております。また、特殊詐欺を初め連続発生が予想される犯罪等については、随時タイムリーな広報を行い、注意喚起を図っております。さらに、交番連絡協議会、駐在所連絡協議会などの組織を通じ、地域住民の皆様からの意見、要望をお聞きするとともに、警察から管内の犯罪発生状況をお知らせするなど、地域安全活動のための連携を図っております。

今後とも、安全で安心なまちづくりを推進するため、地域の交番、駐在所と地域住民の皆様との連携を強化し、情報発信活動に努めてまいります。

最後に、自転車事故の現状と自転車利用者のマナー向上のための取り組みについてお尋ねがございました。

まず、県内の自転車事故の現状ですが、本年11月末現在、発生件数が404件、死者数が6名、負傷者数が388名で、過去5年間の推移を見ますと、発生件数と負傷者数は年々減少し、5年前との比較では約3割減少しておりますが、死者数はほぼ横ばい状態であります。これらの事故の原因を見ますと、自転車利用者側の約8割に信号無視、一時停止違反など何らかの法令違反が認められるという実態にあります。また、中学・高校生が関係する自転車事故は、自転車事故全体の約24%に当たる96件が発生しており、このうち約9割には学生の側に信号無視など何らかの法令違反が認められ、学生の自転車運転マナーの悪さが指摘されるところであります。

次に、自転車利用者のマナー向上のための取り組みについてですが、広く県民に対して、1つは自転車シミュレーターを活用した交通安全講習会の開催や、自転車販売店と連携した啓発

活動。それから、自転車安全利用五則の広報啓発と周知の徹底などを推進しております。また児童生徒に対しては、学校においてスクエアドストレート方式の交通安全教室を開催する。また、県下の全ての中学校、高校へ、交通安全教育資料トラフィックセーフティニュースを毎月配信するなどの交通安全対策にも取り組んでおります。

これらの施策とあわせ、県下に自転車指導啓発重点地区と路線を指定し、毎月15日の自転車指導取り締まり日を重点に、市町村やボランティアの方々と連携した街頭活動や指導・警告活動を行っているほか、信号無視やブレーキのない自転車等、悪質、危険な自転車の違反取り締まりも強化しているところです。

今後とも、これらの取り組みを継続的に実施することにより、自転車利用者のマナー向上に努めてまいります。

○28番（高橋徹君） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。少し時間が残ってございますので、第2問を質問申し上げますと思います。

ルネサスとの関係でございますが、知事からも、そして総務部長からも、新たな詳しい情報をきょうはいただいたと思っています。それと、なるほどなというような思いで御答弁をお聞かせいただいたところでございますが、県民感情として、やはり30億円近い投資をして、そしてルネサス社を誘致するに当たって高知のこの厳しい企業誘致環境の中で、なし遂げるにはそれなりの理由があったということも、理解をさせていただいたところでございます。片方で率直に申し上げまして、執行部にも、うまく回答されたなという気もしないではありません。例えば、地域間競争の問題であったり、コミットメントの問題であったり、それから知事から議会への事前の協議について御案内もあったところ

でございますが、企業との義務が生じるというお話もありました。

ただ、我々議会も当然、企業誘致をするにはそれなりに情報も得ながら、それぞれ努力をしてきた経過があると思います。それと同時に、議会の全員にお話しするんじゃないくて、例えば代表者会、こういったものも形成をしているわけで、例えば知事から、この問題については企業との問題があるんで代表者会に説明をさせていただきますが、少しこの件については情報の開示は御容赦願いたいとか、そういったこともやっぱり議会に情報としていただく、かなりの時間がございましたのでそういった余裕がないわけではない。我々議会にかかわる者として——私自身、情報が欲しいとは思っていません。しかし、それぞれ会派には代表がおいででございます。ぜひそういったことも視野に入れてほしかったなという思いがしましたので、この問題の提起をさせていただいたところでございます。

それともう一つは、県と企業が一体となって雇用、そして香南工業用水の利活用、そして第2工業用地の有効利用、他のおいでいただける企業を見つけるというお話はいただいたのですが、しかし、この厳しい状況下にあって、おいでいただけるという保証は全くありません。ひょっとしたら、ここ10年、20年誰も来ないまま、そのままになるかもわかりません。そういったリスクも当然あるわけで、このことも、我々県民の代表としてここにいる以上はそういったことについても言及をしておきたいと、そう思いましてお話しをさせていただいたところでございます。

知事の県の行政に対する日々の行動から見てみましても、我々が厳しく申し上げるような状況ではございませんが、片方で厳しい県民の意見というのは当然あるわけでございまして、そういった意見を我々が県政、執行部にお届けを

すると、御意見を申し上げるということでもございますので、そこは気持ちよくお聞きをいただけたらというふうに思いました。

それと顧問弁護士さん、当然、年間お支払いをしているかどうかわかりませんが、いろんな企業で顧問弁護士さんをお雇いになって、幾らかの顧問料もお支払いをしています。内容からいいますと、知事からもお話がございましたが、非常に多岐にわたるといところで、はっきり言うたら高知の弁護士さんでは力不足であるということ、東京の弁護士さんに御依頼をしたと思います。しかし、高知の弁護士さんでも優秀な弁護士さんは、たくさんおいででございます。そういった方々に一度は相談をされたのかなのか、そのことについて1点、総務部長にお聞きをしておきたいと思います。

それから森林環境税のところでございますが、きょうは、このペーパーに期待をしております。どんな答えが出るかなと、楽しみだなというふうに書いておったんですが、我々も非常に苦慮しております。この問題については、自民党の浜田議員さんから御提案をいただいて、我々県の猟友会の理事21人で相談した中で、きょう、この問題を御提案させていただいたところでございます。現状については質問の中でお話しをしておりますので、どうぞ知恵を絞っていただいて、こういった射撃場の環境というものを整えていってほしいなど。若干時間がかかるようではございますが、なかなか頼るところがない。これだけ激減をしておりますので、きょうはあえてお話しを申し上げたところでございます。

それと、都市計画法の高台移転の問題でございますが、部長から御答弁いただきました。

高台移転、結構規制緩和なしで土地利用が図れますよという、簡単に言えばそういった御答弁であったと思う。なかなかそうじゃござい

せん。せんだって課長補佐と課長とお話をしたんですが、お二人には非常に前向きにお話をさせていただいたんですが、担当レベルでほとんどが潰れてしまうんです。

私が思うのは、1案は、これとこれとこれをクリアしたらこの事業についてはできますよとか、もう少し土地利用を図る上において、高台、非常に高知は狭隘な土地柄でございますので、そういうわけじゃございません。ぜひそういう視点で、開発行政にかかわっている方々ともう少し膝を詰めてお話をさせていただいて、安全・安心な高台があれば、そして周辺環境をそんなに壊すことのない土地利用であれば認めていき、そして有効利用を図れるように、ぜひ考えてほしいと思います。

まだまだ御質問したいところもあるんですが、それと鏡ダムの問題について、先ほど御答弁が部長からございましたが、人間の体感での1度は1度です。しかし、魚族、例えばアユにとって1度というのは、人間の体感で5度の温度差があるというのが現状でございます。まあ調査研究をしていただくということでございますので、ぜひその辺についても、お互い研究しながら——大きな財産をお預かりしているわけでございますので、いい関係をつくっていくということで努力をしていただきたいと思います。

私の一切の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。お世話ございました。(拍手)

○総務部長（梶元伸君） 顧問弁護士とのかかわりについてお尋ねがございましたが、先ほどお答えしましたとおり、高知工場については、三菱電機株式会社の第2棟建設を前提に香南工業用水道をつくったという特別な事情がございますので、県としては、中立公正な立場で過去の経緯の調査、あるいは法律上の評価をしていただかなきゃいけないというふうに思っております。

した。

そのために、3月末にルネサス社から非公式に情報を入手した直後に、県の顧問弁護士に対して、ルネサス社が全国的に生産拠点の再編を進めている中で、仮にということでありますけれども、高知工場が集約の対象となった場合の想定ということで法律相談を行いました。その際、顧問弁護士からは、ルネサス社に負担を求める法的根拠が非常に弱いなということですか、あるいは立地企業との争いが企業立地政策に与える影響を鑑みると、これは相当困難な案件になるだろうというような御助言をいただいたところです。

その後にルネサス社との接触を重ねる中で、先ほど申し上げましたとおり、相手方が独立した法務部門を持っている、あるいは企業再生の専門集団である、あるいは過去の経緯を全然知らないというようなことが明らかになりましたので、顧問弁護士の御助言も踏まえまして、この案件は大変困難な事案だという認識を深めるに至りまして、先ほど申し上げましたとおり企業法務に精通をし、専門的な知識を有する東京の弁護士事務所に御相談をしたところでございます。

ルネサス社との協議をしている際は顧問弁護士への相談は控えておりますけれども、12月1日に集約の方針が公表されました後に、3月末に非公式に高知工場の集約の情報を入手しましたということも含めまして、これまでの経緯や県の対応につきまして顧問弁護士に報告をいたしました。その際、顧問弁護士からは、今回の案件の性格からすれば、東京の弁護士事務所に依頼したということは妥当だという御指摘をいただいたところであります。

以上です。

○副議長（西森雅和君） 暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩



午後3時30分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 私は日本共産党を代表して、まず知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

自公政権が、TPP交渉の大筋合意を受けた総合的なTPP関連政策大綱を決めました。しかし、大筋合意したといっても、協定の全文も確定せず、参加各国の署名や批准の見通しははっきりしません。そんな中で対策を打ち出したのは、中身が国民に知られないうちに、都合のよい宣伝で協定への署名や批准を進めやすくし、来年の参議院選挙も乗り切ろうという党利党略でしかありません。断じて許せません。

11月5日公開された英文テキストは、協定文書1,000ページ、附属書5,000ページから成り、今、各国は中身を分析し、その上で議会において批准するかどうかの議論の準備をしている最中です。これが当然の手续です。しかし、日本政府はわずか100ページの抄訳しか公表していません。ここにも、国民に中身を知らせたくないという政府の姿勢があらわれています。これは、国民への十分な情報提供を行い幅広い国民的議論を行うよう措置することを求めた、2013年の国会決議にも反しています。

情報を隠したまま対策なるものを打ち出す国民不在の進め方は許してはならないと思いますが、いかがでしょうか。

判明しているだけでも、TPPの影響は極め

て広範かつ深刻です。農産物については、重要5項目の関税の3割が撤廃、それ以外の農産物は原則関税ゼロです。政府は、農林漁業分野でもTPPの影響は限定的と述べていますが、長野県農協が鈴木宣弘東大大学院教授に依頼した影響額の試算では、県全体の生産額の13.8%に当たる約392億円が減少。豚肉77%、牛肉63%、リンゴ43%、ブドウ32%が減少することとなり、関係者に衝撃を与えています。しかも、原則7年後から関税撤廃・削減の前倒しを含めた再協議に応じる合意がされており、影響は拡大し続けます。

政府の対策は、米については備蓄対策の改善、牛肉、豚肉については経営安定事業の補填率を引き上げるなど、当面の対策を打ち出しただけです。こうした対策をとること自体、被害の大きさを示していますが、5項目以外の関税撤廃品目や中山間地域の対策は無視または先送りです。輸出を2014年の6,100億円から1兆円にすると言いますが、農業の直接生産物では1,110億円しかふえず、2012年の農業総産出額の8兆5,250億円の1.3%にしかありません。

政府の姿勢のひどさを示したのは、安倍首相の、日本茶にかかる20%もの関税がゼロになる、静岡や鹿児島が世界有数の茶どころとされる日も近いかもしれませんとの発言です。現在、お茶の輸出先の1位アメリカ、3位シンガポール、5位カナダは、既に関税はゼロです。首相の言う20%の関税をかけているのはメキシコであり、その輸出額はわずか197万円、お茶の輸出総額の78億円の0.03%です。こんな国民だましで進もうとしているのが実態です。

政府調達は、日本の開放基準額、さらに地方自治体まで及ぶのかどうかわかりません。地方自治体も対象となれば、地産地消、地元発注など産業振興の取り組みにも重大な影響を及ぼします。また、サービス貿易や金融サービスの市場開放

について、政府は、社会事業サービスや公的医療保険などを除外しているので、懸念は無用と説明をしていますけれども、国際協定のルールはネガティブリスト方式、つまりサービスの自由化を避けたい分野をあらかじめ挙げて合意をしておかなければ、それ以外は全て自由化となってしまいます。現時点での何をリストアップされたかは不明です。例えば、公的薬価制度を守るといっても、知的財産保護の分野で高薬価を担保するための制度の導入が合意されています。

さらに、日米並行協議による影響も検証しなくてはなりません。日本がTPP対象から除外をしている医療機器の規制について、TPPと同程度の水準を維持し、将来の薬価制度、薬価の決定ルールについて協議することを日米間の合意文書で確認しています。最新の新薬、医療技術は保険外になるか、極めて高額となり、公的医療制度が空洞化させられると各方面から指摘がされています。ISDの訴訟への防止対策も、従来この種の協定で示された内容にとどまっています。それでは全く防止策になっていないことは事実で明らかです。

政府が第一に行うことは、日本語訳の協定文書、附属書を全面公開し、その内容を国民各層が徹底して分析、検証できるようにすることだと思いますが、いかがですか、お聞きします。

県としても、全体を精査し県民への影響を十分検証できるまでは、政府に対し協定文書に署名するな、批准するな立場をとること、また重大な影響がある場合は、協定から撤退を強く求めるという立場を貫くことが重要だと思いますが、お聞きをいたします。

次に、伊方原発再稼働についてお伺いいたします。

そもそも、新規制基準は極めて不十分なものです。再稼働前提とした基準であり、設計から根本的に見直しをするのではなく、最初から追

加工事で足りるとするものです。

日本の原発は、格納容器は壊れないことを前提に、I A E A基準である被曝量、年100ミリシーベルトが原発敷地内におさまるとして、多数の住民が住む地域に立地を許してきました。福島原発事故は、その前提の虚構を明らかにしましたが、新基準は、敷地境界の被曝量を規制した原子炉立地審査指針を残しておいては原発が存在できないので、これを放棄しました。さらに、I A E A基準の深層防護の第5層、原子力防災の中核である避難計画は、本来は、原発周辺に広大な非居住区域、低人口地域を前提としたものであり、日本のように十数万人、地域によっては100万人もの人が30キロ圏内に住んでいることを想定していません。よって、日本では実効ある避難計画をつくるのが不可能なので、規制基準から外したわけです。その立地条件は世界基準を全く満たしていません。その上、電力会社の申請内容をチェックする審査のあり方が問われている重大事態となっています。

東京電力柏崎刈羽原発で、安全設備関連のケーブルが新規規制基準に反して分離されていなかった問題が発覚しました。類似のケースは福島第二原発、浜岡原発などでも見つっていますが、重大なのは、規制委員会の審査や検査は書面だけで十分な現場確認が行われていないことです。規制庁は、現時点で加圧水型でもケーブルが混在している可能性がないとは言えないが、今後の対応は決まっていない、まずは東電の報告内容の分析を進めると発言しています。

少なくとも審査のあり方を点検し直し、再審査が完了するまでは再稼働すべきではないと思うが、お聞きをいたします。

今回の電力会社の再稼働について知事は、現時点でやむなしと判断した根拠に、老朽火力の故障による停電の危機として昨年12月の事例を挙げて説明をしています。その詳細に入る前に、

現時点とは言いますが、四電は老朽化した伊方原発1号機、2号機の廃炉の方向も示していません。火力発電を置きかえるための計画も、原発再稼働を前提としているために小規模なものにとどまっています。これでは停電の危険を理由にし、1号機、2号機も再稼働が必要というレールに乗ってしまうことになりかねません。この点は厳しく指摘をしておきたいと思います。

また、再稼働する3号機は、高濃縮のステップ2燃料とMOX燃料を使う、他に例のない運転です。運用実績も1年しかありません。四国電力も県との勉強会で、プルサーマル運転は制御棒がききにくいということを認めています。また、燃料自体が高価で、発電効率が悪いこと、使用済み燃料の発熱量が通常の燃料より格段に大きく、処理に、より大きな困難を伴います。県民の不安、批判がより大きい方式を採用することは、やむなしではありません。

プルサーマル運転をやめるべきと明言すべきではありませんか、お聞きをいたします。

昨年12月の事例ですが、最大電力となった17日、確かに四国電力の供給能力535万キロワットに対し、余力は32万キロワットしかありませんでした。しかし、冬場で電力需要が高まることは明らかなのに、他社受電が132万キロワットしかありません。これは4月、6月に続き3番目に低く、9月の165万キロワット、前年12月の156万キロワットから大きく減少しています。他社受電を適切に確保していれば、逼迫するという事態は避けられたはずですが。

ピーク時と火力発電の故障が重なったらと説明していますが、電力供給は需要を予測して、一定の余裕を持って発電施設を動かしています。故障したからといって、それ以外の動いていない火力発電で急に発電できるわけではありません。原発が動くことになっても、この理屈は同じです。緊急の場合は、本川の揚水発電がバッ

クアップの役割を果たします。61万キロワットの発電を10時間継続運転できます。地域間連携で対応します。四国電力と関西電力で140万キロワット、四国電力と中国電力で120万キロワットの融通ができる送電線の容量となっています。当然、当該地域での安定供給を前提にして可能な範囲でということですが、全体として火力発電の老朽化が問題となっているなら、余力を多目にとるなどネットワークを生かした対応で再稼働を避けるための最大限の努力をすべきです。

電力供給は、地域連携、他社受電などで極めて複雑で専門的な分野です。専門家、研究者の力、全国的な知恵を生かして、再稼働を避ける手だてを徹底検証すべきだと思いますが、お聞きをいたします。

また、節電の努力は不安定だと言いますが、大きな流れは定着してきています。特に原発再稼働か節電かの選択が問われれば、住民の大きな協力が得られるはずです。節電の呼びかけもなしに再稼働やむなしとするのは、県民の再稼働反対の声に応えたものとは言えないと思いますが、どうか、お聞きをいたします。

次に、社会福祉法改悪についてお伺いします。

国会で今継続審議となっている社会福祉法等改定案の中心点は、社会福祉法人にいわゆる内部留保を活用して地域公益活動を行うことを義務化することと、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成対象から障害福祉分野を外す内容で、障害者団体などから強い批判の声が上がっています。

見直しの出発点は、民間企業の参入推進、社会保障費抑制のために、政府の規制改革論議に端を発したものです。一部の社会福祉法人が経営する特養ホームにいわゆる内部留保が多額に上っているとキャンペーンを張り、それを全ての社会福祉法人の問題にすりかえたものです。

まず、障害福祉、児童養護など県民の生存権

を守る上で果たしている社会福祉法人の役割についてどう認識をしているのか、お伺いいたします。

そもそも、非営利の社会福祉法人が将来の事業などに備える資金と、営利優先の大企業の内部留保とは性格が違います。厚生労働省の調査でも、運転資金を考慮すると約7割の法人が運営困難となっています。本県の社会福祉法人は厳しい環境で運営していると思いますが、どうお考えか、お聞きいたします。

見直し案は、全ての社会福祉法人に、既に行っている社会福祉事業に加え、新たな無料・低額の福祉サービス提供、地域公益活動を行う積極的努力義務を求め、その財源に法人の余裕財産を充てることなどを義務づけています。

2014年7月政府の検討会がまとめた、社会福祉法人制度の在り方についてが、その狙いを語っています。その中では、介護保険制度、障害者総合支援制度が利用者の多様な生活上の困難の全てについて対応しているわけではない、制度上、さまざまな経営主体の参入が可能になっているものの、過疎地などには事業者の参入がなく、制度に基づくサービスについても提供が困難となっている場合があるとして、現在の契約制度や市場化の問題点を認めながら、それを改善するのではなくて、政府や市場の失敗を補完する機能が非営利組織にあるとして、採算のとれない事業を社会福祉法人に押しつけようとしているのです。

これは、高知県のような地方、中山間地は切り捨てるという発想ではありませんか。また、「国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的支援を求めないこと」と、社会保障の公的責任を定めた社会福祉法第61条第1項第1号に違反する考えだと思いますが、知事の認識をお聞きいたします。

ところが、見直しの前提となる社会福祉法人の内部留保の確定した定義も、余裕財産の算定方式も定まっていません。まさに、先に結論ありきの改悪です。その結果、算定式をいじるだけで、経営実態を無視して余裕があると判断され、新たな無償サービス実施を一律に押しつけられ、労働強化や経営難に追い込まれる懸念があります。

さらに、ガバナンスの強化として、評議員会の設置、計算書類、財産目録の公開、社会福祉実践残額の算出を義務化し、事務負担、支出増を強いる内容となっています。社会福祉法人の6割は30人未満の小規模事業所であり、事務負担とそのための支出増の影響は小さくありませんが、恒常的な助成策は検討もされていません。

本県の社会福祉法人へ重大な影響を与える内容が含まれていると思うが、認識をお聞きいたします。

福祉分野の担い手不足が大きな社会問題となっており、2014年には、介護・障害福祉従事者の処遇改善のための法律が全会一致で成立をしているんです。退職手当共済制度の障害分野における改悪は、処遇の低下によるさらなる人材不足を招くもので、福祉人材確保に逆行するものです。

退職手当共済制度は、公共性の高い福祉労働を担う民間福祉労働者の賃金水準や労働条件が、公務労働者と比べて余りにも低いことを国としても認めて、その改善に資するために1961年に導入されました。この制度では、民間福祉労働者の退職金の水準確保のために、掛金を国、都道府県、事業者が3分の1ずつを負担するものですが、2005年、民間企業との条件の同一化を理由に改悪され、まず介護保険分野が助成から外されました。そして、今回は障害福祉分野が狙上に上り、今後保育分野も廃止が検討されています。福祉現場の労働環境の劣悪化、担い

手不足に拍車をかけるものです。

福祉の人不足解消、処遇改善に逆行すると思いますが、お聞きをいたします。

本来、公的な社会保障制度の拡充で対応すべき内容を、社会福祉法人の慈善事業に肩がわりさせることは、国の責任放棄にほかなりません。担い手不足をさらに深刻化させます。社会福祉法人が疲弊することで被害を受けるのは利用者である県民です。県が進める住み続けられる地域づくりにも、困難を持ち込む改悪です。

社会福祉法等の改悪は重大な懸念があり、反対すべきだと思いますが、お聞きをいたします。

次に、ルネサスの閉鎖の問題についてお聞きいたします。

12月1日に、ルネサスエレクトロニクス子会社の高知工場が、二、三年後をめどに閉鎖、撤退することが発表されました。県も対策本部を立ち上げ、関連企業を含めた360名の労働者の雇用確保に全力を挙げることを発表しました。雇用確保の点では、そもそもルネサスエレクトロニクスは、三菱電機、日立製作所、NECという大企業から分社化された会社です。2014年3月決算で、それぞれ5,405億円、2兆9,743億円、6,430億円という巨額の内部留保を持っており、雇用確保のために大企業としての社会的責任を果たすのは当然ではないでしょうか。

また、ルネサスエレクトロニクスは、官民ファンドの産業革新機構の支援を受けて経営再建を図っている最中でした。現在、同機構の持ち株比率は69.16%となっています。産業革新機構は、官民ファンドといいますが、3,000億円の出資金のうち政府が2,860億円を占めており、実質的には国有企業のような状況にあったわけで、政府も雇用問題の解決で力を尽くす責任があります。また、労働者の多くは30代、40代の子育て真っ最中の世代であり、生活上の不安など精神面も含めて、きめ細かい対応が必要です。

ルネサスエレクトロニクスの子会社撤退を許さず、雇用問題の解決に政府、親企業に責任を果たしてもらう必要があるのではないか、解決のための決意をお聞きいたします。

さて、今回の問題を、今後の企業誘致においてどう教訓化するかが問われていると思います。知事は、ことしの2月議会でビッグプロジェクトの誘致をという質問に対し、木に竹を接ぐような取り組みでは成功しないとして、大型の工場を誘致し、撤退して大変困っている地域がたくさんある、やはり地域に根づいていることが大事と、第1次産業由来の産業育成の重要性を強調する答弁をしています。極めて重大な視点だと思います。

改めて企業誘致に対する基本的視点についてどう教訓化するか、伺います。

県は、工場拡張計画を前提に、2001年度までに約22億円を投じて香南工業用水道を整備しました。しかし、県は三菱側と当時、水道整備の負担に関して契約も結んでいなかったため、今回その負担について信義則しか適用できず、6億円の第2棟計画用地の無償譲渡で和解するしかなかったわけです。我が党は以前に、企業誘致に当たり安易な撤退を防ぐために、補助金を出す条件として、雇用の維持や自治体が投資した財政負担への責任などを明確にした協定を結ぶことを提案したことがあります。

今回の事例から何を教訓とするのか、また改めて協定の必要性について伺います。

次に、男女共同参画について伺います。

国連の、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を日本が批准して、ことしでいよいよ30年になりました。そして、高知県では男女共同参画プランの見直し作業が進められ、今、来年度以降5年間の方向がつけられようとしています。男女共同参画の推進のために、意

識を変える、場を広げる、環境を整えるといった3つのテーマで具体化を進めてきました。

男女共同参画計画がまだ策定されていない町村の数、今後の対応、県の審議会などの委員の構成や管理職の女性の登用比率、仕事と家庭の両立のための環境を整える問題など、取り組みは多岐にわたります。その進捗をどのように総括されているのか、また次期プランに生かす課題をどのように考えているのか、文化生活部長に伺います。

県がことし1月にとった県民アンケートを見ると、社会全体について男性が優遇されているという回答が、前回の64.9%を上回る66%で、家庭生活の分野では、妻が主に家事・育児を支えながら夫と共同で家計を支えている、こういう結果が出ています。いまだに、ともに支え合う男女平等を感じることでできない社会を変えるには、強いリーダーシップが必要です。

生き生きと暮らしていく社会を目指すために、まずは県の職場からと、この間も何度か、男女共同参画プランの中でも育児休業の取得を初めワーク・ライフ・バランスの具体化を求めてきました。いつまでも電気の消えない県庁や学校の職員室、妻が出産し産休をとっていても、制度はあるのに育児休業をとる男性職員はごく少数です。チーム県庁、チーム学校の中で、ともに働き子育てをし社会参加をしていく土台が、いつまでも男性の側に広がらない現実を変化させて社会全体に広げていくことが、今求められています。魅力ある、人間の命の成長に向き合える貴重な時期に、短い時間でもしっかり向き合うことは、仕事にもいい結果をつくり出すことにつながるし、バランスのある意識改革に通じると考えます。

具体的に、男性職員が育児休業をとる条件をしっかりと作り、思い切って推進するために力を尽くすべきだと考えますが、いかがでしょう

か、総務部長、教育長にそれぞれ伺います。

次に、児童養護施設の課題について、以下、地域福祉部長に伺います。

ことし3月に、高知県家庭的養護推進計画が策定されました。これは、平成24年11月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、平成27年度を始期とする各都道府県の推進計画の策定が要請されたことによる、平成41年までの将来像と今後5年間の取り組みを定めたものです。国は計画として、施設が9割、里親が1割である現状を、十数年後に、本体施設、グループホーム、里親などの割合をそれぞれ3分の1ずつにしていくという目標を挙げています。

本県は、これまでも里親の委託率が低く、また施設が多いことから、その目標達成にはさまざまな課題があると思いますが、どのように家庭的養護を進めていくお考えなのか、お伺いをいたします。

この推進計画の中でも、社会的養護の課題が何点か挙げられています。その1つは、専門的ケアの充実です。この間、虐待を受けた子供や、発達障害や知的障害など何らかの障害を持った子供の入所がふえています。平成24年度の調査によれば、虐待経験者が約45%、障害を持っている子供が28%という状況です。こうした子供たちの心と体のケアと発達の専門的対応が必要です。平成24年からは、全ての施設に心理療法担当職員の配置が行われました。こうした専門職は、経験を生かしながら継続性による専門性の蓄積、実践交流による力量アップが図られなければなりません。

施設任せにすることなく、県としても支援策を講じるべきだと考えますが、お伺いいたします。

2点目の課題は、自立支援です。自立のために最低限必要と言える高校卒業資格をどう保障するかが鍵となります。通塾のための国の予算

措置はされていますが、コミュニケーション力が不十分である子供たちにとっては、通塾も苦痛なものになります。この間、朝倉ゼミナールの先生方が施設に出向いてくださり、必ず高校に行けるようになるよと励ますことで、子供たちの目が輝き、熱心な取り組みによって自立に大きく踏み出した経験もつくられています。極めて貴重な取り組みです。ことしから国の制度で、集団学習になじむことが困難な子供に、家庭教師などによって個別指導を行うための措置費も、月2万5,000円という額ですが実現をしました。

各施設で積極的に活用するよう働きかけるべきだと考えますが、お伺いします。

また、自立のためには、就職できること、住居を構えることが重要です。どんな職業につきたいか、そのためにはどうすればいいか、心にきめ細かく寄り添う相談、指導が欠かせません。適切な住居を選択し、契約するといった一人一人への具体的な対応も必要です。しかし、現在の職員配置基準では、専門的にその援助・指導を行える体制にはなっていません。人口の多い自治体ではそうした事業を委託できるNPO団体がありますが、本県には存在していませんし、事業化するためには財政的基盤での点で困難な状況となっています。

県として、自立支援のために人的配置のできる支援が求められていると思いますが、お伺いいたします。

埼玉県では、退所後のアフターケアのあり方、自立支援に何が必要かを政策化するため、退所後の生活実態や自由記載欄を設けた退所者のアンケート調査を行っています。本県でも課題を明らかにするためにも、ぜひ調査を行うべきと考えますが、お伺いいたします。

次に、出産・子育て支援について伺います。少子化対策、中でも出産・子育て支援につい

て知事と健康政策部長に伺います。

近年、少子化に歯どめをかけることは国の重要課題です。人口自然減の高知県でも喫緊の課題だと共通認識のもと、教育や婚活、お母さんと赤ちゃんの命を守る医療体制づくりなど努力を重ねてきましたが、いまだ十分だと言える状況ではありません。

全国でも、自治体の出産支援制度としてさまざまな施策が実施されています。妊娠20週を過ぎれば誕生準備手当4万5,000円が支給される千代田区や、1人出産につき8万円支給の渋谷区、港区では出産費助成が行われ、出産費用上限60万円から出産育児一時金の42万円を差し引いた全額を助成する制度も大変喜ばれています。出産は一人一人条件が違いますから、病院を退院するときにお金の心配をしなくてよい制度は産後ケアの大きな支えとなります。

また、世田谷区では、妊娠期から切れ目ない支援を掲げ、フィンランドでアドバイスの場を意味するネウボラと呼ばれる子育て支援制度を参考にしています。ネウボラおばさんと呼ばれる一人の保健師さんが、カップルが妊娠したときから学校に入るまでの間、かかりつけ保健師として相談に乗り、出産・育児に関するあらゆる手続もネウボラおばさんを通して行うものです。また、世田谷区では、武蔵野大学附属産後ケアセンターと連携して、出産後4カ月未満のお母さんが体調管理をしながら赤ちゃんとの生活ペースづくりをする、子育ての自立の場をつくっています。宿泊プランや日帰りプランがあり、最長利用期間は7日間までですが、子ども家庭支援センターが窓口になり、定員が上回った場合には抽せんとなっています。

県は昨年、産後ケア検討会を行い、ことしは福祉保健所単位で市町村と一緒に取り組みを強めようとしています。具体的にどう取り組みを進めているのか、健康政策部長に伺います。

こうした他の自治体の取り組みにも学びつつ、高知県でも若い夫婦を励まし、少子化に歯どめをかける施策が必要です。核家族化の広がる中、産後ケア事業の一つとして、せめて赤ちゃんの首の座る時期まで配食サービスを利用できないかとの声が上がっています。母乳で育てる間に食を大切にしたいと思っても、買い物に行くのもままならないのが産後の状況です。

市町村任せではなく、県が主導で子育てを応援する姿勢の一つとして配食サービスの制度をつくってはと思いますが、伺います。

また、子育ての中では、最大の悩みは高い教育費です。一連の中で、大学の給付型奨学金制度の導入を以前にも提案させていただきました。実現を望む声が強まる中、国の動きも具体化しつつありますが、県としてどのように取り組んでいくのか、これは知事に伺います。

安心・安全な出産を経験し、第3子以上の出産を決心できる環境をつくり出すことは容易ではありません。世界でも、出産率を上げていくためには思い切った政策をとる国々があります。中でも、少子高齢化が深刻化して日本と同じ状況にあったロシアでは、1999年に1.17だった合計特殊出生率が2013年には1.7に向上し、2014年の出生率は過去最高となり、人口が自然増に転じたとの報道がされています。

その秘策の一つが、2007年から始めた母親資本——マテリンスキー・カピタルという制度です。要は、子供を2人産んだ親に対して国が母親資金という一時金の支給をするというもので、金額はロシア人の年収の1.5倍に相当します。ただし、支給されるお金の用途は決まっています。住宅の購入や修繕か子供の教育費となっています。大変思い切った施策ですが、家を買えるほどの大金を支給してでも解決しようとする国の姿が、転換点をつくり出しました。子供を産み育てる不安に、経済問題は大きなウエートを占

めています。ここを社会全体で支える考え方と施策が強く求められていることを示した一つの実例がロシアです。

第3次安倍内閣は、一億総活躍社会というスローガンを掲げ、新3本の矢の一つに希望出生率1.8を掲げました。加えて、女性の時代を掲げて、女性の社会進出を打ち出しましたが、従来型の施策にとどまっています。

県としても努力をするのはもちろんですが、国に対しても少子化克服に思い切った財源投入を要望すべきだと考えますが、いかがでしょうか、知事にお聞きします。

次に、教職員の事務負担軽減について伺います。

教職員の長時間過密労働の解消に向けた取り組みについて教育長にお聞きします。

私たちは、さきの9月議会予算委員会でも、文部科学省の「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して～」の報告で、最も現場の負担感を増していると指摘されている、国や教育委員会からの調査、アンケートを例に、県教委の取り組みを実効性あるものにするよう求めました。

教育長は、「調査、アンケートに対する教育委員会のガイドラインを作成している。本県で既に取り組んでいるものも多く含まれている」とお答えになっていますが、問題は、その取り組みが現場の負担軽減に対し実効性を持っているかどうかです。

そこでお聞きします。PDCAサイクルを回すとよくおっしゃっていますが、効果を評価するためには現場サイドの実態を把握せねばなりません。既に作成しているガイドライン及び既に取り組んでいると言われている施策効果を、どのような手法、どのような機会を設けて把握されているのか、効果とあわせてお聞きいたします。

岐阜県では、「教職員の多忙化解消アクションプラン～教職員が元気に児童生徒と向き合う時間を確保するために～」を2012年に作成、1、各学校が自分の学校の現状を把握し、改善点を明確にして全教職員で取り組む、2、その取り組みを各市町村で交流し、自分の学校の実践に生かす、3、メンタルヘルス対策を管理職が先頭に立って推進するなど、現場での取り組みを励まし、トップダウンではなくボトムアップしていく取り組みを行っています。

各学校に配置された、多忙化解消に向けた学校セルフチェックシートの4項目目の「校内研究、研修の進め方の見直し～みんなで協力して～」では、研究発表会では、研究紀要は一枚物とし、指導案もA4、1枚に簡略化する、立派な冊子をつくらないとか、「部活動の見直し～先生も子どもも休める日を～」など、よい授業やすぐれた教育活動を際限なく求めてしまう学校現場、教員心理に自制を促すチェック点などを示して、改善を迫っています。また、総括安全衛生委員会に教組の代表も加えるなど、現場と一体になった具体的な取り組みを進めています。

本県でも、岐阜県の実践を参考にするなど、現場からの取り組みを促す具体的なプランを、そして岐阜県の総括安全衛生委員会のように労働安全衛生法で定められたものではありませんが、学校現場の意見を反映する機関を設置するといった、さらなる取り組みを行うべきだと考えるものですが、教育長のお考えをお聞きします。

次に、森林、環境の保全と開発について、林業振興・環境部長に伺います。

先日地元新聞に、「市有山林カット住民反発 南国市緑ヶ丘事前説明なし市長陳謝」との報道がされました。現場は、南国市の十市パークタウンの裏山で、高知市との境界付近の海拔40から50メートルほどの山林。隣接する北側の大半

の土地を所有する土木建設会社が、市有山林約1万7,000平方メートルを対象に、十数メートルカットするなどの計画のもと、既に尾根部分を百数十メートルにわたって、高さ1から5メートルほど削られてしまった、こういう問題です。

市からも業者からも地元説明会はなく、工事に気づいた住民が猛反発し、工事中止と原状の回復を求めているものです。パークタウンの裏山は北風を防ぐなど団地の環境保全にとって貴重な緑地であり、急斜面の樹木の伐採は土砂災害を誘発しかねず、住民の反発と環境保全への願いは当然のことです。

山林の伐採、形状変更に関する許可申請にどのような対応をしたのか、また住民合意はなく住民生活にも重大な影響を与えることは必至であり、環境と森林の保全の立場から県としての指導が求められていると考えますが、あわせてお聞きします。

次に、高知市が進めている官民連携基盤整備推進事業、いわゆる道の駅・防災道路構想に関して伺います。

約30ヘクタールの構想で、調査エリアは、一人の地権者が約9割を所有するとともに、大正時代と言われていますが、古くから指定された森林法に基づく風致保安林が約8ヘクタール存在しています。浦戸湾の緑豊かな景観を醸し出すとともに、浦戸・長浜地域の自然を豊かにしています。また、浦戸湾、土佐湾の環境維持や風水害を軽減する役割をも果たしています。そして今日、浦戸城址の保存活用が注目される中で、当時の城下町をしのばせる町並みの重要な要素ともなっています。

今回の道の駅・防災道路構想は、こうしたかけがえのない役割を果たしている法に基づく風致保安林を壊すことになりかねません。しかし、保安林の解除、そして伐採の要件はもともと厳しいもので、指定理由の消滅、または公益上の

理由以外は解除できないとされています。

代々守り続けてきた環境、自然を後世に残すことは行政の重要な使命であり、森林法と行政の使命に基づく対応を強く求めるものですが、御所見をお伺いして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、T P P 交渉に関して、情報を隠したまま対策なるものを打ち出す国民不在の進め方は許してはならないと思うがどうかのお尋ねがございました。

お話にありました総合的なT P P 関連政策大綱は、経済効果分析や影響試算を前提としたものではございませんが、政府等において精力的な議論を行い、また地方説明会等で出された意見なども踏まえて取りまとめられたものだと受けとめております。

大綱は、T P P の効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策及びT P P の影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにしており、とりわけ農林水産業に関し基本的な考え方として、農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、さらに農林水産業全体として成長産業としての力強い農林水産業をつくり上げるため万全の施策を講ずる必要がある、そのように述べ、また今後の対応として、農林水産分野の対策の財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するとするなど、特に農林水産業に対する懸念、不安の声が多い中、少しでも早く政府としての強い意志を明確にしたものではないかと考えております。

また、大綱では、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに我が国産業の海外展開、事業拡大や生産性向上を一層進

めるために必要となる政策については、平成28年秋をめどに具体的な内容を詰めることとされております。

さらに政府は、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明、情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安、懸念を払拭することに万全を期すとともに、TPPの経済効果分析結果を年内に公表することとしております。いずれにいたしましても、県としましては、政府におきまして十分な情報提供と説明を行っていただきたいと考えております。

その上で、政府には、農林水産業に従事する方々の不安の声を真摯に受けとめ、大綱の方向性に沿った形で、十分かつ実効性のある対策を打ち出していきたいと考えております。我々も、追加的な説明を通じて得られた知見などをもとに、さらに積極的な政策提言を行ってまいります。あわせて、我々といたしまして、産業振興計画の推進を通じて、再生可能な農林水産業づくりにさらに尽力をしていかなければならないと、そのように考えておるところでございます。

次に、TPPに関して政府が第一に行うことは、日本語訳の協定文書などを全面公開し、国民各層が徹底して分析、検証できるようにすることではないか、また県としての立場についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

TPPの影響を深く知る上で、お話にありましたように日本語訳の協定文書などを全面公開し、分析、検証を行うことも必要なことだと思います。また、政府においても、国会への提出に向けて作業を行っているところではないかと思っております。

他方、できるだけ早く、わかりやすく、国民の多くの皆様に対して情報を提供することも重要な視点だと考えておりまして、政府において

もこうした点を考慮して、まず日本語訳のTPP協定の全章概要を公表したのではないかと考えております。先ほども申し上げましたように、政府におきましては、TPPの経済効果分析結果を年内に公表し、わかりやすく説明することであり、しっかりと対応していただきたいと考えているところでございます。

次に、伊方原発再稼働に関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、原子力規制委員会の審査のあり方を点検し直し、再審査が完了するまでは再稼働すべきではないのではないかとのお尋ねがありました。

伊方原発3号機については、現在、原子力規制委員会において、設置変更許可後の工事計画の審査が続いているところであります。工事計画が認可された後に使用前検査が実施され、実際に現地において認可どおり設備の構造や機能などとなっているか確認することになります。また、伊方原発3号機では、設置変更許可の審査の過程においても、本年3月を含めて3回現地調査が実施されております。

新規制基準の適合性につきましては、議員御指摘のように、柏崎刈羽原発などにおいて過去に設備が不適切に設置されていたことも踏まえて、現在の原子力規制委員会では現地検査を含めた厳正な審査が実施されるものと認識しております。

県としましては、万全の安全対策が講じられますよう、引き続き国に対しても厳正なる審査を求めてまいりたいと考えております。また、今後も継続して行っていく四国電力と県との勉強会などにおいて、使用前検査などの再稼働までのプロセスの確認を行っていく、そのようなことも考えているところであります。

次に、プルサーマル運転をとめるべきと明言すべきではないかとお尋ねがありました。

プルサーマル運転で使用されるMOX燃料は、使用済み核燃料から核分裂に使われなかったウランや新たに発生したプルトニウムを抽出し燃料として再利用するもので、ウラン燃料と比べて中性子を吸収しやすく、原子炉の制御が難しいとされており、使用済み燃料も使用済みウラン燃料と比べて発熱量が低下しにくい性質があるとされております。

このため、本県としましても、四国電力との勉強会において、プルサーマル運転における安全対策や使用済みMOX燃料の保管方法の安全性について特に取り上げ、確認をしてきたところであります。

四国電力からは、プルサーマル運転に当たっては、MOX燃料の特性を踏まえ、原子炉内のMOX燃料とウラン燃料を適切に配置したり1次冷却水のホウ酸水濃度を高めるなどの安全対策をとっていること。プルサーマル運転は、国内の複数の原子力発電所や諸外国においても豊富な運転実績があり、十分に確立された技術であること。使用済みMOX燃料の保管についても、その特性を考慮した上で、使用済み燃料ピットにおいて安全に冷却できることが国の審査により確認されていることから、安全であるとの説明をいただいているところでございます。

いずれにしましても、四国電力に対しては、原子力発電所の再稼働に当たって万全の安全対策を講じるよう、引き続き要請していきたい、また確認を重ねてまいりたいと考えているところであります。

次に、専門家、研究者の力、全国的な知恵を生かし、再稼働を避ける手だてを徹底検証すべきではないかとお尋ねがありました。

四国電力の電力供給力に対し、管内の電力需要が大きくなることを見込まれる場合は、他の事業者からの受電や、他の地域の電力会社からの電力融通により対応することが考えられ、こ

うしたことについても四国電力の勉強会などを通じて確認を重ねてまいりました。

この中で、他の事業者からの受電は事業者の供給能力に左右され、他の地域の電力会社からの電力融通はおおのこの電力会社の需給状況に左右されることから、四国電力で電力の供給力不足になるおそれがあるときに確実に必要な電力供給を受けられる保証はなく、このため安定的な電力供給のためには、それぞれの電力会社でしっかりと供給力を確保する必要があるとの趣旨の回答を、定量的な説明も含めて得たところであります。

四国電力において、県民の生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給を図るためには、これまでも申し上げてきましたとおり、現時点では伊方発電所3号機の再稼働はやむを得ないと考えております。

ただ、あわせて、今後四国電力に対しては、勉強会などを通じて原発の依存度の低減に向けた取り組みを求めてまいりますし、国に対しては、再生可能エネルギーのさらなる導入促進をするため、送電網整備などの全国的な課題の解決を求めてまいります。県としても、エネルギーの地産地消の仕組みづくりなどに取り組むなど、原発の依存度低減に向けた具体的努力を重ねてまいります。

次に、節電の呼びかけもなしに再稼働やむなしとするのは、県民の再稼働反対の声に応えたものとは言えないのではないかとお尋ねがありました。

節電の呼びかけにつきましては、東日本大震災以降、毎年、夏季、冬季の電力需要が増加する時期に、国や電力会社から国民に対して行われております。本県としましても、国からの呼びかけも受け、全庁挙げて節電に取り組んでおりますほか、市町村に対して協力要請や関係機関への周知依頼を行っております。

四国電力の分析によりますと、四国電力管内における節電効果は、伊方発電所がまだ稼働していた平成23年度と全号機が停止した平成24年度以降と比較すると、夏季は平成23年度に16万キロワットであったものが約2.5倍の40万キロワット程度で推移しており、冬季は平成23年度に14万キロワットであったものが約2倍の30万キロワット程度で推移していることから、既に節電は全体的に相当程度行われており、これ以上の上積みについては確実性を担保できるものではないと考えます。

また、そもそも電力需要の逼迫が予想される事態に際して節電を呼びかけても、直ちに広域に行き渡らせることは困難である上に、どれだけ節電に取り組んでいただけるか不透明であることから、十分な電力需要の低下を担保する方法として確実なものとは言えません。この点からも、節電によらずとも、あらかじめ電力供給を十分に確保しておく必要があると言えるものと考えております。

こうしたことから、現時点でさらなる節電によって対応可能であるとは考えておりませんが、他方で、原発の依存度の低減のために節電や蓄電は重要な技術であると考えます。国を挙げて技術開発に取り組んでいくことは必要であり、引き続き本県からも政策提言を重ねていきたいと、そのように考える次第であります。

次に、社会福祉法人が果たしている役割と、県内法人の運営面での厳しい環境についてのお尋ねがありました。関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

まず、社会福祉法人が果たしている役割につきましては、社会福祉法に基づく特別養護老人ホームや障害者支援施設、児童養護施設等の設置、運営などの社会福祉事業の実施を目的に設立された法人として、地域における福祉サービス提供の中心的な役割を担う存在であり、地域

住民の皆様からは大きな社会的信頼を得ているものと理解をいたしております。また、多くの社会福祉法人には、要保護児童を施設入所させるケースや、介護保険制度や障害者総合支援制度などの利用が困難な方々を支援する際に、行政が措置委託する施設となつていただくなど、社会的・経済的弱者とされる方々の生活を見守り、支えていくための重要な役割も担っていただいております。

こうしたことから、福祉サービスを提供する際のノウハウや経験、さらには専門人材や施設設備などを数多く有した、地域における社会福祉事業の主たる担い手として、本県の地域福祉活動を支えていくためには、なくてはならない存在だと認識をいたしております。

次に、県内の社会福祉法人を取り巻く経営環境につきましては、現在県内において約200もの社会福祉法人が活動を展開されておりますが、その多くの法人において、今回の介護報酬の改定による経営面への影響や、中山間地域などで福祉サービスを提供していくための人材確保への対応などといった面で、厳しい環境のもとに置かれながらも、それぞれが独自の経営努力を重ねられることにより、本県の社会福祉事業の維持・継続が図られているものと承知をいたしております。

次に、今回の社会福祉法等の改正案は、本県のような地方を切り捨てるものであり、社会保障の公的責任を定めた社会福祉法の規定に違反するものではないかとお尋ねと、本県の社会福祉法人に与える影響についてのお尋ねがありました。関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

今回の法改正の趣旨は、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人が、運営の透明性を確保するとともに、その能力を最大限に生かし、地域ニーズを踏まえた計画的な福祉サービスを

提供することにより、地域社会への貢献をこれまで以上に促していくものであり、決して地方や中山間地域などの切り捨てといったことや、行政の役割を転嫁することを狙ったものではないものと理解をいたしております。

県といたしましては、社会福祉法人の皆様には今回の法改正の趣旨を最大限に生かす方向で、それぞれの地域において福祉活動の充実を図っていただくことを期待しております。加えて、本県の地域福祉活動の中心的な役割を担いますあったかふれあいセンターの機能強化などに向けて、その運営を担う社会福祉法人となります社会福祉協議会などとの連携強化を図ることにより、住みなれた地域地域で安心して暮らし続けることのできる高知型福祉の実現、強化を目指してまいりたいと考えております。

他方で、本県における福祉サービス提供の中核を担います社会福祉法人が、今回の法改正の趣旨に反するような形で影響を受け、今後のサービス提供に支障が生じるようなことはあってはならないことだと考えております。現時点では、新たな仕組みの実際の運用に当たりましての詳細については、いまだ明らかにはなっていない部分もあり、今後の国会における審議の状況などを注視いたしますとともに、関係者の方々の御意見などもお聞きいたしながら、必要に応じて全国知事会などとも連携を図り、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、障害分野における社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについてのお尋ねがありました。

今回の社会福祉施設職員等退職手当共済制度の改正案につきましては、近年、障害福祉サービスの提供主体がNPO法人や株式会社などの新規参入により多様化が進んだことなども踏まえ、介護保険施設等と同様に、他の経営主体と

の条件の同一化を図る観点から、社会福祉法人に対する公費助成の廃止が盛り込まれているものであります。

他方で、福祉人材の安定確保に向けまして、退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものへと改めますとともに、出産・育児・介護などの事由により退職した職員が再加入した際の加入期間を合算できる復帰までの期限について、2年から3年へと延長するといった内容も含まれているところであります。

こうした中、制度に加入している法人の皆様からは、今回の法改正により障害分野における法人の負担が増すこととなるため、経営に及ぼす影響などについての懸念の声もお聞きをいたしているところです。県としましても、職員の賃金の引き下げや法人の運営に深刻な影響を及ぼすことのないよう、今後の障害福祉サービス等の報酬改定の際には適切な見直しが行われる必要があるものと考えており、今後の国の動向には十分留意するとともに、必要がある場合には全国知事会や他県などとも連携を図りながら、国への必要な改善を要望していきたいと考えているところであります。

次に、今回の社会福祉法等の改正には重大な懸念があり、反対すべきではないかとのお尋ねがありました。

先ほども申し上げましたように、今回の法改正の趣旨は、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人が、その能力を最大限に生かし計画的な福祉サービスを提供することにより、地域社会への貢献をこれまで以上に促していくものだとして理解をいたしております。またあわせて、今回の改正案には、深刻な介護人材の安定確保を図る必要から、離職した介護福祉士の福祉人材センターへの届け出制の創設などといった、その成立が急がれる改正内容などがセットで提出され、審議されております。

いずれにしても、今回の改正案につきましては、衆議院で成立後、参議院での継続審議となっておりますことから、今後の動向を十分に注視いたしますとともに、議員の御指摘にもありますような、行政が対応すべき内容の福祉サービスの確保につきましては、公的責任の後退を招くことのないよう、県としても、しっかりとその責務を果たしてまいりたいと考えておりますし、必要に応じ、全国知事会とも連携をし、政策提言等を行っていかねばならん、そのように考えておるところです。

次に、ルネサス社の高知工場の撤退についての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、雇用問題の解決に、政府、親企業に責任を果たしてもらう必要性や解決のための決意についてのお尋ねがありました。

高知工場の従業員の皆様の雇用継続については、まずは雇用主であるルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社及び同社の親会社であるルネサスエレクトロニクス株式会社において最大限の努力を行っていただく必要があります。このため、両社との間で今後の雇用継続に向けた取り組みを確認しているところで、今後も親会社を含めてルネサス社に責任ある対応を求めてまいります。

また、県としては、協力企業を含む高知工場の従業員の皆様の雇用の継続を図ることが最優先であると考えており、今年2日には、商工労働部長を本部長とする対策本部を設置しました。さらに、雇用継続のため、ルネサス社との取り組み内容について最終的に合意するため、和解議案を提出させていただいております。議案について御承認いただければ、県としても、ルネサス社と協力して従業員の皆様の雇用継続に向け、高知工場の譲渡先の確保や第2棟用地への企業立地による雇用の創出に全力で取り組んでまいります。

なお、お話にありました産業革新機構は、ルネサスエレクトロニクス株式会社の筆頭株主ですが、官民の出資により設立された投資会社であり、支援企業の従業員の雇用についての当事者ではありません。あくまで高知工場の従業員の皆様の雇用の継続はルネサス社が当事者であり、同機構や同機構の株主である政府に対しての働きかけなどは行っておりません。また、統合前の三菱電機株式会社など3社については、一株主の存在であり、今回の高知工場の集約の見直しなどを申し入れる対象ではないと考えているところであります。以上の判断から、ルネサス社に対し、我々として交渉を行ってまいったということでございます。

次に、企業誘致に対する基本的視点についてどう教訓化するか、今回の事例を踏まえた協定の必要性についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

企業誘致は、雇用の確保や地域経済の活性化等のための重要な取り組みであり、社会経済情勢の変化やこれまでの取り組みの成果に伴い、企業誘致に対する視点もバージョンアップしていく必要があると考えております。

このため、提案説明でも申し上げましたとおり、これまでの誘致の取り組みに加えまして、本県の強みであり地域に根差した産業である第1次産業を核とした関連産業群の集積や、本県の若者の就職希望が多く、また特性にもマッチしたコンテンツ産業や事務系職場の誘致など、新しい視点での企業誘致にも積極的に取り組むこととしているところであります。

午前中の西内議員の御質問にお答えしましたように、今回のルネサス社の事例は、特定の企業の立地のために工業用水道といった大規模なインフラを整備するといった特殊な事例であります。

今後、こうした事例について、第1に、企業

との協議の進展に応じ、本県への立地に対するコミットメントを節目節目で確認すること。例えば、誘致が具体化した初期の段階で相互の協力内容を具体的に明記する協定を締結するといったことなどに努めてまいりたいと考えております。第2に、今回のようなケースでは、ことし新たに立ち上げました企業立地推進会議等におきまして、庁内関係部局を集め、企業誘致の視点だけでなく多角的な視点からの検討を行っていきたいと考えております。また第3に、こうした事例の取り組みでは、何より県民の皆様への説明責任、これを果たすことが重要と考えますので、企業機密事項にも留意しつつ企業誘致の進捗状況に応じて、そのメリット、リスクを含め、速やかに県議会に報告し、議員の皆様のお意見もお伺いしながら適切に取り組むなどの取り組みを進めさせていただきたいと、そのように考えるところでございます。

次に、大学の給付型奨学金制度の導入についてのお尋ねがございました。

家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある全ての子供や若者たちが安心して教育を受けることのできる環境を整えることは非常に重要であり、我が国の将来の社会、経済、文化の発展を支える人材育成という観点からも、こうした学びを社会全体で支えることが必要であると考えています。本県においては、現在、高等教育段階での経済的支援として、高知県立大学や高知工科大学の授業料減免に対する支援の拡充や、無利子奨学金の貸与を行う土佐育英協会への補助など、大学生等の教育費負担の軽減を行っております。

他方、国においても、地方創生に向けた取り組みの中で、地域に就職、定着し、かつ地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、日本学生支援機構の無利子奨学金の返還を支援する仕組みが国の特別交付税事業として新

たに創設されています。県としても、この事業の活用に向けて、現在、対象者の要件や支援の内容等が本県の実情に合った制度となるよう、国と協議を進めているところでございます。

最後に、国に対して少子化の克服に向けた思い切った財源の投入を要望すべきではないかとお尋ねがありました。

少子化の問題の克服に向けまして、県民の皆様の希望をかなえる水準まで出生率を回復させていくためには、御結婚された夫婦が理想とする子供の数の実現を目指していくといった観点からの取り組みも重要になってまいりますし、またより早く、より多くの方が結婚の希望をかなえることができる、そういう環境づくりも大事であります。

出生動向基本調査では、理想の子供の数2.42人に対して、予定している子供の数は2.07人となるなど、両者の間でギャップが生じており、その理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからといった経済的な理由が第1位に挙げられています。また、この調査結果では、子供の数が多くなるほど、子育てや教育に係る経済的な負担が重荷となって、子供を持つことをためらう方の割合が大幅にふえるということもわかっております。

こうした子育てに伴う経済的な負担の問題は、国家的な課題でもあり、国が責任を持って課題の解決に向けた対策を講じていく必要があるものと考えています。このため、本年7月の全国知事会において、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、夫婦が理想とする子供の数の実現に向け、幼児教育・保育の無償化の実現や子供の医療費助成制度の創設、さらには教育費の負担軽減策などについての提言を取りまとめ、政策提言活動を行ったところであります。また、昨年には、結婚・出産・子育てなどに係る費用への贈与税の非課税

制度の創設についての提言活動を行い、実現を見たところであります。

県としましては、子育てに伴う経済的負担の軽減に向けまして、引き続き国に対して強く働きかけてまいりますとともに、国の施策などとも連動した経済的負担の軽減策などについての検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) こうち男女共同参画プランの総括と次期プランに生かす課題についてお尋ねがございました。

こうち男女共同参画プランの取り組みにつきましては、次世代育成支援企業の認証数など着実に進んでいるものがある一方で、市町村の男女共同参画計画の策定や県の審議会委員の男女構成比など目標値に届いていないものもあり、全体として取り組みは進んでいるものの、まだ十分とは言えない状況でございます。

また、昨年度の県民意識調査の結果を見ますと、6割を超える方が社会全体についても男性が優遇をされていると回答されているほか、男性も家事、育児を分担することや、女性がライフステージの変化に応じて柔軟に働き方を選択できることを望む声、また職場での仕事と家庭生活の両立への理解を求める声を多くいただいております。こうした背景には、家庭生活を初め社会のさまざまな分野において、いまだ男女共同参画の意識が十分には浸透していないことや、女性の活躍を支える仕組みが整っていないことがあると考えております。とりわけ出産や育児、介護に直面する女性にとって、希望に沿った多様な生き方が選択できる環境の整備が課題であります。

このため、次期プランでは引き続き、意識を変える、場を広げる、環境を整えるをテーマに

幅広く取り組みを進める中で、特に、希望する女性への就労支援を初め、企業に向けたワーク・ライフ・バランスや女性の登用への働きかけ、さらには子育て支援サービスの充実などの取り組みを強化してまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 男性職員の育児休業についてお尋ねがございました。

知事部局において、平成26年度に新たに育児休業の取得が可能となった男性職員のうち、実際に育児休業を取得した方の割合は6.2%でございます。この数値は、国家公務員の5.5%や平成25年度の地方公共団体の平均1.5%を上回ってはおりますが、まだまだ低い状況でございます。

昨年度に実施いたしました職員アンケートにおきまして、育児休業を取得しなかった職員にその理由を尋ねましたところ、主な理由といたしましては、上司や同僚に迷惑をかけると思ったからなどが挙げられておりまして、この上司や同僚に迷惑をかけると思ったからという理由を解消して、男性職員による育児休業の取得を促進するためには、育児休業の取得を希望する職員がそのことを負担に感じないようにすることが重要ではないかと考えております。

そのためには、所属長が次世代育成支援の意識を持って職場をマネジメントしていくことが重要であり、本年3月に策定いたしました高知県職員子育てサポートプランに沿って取り組んでおります。具体的には、子供が生まれた、または生まれる予定の職員に対しまして、所属長等が子育てに関する休業制度などについて説明をし、育児休業の申し出があった場合は、業務分担の見直しなど業務をカバーする体制を整える配慮を行うという取り組みを行っております。加えて、新たに本年度からは、育児休業を取得する前や復帰する前の時点においても職員の意向を聞き取り、必要な措置を講ずることにより

まして、職員が安心して育児休業を取得することができるよう丁寧な対応を行っているところでもあります。

今後も、こうした取り組みを徹底し、希望する職員全員が育児休業を取得できるといった子育てサポートプランの目標達成に向けまして、育児休業を取得しやすい職場環境づくりに努めますとともに、職員に対し、育児休業の取得の促進に向けた働きかけを行ってまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、男性職員の育児休業の取得に関するお尋ねがございました。

公立学校における男性教職員の育児休業の取得状況は、小中学校、県立学校ともに例年1名から数名程度となっており、平成26年度は県立学校では4名と、ややふえておりますが、小中学校では1名と、依然として少ない状況にございます。しかしながら、男性教職員が育児休業の取得などにより積極的に育児にかかわることは、男女共同参画や次世代育成支援の観点からも、ますます強く求められているものと考えます。

このような状況を改善するため、教育委員会におきましても、知事部局と同様、本年3月に教職員子育てサポートプランを策定し、県立学校の教職員を対象として取り組みを進めているところです。具体的には、男性教職員に対して子育てに関する制度の周知や、職場全体で子育て中の教職員を支援していくための啓発、人事上や業務上の希望に対するできる限りの配慮などを行っているところです。

今後もこのような取り組みをさらに充実させながら、男女にかかわらず、希望する教職員全員による育児休業の取得といった教職員子育てサポートプランの目標達成に向けて、教職員が育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに努

めていきたいと考えております。また、小中学校の教職員の服務管理を所管する市町村教育委員会にも、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、県の取り組みを参考に組み込んでいただくようお願いしてきたいと考えております。

次に、教職員の負担軽減に向けた取り組みの効果とその把握方法についてお尋ねがございました。

県教育委員会が定めている調査・照会に関するガイドラインでは、事務負担を軽減するために、原則として教育委員会事務局で対応したり、調査項目を少なくするなど絶えず見直しを行っており、この成果としては、平成25年度から平成27年度までの間において、調査を廃止したものが16件、見直しをしたものが34件となっております。

また、このほかにも学校経営計画による組織力の向上、小中学校における学校事務の共同実施、県立学校における総務事務集中化や校務支援のシステムの導入による事務の効率化、学校支援地域本部事業等の学校を応援する体制づくりの強化など、負担軽減につながるさまざまな取り組みを進めているところでございます。

こうした取り組みの個別の効果として、例えばスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、学校現場が随分助けられているというような声もお聞きをしております。

取り組み全体の効果につきまして、まとまった形で調査を行っておりませんが、校長会や市町村教育委員会の皆さん、一般の教職員の皆様から話をお聞きしたりする中で、OECDや文部科学省による調査結果で指摘されている学校における多忙感、負担感の解消までには至っていないものと考えております。

このため、総合教育会議における大綱の議論の中でも、その重要性が指摘をされているチー

ム学校への取り組みを推進していくことで、教員の負担を軽減し、できるだけ子供と向き合う時間が確保できるよう、学校経営マネジメントの改善、外部専門人材の活用、地域による学校支援などに取り組んでいきたいと考えております。

次に、岐阜県の実践を参考にするなど、現場からの取り組みを促す具体的なプランや、学校現場の意見を反映する機関の設置といったさらなる取り組みを行うことについてお尋ねがございました。

先ほど申しましたとおり、本県においても、教職員の負担軽減につながるさまざまな取り組みを行ってまいりました。その取り組みの一つとして、平成25年度に校務分掌や行事の見直し、会議の改善、部活動指導の工夫といったポイントを示すとともに、教職員が心身ともに健康で生き生きと働くことができるよう、健康管理に向けた留意点や関係する制度等を紹介したパンフレット「活力ある学校づくり」を作成して、公立学校全ての教職員に配付するとともに、校長会等でこのパンフレットを活用した効率的な業務の遂行を働きかけてきたところです。

このパンフレットは、来年度、内容を見直すこととしておりますことから、岐阜県の取り組みも参考にしながら、より実効性を確保していくとともに、現場からの取り組みを促す内容としていきたいと考えております。

また、本県においては、毎年、県立学校の衛生管理者と衛生推進者を対象とした研修会を実施しているほか、各県立学校へ事務局職員が向かい、現場の課題や意見を聞き助言等を行うことで、全県立学校の安全衛生管理が適切に行われるよう努めております。このため、お話にありました岐阜県の総括安全衛生委員会のような全県立学校の課題等について全体で議論する機関を設置する考えを現時点では持っておりませ

んが、なお他県の状況もお伺いしていきたいと考えております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、本県における家庭的養護の進め方についてのお尋ねがありました。

本県における社会的養護の現状につきましては、施設養育が中心となっており、里親への委託率は、近年高まってきてはおりますものの、全国に比べますと低位の状況にあります。しかしながら、児童養護施設などで生活する子供たちが、原則18歳までで退所を余儀なくされ、ひとり立ちを求められますことを考えますと、子供たちが可能な限り家庭的な養育環境のもとで愛情を受けて育つことは、子供たちがその後の自立した社会生活を送る上で大変貴重な経験ともなります。このため県としましても、里親やファミリーホームなどによる家庭的養護を推進していく必要があるものと考えております。

まず、里親制度については、その正しい理解を深め、新たに里親登録をしていただける方をふやすため、今年度は県内8カ所において里親制度の説明・相談会を開催いたしますとともに、児童相談所を初めとする関係する支援機関が、里親養育をサポートするための支援体制の整備などにも取り組んでいるところです。

次に、児童養護施設等につきまして、これまでの集団的な養育からできるだけ家庭的な養育環境へと近づけるため、小規模グループホームによる養育へと移行するよう積極的な働きかけを行っているところです。

今後とも、こうした取り組みなどを通じまして、社会的養護のもとで育つ子供たちの健やかな成長、発達に向け、養育環境の整備に努めてまいります。

次に、児童養護施設等に配置された心理療法担当職員に対する支援策についてのお尋ねがあ

りました。

児童養護施設等に配置されている心理療法担当職員は、児童虐待などによって心理的に傷ついた子供たちへのカウンセリングを通じて心理面での専門的なケアを行い、安心・安全感の再形成や人とのつながりの修復を図ることなどが求められており、その専門性を維持・向上していく必要があります。

このため、県では、施設の心理療法担当職員と児童相談所の児童心理司との学習会の継続的な実施により、相互の心理療法技能の向上に努めておりますほか、外部の専門家などを招聘しての個別ケースへの対応に生かされる実践的な研修などにも取り組んでいるところです。今後とも、こうした取り組みなどを含めまして、児童養護施設などの心理療法担当職員の専門性の向上につながる積極的な支援に努めてまいります。

次に、集団学習になじめない中学生への個別指導を行う際の国の助成制度の積極的な活用についてのお尋ねがありました。

児童養護施設などで生活している中学生の中には、学校での授業におくれを生じている子供や、特別な学習支援を必要とする子供たちも一緒に生活をいたしております。このため、各施設では、こうした中学生へのボランティアによる学習支援を初めとする学びの場の確保などに取り組んでいただいているところです。

国の支援策では、従前より中学生の学習塾と集団学習指導に係る費用については対象といたしておりましたが、今年度からは、議員のお話にもありますように、特別な配慮を必要とする子供たちへの家庭教師などによるマンツーマン指導についても支援の対象とされております。

県としましても、子供たちが施設を退所し、自立した社会生活を送るためには、必要な教養を身につけさせておくことが欠かせないものと

考えており、こうした個別指導を必要とする子供たちが学習支援を受けられるせっかくの機会を逸することのないよう、ニーズの掘り起こしなどを含めまして制度の積極的な活用を施設に働きかけてまいります。

次に、自立支援につながる専門人材の施設配置と、退所後の自立支援に効果的な施策を立案するための実態調査の必要性についてのお尋ねがありました。関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

児童養護施設等に入所している子供たちには、過去の生育歴や家庭環境などから、ややもすれば自己肯定感も低くなってしまいがちな傾向が見られ、その進路を選択する際にみずからが断念してしまうケースが少なくないともお聞きをいたしております。他方で、施設の職員は複数の子供を交代で養育していることから、進路の問題や施設退所後の生活に関する相談などについては、子供たち一人一人へのきめ細かな支援といった面で、どうしても手が行き届きにくいといった状況にもあります。

こうした子供たちが、施設の退所後に自立した社会人としてスムーズな社会生活のスタートとその後の安定した日常生活を送るためには、子供たちの進学や就職、さらには退所後の相談支援などを専門に担当する職員を配置することが必要ではないかと考え、現在、施設への具体的な支援のあり方などについての検討を進めているところです。また、児童福祉法では、施設に入所できるのは必要に応じて延長が認められるものの、原則18歳までとなっており、退所後の経済的な問題などから、そのつまずくリスクが高いことが言われております。このため、施設退所後の支援の充実が喫緊の課題となっており、その実態を把握することも必要になってまいります。その際には、先ほど申し上げましたような職員が退所後のアフターケア活動などを

通じまして、必要とされる支援策の具体的な検討を行うことも可能になってくるのではないかと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 産前・産後ケアの取り組みと配食サービスについてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

子供を安心して産み育てられる環境整備には、妊娠から出産・子育て期までの切れ目のない支援が必要であり、産前・産後ケアは、出産後の休息、育児への支援や母親の孤立化を防ぐために、非常に重要であると考えています。このため県では昨年度、専門家や市町村関係者、育児中のお母さんなどに参加していただき産後ケア検討会を開催するとともに、市町村の専門職の人材育成を図るなど、産前・産後ケアの取り組みを進めてきました。

今年度は、母子保健事業の実施主体である市町村がニーズ調査を行った上で、限られた資源を活用して、地域の実情とお母さんのニーズに応じたサービスの具体化が実践できるよう、県がアドバイザーを招聘し、福祉保健所圏域ごとに1カ所ずつ、産前・産後ケアの体制づくりの取り組みを市町村と協働で進めています。

調査結果によりますと、お母さんのニーズとしては、親同士の仲間づくりの場や、育児や乳房ケアを教わる場、産後のデイケアなどのニーズが高くなっており、ニーズの高い優先するサービスから取り組みを進めていく予定ですが、議員から御提案のあった配食サービスについても、市町村がお母さんのニーズに応じて検討していくことになると思います。

産前・産後ケア事業には、妊産婦の状況を継続的に把握し、支援プランを作成するなど総合的な支援を実施していく母子保健コーディネーターの役割が重要ですので、国の交付金や補助

金を活用するにはコーディネーターの配置が必須となっています。しかしながら、本県においては、人材の確保や育成がすぐには困難で、配置できない市町村が大部分ですので、来年度は県独自に、助産師などによる相談や訪問、ママサポーターなどの人材育成等に要する経費の助成を行い、市町村が産前・産後ケアサービスの充実を図ることができるよう支援を行っていきたいと考えています。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) まず、南国市の山林の形状変更等についてどのような対応をしたか、また県としての指導についてお尋ねがございました。

南国市十市の市有林で防災道路の整備を目的に、民間事業者が行った今回の開発につきましては、森林法に係る林地開発の許可が必要でない森林であるため、事業者が地権者である南国市の同意を得て開発したものでございます。

この行為に対して、地域住民からお問い合わせがあり、現地を確認したところ、隣接する高知市の既に許可している林地開発現場において、許可条件として示した森林として残すべき部分が一部掘削されておりました。このため、現在事業者に対して、適切に原状回復等の対策を行うよう指導しているところです。原状回復に当たっては、現場が南国市の開発行為と一体となっていますので、南国市に対しても県の意見を伝え、適切に原状回復がなされるよう指導をしているところです。

次に、風致保安林の解除についてお尋ねがありました。

道の駅・防災道路構想に係る保安林の解除につきましては、高知市から解除申請等の具体的なお話をいただいておりますので、一般的な保安林解除について説明をさせていただきます。

保安林を解除できる要件としましては、御指

摘のとおり、指定理由が消滅したとき、または公益上の理由により必要が生じたときと、森林法で定められております。指定理由の消滅とは、自然災害などにより保安林が破壊され、復旧が困難な場合等を想定したものでございます。公益上の理由とは、例えば公共の道路の開設などですが、その場合であっても、その土地以外に適地を求めることができない場合であって、必要最小限の面積に限り保安林解除ができることとなっております。

こうした保安林解除の取り扱いにつきましても、国からの技術的助言として、保安林の転用に係る解除の取扱要領として示されておりますので、それに則して適切に対応すべきものと認識しております。

○34番（中根佐知君） どうも、それぞれありがとうございました。

それでは、2問に入らせていただきます。

国がさまざまな法律の改定とかやっている中で、大変気になることがたくさんあって、知事に質問させていただきました。その中でTPPなんですけれども、私たちはこの高知県でござって、県も、それから農協も漁協も、さまざまな皆さんと、TPPは本当に困るんじゃないかと、大変なことになるんじゃないかと反対の声を上げてきた経過があります。

これがまだ決定ではない段階で、先ほど商工労働部長もおっしゃっていましたが、アンケートをしたときにも、これから先どうなるかよくわからないと、見通しを立てられないというふうな状況で事が進もうとしている。こういうことに対しては、知事も含めまして、やっぱり政府のあり方をきちんと注視して、求めるべきところはきちんと求めるべきだというふうに考えています。

ぜひそうした姿勢を、知事にもしっかりとっていただきたいということを2問とさせていた

だきます。

それから、原発の問題は、いつも私たち取り上げさせていただいてはいますが、やっぱり四国電力に、原発を廃炉にしていくという計画がいまだにないということは大変大きな問題だと考えています。まるで福島がなかったかのように、いろんな電力の供給状況を語り合う、こういう状況というのはやっぱり異常事態です。

私たちは廃炉にするために、原発に頼らないために、自然エネルギーの推進も含めて頑張っていくという高知県をつくっていきたいと思います。そのためには四国電力の側にも、いたし方ないという選択ではなくて、これまでもいろんな意見をおっしゃってききましたけれども、そこに、原発に頼らないという部分をしっかりと入れていくという作業、そういう役割を高知県にもとっていただきたいというふうに思っていますが、毎度のことで申しわけないですが、知事に粘り強い交渉の中身への決意をお聞かせいただきたいと思います。

それから、きょうは男女共同参画や子育て支援、出産や産後のケアの問題なども取り上げさせていただきました。それぞれ本当に真面目に取り組めば取り組むほど、核家族化も進んで、そして要望したい中身というのはたくさんあるというふうに思いますが、やっぱり現場主義、県民の状態がどうであるかをしっかり見ていきたい。そのために意識を変えることがやっぱり大事になっていると。

きょうの答弁の中でも、例えば男性の育児休業のとり方、これはやっぱり意識の問題です。真面目であればあるほど、みんなに迷惑をかけるはならないということは以前からずっとあった話です。しかし、そこを超えてやっぱり男女共同参画、男女平等、一緒に子育てを、そして社会に還元していくという、この方向がいつまでたってもその真面目さで——県の職員が6.2

%、国家公務員は5.5%、もう一つ1.何%というのがありましたけれど、これは余りにも低い数値だと思わざるを得ません。

ぜひこれは総務部長に、超えた施策をするために力を尽くす決意を伺いたいと思いますし、教育長にもその点で、ぜひ子育て支援をもう一歩進めるよという思いを、学校現場の中で男性の先生方に認知していただくのかというあたりの工夫をどのようにしたいというふうに考えていらっしゃるのか、そのあたりをお聞かせください。

それから最後に、教職員の多忙化の問題ですが、これもやっぱり意識の問題です。真面目であればあるほど、よりよい教育をしたい、よりよい冊子をつくりたいということになっていくわけですから、この点で意識を変えるためには、中心になっている方たちだけを集めてもだめで、やっぱりそれが労働安全基準をしっかりとつくっていく運動になっていかなければいけないというふうに思うんです。

そうした点では、各職場でこうした対応ができるような場をつくる必要がある。総務部門で今そういう場はつくられていて、机の置き方、椅子の配置の仕方、環境をどうやって整えようかということで、変化をつくっているという報告を委員会でもいただいたことがありました。ぜひそういう点を頭に置いて、決意をお聞かせいただきたいと思います。

最後に知事に、全体として貧困の連鎖を断ち切っていくというさまざまな施策が進んでいますが、これに対して知事がどのように考えていらっしゃるか、お願いします。

○知事（尾崎正直君） まず、TPPの問題についてであります。

TPPの問題については、1つ、その協定が結果どうということとなっているのかということと、あわせてこの大綱でありますけれども、政

府として総合的なTPP関連政策大綱を打ち出してきたわけでありますが、TPPについて、プラスの面もあればマイナスの面もある。そのマイナスの面をどう補っていくかということ、そういう大綱の各施策、この両方を勘案して、最終的な評価をしていくということにならなければならないのだろうと、そのように思います。

でありますので、まず第1に、先ほども申し上げましたが、その協定の内容について、わかりやすく影響分析も含めて、政府においてしっかり世の中に示していくということが第一に大事だと、そのように思います。もう一つは、この大綱に示された方向性に沿って、しっかりとした対応策がとられるということも、またこれ極めて大事だと、そのように考えているところです。

正直なところ、この大綱の内容については、思いのほか大胆に、中山間も含めて農家を守っていこうという方向で一定方向性としては打ち出されているのではないかとこのように見ているところではあります。ただ現実問題として、じゃ予算がどうなるのかとか、それは本当に予算措置に基づいて、具体的な策として隅々まで行き渡るようにやるようになるのかどうかとか、今後まだまだ、しっかり我々としても政策提言も含め御意見を言わなければならないところも多いのかなと思っています。

正直ほっとしましたのは、当初想定したのに比べて、随分包括的な内容になって、かついろいろと配慮されている方向に来ているのかなということは、安心はしているんですけれども、しかしながら、まだまだしっかりとその対策が講じられるように、我々として注視していかなければならない点が多いのかなと、そのように思っています。

ぜひ、これから協定の内容についてしっかりと説明を求めていくとともに、この対策につい

て、予算措置も含めてなんですが、これは非常に大事な点ですけれども、この点も含めてしっかりとした対策が講じられていくよう、引き続き政府に対してしっかりと政策提言も含め、働きかけもしていきたいと思えます。

そしてもう一つ、県としての対応も極めて大事だと思っております、産業振興計画、いろんな外的厳しい条件の中にあっても持続可能、若い人が継いでいける農業などを指すということで取り組んでいますけれども、この取り組みもしっかり進めたいと、そのように考えているところです。

2問目の原発についてでありますけれども、四国電力に対しては、我々として原発の依存度低減に向けた具体的な努力ということを求めてきております。この点について、四国電力からは勉強会において、そういう趣旨の回答はいただいていないところでありまして、ここの点は見解が食い違う形になっています。でありますので、我々は勉強会等を通じて、引き続きその点について粘り強く求めていきたいと、そのように考えておるところであります。

3点目ですが、貧困の連鎖を、子供の貧困対策についてということかと思えますけれども、これは本当に本県にとって極めて大事な政策だと考えていますので、引き続きその充実に向けて、さらに知恵を練っていきたいと考えておるところでありますけれども、これは軸が2つあると思っております、子供のライフステージに応じてということが1つ。そしてまた、保護者と子供と両面を見ていくことが大事だと考えています。特に幼年期においては、保護者に対する対策にどちらかというウエートが置かれていくこととなりますでしょうし、年齢を重ねていけば、どちらかといえば子供本人に対する対策、これを重く講じていくということになるのではないかと考えていますが、現在、関係

部局ともにこの政策を練り上げているところでございます、何とか平成28年度から本格的実施に至るよう、対策をさらに我々としての検討を重ねていきたいと、そのように考えています。

○総務部長（梶元伸君） 男性職員の育児休業に関連しまして、1.5%といたしますのは地方公共団体全体の平均でございます。議員の御指摘がありましたように、意識というのは大変重要だと思っております。

今、職場全体の意識がどうかといいますと、先ほどアンケートのことを申し上げましたが、男性職員の育児休業のことを周りがどう見ているかというのも、実はアンケートをとっております。男性職員が育児休業をとることについて、あなたの考えに近いのはどれですか。1番が、仕事で迷惑をかけるのはお互いさまだから協力する。2番が、仕事のことは気にせず育児に励んでほしいというような結果になっています。

じゃあ何が課題だろうというのと、やはり上司の意識というのが大事ではないかと思っております、先ほど申し上げましたように、上司のヒアリング調査、聞き取りを小まめに丁寧にやるというような取り組みをさせていただいております。また、夏にイクボス宣言ということで——育児を大事にする上司のことをイクボスといいます——夏に、知事にイクボス宣言をしていただいて、庁議の場で全部局長に指示をしていただいておりますし、また部局長が各所属長にイクボスになろうよということで周知をしております。

こういった意識改革の取り組みも十分進めることを通じまして、男性の育児休業がとりやすい組織の風土というものをつくっていききたいというふうに考えております。

○教育長（田村壮児君） まず、男性教職員の育児休業に関するところでございますけれども、正

直申しまして、先ほど申しましたように教職員の子育てサポートプランもつくってございまして、基本的に、知事部局と同じ取り組みをということにしておりますけれども、ただ書いてることが本当に現場できちっとできているかということについての詰めまではできていないというのが今の状況かなというふうに思っております。

今後は、このサポートプランに書いてある、例えば、知事部局ではもう既にやられていることですが、県立学校で言いますと、校長が取得対象になる職員に対してきちんと制度も説明し、あるいは支援の仕方についても説明を事前にし、また取得後についても、きちんと状況について本人から話も聞き、またその後の説明もしていただくかというようなことをきちんとやっていくということが、実際の取得向上につながるのかなというふうに思っております。まずは、このサポートプランに書いてあることがきちっと実行できるようにということを今後徹底してまいりたいというふうに思っております。

それから、教職員の多忙化に関連して、各職場で職場環境の改善についての話し合いをということですが、制度的に言いますと、50人以上の県立学校においては衛生委員会を設置して、そういった健康面であったり、あるいは職場環境の問題であったりというふうなことを議論するというようになっております。

そういったことの中で、いま一番テーマとして挙がっているのは、やっぱりメンタルヘルスも含めた健康問題ということですが、加えて、お話のあったような職場の安全性だとかといったようなことも、議論をされているということでございます。

こういったことについて、50人以上はそういうような会はございますけれども、50人以下の学校についてはそういう会はございません。

衛生推進員が設置をされているような状況でございますけれども、いずれにいたしましても、学校全体で考えていく問題だというふうに思っておりますので、学校経営計画、これをつくっていくということになりますし、それをきちんと実行していくというようなこともございます。

そういった法定の会以外で、本来学校として経営計画をつくり、それをきちんとやっていくというようなことを話していく中で、職場の環境問題についても話もしていくように、校長会等を通じて話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明16日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時20分散会

平成27年12月16日（水曜日） 開議第3日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

9番 川井喜久博君

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 野々村毅君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 中澤一真君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 岡林美津夫君
 公営企業局長 門田純一君
 教育委員長 小島一久君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 職務代理者 上野正史君
 警察本部長 田中克典君
 代表監査委員 吉村和久君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫君
事務局次長 川村文平君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第3号)

平成27年12月16日午前10時開議

第1

- 第1号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 高知県行政不服審査会条例議案
- 第3号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例議案
- 第4号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例議案
- 第5号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6号 高知県職員倫理条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県看護師等養成奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県の事務処理の特例に関する条

例の一部を改正する条例議案

- 第12号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第18号 高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例議案
- 第19号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第20号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第21号 平成28年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第22号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施

- 設の指定管理者の指定に関する議案
第 27 号 県有財産（建物等）の取得に関する議案
第 28 号 永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 29 号 国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
報第 1 号 平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
報第 2 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員島田京子さんを職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第 1、第 1 号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第29号「国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約

の締結に関する議案」まで並びに報第 1 号「平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」及び報第 2 号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」、以上31件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行います。

33番野町雅樹君。

（33番野町雅樹君登壇）

○33番（野町雅樹君） 皆さんおはようございます。新風・くろしおの会の野町です。議長のお許しをいただきましたので、会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。11月 1 日に新会派を結成いたしましたばかり、かつ本会議の一般質問は初めてということで、いささか緊張いたしております。執行部の皆さん、よろしくお願いをいたします。

さて、私は今年の12月 5 日まで県職員として仕事をさせていただいておりました。あれからはや 1 年、今年の今ごろは大変大きな不安と新たな人生への期待というものが入りまじって異空間にいるような、そんな気分であったということを今でも覚えております。9月議会の予算委員会でも申し上げましたけれども、特に最後の 7 年間は、尾崎知事のもと、産業振興計画の作成、実践などを朝早くから夜遅くまで、たまには徹夜もしながら仕事に邁進をさせていただきました。県勢浮揚のための総合戦略である産業振興計画の策定から携わらせていただき、その成果が今着実にあらわれてきていることに、少し立場は変わりましたが、大変うれしく感じている者の一人であります。特に産業振興計画は、そのダイジェスト版も含め、県民の皆さんに高知県の課題やその対策を具体的にお示しし、少なくとも県庁がそこにどう取り組むのかをタイムスケジュールも含め見える化したということに大きな意義があったのではないかなというふうに思っております。

ことしの2月議会の予算委員会で武石委員が、平成27年度予算の執行に当たり県職員のモチベーションをどのように維持していくのかという質問をされました。知事の御答弁にもありましたように、私も職員の一人として、県民の皆さんにお役に立っているということが私のみずからのモチベーションを維持する一つのバロメーターであったというふうに思っております。この7年間、県職員として誇りを持ちながら仕事に邁進をさせていただきましたことに変感謝をいたしております。

また、開会日における尾崎知事の提案説明やこれまでの先輩議員からの知事の政治姿勢に対する御質問への御答弁の中に、知事の3期目にかかる強い決意を感じました。私も、初心を忘れることなく、またチェック・アンド・バランスを前提に県議として、ともに県勢浮揚のためにしっかりと取り組んでいく覚悟でありますので、よろしく願いをいたします。

それでは質問に入ります。まず、四国8の字ネットワーク、いわゆる命の道の整備についてお伺いをします。

私は、本年5月から産業振興土木委員会に所属をし、高速道路を含む県下の道路網の整備状況について、現地調査も含め、勉強をさせていただいております。また、10月28日には、安芸市におきまして道路整備の充実を求める四国東南部大会が開催をされ、私も地元選出の県議として出席をさせていただきました。その中で改めて感じましたことは、東部は本当に取り残されているなということでもあります。ことしの3月時点の資料によりますと、四国8の字ネットワークの整備率は、香川県で100%、愛媛県で84%、徳島県で64%、そして高知県では52%であります。その中でも高知ジャンクションから徳島県境までの区間、つまり高知県の東部地域の整備率は20%程度というふうにお聞きをしてお

ります。

御承知のとおり、高知県東部には主要幹線道路が国道55号しかなく、そのほとんどが海岸沿いを通っております。本年9月24日の豪雨においても、室戸市や東洋町の国道55号が8カ所崩壊をし、2日間通行ができないといった事態も発生をしております。このように台風などの災害時には、住民の皆様方が常に命の危険にさらされ、不安を感じておられるという状態であります。ましてや南海トラフ地震や津波の発生が現実味を帯びる中、まさに当地域の高速道路整備は住民の命の整備と言っても過言ではないというふうに思っております。

一方、尾崎知事が本年6月に全国高速道路建設協議会の会長に就任をされました。国土交通省を初め多くの関係者の皆様方のミッシングリンク解消に向けた御努力により、近年、高知南国道路や南国安芸道路の一部、また安芸市の大山道などが次々と供用開始をされており、大変ありがたいことだというふうに思っております。このことは、地域住民の皆様はもとより、間もなくフィナーレを迎えますけれども、本年4月29日から開催をされております「高知家・まるごと東部博」にいられた観光客の皆様方も大変喜んでいただいております。

今、国の地方創生策が打ち出され、地方の活性化が叫ばれる中、各市町村においてさまざまな地域の活性化策が総合戦略として取りまとめられておりますが、知事の提案説明でも触れられましたように、私も地方の活性化や安全で安心な暮らしを実現するためには、この命の道を含めました道路網、インフラの整備が必須であるというふうに考えております。

そこで、四国8の字ネットワーク、特に県東部地域のミッシングリンク解消について知事の思いと今後の取り組みについてお伺いをします。

また、命の道の整備が南海トラフ地震対策と

してもたらず効果について知事の御所見をあわせてお伺いいたします。

次に、先ほど申し上げましたとおり本県東部地域への延伸は大変おこなっております。今後、県として国、市町村にどのように働きかけて整備を進めていくかについて土木部長にお伺いをいたします。

また、南国安芸道路の芸西西インターチェンジから安芸西インターチェンジまでの道路整備の進捗状況とその課題について土木部長にあわせてお伺いをいたします。

この項目の最後になりますけれども、芸西村から東へ延伸をする道路は施設園芸地帯のど真ん中を横断するという計画となっております。延伸によってハウスの移転を余儀なくされる園芸農家の営農が途切れることなくスムーズに継続をされるよう、ハウスの移転による建てかえをどのように支援をしていくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

それでは次の質問項目に移ります。南海トラフ地震・津波を含む自然災害への対策についてお伺いをします。

私は、先ほど申し上げましたように、命の道の整備につきましては、文字どおり非常に重要な地震・津波対策の一つであり、その早期整備がますます重要であるというふうに考えております。一方で、知事の提案説明にもありましたように、避難タワーなどの津波避難空間の整備にも一定のめどがついていること、また公共施設の耐震化の取り組みも進んでいるとのことで、それは大変ありがたいことだというふうに思っております。

しかしながら、地震以外の台風や豪雨などの自然災害による被害は、昨年の台風11号を含め、近年被害が多発傾向にあるのではないかとこのように思っております。私の地元、穴内海岸の堤防も再三にわたって被害を受け、全国版の

ニュースでたびたび報道をされております。また、安芸漁港の沖防波堤でもケーソンが破損をし、さらに防波堤のない部分の漁港内には大量の越波によって漁船の係留避難ができない部分があるなど、大型の台風が来るたびに、漁家はもちろんですが、市町村の職員の皆さんも含め、その対応に大変苦慮をしております。さらに、先ほど触れましたが、本年9月24日の豪雨においても、室戸市から東洋町にかけましての国道55号が崩落をし、2日間通行ができないといった事態も発生をいたしております。

そこで、近年の台風などにより公共土木施設の被害状況について、またその対策について土木部長に御所見をお伺いいたします。

次に、現在、安芸市、芸西村には79の自主防災組織があり、近年、女性部会の発足や小中学校との連携など、さらには地域の連絡協議会が組織をされるなど、活発な活動が行われつつあります。特に安芸市の自主防災組織の女性部会では定期的な研修会を開催いたしております、11月24日には、私の知人であり香川県の書家、池田秋濤先生を講師にお招きして「3・11を忘れないで」と題した東日本大震災からのメッセージ展を開催し、多くの参加者から、「被災者の声が心に響いた」、「こんな経験を繰り返したらいかんね」、「とにかく逃げて命をつながんといかんね」など、たくさんの感動の声をいただきました。ある自主防災組織では、子供たちの防災意識の啓発のために劇を創作して、子供たちを含む住民の皆さんに見ていただくなど、その活動の輪が広がり、地域の防災意識が徐々に高まりつつあります。

12月7日には、三石議長の東部地域の先進事例調査に同行させていただき、室戸市佐喜浜に建設中の避難シェルターの現地調査を行いました。全国的にも初めての取り組みということで、請負業者の方々も大変御苦勞をされているとい

うことでしたけれども、お話を伺う中で最も気になった点は、最後にシェルターの扉を閉めるのは誰か、いつ閉めるのかということでした。理想的には、対象となる住民の皆さんの全員が避難をし、津波の来る前ということになるわけですが、当地域の津波到達予想時間は16分と想定されており、避難対象者の高齢化率も68%と非常に高く、相当綿密な避難計画や実践訓練が必要ではないかというふうに感じました。津波避難タワーやシェルターなどのハード整備はもちろんですが、それを使って命を守るのは人であり、各地域の自主防災組織などを主体としたソフト面の充実、あるいは強化が今後ますます重要になってくるというふうに考えております。

そこで、高齢化が進む中、またいつ来るかわからない有事に向け、自主防災組織の活動の充実やその担い手の確保、また将来にわたる活動の継承について県としてどのような支援策を考えておられるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、東日本大震災の被災状況を伝える報道映像の中には、海岸近くの道路を走行中の車が津波にのみ込まれるといった悲惨な光景もあり、今でも脳裏に焼きついております。

また、黒潮町で10月31日に開催をされました自主防災会主催の第1回黒潮町地区防災計画シンポジウムに、下村議員のお声がけもあり参加をさせていただきました。シンポジウムではそれぞれの自主防災組織からすばらしい活動報告がありましたが、その中でも私が注目いたしましたのは、高台にある住宅団地の自主防災組織が、近隣の津波浸水区域の道路を走っている車や近隣住民の皆さんが津波を逃れるため団地内に車で避難をしてくることを想定して、その誘導方法について話し合い実践訓練をしたというものでありました。同じような海岸線を持つ

地域に暮らす者として、新たな視点での活動に大変感銘を受けました。県内、また東部では海岸沿いに主要幹線道路があり、日中であれば相当数の車が走行していますことから、いざ津波が発生をしたときに、その場所から近い避難先や避難方法がわからないと、その方々が逃げおくれてしまうということは容易に想像できます。

ちなみに、ある調査結果から、自分なりにではありますが推計をしてみますと、多くの区間が津波浸水区域と考えられる芸西村から室戸市までの国道55号では、日中1,000台程度の車が走行しているものというふうに思われます。

車で走行中に地震や津波が発生をした場合の避難方法は、理想的には、車を道路わきにとめてエンジンを切り、鍵をそのままにして最寄りの避難道、避難場所に逃げ込むというものだというふうに思われますが、町なかなかともかく、郡部で高い建物や避難場所がなかったり、あるいは遠かったりした場合に、人間の心理としてそうではない選択肢も考えられます。

近年、津波浸水区域や避難路・避難場所を示す標識などが主要幹線道路でも見られるようにはなってきました。今後、黒潮町のように自主防災組織や市町村で津波対策について協議が進む中で、地域内での車による現実的な避難方法を考えざるを得ないケースも出てくるのではないかというふうに想定をされます。例えば、高台にある運動公園や広い敷地を有する公共施設などを緊急避難場所として指定し、わかりやすい標識を設置したり予想される津波の高さなどの情報をわかりやすく表示するなど、ドライバーへの周知を図る取り組みというのも、今後県民の防災意識を高めるという観点からも必要ではないかというふうに考えております。

そこで、この項目の最後となりますが、海岸沿いの幹線道路を走行中のドライバーの方が地震に遭った場合、道路管理者としてどのような

避難方法が考えられるのか、またこうしたドライバーへの避難先等の周知についてどのようにお考えなのか、土木部長にお伺いをいたします。

次の質問項目に移ります。観光振興策についてですが、まず435万人観光の早期実現に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

知事の提案説明において、3期目の県政運営に当たり、経済活性化策の一つとして観光振興、とりわけ明治維新に係る150年の記念の年を生かし、歴史にスポットを当てた博覧会の開催などについて御説明がありました。平成29年、30年にそれぞれオープンをいたします歴史博物館、そして坂本龍馬記念館の活用、また地域の歴史上の人物や物語にスポットを当てたこの取り組みは、国内はもとより海外からの観光客の誘致、あるいは県経済の活性化に大きく貢献するものと期待をいたしておるところであります。

そこで、尾崎知事が就任して以降、産業振興計画において食や人などにスポットを当てて取り組んでこられたこれまでの観光振興の総括と、今後、明治維新150年など歴史にスポットを当てた435万人観光の実現に向けた知事の思いについてお伺いをいたします。

次に、明治維新に活躍をされた本県出身の歴史上の人物は、多くの小説やドラマ、映画の主人公として最も有名な坂本龍馬を筆頭に、山内容堂、吉田東洋、武市瑞山、あるいはジョン万次郎、中岡慎太郎など数多くおられます。

そこで、今後の取り組みの中で坂本龍馬に続く歴史上の人物として取り上げていきたい人物、あるいは地域、そして物語など具体的な構想について観光振興部長にお伺いをいたします。

私の地元安芸市にも、幕末に坂本龍馬らとともに活躍をし、その後、一代で三菱財閥の基礎を築いた岩崎弥太郎という偉大な人物がいることは御承知のとおりであります。11月14日から15日に「高知家・まるごと東部博」の一環とし

て生誕の地安芸市で開催をされました岩崎弥太郎源流の地フォーラムでは、三菱史アナリストの成田誠一氏から弥太郎さんの人となりやその生きざまなどについて詳しい御講演があり、さらに安芸市長らを交えたパネルディスカッションでは、岩崎弥太郎を安芸の生んだ偉人として、これまで以上に皆さんに知ってもらおう、まちづくりにも生かしていこうというような御意見もパネラーの皆さんから出されまして、大変有意義な会議となりました。私も、これまで余り知らなかった弥太郎さんの実業家以外の側面を感じることができて大変勉強になりましたし、またその魅力に引き込まれました。

そのフォーラムでも話題になりましたことですが、このたび三菱航空機株式会社が国産初のジェット旅客機MR Jを開発し、ものづくり日本のホットニュースとして世界的にも注目を集めております。このMR Jが高知にいち早く就航すると大変な話題になるのではないかと、また、これに乗じて高知を訪れる観光客の皆さんもたくさんいるのではないかと、ぜひ初フライトを誘致しようというような御意見も出されました。

そこで、このMR Jの初フライトを三菱グループ創始者である岩崎弥太郎のふるさと高知、高知龍馬空港に——ちょっと複雑ですが、誘致をすることができないか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

次に、観光客の皆さんへの気持ちのいいおもてなしについては、観光施設や宿泊所、トイレなどのハード面、さらにおいしい料理の提供などはもちろんですが、やはり心のこもった、人のおもてなしというのが最も重要ではないかというふうに考えております。

県では、これまでも観光ボランティアガイドのスキルアップなどに力を入れてきており、高知県観光ガイド連絡協議会に加入しております団体には現在325人のガイドさんが所属をしてお

り、県内各地のおもてなし最前線で活躍をしているというふうにお聞きをしております。しかしながら、今後435万人観光を目指すに当たって、さらに県内各地でのボランティアガイドの養成やスキルアップということが必要ではないかというふうに思われます。

また、ボランティアガイドを熱心にやっておられる知人から、最前線では、観光地への道路標識がわかりにくかったり、駐車場の白線がほとんど見えない、看板が破損をしているなど多くの問題点があり、それらを最も早く気づくのがガイドであるけれども、行政の方々はその声が届かなかったり意見が反映されないなどの問題点があるというふうな御意見もお聞きをいたしております。

そこで、観光ボランティアガイドの今後の観光振興における位置づけ、また現場の声をより効果的に施策に生かす方法について観光振興部長に御所見をお伺いいたします。

また、観光ボランティアガイドのスキルアップの仕組みづくりや活動への支援策について観光振興部長にあわせてお伺いをいたします。

次に、四国遍路は、本年4月文化庁から日本遺産に認定をされ、世界遺産認定に向けたさまざまな取り組みがなされているというふうにお聞きをしております。私も地元の遍路道でもある東部の海岸線の道路を散歩やジョギングする機会が多く、最近外国人の方々を含めたお遍路さんをたくさんお見かけいたします。また、お話を伺いすると、宿泊所の少なさや外国語表記を含めた案内板、あるいはトイレの不備など、さまざまな御意見をいただいたりもします。

また、先日、私の知人のフランスの方々数名高知においでいただきまして、高知の食や文化を楽しんでいただく機会がありました。その方々からも、高知の食やおもてなしについては大変感激をしていただきました。しかしなが

ら、同様に幾つかの問題点も御指摘をいただいたところであります。

そこで、歴史的にも価値が高く、今後世界的な脚光を浴びるであろう四国遍路をいかに観光戦略に生かしていくのか、また外国人に優しい受け入れ環境の充実について観光振興部長にお伺いをいたします。

次に、本年4月29日に開幕し、12月23日に間もなくフィナーレを迎えます「高知家・まるごと東部博」についてお伺いをいたします。

県東部の主要11施設への入り込み客数は4月から11月末までで約77万人というふうになっており、前年対比118%ということで、一定の成果があったということをお聞きしておりますし、私もまた東部の住人としてそのにぎわいを実感しているところであります。地元安芸市においても、10月10日から11日に開催をされました高知東海岸グルメまつり、全国ご当地じゃこサミットには、2日間で安芸市の人口を超える3万人がおいでいただき、大変にぎやかなイベントとなりました。また、12月6日に初めて開催をされました安芸・室戸パンフィックライド2015では、東部7市町村の139キロを全国から集まった約400人のサイクリストが駆け抜けました。

東部地域では、9市町村が連携をして開催する観光イベントはほとんど初めてということもあり、事務局の皆さんもかなり御苦労があったと思いますが、尻上がりにその連携や団結力が高まったというふうにお聞きをしており、これもまた今後につながる大変大きな財産となったのではないかというふうに思っております。この博覧会で培いました東部地域のノウハウや団結力、さらには磨き上げられた観光資源や人材を今後の広域観光につなげていくことこそ、この博覧会開催の大きな意義であるというふうに考えております。

そこで、当博覧会の総括と来年度開催予定の

奥四万十博にどのようにその成果を生かしていくのかについて観光振興部長にお伺いをいたします。

また、東部博終了後の東部地域の広域観光をどのように支援していかれるのか、観光振興部長にあわせてお伺いをいたします。

次に、知事の提案説明では、今後の歴史を中心とした博覧会の開催に当たって、留意事項として、国内のさまざまな地域との連携による全国的な盛り上がりが必要であるというふうなお話がありました。私も大変重要な視点だというふうに思っておりまして、ぜひそうした取り組みを支援させていただきたいというふうに考えております。

歴史上の人物の地理的なつながりは、坂本龍馬の長崎県や京都府など数多く、たどれば切りがないほどあるかと思えます。

私も9月にその中の一つである岩崎弥太郎の長男で三菱財閥の第3代総帥であった久彌氏が晩年を過ごされた別邸、そして久彌氏が開き地域の近代農業の礎となった末廣農場がある千葉県富里市を訪ねる機会がありました。そこでは、4.2ヘクタールという広大な敷地と平成25年12月に国登録有形文化財に登録をされました旧岩崎家末廣別邸が3年前に市に寄贈されたことを契機に、市の職員やボランティアの皆さん方が久彌氏や岩崎家、また三菱の歴史を地域の宝、教育・観光の資源にしようとして取り組んでおられるひたむきな姿がありました。

担当者にお聞きをいたしますと、何度も本県や安芸市にも足を運び、岩崎家の源流の地とのつながりを模索しているということでした。岩崎家は、東京都内にある広大なお屋敷、あるいは岩手県の小岩井農場などとのつながりというのは有名ですけれども、こうした地域との新たなつながりもまた本県の観光振興を含む活性化に大きく役立つのではないかというふう

に考えております。

そこで、この項目の最後の質問になりますが、岩崎弥太郎を初めとする歴史資源を生かしました東部の観光振興について、国内のさまざまな地域との連携も含めどのように考えておられるのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

次の質問項目に移ります。次世代園芸農業の推進についてお伺いをします。

知事の提案説明においても、「本県の産業をもう一段力強く成長させていくためには、地域に根差した産業を核としたクラスターを、地域地域で戦略的に生み出していくことが重要であり、農業分野では、次世代型ハウスによる施設園芸団地を整備し、このハウスを核とした食品加工場、物流拠点、直販所、レストランなどの関連産業を集積させるといった形で、地域地域に農業関連クラスターをつくり出していきたい」とのお話がありました。

私も、県職員時代から、高齢化や担い手不足によって生産量の減少や品質の低下に悩む園芸産地にあって、その産地力を維持していくために規模拡大を志向する元気な農業経営者や民間企業の皆さんも含めた新たな担い手がこうした思い切った取り組みに踏み込めないか、地域の皆さんと議論をしてまいりました。しかしながら、一定規模の施設園芸団地となると莫大な初期投資や農地の集積が必要で、なかなか前に進まないというのが実情でありました。今回、こうした取り組みを県の施策として思い切った支援をしていただけるということで大変期待をしているところであり、その立場で質問をさせていただきます。

まず、四万十町に建設中の次世代施設園芸団地についてお伺いをいたします。県内最大となる4.3ヘクタールの高軒高ハウスでトマトを栽培し、雇用75名を創出し、目標販売額約6億円とお聞きをしております。これを核にさまざまな

経済効果が相乗的に発揮されることを期待しておるところであります。

その中で、次世代施設園芸団地は地域エネルギーとして木質バイオマスを利用するというふうにお聞きをしておりますけれども、環境に優しい農業を展開してまいりました本県にとりまして、重油など化石燃料からの脱却というのは重要というふうに考えております。

次世代施設園芸団地の全国の使用エネルギーの導入事例と今後本県が推進をするハウスの加温方式について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、11月26日から28日まで、JA土佐あきの皆さんにお世話いただき、初めて芸西村以東の首長さんがそろって東京、大阪の中央卸売市場に出向き関係者のお話を伺う機会があり、私も同行をさせていただきました。その中で、かつて本県のナンバーワン品目であったナスについて、生産量も減少をする中で、特に流通上のまとまりの弱さへの御指摘があり、近年ナスの振興に力を入れている熊本県との勢いの差を改めて実感してまいりました。また、首長の皆さん方も一様にそのことにお感じになったのではないかというふうに思います。

園芸産地のまとまりにつきましては、これまで県の強力な御支援もあり、産地での技術的なまとまりは、部会、研究会を中心に地域の若い担い手も育ってくる中、大きく進んできたというふうに感じております。その成果の一つとして環境制御技術の導入や普及が進んでいるというふうに考えております。しかしながら、ナスなどの一部の品目では、全国の販売環境が大きく変化する中、流通上のまとまりが弱まっております。今、本県の園芸農業の販売面での産地力というのが問われているというふうに感じております。今後、次世代施設園芸団地を整備するに当たっても、こうした視点での産地力の強化が

ますます必要ではないかというふうに思っております。そうした中、規模拡大を志向する元気な農業経営者への支援に加えて、農業参入に意欲を持つ企業の誘致などによりまず園芸産地の強化も可能ではないかというふうに考えられます。

県では、県内外の民間企業の皆さんに対して本県での農業参入に関する意向調査を行い、18社から前向きな回答を得ているというふうにお聞きをしておりますけれども、そうした企業誘致に関しての取り組みとその課題について農業振興部長にお伺いをいたします。

また、本県の平野は狭く、農地の基盤整備率も47%と低く、大変残念なことでございます。特に施設園芸地帯での整備率は低い現状にあります。また、台風などにより浸水をする農地も多く、今後大規模な次世代型ハウスの整備や農業クラスターを展開するに当たりましては一定規模の農地集積が不可欠だというふうに思われますけれども、その対策について農業振興部長にあわせてお伺いをいたします。

次に、私は県職員時代の後半16年間で現場の技術職員として、また県域を担当する専門技術員として中山間地域におけるユズの生産振興に携わることができました。現在の香美市物部町を皮切りに、県内各地のユズ産地でたくさんのことを学び、地域の皆様方と一緒にその産地振興に取り組んでまいりました。産地ごとに特徴がございますけれども、ユズを核として、JAを主体に集出荷場、加工施設、加工品販売所、コールセンター、またレストラン、加工品の製造・販売、さらにはオイル製造・販売などの関連企業が集積をし、農業クラスターが形成されていくさまをこの目で見てまいりましたし、これからもさらに発展をしていくことを御期待いたしておるところであります。

一方、ミョウガやナス、ピーマンといった本

県を代表する園芸野菜についてはどうでしょうか。JAを主体とした集出荷場や直販店、農業資材の製造・販売関連企業などがありますが、少しその幅は狭いように感じます。東部地域では施設ナスが最大の園芸品目であり、平成25年産の生産量は県内全体で3万3,681トン、そのうち東部地域での生産量は3万1,175トンでありまして、占有率は92.5%となっております。また、販売金額は、JA土佐あきの取扱額となりますけれども、27園芸年度におきましては約65億円ということで、地域経済の大きな柱というふうになっております。しかしながら、加工品については、漬物業者との取引は大きいものの県内や地域内での製造は少なく、園芸女性部などの熱心な取り組みや地元野菜を扱っていただくレストランなどでもメニュー開発が行われておりますが、量的にはまだまだ少ない状況であろうかというふうに思っております。

なお、今後、ナスには限りませんが、環境制御技術関連の企業などの進出についても御期待を申し上げるところであります。

そこで、ユズについてはモデル的なクラスター形成ができています産地もありますけれども、例えばナスを主体とした農業クラスターの形成のイメージについて農業振興部長に御所見をお伺いしたいというふうに思います。

最後の質問項目に移ります。地域医療構想と看護師・医師不足への対応についてお伺いをいたします。

平成26年6月に成立をいたしました医療介護総合確保促進法に基づいて、県では地域医療構想の策定作業を進めているというふうにお聞きをいたしております。地域医療構想は、構想区域ごとに各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進することを目的として、国が示すガイドラインに基づき策定をするものと

いうふうにお聞きをしております。

一方、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研が平成24年に発表いたしました人口推計によりますと、高知県の65歳以上の人口は、平成22年に21万8,148人で高齢化率は28.8%、平成32年には24万6,367人でピークを迎え、その後は減少に転じると見込まれていますが、高齢化率は35.5%で、その後も総人口の減少に伴い上昇し続けるというふうに予想をされており、全国に先行をしております。

また、本県の病床数は、人口10万人当たりの数値で昭和41年に全国1位となり、現在に至っているということでもあります。このことは、本県で高齢者の入院が多く、病院が介護や療養など福祉施設の代替えとしてその受け皿となってきたということをあらわしているともお聞きをしております。

しかしながら、上記の社人研の人口推計では、人口の社会的移動については考慮されておらず、本年8月に改定をされました高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の将来展望の見通し、また高知版CCRCなどの施策との整合性も必要かというふうに思われます。

いずれにしましても、人口が全国に15年先行して自然減少している本県であるからこそ、課題解決先進県として病床数の削減、在宅医療へのシフトを含む地域医療構想を県民の安心で安全な暮らしを実現するための施策とするべく、必要な施策を国に政策提言し、本県でモデル的に実践をできるように御期待いたしておるところであります。

そこで、病床数の削減見込みや在宅医療へのシフトなどを含めた高知県地域医療構想策定に向けての考え方について健康政策部長にお伺いをいたします。

また、医療現場では看護師や医師が不足をしており、東部地域においても、それらが原因で

室戸病院の救急医療部門の縮小や地域の診療所が廃院に追い込まれるなど地域医療に弊害が生じる事態となっております。執行部にお聞きをいたしますと、本県では人口10万人当たりの医師や看護師の数は全国平均よりも多く、県内での偏在は存在するものの、全体的には足りており、近年のさまざまな県の施策や関係者の努力によってその数も増加傾向に転じているというふうにお聞きをしております。

しかしながら、私の妻も娘も看護師をしておりますが、医療現場では職員の高齢化や産休、病休、またさまざまな理由での退職などで、常に看護師が不足をしております、その補充に四苦八苦しているというのが現状でございます。中には90歳以上で看護のお仕事を続けていただいている方もいらっしゃるというふうにお聞きをしておりますし、御相談を受けた幾つかの病院では、退職が近い年齢層の看護師さんが多く、逆に若い方がごく少ないといった逆ピラミッドを通り過ぎたじょうごタイプの職員構成になっているなど、かなり深刻な事態ではないかというふうに考えております。

東部地域では、現在あき総合病院も含め看護師が不足をいたしております大変困っている病院が多いというふうにお聞きもしております。また、医師についても同様に、若手医師の減少や産婦人科などの医師不足、さらには地域的な偏在が著しいといったことが問題となっております。

そこで、本県の看護師・医師不足、また地域的な偏在の現状とその対策、特に東部を含む郡部への定着の支援について健康政策部長に御所見をお伺いいたします。

また、そうした現状や将来の在宅医療への対応も視野に入れ、安芸郡医師会が中心となって東部地域への看護学校の誘致について協議を重ねておりますが、運営体制や資金面などの問題

もあり平成29年の開校については断念せざるを得ない状況となっております。しかしながら、医師会が行った東部地域を中心とした公立の中・高等学校、また医療機関、介護施設などへのアンケート結果からは、東部の看護学校で看護師を目指したい、また地域の医療機関からは、地域で育った優秀な人材を雇用したいとの意向も一定数寄せられております。

県東部の高等学校4校、431名と11医療機関に対するアンケート調査結果について少しデータを紹介させていただきますと、「安芸市に看護学校が設立をされた場合、入学したい」というふうにお答えになられた方は76名、中央部の5つの高等学校の結果を加えますと334名というふうになっております。1学年40名の定員の学校を想定いたしましても十分な数値であるのではないかというふうに考えております。また、今後6年間の看護師の採用規模につきましても、毎年43名から29名といった安定した採用希望も示されておるところであります。

一方、県立の看護学校は、幡多地域に1校、高知市に2校、そして国立、民間の学校が本年度新たに開校した2校も含め11校あり、合計14校となっておりますが、東部地域には1校もございません。偏在の要因がそこに起因するとは申しませんが、やはり不均衡なのではないでしょうか。これまでも県立安芸高等学校への看護学科の新設について、議会での一般質問もございましたけれども、当時の教育長からは前向きな御答弁はございませんでした。しかし、答弁の中で、東部地域の3つの県立高等学校については、今後、地域の生徒数が減少する中で将来的なあり方を検討する必要がある、その際、東部地域の保健・医療・福祉政策と県立高等学校のあり方といった観点も含め、さまざまな視点から検討するともお答えをいただいております。また、今回県が行おうとしております奨学金制

度の改定や市町村にも協力を得て、東部地域で看護学校の卒業生に就職をしてもらおうという取り組みについてもお聞きをいたしており、その成果に大いに期待もしておるところでございます。

しかしながら、看護学校の誘致というのは単なる看護師養成という意味合いだけでなく、東部地域への企業誘致、また地域のにぎわいといった観点から重要なことだというふうに考えております。また、その誘致と地域に根差した看護教育によってやりがいと志を持った優秀な看護師が東部地域に定着をしてくれることを切望いたしております。

そこで、6月議会では浜田議員、さらに9月議会では弘田議員がそれぞれ同様の質問をされておりますが、現場の状況や今回安芸郡医師会の実施したアンケート結果などを踏まえ、東部地域への看護学校の誘致に対する県の支援策について、改めて健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、在宅医療を支える訪問看護についてお伺いをいたします。

現在、県内には訪問看護ステーションが52カ所あり、そのうち32カ所が高知市、南国市に集中をしており、郡部には少ない状況にあります。また、訪問看護の場合、1人で多くのことを判断し、また処置しなければならず、より多くの知識と経験が必要とされるため、さらに人材が不足をしており、訪問看護ステーションの平均看護師数は3.8名ということで、全国平均の4.7人を下回っております。これは、小規模なステーションが多いということも要因でありまして、24時間体制が困難な現状もあらわしております。さらに、24時間体制で在宅医療に対応できる医師も不足をしておりまして、熱意のあるわずかな医師に多大な負担がかかっているというふうにもお聞きをしています。

安芸保健医療圏域のニーズ調査によりますと、訪問看護の必要者数は利用者数の7.3倍存在し、全国の調査の1.8倍と比較をしても潜在的なニーズが高い地域とされております。さらに、訪問看護が必要であるが未利用の方には、本来、訪問看護を担う役割を熱意のある医師や病院看護師が担っているということ、また訪問リハビリテーションでカバーをし合っているというような調査結果も出ております。

しかしながら、移動距離の長い郡部でのステーション経営にはかなり厳しいものがあり、熱意だけでは成り立たないというのも現実であります。そういった面で、現在県からの支援策もあるというふうにお聞きをしておりますが、課題解決先進県として、国への政策提言も含めましてさらに一步踏み込んだ支援策が望まれるところであります。

そこで、最後の質問になりますけれども、今後その需要がふえてくるであろう在宅医療について、それを支える訪問看護師や医師不足、特に東部を含む郡部の現状とその対策について健康政策部長にお伺いをし、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 野町議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県東部のミッシングリンク解消についての思いと今後の取り組みについてお尋ねがありました。

四国8の字ネットワークは、商業圏域や交流人口の拡大など地域の経済活動を支える基盤として、また南海トラフ地震などの大規模災害発生時の命の道として必要不可欠な社会資本であり、これまでも県政の重要課題の一つとしてその整備促進に積極的に取り組んでまいりました。その結果、本県の東部地域では、高知東部自動車道の高知南インターチェンジからなんこく南

インターチェンジ間などが開通しましたし、阿南安芸自動車道の徳島県牟岐町から東洋町の区間では都市計画決定に向けた調査が進められています。また、奈半利町から安芸市の区間では新たに計画段階評価のための調査に着手されるなど、ミッシングリンク解消に向け一歩ずつ着実に前進していると実感をしております。

しかしながら、本県の整備率は依然として四国最下位であり、調査が進められているとはいえ、完成までには事業化、用地取得、工事着手と段階を踏んで進めていく必要があります。このため、開通により発揮し始めた具体的な整備効果をお示ししながら、ミッシングリンクを抱える他県の知事とも連携をして、四国8の字ネットワークの整備促進に全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、命の道の整備が南海トラフ地震対策にもたらす効果についてお尋ねがありました。

四国8の字ネットワークは、本県の東部地域において、津波による寸断が懸念されている国道55号の代替路となり、物資輸送や救助活動などに大きな役割を果たす道路であると考えております。例えば、高知南国道路の高知南インターチェンジからなんこく南インターチェンジが開通したことによりまして、本県東部地域から高知医療センターまで長期浸水の影響を受けない救急搬送ルートが確保されましたし、香南市の南国安芸道路には2カ所の緊急避難施設が整備されております。東日本大震災発生時には、高規格道路が緊急避難場所として活用され、また津波をとめる堤防としての機能を発揮するなど、道路としての機能だけでなく多くの人命を守ることに寄与しました。

このように、四国8の字ネットワークが完成すれば、地震発生時の緊急搬送ルートや復旧・復興のための資材輸送ルートのみならず、堤防や緊急避難場所としての機能などさまざまな効

果が期待されることから、早期の整備をこの点からも国に訴えてまいりたいと考えております。

次に、これまでの観光振興の総括と435万人観光の実現に向けた思いについてお尋ねがありました。

観光は、食や豊かな自然といった本県の強みを生かすことができ、かつ中山間でも取り組むことが可能であるとともに、宿泊から飲食、小売、輸送など関連する産業が幅広く、雇用効果も大きい産業であることから、産業振興計画における戦略の柱として位置づけ、取り組んでまいりました。

まず、第1期産業振興計画では、観光八策として、観光商品をつくる、その観光商品を県外に向けて売る、そして本県を訪れる観光客の皆様に満足いただけるようもてなすという一連のサイクルそれぞれについて施策を講じ、その取り組みをスタートさせたところであります。そうした中、同時期に大河ドラマ龍馬伝の放送が決定されたこともありまして、その効果を最大限に生かすため土佐・龍馬であい博を開催し、平成22年には過去最高となる435万人の県外観光客の入り込みを達成いたしました。そして、引き続き志国高知龍馬ふるさと博を開催し、土佐・龍馬であい博によって培った観光ポテンシャルを維持・発展させる取り組みを行ったところであります。ちなみに、現在目標としておりますこの435万人観光の実現というのは、この大河ドラマ龍馬伝の年、あのときのにぎわいを高知観光の常の姿とすべしということで目標としているものであります。

こうした中、第2期では、このつくる、売る、もてなすという一連のサイクルを抜本強化し、まず「つくる」に関しては、海洋堂ホビー館や室戸世界ジオパークセンターなどの観光拠点施設の整備を図ること、さらには土佐の観光創生塾などを通じて地域地域の旅行商品づくりを進

めることに注力をしてまいりました。また、「売る」に関しては、観光キャンペーン、リョーマの休日を展開し、本県の食を前面に打ち出した四国初となる、食の県民総選挙などを行うなどの取り組みを行い、また「もてなす」に関しては、龍馬パスポートの仕組みを構築し、周遊の促進とリピーターの確保に努め、さらにはさまざまなおもてなし活動を行うなどの努力を行ってまいったところであります。

加えて、「楽しまん！はた博」や「高知家・まるごと東部博」などの地域博覧会の開催を通じて地域の魅力的な旅行商品づくりや人材育成を支援しますとともに、地域における持続的な観光振興につながるよう広域観光組織の基盤づくりに努めてまいりました。さらには、台湾に国際観光の拠点を設置するとともに、国際観光推進コーディネーターを配置するなど、国際観光の推進にも本格的に着手したところであります。こうした取り組みの結果、計画を始めた当初は300万人台で推移しておりました県外観光客の入り込み数は、平成25年から2年連続で400万人以上を達成し、観光総消費額も750億円前後であったものが2年連続で1,000億円を超えるなど、一定の成果があらわれてきたものと考えております。

今後は、大政奉還150年、明治維新150年に向けて、歴史を中心とした博覧会の開催に向けて県内のさまざまな史跡などをしっかりと磨き上げ、地域地域に本物を感じられる歴史資源を整えていきますとともに、こうした歴史資源と地域の食、自然などが一体となった地域の観光クラスターづくりを地域地域に進めていくことによりまして、博覧会終了後の地域地域の持続的な観光振興につなげてまいりたいと考えているところであります。こうした取り組みに加えまして、自然を生かしたスポーツツーリズムの推進や各種の大会・会議の誘致、さらには国際観

光の推進などを本格的に強化することで、先ほど申し上げました435万人観光の早期実現とその定着に向け全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、今後県として国や市町村にどのように働きかけ、整備を進めていくのかのお尋ねがございました。

本県の四国8の字ネットワークの整備率は52%にまで伸びたとはいえ、四国4県の平均である71%に比べると、まだまだおこなわれている状況でございます。中でも、本県の東部地域におきましては多くのミッシングリンクが残されており、その解消は非常に重要な課題であると認識をしております。このため、既に事業化されている高知東部自動車道につきましては、国や市町村との連携を深め、国が行う地元協議や用地取得を積極的に支援しながら早期完成に向けて取り組んでまいります。

また、阿南安芸自動車道につきましては、東洋町野根から北川村安倉間や奈半利町から安芸市間の計画段階評価を早期に完了できるように地域の意見集約などで国に協力するとともに、計画段階評価の完了した徳島県牟岐町から東洋町野根間では県が主体となって都市計画決定などの手続を速やかに行うよう努めてまいります。あわせて、沿線市町村で構成されます高知東部自動車道整備促進期成同盟会などの関係団体とともに整備の必要性を国に訴え、必要な予算確保に取り組んでまいります。

次に、南国安芸道路の芸西西インターチェンジから安芸西インターチェンジまでの道路整備の進捗状況と課題についてお尋ねがございました。

南国安芸道路の芸西西インターチェンジから安芸西インターチェンジ間につきましては、平

成23年度に事業化され、平成24年度から地元との協議を重ねてまいりました。その結果、芸西村では4地区のうち2地区、安芸市では6地区のうち5地区で設計協議が完了しており、これらの地区では用地調査や用地交渉が進められております。また、安芸市の設計協議が完了していない地区におきましては、本線の構造や工事用道路などについて多くの要望をいただいております。引き続き設計協議の完了に向け協議を重ねていくと聞いております。

一方、芸西村の一部の地区で現地への測量立ち入りができないという課題がございましたが、地権者や地元の皆様の御理解をいただき、現在測量に入り予備設計が進められております。

今後も、引き続き関係市町村と連携しながら国が進める設計協議や用地取得を支援し、南国安芸道路の早期完成に向け積極的に取り組んでまいります。

次に、近年の台風などによる公共土木施設の被害発生状況と対策についてお尋ねがございました。

県内の公共土木施設の被害については、平成16年から平成25年までの10年間の平均では、被害箇所が約800カ所、被害総額が約56億円となっております。また、その発生状況については各年でばらつきがあり、明らかな傾向は見られませんでした。

そうした中、昨年、県内では、穴内海岸の被災によって国道55号や土佐くろしお鉄道に影響が及びかねない状況になるなど、全体で1,370カ所、総額で138億円の被害が発生いたしました。この被害額は、先ほどお示しした10年間の平均の約2.5倍の規模でした。

これらの被害に対する災害復旧事業は、国の災害査定を受けた後、本格的な復旧工事に着手することになっておりますが、道路が寸断されるなど緊急を要する箇所につきましては災害査

定前に応急復旧工事を行い、県民生活への影響を最小限にとどめる対応をとっております。

全国的に時間雨量50ミリを上回る豪雨が増加しているというデータもあります。災害に対する備えを一層強化するとともに、被災後は早期の復旧に万全を期してまいります。

最後に、海岸沿いの幹線道路を走行中のドライバーが地震に遭った場合、道路管理者としてどのような避難方法が考えられるのか、またドライバーの避難先等の周知についてどのように考えているのかとお尋ねがございました。

地震が発生した際のドライバーや同乗者の避難方法につきましては、道路管理者といたしましても、県が発行している「南海トラフ地震に備えちょき」などでも啓発しているように、地震の揺れを感じたら、緊急車両が通行できるように左側路肩に停車した上で、エンジンを停止し、エンジンキーはつけたまま徒歩で避難していただくことが基本だと考えております。東日本大震災発生時においても、車で避難しようとした結果、渋滞が発生し、津波から逃げるができなくなり命を落とされたという事例もあると聞いております。

また、通行中のドライバーなどへの周知につきましては、必要に応じて津波浸水区間や海拔の表示などにより津波に関する情報を提供しております。一方、避難場所や避難路は市町村が定めており、避難場所への誘導看板を道路区域内に設置する必要がある場合には、道路管理者として協力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、御指摘の点は極めて重要であると考えており、現在策定中の第3期の南海トラフ地震対策行動計画においても重要事項として取り上げ、対策をさらに充実してまいりたいと考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、東部自動車

道の延伸に伴うハウスの移転、建てかえへの支援についてお尋ねがございました。

東部自動車道の延伸に伴いまして、安芸市と芸西村では15ヘクタール余りのハウスが影響を受けるものとお聞きしております。農業者の皆様にとってハウスの移転は長年培ってこられた営農条件を大きく変えることになり、大変な御負担となることから、移転が規模縮小や離農のきっかけとなり日本一のナスを含む施設園芸産地の縮小につながることも懸念されるところでございます。県といたしましては、お話にもありましたように、農業者の皆様のスムーズな営農の継続を支援することで御負担を少しでも和らげることはもちろんでございますが、移転による建てかえを農業者の皆様の経営発展や産地の強化につなげていくといった視点での対応が重要だと考えております。

こうした考えのもと、農業者の皆様や地元の市や村の御意向を確認しながら、営農をスムーズに継続するための速やかな代替地の確保と必要な基盤の整備、そしてハウスの計画的な整備を支援してまいります。特に移転先の土地の確保につきましては、市や村との連携のもとに優良農地をつくり出す取り組みなども活用しながら、積極的に対応してまいります。なお、当面の対応が必要な案件につきましては、農業振興センターのほうで農家の皆様の御意向もお聞きしながら順次ハウス整備の支援などの対応をさせていただいているところでございます。

次に、全国の次世代施設園芸団地における使用エネルギーの導入事例と本県が推進するハウスの加温方式についてのお尋ねがございました。

次世代施設園芸団地は、全国10カ所で整備が進んでいるところでございます。これらの施設における地域エネルギーの活用状況といたしましては、木質バイオマスが本県を含め7カ所、地熱が2カ所、廃棄物焼却エネルギーが1カ所

となっております。

本県では、こうした地域エネルギーのうち、県内で供給が可能な木質バイオマスを農業分野で活用するため、ペレットボイラーなどの普及に努めてきたところでございます。しかし、インシヤルコストが高いことや、発電所の稼働による需要の拡大に伴い原木価格が上昇し、園芸利用への安定した価格での供給が難しくなってきたことなどの課題がございます。

そのため現在は、当面の対策として、化石燃料の使用量を減らすことができるエネルギー効率のよいヒートポンプの導入を進めているところでございます。しかしながら、地域で供給できる再生可能なエネルギーとしての木質バイオマスを、原料となる低質材の確保や生産・流通コストの抑制など供給側にも取り組みの強化をお願いしながら、引き続き推進していきたいと考えております。また、愛知県の次世代施設園芸団地では地中熱を活用した新しい技術が導入されております。この技術は本県でも導入が可能ですので、こうした最新技術と既存の技術の組み合わせなども検討しながら、化石燃料からの脱却に向けて取り組んでまいります。

次に、企業誘致への取り組み状況と課題についてお尋ねがございました。

本県の強みである園芸農業を拡大再生産の大きな流れに乗せていくためには、規模拡大に意欲を持つ地域の農業者の皆様の取り組みを支援していくということとあわせて、県内外の農業参入に意欲を持つ企業などに産地の強化につながる形で立地していただくということも重要だと考えております。

ことし5月に全国514社に本県への農業参入に関するアンケートを実施したところ、18社から、農業参入の意向や計画がある、14社からは、農業参入に興味があるというお答えをいただきました。これらの32社と、本県とつながりが深く

本県の取り組みに興味を持っていただいた企業29社、合わせて61社に対しまして企業訪問や産地への招聘活動を、これまで延べ125回実施してまいりました。その結果、現在、県外の食品関連企業などの数社から、地元農家の皆様や農業団体と協働する形で次世代型ハウスを整備して農業に参入したいとの意向をいただいているところでございます。

今後、これらの取り組みを推進していくためには、優良農地の確保や技術指導体制の構築、雇用労働力の確保などが課題となります。地元の皆様に受け入れに対する合意をいただいた上で、市町村や関係団体と連携してスピード感を持って課題の解決に取り組んでまいります。こうした取り組みによりまして産地の生産力を高め、お話にもございました販売面での産地力の強化にもつなげていきたいと考えております。

次に、次世代型ハウスの整備や農業クラスターの展開に不可欠な農地集積対策についてのお尋ねがございました。

大規模な次世代型ハウスやそれを核とした農業クラスターを展開してまいりますためには、議員御指摘のとおり、ある程度まとまった規模で優良農地を確保することが必要でございます。これまでの農地の確保対策は、耕作放棄地や効率的な利用がなされていない土地を活用するといった視点で取り組んでまいりましたが、それを一歩進めて、例えば稲作からの転換なども含めて、より条件のよい優良農地を目指していくという視点での新たな取り組みが必要だと考えております。

そこで、各市町村や関係団体との連携をもとに、地元の皆様の御理解と御協力をいただきながら、大規模な次世代型ハウスの整備などのニーズに応えられる一定のまとまりのある優良農地をあらかじめ準備しておく園芸団地の整備に取り組んでまいります。

最後に、ナスを主体にした農業クラスター形成のイメージについてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、ユズは、生鮮での出荷、販売に加えて、果汁等を活用したさまざまな加工品が開発、商品化され、より大きな付加価値と地域での雇用を生み出しております。ユズの生産を核として関連産業を集積させた、まさに農業クラスターのモデルだと考えております。一方、本県のナスやピーマンなどの野菜は、その品目の特性から生鮮での出荷、販売が中心となっております。これまで加工などの取り組みは進んでおりませんでした。

しかし、野菜の消費実態を見てみますと、外食や中食などの業務需要が6割を占めており、例えばナスではマーボーナスやてんぷら用に1次加工した形での取引が増加をいたしております。今後は、それに関連する企業をナスの大産地である安芸市周辺に立地するといったことも可能ではないかと考えられます。また、安芸市周辺には、地元企業やJAの女性部による2次加工品の製造、またナスのタタキなどの産地ならではのメニューを味わうことができるレストランなどもありますので、それらを拡大し発展させるといったことも考えられます。幾つかの例をお示しいたしましたが、野菜の消費動向が大きく変化をしていく中で、いわゆる川下の消費者ニーズとそのニーズに対応する川中の加工業者や流通業者などの情報を収集し、それらに対応できる仕組みを川上である産地で組み上げていくと、そういうことで川上から川下までが一体となった新たなクラスターを形成することは可能だと考えております。

今後は、それぞれの品目や地域の実情に合った形で地元の皆様や関連する企業の皆様の知恵を結集して、地域地域で若者が定着できる農業クラスターの実現に取り組んでまいります。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長（野々村毅君） 南海トラフ地震に関して、自主防災組織の活動への県の支援策についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震に備えた共助の取り組みの中心となる自主防災組織に担っていただく役割は非常に大きいと考えており、県としても、組織の立ち上げに加え、避難路の整備、訓練や防災用の資機材の購入、防災学習会の開催など自主防災組織の活動に対して補助制度を設け、積極的に支援してまいりました。また、多くの自主防災組織においては、活動されている方の固定化や高齢化などの課題があるため、新たなリーダーを育成するための研修や地域での活動が期待されている防災士の養成講座を開催するなど、新たな担い手の確保にも努めているところです。

今後、自主防災組織の活動は、避難訓練など命を守る対策だけでなく、避難所の運営や応急手当てなど命をつなぐ対策についても取り組みを拡大していただく必要があります。こうした新たな活動のために必要となる訓練や避難所の環境整備などに対しては、補助制度を拡充して支援していきたいと考えています。また、養成した防災士の方々が自主防災組織の中心となってそれぞれの地域で防災活動に携わっていただくことが新たな担い手の確保につながりますので、そうした仕組みづくりを市町村や関係機関と連携して行うことで、地域の担い手確保を支援していきたいと考えています。

こうしたリーダーの育成や防災士の活用といった新たな担い手を地域地域で確保していくことにより、それぞれの自主防災組織の活動が活性化され、そのことが活動の継承にもつながっていくものと考えております。

（観光振興部長伊藤博明君登壇）

○観光振興部長（伊藤博明君） まず、今後取り上げていきたい歴史上の人物や地域、物語などの具体的な構想についてお尋ねがありました。

歴史を中心とした博覧会の開催に当たりましては、県内の歴史上の人物にまつわる史跡や施設、物語などをしっかり磨き上げることが必要だと考えております。このため、今後策定いたします博覧会の基本計画や実施計画の中で歴史の専門家の方の御意見もお聞きしながら、関係する市町村とも連携して、まずは議員のお話にありました幕末や明治維新に活躍した歴史上の人物を幅広く対象として、何のどういった資源をどのように磨き上げて本物を感じられる本県の歴史観光の基盤にしていくのかなどにつきまして、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の観光振興における観光ボランティアガイドの位置づけと現場の声をより効果的に施策に生かす方法、観光ボランティアガイドのスキルアップの仕組みづくりや活動への支援策についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

観光客の皆様を県民一人一人がおもてなしの心でお迎えすることは、旅の満足度を高め、高知を好きになって繰り返し訪れていただけるリピーターの増加にもつながると考えております。

観光ボランティアガイドは、県内各地の観光地や町歩きイベントなどにおいて、歴史や文化、食など本県ならではのさまざまな魅力を観光客の皆様へ直接伝える活動を行うなど、本県の観光振興を進める上で重要な役割を担っていただいておりますし、今後実施を予定している博覧会においても、観光ボランティアガイドの役割はますます重要になってくると考えております。

このため県では、質の高いガイド技術の習得に向け、高知県観光ガイド連絡協議会を通じた研修会の開催のほか、新たな観光ボランティアガイド団体の立ち上げ支援や、新しく観光ボランティアガイドになろうとする方への養成支援などを行うとともに、身につけられた技術を発

揮できる場の提供にも努めているところです。

また、観光ボランティアガイドは、活動しているそれぞれの観光施設の設備やサービスの改善点などについて気がつかれる機会が多いことから、それらの情報を行政や施設などに提供いただく役割も担っていただいております。

こうしたことから、今後、各地域の広域観光組織の構成メンバーに参画いただけるよう働きかけてまいりたいと考えておりますし、地元の市町村や観光協会などに対しまして、機会を捉え、観光ボランティアガイド団体を含めた地域団体との連携の必要性について十分に説明をしてまいりたいと考えております。

次に、四国遍路を生かした観光戦略と外国人に優しい受け入れ環境の充実についてお尋ねがありました。

四国遍路を生かした観光戦略につきましては、ことし6月に地方の観光地をテーマ性やストーリー性を持たせてネットワーク化し、広域観光周遊ルートを形成するという国の事業において、四国遍路を核にした四国広域観光周遊ルートが大臣認定を受け、現在、四国ツーリズム創造機構と四国4県、国が連携して5カ年にわたる取り組みを進めているところです。この周遊ルートは、1200年以上続く四国遍路やお接待の文化と、海、山、川の美しい自然、歴史や文化、祭り、食など四国の多様な観光資源を組み合わせることで、日本人の心や日本人の原風景に触れたいといった訪日リピーター層の旅行先になると考えております。

今年度は、認定された計画に基づき、四国における外国人旅行者の動向調査を行いつつ、今後5年間の総合戦略と戦略のロードマップを策定するとともに、遍路体験と地域の観光資源を組み合わせたモデルコースづくりや、タイ、シンガポールなど海外旅行博でのプロモーション活動を行うこととしております。さらに、宿坊

やお寺なども含む観光関係者を対象とした受け入れマニュアルの作成や研修会の開催など、受け入れ環境の充実に向けた取り組みも進めてまいります。

今後は、現在策定中の総合戦略に基づき、外国人旅行者の多様なニーズに対応できる四国遍路の旅行商品化や、公共交通機関を使ってスムーズに周遊するための鉄道と路線バスが連携した仕組みづくりなどにも取り組むこととしております。また、本県では、今年度から2年間で観光案内板や主要な観光施設の多言語化はもとより、Wi-Fi環境や観光施設のトイレの洋式化、外国人観光案内所の設置などの基盤整備を進めており、先ほど申し上げました4県での取り組みとあわせて、外国人旅行者の受け入れ体制の充実を図ってまいります。

次に、「高知家・まるごと東部博」の総括と、その成果を奥四万十博にどのように生かしていくかについてお尋ねがありました。

「高知家・まるごと東部博」につきましては博覧会終了後に改めて総括する必要がありますが、議員からお話のありました主要な観光施設への入り込み客数の実績のほか、4月から10月までの7カ月間の実績としましては、主な観光施設の宿泊者数は約8万9,000人となり、前年と比較して約5,000人の増、体験プログラムの参加者数は約5万5,000人で、博覧会の目標値の約2.3倍となっており、県内外から多くの観光客にお越しいただいているところで、こうした実績以外にも、市町村を初め観光事業者や地域の皆様に、博覧会に積極的にかかわっていただきながら、観光トレンドを踏まえた専門家による既存のイベントや体験プログラムの磨き上げ、安芸広域エリアが連携した安芸・室戸パシフィックライドの新たな企画、室戸海洋深層水で育てた青ノリ収穫体験など、地域の食や自然、文化を体験できる新たな体験プログラムの造成が進んでお

ります。

このように、東部博をきっかけに地域の観光を支える人材の育成と、地域が主体となった観光地づくりが大きく前進し、広域観光を推進する力が根づいてきたと感じているところです。

また、誘客に向けた取り組みとしては、官民が一体となった首都圏や関西圏などへのセールス活動を初め、東部地域を紹介する特別番組を中四国地域で放映したことも東部地域全体の入り込み客数の増加につながっていると思っております。

「2016奥四万十博」の開催に向けましては、奥四万十博と東部博の事務局が情報を共有し、東部博で成果のあったセールス活動や新しいイベントの企画など、地域の皆様が積極的に参加いただける仕組みも取り入れているところです。

県といたしましても、こうした東部博の成果を生かし、博覧会の開催を通じて官民が一体となった広域的な観光地づくりが持続できるよう、推進体制の強化も含めて支援してまいりたいと考えております。

次に、東部博終了後の組織体制をどのように支援していくかについてお尋ねがありました。

先ほどお答えしましたように、東部博をきっかけに広域観光に必要なノウハウが東部博の事務局に蓄積し、9市町村の連携が強化され、地域の事業者の参加意識も高まり、東部地域の観光地づくりが大きく前進いたしました。さらに広域観光の取り組みを強化していくためには、こうした成果をしっかりと引き継ぐとともに、多様な観光客のニーズに応えられるよう、地域の事業者と連携して観光商品を継続的に磨き上げ、その商品を組み合わせる周遊プランとして提供することができる新たな組織体制の構築が必要となってまいります。

現在、東部博の事務局では、地域の観光関係者から事務局機能の継続を望む声もいただき、

構成市町村や観光協会などの皆様の意向も伺いながら、旅行商品を造成、販売できる機能を持った新たに広域観光を担う法人の設立に向けて準備を進めているとお聞きしております。

県といたしましては、新たな法人に対して、法人が策定する戦略的な計画に基づいた旅行商品の造成、販売や周遊化の促進と地域の観光を支える人材の育成などを含めて、しっかりと人的、財政的な支援を行ってまいりたいと考えております。

歴史資源を生かした東部の観光振興と国内のさまざまな地域との連携についてお尋ねがありました。

東部地域における観光振興につきましては、これまでも土佐・龍馬であい博と志国高知龍馬ふるさと博において岩崎弥太郎や中岡慎太郎を初めとする東部地域出身の歴史上の人物やゆかりの地を紹介するなど、積極的に歴史資源を活用してまいりました。また、本年度開催しております「高知家・まるごと東部博」では、安芸・芸西エリアのパビリオンとなる安芸市立歴史民俗資料館において、東京の三菱史料館と連携して、岩崎弥太郎の座像を初め、ゆかりの秘蔵資料を展示した「岩崎弥太郎生誕180周年里帰り展」を開催したところです。

今後、歴史を中心とした博覧会の開催に向けまして、地元の市町村と連携し、専門家の方の御意見もお聞きしながら、お話にありました岩崎弥太郎も含め、幕末、明治維新という時代に活躍した歴史上の人物やゆかりの地などを掘り起こし、磨き上げていくこととしております。その際には、議員のお話にもありましたように、国内のさまざまな地域との連携も視野に入れた戦略づくりも進め、博覧会を盛り上げてまいりたいと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事（金谷正文君） MR Jの初フライトを高知龍馬空港に誘致できないかとお尋ねがありました。

三菱航空機株式会社が開発を進めております国産初のジェット旅客機MR Jが先月初めての試験飛行を無事に終えたことは、明るい話題としてテレビや新聞等で大きく取り上げられました。同社からは、今後、飛行試験を重ね、国の型式証明を取得した後、平成29年度の早い時期に量産1号機を全日空に納入することを目指していくとの発表がなされております。

MR Jは座席数が70席から90席程度の短距離路線向けの小型旅客機ですので、全日空に納入された場合、高知一伊丹間は就航路線の候補の一つになることも期待されます。MR Jは経済性が高く快適性にすぐれた機材と言われておりますので、今後、高知への初フライト、定期就航に向けてその可能性を探ってまいりたいと考えております。

（健康政策部長山本治君登壇）

○健康政策部長（山本治君） まず、高知県地域医療構想の策定の考え方についてお尋ねがありました。

本県は、全国に先行して高齢化が進展していること、高齢者単身世帯の割合が高いことなどに伴い、家庭の介護力が弱いことなどを背景として、長期療養の入院ニーズが高く、人口当たりの病床数、とりわけ療養病床数が全国一多い状況にあります。

地域医療構想では、2025年における医療需要を推計することになっていますが、法令や国が示すガイドラインを当てはめると、2025年における病床数、現状の1万4,932床から1万1,244床と24.7%少なくなると推計されます。特に慢性期病床は、入院受療率——人口10万人当たりの1日平均の入院患者数ですが、これを全国中央値まで地域差を縮小する方向で推計するため、

療養病床の入院受療率が高い本県では現在の6,892床から4,264床と38.1%少なくなると推計されます。

本県は人口当たりの病床数が多いため、ある程度の病床数の減少は避けられませんが、地域医療構想の作成に当たっては、単に病床数を減らすのではなく、患者さんや利用者にもふさわしいサービスが提供できる受け皿を確保する、行き場のない入院患者を出さないことを前提として、住みなれた地域で療養が可能な体制を構築するという考え方を基本としています。このことから、まずは療養病床の入院患者の状態、所得、家族の状況、提供されている医療や看護等の内容を把握するため、療養病床の実態調査を実施します。その調査結果や国における療養病床のあり方などに関する検討の内容を見据え、適切な医療と介護の分担による患者さんや利用者のQOLの向上にふさわしい受け皿整備の方向性を地域医療構想に反映していきたいと考えています。

あわせて、現に療養病床などに入院している方の実態に即した受け皿のあり方、またこれらの整備や人材育成に係る地域医療総合確保基金の所要額の確保など、必要に応じ国に対して提言していきたいと考えています。

次に、看護師と医師の不足、偏在の現状と対策、東部を含む郡部への定着支援についてのお尋ねがありました。

本県の人口当たりの医師数は全国4位、看護職員数は全国1位と多いものの、40歳未満の若手医師の減少や、医師、看護師ともにその約8割が高知市及び南国市などの中央地域に集中する地域偏在が認められ、東部を初めとする郡部における医師や看護師の不足は重要な課題であると認識しています。

まず、医師の確保については、これまで奨学金制度やキャリア形成支援などにより若手医師

の県内定着の促進に取り組んできており、来年度採用予定の初期臨床研修医が過去最高の64名となるなど一定の成果が見え始めたところです。

今後とも、新たな専門医制度において、県中央部と東部を初めとする郡部をローテーションの中で希望する専門医資格が取得できるようにするなど、高知大学医学部を初めとする関係者と連携協調して医師確保に取り組んでいきます。

次に、看護師の確保が困難といった課題に対しては、これまで奨学金制度により中山間地域への就業促進に取り組み、過去5年間に卒業して就職した奨学金貸与者131人のうち約8割に当たる105人が中山間地域の指定医療機関に就業しています。この奨学金制度については、さらなる県内定着と地域偏在の解消を目指し、償還免除となる指定医療機関の対象地域を見直し、看護師等の確保が困難と認められる地域を高知市、南国市、土佐市、旧伊野町のこの4市町以外の地域に拡大することなどの条例改正議案を本議会に提案しているところです。

なお、看護師の確保が特に重要な課題となっている東部地域においては、確保策として、県の奨学金制度をベースとして償還免除の対象を東部の医療機関への就職に限定した上乘せとなる奨学金制度を、地元の市町村が共同でつくっていただくことについて9市町村に対しお願いをしております。前向きに検討をしていただいているところです。

これらの取り組みを通じて、県民が住みなれた地域地域で安心して暮らし続けていくために欠かせない地域の医療を支える医師、看護師の確保に努めていきたいと考えています。

次に、東部への看護学校の誘致に対する支援策についてお尋ねがありました。

看護師養成所の設置については、昨年来、安芸郡医師会から相談をいただいております。看

護学校設立準備会に県職員がオブザーバーとして参加し必要な助言をさせていただいてきました。その中で、特に学校設置後の安定的な運営のためには、当面の収支計画やその裏づけとなる学生の確保の見通しが重要であること、将来的な医療需要の推移を見据えた上で十分に検討していただきたいことなどをお伝えしてきました。

安芸郡医師会では、南国市以东にある高等学校の生徒に対するアンケート調査を実施され、その結果、看護学校への進学希望者のうち、安芸市に看護学校が設立された場合、進学したいと回答された生徒さんが1年生で30人、2年生で27人と一定数の希望者がいることがわかりました。ただ、安芸郡医師会からは、運営体制や資金面の問題から、医師会立による看護学校の設立については断念したとお聞きをしています。

今後、改めて関係者で看護学校の設置に向けた検討がなされることとなれば、県としては、東部地域への看護師の確保は重要な課題であると認識していますので、学生の確保、資金面での見直しなどについて再度お話を伺いながら助言や情報提供などを行い、要件が整えば、施設・設備整備や設置後の運営費への補助など必要な支援をしっかりと行っていきたいと考えています。

次に、在宅医療を支える訪問看護師や医師の不足について、特に東部を含む郡部の現状と今後の対策についてお尋ねがありました。

在宅医療を支える在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、訪問看護ステーションは増加傾向にありますが、そのほとんどが高知市、南国市に集中しており、地域偏在が認められます。

在宅療養を維持していくためには、特に基盤となる訪問看護サービスの充実が重要ですが、郡部で訪問看護ステーションがない地域では複数のステーションが連携をとりながら遠

距離訪問をしているといった状況です。郡部への遠距離の訪問では多くの移動経費や訪問時間を要することなどにより不採算となることが課題となっていたことから、昨年度から訪問看護ステーション連絡協議会による訪問看護師の派遣を調整する体制を整備するとともに、遠隔地域への訪問を行った訪問看護ステーションに対して経費を補助する体制を整えてきました。

そのほか、医師、看護師等の在宅医療を担う人材育成を目的として、平成24年度に国が実施した都道府県リーダー研修に参加した者を中心に地域リーダー研修会や在宅医療事例報告会を実施するとともに、平成26年度からは医師に対する訪問診療導入研修を実施してきました。

訪問看護師については、人口当たりの就業者数が全国平均より少なく、また小規模事業所が多いステーションでは訪問看護師の育成が難しいことから、高知県立大学看護学部へ寄附講座を設置して本年10月から訪問看護師の育成を始めたところです。あわせて、看護師等の奨学金の償還免除となる施設に県内全域の訪問看護ステーションを追加する条例改正議案を本議会に提出し、訪問看護師の県内定着を図ることにしています。

引き続きこれらの取り組みを通じて本県の在宅医療の提供体制の強化を図るとともに、中山間地域における訪問看護を初めとする在宅医療が継続できるよう国への政策提言を行っていきます。

○33番（野町雅樹君） それぞれ御丁寧な御答弁をいただきまして本当にありがとうございます。少し第1問を欲張りましてもう時間が余りございませんので、第2問目は特にございませんけれども、3つだけお願いをしたいと思います。

1つは、高速道路の整備ということで、私の地元もそうですけれども、地区協議会におきましてまだ調整ができてないところもございます。

そういったところにつきましては、やはり部長おっしゃられましたようにさまざまな条件整備の要望がございます。ぜひ県で対応できるところにつきましては積極的にお願いをして早期の着工に結びつけていただきたいと思いますというふうに思います。

もう一つは、南海トラフ地震対策の部分で、これも土木部長にお答えをいただきましたけれども、道路で地震が起こり、そしてまた海岸沿いの場合津波が想定をされるというところは、おっしゃられたとおり。その冊子を私も読みましたし十分にわかっておりますけれども、私が普通の人間として、あるいは県民として、いろんな方にお聞きをする中で、車を置いて逃げんぞという話も実は裏であります。そこは東北の関係も含めてですけれども、実際もう少し県民意識を高めるための県民運動として盛り上げるような、冊子だけではない、やっぱり見える取り組みというのもぜひお願いをしたいというふうに思っております。

そして最後に、観光振興についてはたくさんのお聞きをしましたけれども、ぜひこれからもよろしくお聞きしたいということをお願いいたしまして、私の一切の質問を終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩



午後1時再開

○副議長（西森雅和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

2番今城誠司君。

(2番今城誠司君登壇)

○2番(今城誠司君) 自由民主党、宿毛市・大月町・三原村選挙区選出の今城誠司でございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、初めての一般質問を行わせていただきます。極度の緊張によりまして十分な質問にならないことを心配しておりますが、歴史あるこの議場の初登壇において、改めてその責任の大きさに身が引き締まる思いであります。先輩議員の皆様並びに尾崎知事を初め執行部の皆様とともに、高知県の発展と県民の皆様のための政策実現に向けて全力で取り組んでいく所存でありますので、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

まずもって、尾崎知事の3期目、無投票による再選、まことにおめでとうでございます。2期8年間、人口減少のもたらす負のスパイラルとの戦い、南海トラフ地震を初めとする数々の自然災害から県民を守るという2つの根本的課題に真正面から向き合い、確実に成果を上げた県民の評価が、無投票当選であると思っております。開会日の力強く意欲にあふれたすばらしい提案説明をお聞きいたしまして、この知事により、本県は自然災害に負けず将来ビジョンを必ず達成できることを確信している一人であります。私も、微力ではありますが、高知県勢の浮揚に向けて、県民の代表の一人として取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、南海トラフ地震対策についてお伺いをいたします。

本県では、南海トラフ巨大地震への備えが喫緊の課題となっております。地震による揺れや津波から守る対策を最優先に、建物の耐震化、津波から命を守るための避難路・避難場所の整備、津波による被害を軽減するための海岸堤の

整備を順次進められております。

東日本大震災を教訓として、緊急に実施する必要性が高く即効性のある防災・減災対策を進めるための全国防災対策費及び緊急防災・減災事業債は非常に有効な制度となっており、本県の地震・津波対策事業の促進が図られましたが、平成27年度には全国防災対策事業制度が、平成28年度には緊急防災・減災事業債制度が終了することになっており、今後の対策推進への影響が懸念をされております。

今後においても、災害に強い県土づくりに向けた海岸・河川堤防等を初めとする施設の地震・津波対策の促進は不可欠であります。県が管理する海岸の73%でL1津波に対して堤防高が不足している状態です。また、津波遡上が想定される河川は168河川あり、このうち153河川、91%で堤防高が不足していると報告されております。これらの対策を実施するには莫大な予算が必要であり、限られた時間と財源の中で効率的かつ効果的に整備を進める必要があります。人口や経済・社会インフラが集積する高知市を中心とする県中央部で現在、重点的に海岸堤防の耐震補強が進められております。

県西部では、長期浸水が予想される宿毛市の松田川、新田海岸などで本年度から堤防の地震・津波対策に向けて事業着手しておりますが、その事業進捗について今後の予算の確保は大きな課題となります。県土の強靱化と防災・減災対策を加速化するため、海岸・河川堤防の地震・津波対策を推進する予算の確保についてどのように取り組んでおられるのか、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、助かった命をつなぐ対策ですが、最大クラスの地震が発生した場合、揺れによる建物倒壊や津波からの避難、長期浸水等により、一定期間避難所での生活が必要になりますが、県全体ではいまだに約8万人分の避難所収容能力

が不足しており、避難所の確保が課題であります。このため県では、避難所の耐震化や新たな避難所の指定に取り組むなど避難所の確保の取り組みを進めるとともに、市町村の圏域を超えた広域での避難ができるように県内を4つのブロックに分けて検討に入ったとお聞きをしております。

市街地のほとんどが長期浸水の影響を受ける宿毛市においては、発災1週間後に約5,000人の避難所が不足すると予想されております。長期浸水により道路網もほとんど寸断をされ、排水だけでも長期日数を要し、ライフラインの復旧には相当期間が想定をされております。

しかしながら、できるだけ自宅に近いところで避難生活を送り、復旧に取り組みたいと思うのが住民感情であります。県境近くの市町村にとっては隣接県の市町村との交流も昔から深く、県下のブロックへの避難よりも、大規模災害時には県境を越えた一番近くの自治体への避難の仕組みも有効と考えます。

そこで、隣接県への避難も含めた広域避難について危機管理部長に御所見をお伺いいたします。

次に、道路啓開についてお伺いをいたします。

今年2月に高知県道路啓開計画暫定版が公表をされました。発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波L2の想定で算定したものであります。啓開に長期間を要するルートが存在が明らかになりました。長期浸水と津波による落橋が予想される幡多地域の啓開日数は、大月町役場で67日、土佐清水総合公園で42日、宿毛市役所で28日、三原村役場で10日と県下でも最も厳しい日数を要する地域の一つとなっており、被災時の地域全体の孤立に危機感を持っております。啓開ルートの選定と啓開日数の短縮に向けての対策が求められておりますが、短期的な対策では

2日間程度の短縮しかできず、長期的な対策による道路整備の促進が今後の大きな課題であります。

大月町及び宿毛市の南部へのルートの確保対策——津波の影響を受け通行が困難となる国道321号の機能を補充するルートとして、内陸部から市町村をつなぐ高知西南広域道路の未整備区間8.2キロのうち7キロを県道中村宿毛線のバイパスとして整備する事業に着手されたことは大変評価をしているところでありますが、残り1.2キロについては幅の狭い道路であり、橋梁の老朽化も著しく、揺れによる落橋の想定がされており、長期間の啓開日数がかかる区間となっており、この区間の整備計画については見通しが立っていない状況であります。

また、宿毛市街地及び宿毛市西部地区については、緊急輸送道路が全て長期浸水域により寸断をされ、機能する道路も一本もなく、道路啓開日数の算定できない状況にあり、長期浸水対策を考慮なしの現状での浸水の解消までの日数は約2カ月を要し、大きな課題となっております。

四国横断自動車道の宿毛市—愛南町間が本年度計画段階評価前の調査に着手をし、整備促進に一步前進をしたわけではありますが、このルートの決定に当たっては、1次防災拠点港でもある宿毛湾港と連携したルートで、長期浸水の影響を受けない路線で市街地の山側を通るルートを選定して、一日も早い事業化に向けて取り組む必要性があります。

これら2つのルートの道路整備促進により啓開日数も大幅に短縮が可能ではありますが、長期的な対策としての道路整備による啓開日数短縮についてどのように取り組んでいくのか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、今年度より、応急期の対策の根幹である速やかな道路啓開について実効性を高める取

り組みとして、啓開区間ごとの重機や燃料の確保の検討を進め、スムーズな道路啓開に取り組むために道路啓開手順書の作成に取り組まれていると聞いております。

その内容についてであります。作業上一番大きな課題となる遺体、貴重品等が発見された場合の取り扱い方法、また消防・警察との連携・役割分担など関係機関との調整等の手順を定めるなど、より実効性の高い道路啓開手順書が必要と思われませんが、現在検討中のその内容について土木部長に御所見をお伺いいたします。

次に、四国の4県ごとの啓開計画の策定では他県の情報が不明であり、県境をまたぐルートについては各道路管理者間が連携して道路啓開を行う必要があります。

4県の関係機関が連携して東日本大震災で展開をされた、くしの歯作戦の四国版について、対象道路の決定、優先順位、指示系統を、関係機関と情報を共有して道路啓開計画に取り組む必要があると考えますが、四国の広域道路啓開計画について現在までどのような取り組みをなされているのか、土木部長に御所見をお伺いいたします。

次に、第2期産業振興計画の実行3年半の取り組みの総括についてお伺いをいたします。

生産年齢人口が減少を続ける中、各分野で地産外商が大きく前進し、長年にわたって減少傾向にあった各分野の産出額が上昇傾向に転じていることは、産業振興計画の成果として大変評価できるものであります。

この産業振興計画をさらにパワーアップさせ、さらなる挑戦への重点項目を設定し、より力強い拡大再生産のループに乗せる次期第3期産業振興計画について、これまでの取り組みをどう評価した上で策定、実行に取り組んでいかれるのか、新たな柱となるプロジェクトについて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、各分野の課題に対してお伺いをいたします。

農業分野については、農業産出額1,000億円以上の目標に対して見込み額980億円と目標には届かないものの、高齢化によって農家戸数が減少する中、生産性の向上、販路の開拓、新規就農者の確保の取り組みにより農業産出額を一定維持できていることは評価をできるとされておりますが、目標未達成の要因と今後の取り組みについて農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

農業分野の主要な施策の総括において、土佐和牛、土佐ジロー、土佐はちきん地鶏の飼養数が計画スタート時より減少し、畜産の振興については目標にはほど遠い結果となっております。また、中山間に適した薬用作物の振興について、ミシマサイコの栽培面積も計画スタート時より減少をしております。これらの原因についてどのような課題があるのか、あわせて農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、林業分野において、木材・木製品製造出荷額190億円以上の目標に対して、平成26年の速報値では204億円と目標額を達成している状況にあります。一方で、原木生産量については、計画前より飛躍的に増加をしていますが、本年度の見込み量が67万5,000立米と目標値の72万立米にはわずかに届かないとされております。この目標未達成の原因と今後の取り組みについて林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

林業分野の主要な施策の総括において、森林経営計画の策定による集約化の促進に取り組まれておりますが、本年度15万5,000ヘクタール計画策定の目標に対して、県内の全ての森林組合を初め42事業者等計73団体で計画策定に取り組んだが、7万2,000ヘクタールと半分以下の達成率にとどまっております。この計画策定が進ま

なかった原因、今後どのように取り組んでいくのか、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

次に、水産分野において、沿岸漁業生産額370億円以上の目標、水産加工出荷額170億円以上の目標は十分達成されており、これまでの取り組みを評価するとされております。この成果を上げた要因について水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

養殖業の振興として、クロマグロの生産額が大きく伸びてきておりますが、今後のさらなる拡大には人工種苗生産技術の早期確立が喫緊の課題とされております。昨年より県内マグロ養殖業者、種苗生産企業と県で連携した人工種苗生産技術開発に取り組んでおりますが、昨年度は800万粒の受精卵で8割のふ化率、種苗生産過程での死亡原因を特定するための各種試験を実施し、沖出しできたのは49匹と報告をされております。

今年度は初期の生存率が課題でありましたが、どのような目標値でどのような成果があったのか、また今後の生産技術開発の取り組みとしてどんな課題があるのか、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

水産業の課題として、担い手不足があります。漁業就業者数は、平成15年に5,824人、平成20年は4,905人、平成25年は3,970人と激減をしております。

担い手対策としての法人の参画等による沿岸漁業生産体制の強化がありますが、現在のこの取り組み状況について水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、商工業分野については、目標の製造品出荷額等5,000億円以上に対して、経済産業省が発表した平成26年の製造品出荷額等の速報値は5,248億円を超え、平成25年より既に目標を達成しており、ものづくり地産地消・外商センター

によるものづくりへの支援体制の充実、防災関連産業の振興等の効果により計画を上回る成果となっております。

有効求人倍率も史上最高の1.0倍を記録し経済全体がよい方向に向かっており、評価できる成果となっております。しかしながら、事務的職業の求人倍率は10月現在0.26倍と、その求人倍率の低さが課題であります。

コンテンツ産業やコールセンター、バックオフィスなどの事務系職場については若者の就職希望が多い分野であり、その集積に向けた企業誘致について、これまでの実績と今後の取り組みについて商工労働部長に御所見をお伺いいたします。

次に、観光分野についてであります。目標の県外観光者数400万人以上を平成25年、26年と2年連続で達成し、観光消費額も3年連続で1,000億円を超え、400万人観光が定着し、リピーターの順調な拡大という好循環につながっております。幡多地域においても、「楽しまん！はた博」終了後も宿泊客が落ち込むことなく推移をしております。これらの成果を上げている要因について観光振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、移住促進による地域と経済の活性化についてであります。昨年度の移住者数403組、県移住ポータルサイトのアクセス数32万1,873件、移住相談者数3,458人、高知家で暮らし隊の新規会員登録者数1,398人と、一定の成果が評価をできるものであります。今年度の目標であります年間500組以上は達成できる見込みと報告がされております。課題として、移住者のフォローを行う地域移住サポーターが本年度目標値の300人に対して51人と、移住者の伸びに対してまだまだ不十分とされております。

移住された方に地域で住み続けていただくためには、移住後もそれぞれに地域で気軽に相談できる体制整備は重要であると考えますが、

現在の課題と今後の展開について産業振興推進部長に御所見をお伺いいたします。

次に、集落活動センターについてお伺いをいたします。

地域住民が主役となって地域が抱える課題を解決したり住民の皆さんの思いややりたいことを実現するため、地域で支え合い、助け合う仕組みづくりや地域でお金が回る仕組みづくりを目指す集落活動センターの取り組みを推進しており、県内では現在18カ所の集落活動センターが立ち上がっております。本年度内に30カ所程度の立ち上げに取り組んでおり、将来的には県下全域に130カ所のセンターの開設を目標に推進をしております。

現在立ち上げを準備している地域は、日々の暮らしの不安や地域の魅力を住民同士で話し合い、地域住民がみずから取り組むための将来ビジョンづくり、具体的な取り組みのための組織づくりの議論がされた上で立ち上げとなるわけですが、中心メンバー、地域おこし協力隊のそれぞれの思いの違い、危機感の違いにより、約3年協議してきた地域でセンター設立に行き詰まる地域もあったと聞いております。

住民がいかにかまともやる気を出していくかが課題であると思いますが、目標である130カ所の開設に向けて集落活動センターの拡大をさらに加速するためにどんな工夫をされて、関係者間の合意形成に向けてどのように取り組んでいくのか、中山間対策・運輸担当理事に御所見をお伺いいたします。

次に、公共交通対策についてであります。

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線についてであります。輸送人員は平成11年に133万3,000人をピークに平成26年には64万人にまで減少し、厳しい経営状態が続いております。県と沿線市町村では、第4次基金造成として平成25年度から5年間で10億円を造成中でありましたが、去

る11月25日、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会の臨時総会が開催をされ、本年度末の経営安定化基金の残高が3,500万円となる見込みの中、運行継続のためにはさらなる経営改善と現在の平成29年度末までの第4次基金造成計画の見直しが必要ということで、この経営助成を受けてもまだ2年間で約2億円の資金不足が予想され、今回のこの2億円の積み増しが承認されました。単年度で約3億円の赤字が予想されており、基金からの支援の継続がなければ運行できない状態となっております。

土佐くろしお鉄道においても、安全を確保した上で、さらなる聖域なき経費の削減に取り組んでおり、利用促進についても社内でプロジェクトチームを立ち上げて取り組んでおりますが、今後、地域の人口はさらに減少することが予想され、また平成30年には片坂バイパスの開通が予定をされており、高速道路の延伸の影響による利用者の減少という負のスパイラルに対して、鉄道という地域に必要とされるインフラをどういう形で残していくのか、幡多地域の大きな課題となっております。

中村・宿毛線の今後の方向性と、沿線自治体と協力して今後具体的にどのように取り組んでいくのか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

次に、県内で唯一の県外と結ぶ宿毛―佐伯のフェリー航路についてであります。

平成16年12月15日に運航が再開をされたわけですが、運航再開に当たり、船体の購入、修繕等に約2億2,000万円を超える支援をしております。当時、運航会社はとりあえず1隻の運航で3年後には2隻目の就航を目指したいということで、1隻での運航開始でしたが、11年たった今でも当時の船1隻での運航となっております。この船の老朽化も著しく、また航海時間も燃料費節約のために3時間10分程度かか

り、1日3便だけの利便性の悪さもあり、利用者の減少が著しく進んでおります。

県では、モーダルシフト、いわゆるトラック輸送に対する補助ということ、フェリー利用促進特別対策事業費補助金としてフェリー航路の利用促進に取り組んでおりますが、どのような支援が有効であるのか、宿毛―佐伯航路の維持について課題をどのように認識をされているのか、中山間対策・運輸担当理事に御所見をお伺いいたします。

次に、へき地医療確保についてであります。

地域に根差した中核病院としての役割の幡多けんみん病院においても、呼吸器科、眼科、精神科において常勤医が不在となっており、さらに昨年より5名いた外科医が3名に減少し、緊急時の対応が難しくなる場合も想定をされております。医師の確保は幡多地域全体の課題となっておりますが、県内唯一の離島診療所があります沖の島は、厳しい地理的条件のもと、人口減少や高齢化が著しく進んでおり、基幹産業であります水産業や観光業の停滞など地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にあります。

この沖の島で運営をされております沖の島へき地診療所における年間延べ患者数も、平成24年度は1,944名、平成25年度は1,733名、平成26年度は1,606名であり、1日の平均患者数は、平成24年度で9.4人、平成25年度が9.0人、平成26年度が8.5人と、患者数は減少傾向にあります。常勤医1名で母島と弘瀬の2つの診療所で週4回診療していた体制を、昨年度より大月病院や幡多けんみん病院などから医師を1泊2日で週2回派遣することで対応をしていただいておりますが、現在常勤医は不在となっております。市職員の2名の看護師が配置をされておりますが、交代で土日も島に残り島民の不安に対応している状態です。従来どおりの週4日の診療を確保していただいておりますが、へき地

医療協議会に所属をしてへき地の医療に従事する医師の減少により、週4日のこの診療日数も削減されていく可能性があります。

これは沖の島へき地診療所だけの課題ではなく、県下全てのへき地診療所の課題であります。今後へき地診療所の診療体制、医師の確保に対してどのように取り組んでいくのか、健康政策部長に御所見をお伺いいたします。

次に、建設業活性化プランについてお伺いをいたします。

県内の建設業は、社会資本の整備と維持管理の担い手であるとともに、大規模災害発生時には緊急輸送路の道路啓開、応急復旧活動の実施といった県民の安全・安心の確保に対する重要な役割を担っており、さらには地域の雇用や経済を支える基幹産業でもあります。

しかしながら、長年にわたる公共事業の大幅な削減に伴い、地域の中小の建設業者は、従業員数、保有重機を削減し、異業種への参入へも努力をし、経営の維持への努力をしてまいりましたが、若年入職者の減少に伴い就業者構成が高齢化し、退職者の増加により将来にわたって人手不足の深刻化、重機の保有台数の減少などによって業界全体の施工能力が低下した状態でありました。そのような中、近年の建設投資の大幅な増加に伴い、全国的に入札の不調、不落の増加が課題となっております。

本県の土木部の建設工事における不調・不落件数は、平成24年度が3.6%、平成25年度が9.4%、昨年度が9.8%と増加傾向であり、さらなる取り組みが求められております。不落、不調の具体的な対策として柔軟な工期の設定があります。

余裕期間を設定し、受注者にとって効率的な施工時期の選択が可能となるフレックス工期の導入をすることで効果があると思われませんが、その取り組みについて土木部長の御所見をお伺

いたします。

次に、工事の平準化への取り組みについてですが、6月定例議会での久保議員への答弁において、本年度は端境期対策として過去5年間で最高の約111億円の十分な工事量で取り組んでいる、しかしながら業者側から見た効果は地域によって差があるといったアンケート結果も出ており、今後さらに多くの業者に効果を実感できるような取り組みが必要とされていると答弁をされておりました。

今議会にも来年度ゼロ県債の予算も昨年並みに提案をされております。来年度の端境期対策に取り組むに当たり、なかなか難しい課題であるとは承知をしておりますが、地域ごとの事業量の差も考慮をしてどのように取り組んでいくか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、建設業人材確保の促進についてであります。高知県の有効求人倍率は9月、10月と過去最高の1.0という数字に到達をしておりますが、建築・土木技術者等については有効求人倍率が10月現在3.7倍と極めて高い数字となっており、建設業者が採用に積極的なのに対して求職者が極めて少ないという状況が続いております。また、中小の建設業者が新卒者を採用しようとしても、県、市町村の公務員の採用数も多くなっており、県内の業者は有望な人材の確保が難しい状況が続いております。また、県の土木職員採用試験についても受験者数が少なくなっており、本年度も特別募集を実施している状況もあります。

改正公共工事品確法、改正公共工事入札契約適正化法、改正建設業法のいわゆる担い手3法について、国土交通省は本年度を本格運用元年に位置づけて担い手確保に取り組んでおりますが、本県もその趣旨を踏まえて、建設業活性化プランをバージョンアップしての取り組みは大変評価をしているところであります。建設業の

人材確保の促進についての取り組み状況はきのうの答弁の中で十分お伺いをいたしましたので、引き続きしっかりと取り組んでいただくことをさらに土木部長に要請いたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 今城議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県土の強靱化と防災・減災対策を加速するため、海岸や河川堤防の地震・津波対策を推進する予算の確保についてどのように取り組んでいるのかのお尋ねがありました。

南海トラフ地震が発生すれば、地盤の液状化や沈降に加え、大規模な津波により広域的な浸水被害や長期浸水が予想されているところがあります。このような被害から県民の皆様の命と財産を守るため、海岸や河川の堤防の地震・津波対策に必要な予算の重点配分について、さまざまな機会を捉え、関係省庁に政策提言を行ってまいったところでもあります。

その結果、高知海岸では、直轄事業により平成24年度に仁ノ工区、平成26年度には新居工区で堤防の耐震対策が完了し、現在、戸原・長浜工区や南国工区で集中的に工事が行われております。また、河川では、高知市市街地の長期浸水を防止するため、河川堤防や排水機場の耐震対策を加速させ、来年度には鏡川と江ノ口川で囲まれた地域の対策が完了する見通しとなっているところであります。

一方、浦戸湾での三重防護による地震・津波対策や宿毛市での長期浸水対策など今後重点的に整備を進めるべき海岸や河川が、まだまだ多く残されている状況であります。これらの整備には予算の確保が重要でありますことから、今後も引き続き全国防災対策費にかわる新たな財政支援制度の創設など国に政策提言を行ってまいります。あわせて、本県も参加しております

南海トラフ地震対策を進める9県知事会議の活動なども通じまして、県土の強靱化に向け全力で取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に、第3期産業振興計画について、これまでの取り組みの評価も踏まえ、新たな柱となるプロジェクトについてどうか、お尋ねがございました。

これまで産業振興計画の取り組みにより地産外商が大きく進み、長年にわたって減少傾向にあった各分野の産出額などが生産年齢人口の減少にもかかわらず上昇傾向に転じてきたところでもあります。また、各分野で一定の雇用が生まれ、本年9月には高知県として初めて有効求人倍率が1.0倍となるなど、経済全体としてはよい方向へ向かっているのではないかと感じているところであります。

他方で、正社員の有効求人倍率はいまだ0.5倍程度にすぎず、また地域間格差も大きいという現状に鑑みましても、第3期の計画では地産外商の取り組みをさらに強化するとともに、その成果をより力強く拡大再生産の好循環につなげていく、その取り組みを強化する必要があると考えているところでございます。

そのため、まず地産外商の取り組みのさらなる強化としまして、主たる方向性についてそれぞれお話をいたしますと、第1次産業では、新技術の導入により生産性を上げる取り組みを進めるとともに県内の関連事業者間の連携を強化し、6次産業化のさらなる推進を図っていききたいと考えています。加えて、ものづくりに関しましては、新たなビジネスプランづくりから生産管理、販路開拓までの一貫した支援策、こちらを強化していききたいと考えています。その上で、外商に関しましては、地産外商公社、ものづくり地産地消・外商センターの外商支援についてさらなる全国展開を図るとともに、特に第

3期においては輸出促進の取り組みを本格化させていきたいと考えているところであります。

さらに、観光分野では、歴史を中心とした博覧会の開催や、歴史資源と地域の食、自然などが一体となった周遊ルートづくりなどに取り組むとともに、外国人向け旅行商品づくりの抜本強化やよさこいを戦略的に活用したプロモーションなど、国際観光を強化するなどしてまいります。さらに、事務系職場のさらなる充実、もっといえばコンテンツ産業の集積化、こういうことを本県に若い人々に残ってもらうためにも大いに力を入れて取り組んでいく、これが第3期の大きな課題だと考えています。

次に、地産外商の成果を拡大再生産の好循環につなげていくための取り組み、この取り組みが極めて重要だと考えておりまして、地産外商の取り組みが一定進んできたこと、これを一過性に終わらせず、本当の意味で力強い経済の発展につなげていくため3つのポイントで取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

1つ目は担い手の育成・確保であります。施設園芸の研修用ハウスの拡充や小規模林業に従事しようとする方への支援の強化など、新たな担い手を、より参入しやすくする取り組みを進めていきますとともに、林業学校への専門コースの開設など人材育成を強化することによって担い手の裾野を広げてまいりたいと考えています。加えて、事業承継・人材確保センターにおいて企業の求人ニーズに応えられる中核人材の掘り起こしとマッチングを一層強化していくとともに、地域間競争が激しくなっております移住につきまして、産地体験ツアーなどを数多く実施するなどにより各産業分野の担い手につながる志移住の取り組みを一層推進していききたいと考えているところであります。

拡大再生産を図るための2つ目の取り組み、

これは産業クラスターの形成であります。地域の基幹産業である第1次産業などを中心として、製造業や観光などさまざまな産業の集積を地域地域で生み出していくことは、地域に残りたいと願う若者の多様なニーズに対応した第1次産業から3次産業までの多様な仕事を地域地域に数多く生み出していくことにつながります。こうしたクラスター形成の呼び水となる一連の政策パッケージを用意し、戦略的な取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えておりますし、これに企業誘致の取り組みを組み合わせることで、より一層の力強い経済状況を地域地域につくっていきたいと考えているところであります。

そして、拡大再生産のための取り組みの3つ目は起業の促進であります。地域の持続的な発展のためには、新たな起業が活発に展開される土壌をつくり出していくということが極めて重要であると考えております。持続するためにも常に改善され続けていかなければならないと、そういうことなのだろうと、そのように考えております。このため、産学官民連携センターコプラを核といたしまして社会人の学びの機会をさらに充実させますとともに、産学官民の連携を一層深め、アイデアを出し合いながらビジネスプランを磨き上げる連続講座、アイデアソン、ビジネスプランコンテストなどといった機会をふやすなどして、起業を志す方々を応援する仕組みをもう一段強化していきたいと考えているところであります。

これらの取り組みによりまして地産外商の取り組みをより大きくし、その成果を拡大再生産に確実につなげていくように取り組んでまいりたいと考えております。もう一段踏み込んだ対応を図っていくことで、これをぜひともなし遂げ、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を実現するよう、私自身みずから先頭に

立って総力を挙げて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 南海トラフ地震に関して、隣接県への避難も含めた広域避難についてのお尋ねがございました。

最大クラスの地震が発生した場合、一定期間にわたって確保しなければならない避難所の収容能力を発災1週間後の避難者数である25万人分と想定して対策を進めております。現在確保できているのは約21万人分であり、約4万人分が不足していますが、耐震化されていない避難所や集会所の耐震化、学校の教室利用などを進めることで、県全体では不足分を確保できると考えております。

しかしながら、市町村単位では過不足が想定されることから、4つのブロックで市町村域を越えた広域避難の検討に取り組んでおり、現在のところ、安芸、高幡、幡多の3つのブロックにおいて、相互協力についての合意が得られています。さらに、幡多ブロックを例にとってみますと、宿毛市や土佐清水市で避難所が不足している状況ですが、ブロック全体ではこれを受け入れても現時点で2,000人以上の収容能力の余裕があります。また安芸・高幡ブロックについても同様に、おおむねそれぞれのブロック内で避難が完結できると考えています。

なお、四国4県では広域応援に係る協定を結んでおり、本年11月にはマニュアルも策定し、この中で県境を越える広域避難についても基本的な事項を定めております。県境に接する地域においては県内の避難所への移動が困難な場合も想定されますので、隣接する県における避難所対策の進捗状況も見ながら、県境を越えて避難するケースについても関係自治体と協議してまいりたいと考えています。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、長期的な対策としての道路整備による啓開日数の短縮についてどのように取り組むのかとお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生直後に迅速かつ円滑な救援活動や物資輸送を行うためには、速やかな道路啓開が不可欠であります。そのため、優先して啓開すべきルートやその作業手順などを定めた道路啓開計画の策定を進めており、本年2月には啓開の優先度が高いと判断されるルートの啓開日数を高知県道路啓開計画暫定版としてお示ししたところです。その中で、啓開に長期間を要するルートの存在が明らかになったことから、啓開日数の短縮に向け、橋梁の耐震工事などの短期的な対策や四国横断自動車道の整備促進などの長期的な対策に取り組んでおります。

その長期的な取り組みの一つであります高知西南広域道路の未整備区間8.2キロメートルにつきましては、国道321号の代替路として重要な路線と認識しており、平成25年度には関係する市町村との工事の分担などを定めた確認書を締結しているところです。その確認書に基づき、平成26年度に県が担当する県道中村宿毛線の7キロメートル区間を事業化いたしました。残る1.2キロメートル区間については宿毛市と大月町が整備する区間であり、県担当区間の設計が完了した後、ルートやスケジュールについて検討することとしております。今後も引き続き市町村と連携しながら、着実に整備ができるよう努めてまいります。

また、四国横断自動車道の宿毛一内海間につきましては、これまでも愛媛・高知交流会議において1次防災拠点港である宿毛湾港を経由する海側ルートを要望することで両県が一致し、国にその必要性を訴えてきました。その結果、本年度からこの区間において計画段階評価を進

めるための調査が行われております。今後は、宿毛市の防災計画などに必要となるルート帯やインターチェンジの位置を示していただくため、早期に計画段階評価が完了できるよう、地域の意見集約など国に協力してまいります。

次に、関係機関との調整の手順を定めるなど、より実効性の高い道路啓開手順書が必要と思われるが、現在検討中の内容についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生直後に速やかに道路啓開作業を行うため、国、県、警察、消防などの行政機関に加え、実際に啓開作業を行う建設事業者や電力、NTTなどのライフライン事業者の方々と協議を重ね、道路啓開手順書の素案を昨年度策定したところです。その具体的な内容につきましては、情報共有体制の確立や規制除外車両の事前申請など事前に準備すべき事項や、道路上の遺体、貴重品、放置車両、倒れた電柱などの取り扱い方法について定めることとしております。

現在、素案に対する御意見を取りまとめているところであり、今後は、これらの御意見をもとに再度関係者と協議を行い、年度内を目途により実効性の高い道路啓開手順書の作成に取り組んでまいります。

次に、四国の広域道路啓開計画について、現在までどのような取り組みをしているのかとお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生後に甚大な被害が想定されている本県においては、県外からの応援部隊や物資の受け入れ、重症患者の広域医療搬送のために高知自動車道など広域的な幹線道路ネットワークの早期の通行確保が重要になります。

四国の広域的な道路啓開については、本年2月に四国4県の道路管理者、警察、建設業協会などが参加した四国道路啓開等協議会が設立されました。この協議会では、地震発生直後に優

先して啓開すべき幹線道路や、関係機関との連絡体制などを定めた四国広域道路啓開計画案の策定に取り組んでおります。

これまでも、四国広域道路啓開計画案と高知県道路啓開計画との整合を図りながら策定を進めてまいりました。具体的には、高知自動車道や国道33号などに加えて、国道381号などの県境をまたぐ県管理国道は県の計画において優先的に啓開する路線として位置づけており、広域計画においても同様の位置づけとなるよう検討されております。今後も、このような方針に基づき、年度内を目途に実効性の高い道路啓開計画として取りまとめる予定です。

次に、不調・不落対策としてのフレックス工期導入の取り組みについてお尋ねがございました。

国土交通省においては、受注者が一定期間内に工事開始日を設定でき、工事開始日までは技術者配置を要しないものとするフレックス工期が試行されているところです。

県においては、現時点で制度としてのフレックス工期の導入は行っておりませんが、昨年度には、年度末に災害復旧工事の発注が集中したことから、不調、不落を防止するための対応を行いました。具体的には、通常は契約から30日以内の工事着手を求めるところ、最大60日後までの間での工事着手を認めるとともに、着手までは技術者の配置を要しないとするなど、受注者側の事情に配慮した柔軟な発注を行ったところです。こうした取り組みの目的や効果はフレックス工期と同様であると考えておりますが、フレックス工期も含めさまざまな取り組みの可能性を検討しながら、不調・不落対策を講じてまいります。

最後に、端境期対策に取り組むに当たり、地域ごとの事業量の差も考慮してどのように取り組んでいくかのお尋ねがございました。

建設工事の発注に当たりましては、国や市町村など他の発注機関も含め地域での工事の実施状況の把握に努めながら、円滑な実施に向け、発注時期など必要な調整を行っております。

端境期対策として地域ごとの事業量の差を調整することは、もともとの事業量に差があることや地域によって受注を希望される事業者の企業規模や数にも差がありますことからなかなか難しいと考えますが、端境期対策においては、ゼロ県債による事業の実施など可能な範囲で配慮してまいりたいと考えております。

またあわせて、できるだけ多くの事業者の皆様に取り組みの成果を実感していただけるよう、市町村に対してもさまざまな機会を捉えて引き続き端境期対策の要請をしてまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) 産業振興計画に関しまして、まず農業産出額が目標に届いていない要因と今後の取り組みについてのお尋ねがございました。

その要因につきましては、特に産出額の約6割を占める野菜における栽培面積の減少や、天候不順等による出荷量の伸び悩みによるものと考えております。これまでの学び教えあう場による栽培技術の向上などによりましてナスやピーマンなどで反収が伸びてきた品目がある一方で、オクラや青ネギなど露地品目を中心に、高齢化による離農などが原因で栽培面積の増加予測に反しまして面積の減少が見られております。

こうした中、生産力の向上と産地の強化を図るためには、オランダから学んだすぐれた環境制御技術を本県の気候や生産条件に適合させつくり上げました次世代型こうち新施設園芸システムを県内全域へ普及させることが大変重要になってまいります。このシステムを導入することで、例えばナスやピーマンなどでは、既存ハ

ウスでは収量が約3割程度増加をし、さらに軒の高い次世代型ハウスでは5割程度の増収が可能になると考えております。このため、まず本県の農業生産を支える家族経営体の既存ハウスへの環境制御機器の導入を一層進め、産地全体の生産性を底上げしてまいります。あわせて、規模拡大への意欲がある生産者などに対しましては、より大型の次世代型ハウスの整備を支援してまいります。

その上で、増産した農産物を売り切るために、園芸連を通じた基幹流通をさらに強化しながら、外食などの業務需要や輸出を含めた販路拡大の支援を強化してまいります。また、担い手確保の面からは、産地が真に必要な人材像や就農までの道筋を明確にした産地提案型の取り組みを強化いたしますとともに、安定した生産と雇用の増加に向けて、法人経営体への誘導などの支援も進めてまいります。こうした取り組みによりまして、本県農業を拡大再生産の流れに乗せていきたいと考えております。

加えて、本県農業はもとより関連する産業をもう一段力強く成長させるために、次世代型ハウスによる施設園芸団地を核として、関連産業を集積させ、より多くの雇用を生み出す農業クラスターの形成に農業団体や市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、土佐和牛などの飼育数やミシマサイコの栽培面積の減少の要因と課題についてのお尋ねがございました。対応を含めてお答えをいたします。

まず、土佐和牛では、黒毛和牛は一定増加しましたものの、土佐あかうしはその肉質の評価が高まったことにより繁殖用の雌牛が食用に利用されるなどいたしまして、子牛の生産が減少したことによるものと考えております。こうした事態を受け、土佐あかうしにつきましては、平成26年度から乳牛への受精卵移植、すなわち

乳牛のおなかを借りて土佐あかうしを増産するという対策に取り組んでまいりました。その結果、減少を続けておりました飼育頭数が平成27年、ことし11月の調査では増加に転じておりまして、今後こうした取り組みをさらに強化していくことといたしております。

土佐ジローでは、大規模農家の肉用鶏の増羽計画が地域での調整が整わなかったことで中止となったことや、ひなの供給が十分できなかったことにより飼育農家が減少したことがその要因と考えております。現在は安定的なひなの供給体制が整備をされましたので、今後まだまだ需要が見込まれる卵を県外市場や加工向けに安定して供給できるよう増羽意欲のある若手農家を支援するなど、小規模農家の規模拡大に取り組んでおります。

土佐はちきん地鶏では、全出荷羽数の約8割を生産する大川村での増羽計画がおくれたことや、またそれに次ぐ生産農家が撤退したことなどが要因と考えております。このため、平成26年度から大川村と県とが一体となって12万羽出荷体制の早期実現に向けて取り組んでいるところでございます。また、新たに室戸市や土佐清水市で規模拡大の取り組みが進んでおりますので、これらを支援いたしますことで出荷羽数15万羽を目指してまいります。

また、ミシマサイコにつきましては、高齢化などによる離農や品目転換が進む一方で、新規参加者は増加傾向にあります。しかし、安定した収量を上げる生産技術の普及が十分でなかったことから、新規参加者の規模拡大やさらなる新規参加につながらなかったことが減少の要因と考えております。このため、生産技術の向上を目的として平成25年度に県と製薬会社とで共同研究の協定を結び、昨年10月には栽培マニュアルを作成いたしますなど増収技術の普及に努め、一定の成果が見えてきたところでござい

す。こうした成果をもとに、現在、生産者の規模拡大や新たな生産者の掘り起こしを進めているところですが、今後さらに収量アップへの取り組みを強化し、生産の拡大を図ってまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) まず、原木生産の目標未達成の原因と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

議員の御指摘のとおり、本年度の原木生産量は、林業事業体からの聞き取りや木材共販所の取扱数量等から推計いたしますと、現時点では目標には少し届かない見込みとなっています。この原因について林業事業体から聞き取りをいたしますと、機械や作業道が不足しているという声もありますが、どの事業体からも慢性的に労働力の確保に苦労しているというお話をいただきました。機械や作業道については補助金の確保等で対応していくことができますが、担い手の確保については一朝一夕に解決できる課題ではありません。このため、これまで以上に担い手確保の取り組みを強化していくことが必要だと考えています。

そこで、まず移住促進と連携した担い手確保の取り組みを進めてまいりますとともに、より専門的な人材を育成できるよう林業学校に専攻課程を開講し、全国から多くの人材が集まる魅力あふれる学校としていきます。また、新たな担い手の方々により参入しやすくなるように、小規模林業に従事しようとする方々への支援を充実させてまいります。加えて、林業事業体の就労条件の改善にも努めてまいります。こうした取り組みを強化していくことで担い手の確保に努め、当面の原木生産目標はもとより、10年後の目標の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、森林計画の策定が進まなかった原因と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

森林経営計画は、一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業の効率化と森林資源の持続を図ろうとするもので、計画を立てることにより造林補助事業などで、より有利な補助が受けられるなどのメリットがございます。そのため、第2期産業振興計画では、木材の増産計画や県内の森林資源の状況などを考慮して森林経営計画の目標策定面積を15万5,000ヘクタールといたしました。御指摘のとおり、結果として平成27年度末で7万2,000ヘクタールの認定見込みとなっています。

これについては幾つかの要因が考えられますが、現在の林業事業体の労働力では認定されている森林経営計画における間伐等の事業量をこなすことで手いっぱいであり、これ以上は集約化を進め新たな事業地をふやすだけの労働力の余裕がないことが最大の原因でございます。これもまた担い手の確保が課題でございますので、先ほど申し上げましたような担い手確保の取り組みを強化し、原木の増産計画に見合うように市町村と連携し林地の集約化に取り組んでまいります。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) まず、産業振興計画の水産業分野での成果の要因についてお尋ねがありました。

水産業分野では、分野を代表する目標として、沿岸漁業生産額370億円以上、水産加工出荷額170億円以上の2つを設定し、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現を目指して取り組みを進めております。

まず、沿岸漁業生産額は、平成25年時点で423億円となっており、目標を大きく上回っております。この要因としましては、養殖業、特に近年本県でも盛んになっておりますクロマグロ養殖が大きく伸びたこと、それや足摺岬沖の定置網漁業が事業承継されたことなどが挙げられま

す。加えて、中国で需要が高まり取引価格が高騰している宝石サンゴ漁業の生産額も大きく増加しました。一方、水産加工出荷額は、平成25年時点で184億円となっており、この要因としては、地域アクションプランなどで支援してきました水産加工の出荷額が8億円程度に伸びたことなどが挙げられます。

第2期産業振興計画の最終年度である本年度の状況を見ましても、沿岸漁業生産につきましては、カツオの不漁など厳しい状況はあるものの、クロマグロ養殖が順調に推移していることや急潮の被害により一時休業していた室戸地区の大型定置網の再開などにより目標は達成できるものと見込んでおります。また水産加工についても、宿毛湾の夏場のブリの前処理加工の拡大などにより、目標は達成できるものと見込んでおります。

このように、目標の達成が見通せる状況となっておりますが、定置網の再開や加工の拡大などにつながった一番の要因は、漁業関係者や加工事業者、地元市町村と共通認識を持って取り組みを進めることができたことではないかと考えております。今後とも、この点を常に念頭に置いて、目標の達成に向けて着実に計画を実行してまいります。

次に、クロマグロの人工種苗の生産技術開発に関する成果と今後の課題についてお尋ねがありました。

クロマグロの人工種苗の生産技術開発には、県内の種苗生産企業と連携して昨年度から本格的に取り組んでおり、本年度は受精卵を安定的に確保するとともに、陸上飼育段階での歩どまりの向上により、昨年度は49尾であった海上への沖出し尾数を1,000尾まで増加させることを目標に取り組みました。その結果、受精卵の確保については昨年より2カ月早い6月上旬に産卵行動を確認し、昨年実績の8倍以上となります

およそ6,600万粒を採取いたしました。このうちおよそ800万粒を用いて種苗生産試験を実施した結果、海上生けすへ沖出しするまでの陸上施設における生残率は最高で0.1%と昨年の10倍となり、1,000尾以上の稚魚を沖出しすることができました。

このように、人工種苗の生産技術開発は昨年度と比べて大きく進展しておりますが、さらなる生残率の向上のためには、陸上飼育段階で餌として必要なふ化したばかりのマダイなどを大量かつ安定して確保することが課題となっております。また、海上での中間育成段階におきましては、クロマグロの稚魚の網への衝突といった課題も生じております。

今後は、県内の種苗生産企業やクロマグロ養殖事業者と連携して、陸上飼育段階での餌を大量に生産する技術の開発や大型生けすなどを用いた中間育成試験に取り組み、早期の実用化につなげてまいりたいと考えております。

最後に、法人の参画による沿岸漁業の生産体制の強化に向けた取り組み状況についてお尋ねがありました。

漁業就業者が減少する中で、宗田節などのメジカ加工業の原料不足やブランド化に取り組んできた養殖マダイの生産者の減少などの喫緊の課題が生じております。これらの課題を克服するため、危機感を共有する民間企業などを担い手育成団体として認定し、この団体が研修生を研修期間中雇用することにより計画的に担い手を育成する新たな研修制度をこの10月に創設いたしました。既に11月には研修カリキュラムも作成し、メジカの加工販売を行う企業やマダイのブランド化に漁業者とともに取り組んできた企業、さらには大型定置網漁業を自営しております高知県漁協を担い手育成団体に認定し、大型定置網漁業では12月から2名の研修生が研修を始めたところです。

また、こうした担い手確保の取り組みに加え、漁業生産のさらなる拡大のためには法人が漁業に参入することも有効と考えられますので、今後は定置網漁業の遊休漁場の活用に向けた法人の参入支援などにより、沿岸漁業の生産体制の強化を図ってまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 事務系職場の集積に向けた企業誘致に関して、これまでの実績と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

議員からお話がありましたように、10月の県内の事務的職業の有効求人倍率は0.26倍と依然低い状態が続いております。このため、近年、本県でも徐々に集積が進んでまいりました事務系職場の誘致をさらに進め、若い方の就職ニーズにも応えられる良質な雇用の場を創出することが大変重要だと考えています。

県では、市町村との連携のもと、全国トップクラスの支援制度や立地後のきめ細やかなアフターフォローなどを生かし、雇用の吸収力の高いバックオフィスやコールセンターを中心に誘致活動に取り組んでいます。最近では、不動産の掲載物件数が全国ナンバーワンの情報サイトを運営する大手企業のオフィスの誘致につながったところであり、事務系職場の誘致が本格化しましたこの10年間では高知市を中心に15社の立地が実現し、現在、県全体で約800人の雇用が生まれています。

近年、企業が国内地方拠点を開設するいわゆるニアショアへの志向が高まっておりますことから、本県にとりましても事務系職場の誘致に絶好の機会と捉え、企業立地フェアやコールセンターの見本市などへの出展を強化するとともに、県中心部だけではなく県内各地域に広げていくための助成制度の拡充や、人材の確保・育成の取り組みの充実など、さらなる誘致の環境づくりを図ってまいりたいと考えております。

今後も、有力な事務系職場の誘致に当たりましては、出会いの段階から立地後のアフターフォローまできめ細かく企業ニーズにお応えすることで、一人でも多くの若者の就職につながりますよう取り組んでまいりたいと考えています。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 400万人観光が定着し、リピーターの順調な拡大という好循環につながっている要因についてお尋ねがありました。

午前中の野町議員の御質問に知事からお答えいたしましたように、第2期産業振興計画では、観光商品をつくる、売る、もてなすといった一連のサイクルを抜本強化し、400万人観光の定着を目標として戦略的に取り組みを進めているところです。

まず、1つ目の「つくる」では、海洋堂ホビー館や室戸世界ジオパークセンターの整備はもとより、豊かな自然を生かしたアウトドア拠点などの整備計画づくりを進めるとともに、「楽しまんと!はた博」や「高知家・まるごと東部博」といった地域博覧会の開催を通じて、各地域の広域観光組織の機能強化と、官民協働による地域地域の観光資源の磨き上げや商品の造成、情報発信の強化、さらには観光人材の育成にも取り組んだところでございます。

また、2つ目の「売る」では、観光キャンペーン、リョーマの休日を展開し、官民が連携した旅行会社へのセールス活動に積極的に取り組むとともに、首都圏のマスメディアとの関係を構築し、首都圏を中心に各種メディアで本県が取り上げられるよう情報発信を強化してまいりました。

さらに、3つ目の「もてなす」では、おもてなしタクシーの増加と利用促進、観光ボランティアガイドの育成などに取り組むとともに、県内を幅広く周遊していただき、リピーター確保に

もつながる龍馬パスポートの仕組みを構築しました。加えて、今年度からは外国人観光客の受け入れ体制づくりの抜本強化に取り組んでおります。

こうしたつくる、売る、もてなすといった一連のサイクルを地域の事業者の方々と市町村、県が一体となって取り組んだことが、400万人観光が定着しつつある大きな要因ではないかと考えております。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 移住された方が地域で住み続けていくための体制整備に関する課題と今後の展開についてお尋ねがありました。

これまでの移住促進の取り組みにより、本県に移住される方は着実に増加をし、それぞれ地域や経済の担い手として活躍をされるなど、成果があらわれ始めていると考えておりますが、その一方で、移住された方へのインタビューや移住後に転出された事例などから、地域で住み続けていただく上での課題も幾つか見えてまいりました。

その一つは、移住前に抱いていたイメージと移住後の現実とのギャップをいかに小さくするかということでございます。その課題に対しては、移住希望者との最初の接点となる相談窓口において、地域の風習や文化に至るまでさまざまな情報を十分かつ丁寧に提供することが重要だと考えられます。このため、今後さまざまな事例のケーススタディーなどを通じて県や市町村における相談窓口を担当する職員の対応力の向上に取り組んでまいります。加えて来年度は、実際に地域に足を運んでもらい雰囲気や暮らしの実情をあらかじめ体験してもらうツアーやお試し滞在の取り組みを、これまで以上に充実させたいと考えております。

もう一つの課題は、移住後にいかに地域にな

じんでもらうかということです。この点につきましては、各地域で移住者の受け入れ機運の醸成を図り、気軽に相談できる場を設けていただくことを含めまして、地域ぐるみでサポートできる体制を整えていくことが必要であると、そのように考えております。そのため、市町村を通じて引き続き地域移住サポーターの確保に努めるとともに、サポーターに限らず民間の移住支援団体や地域の代表者、民生委員の方などを中心に地域全体で温かく受け入れ支える機運をつくっていただけるよう、移住推進協議会などさまざまな機会を捉えまして協力をお願いしてまいります。

こうした取り組みを民間や市町村の皆様の御協力もいただきながら着実に進めまして、移住者が地域で住み続け、地域や経済の担い手として活躍をしていただけるよう努めてまいります。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 中山間対策について、集落活動センターの動きを加速するための関係者間の合意形成にどのように取り組むのかとお尋ねがありました。

集落活動センターの取り組みは、厳しい条件のもとにある集落を維持し、住み続けていくことのできる仕組みづくりを行うものであり、将来のイメージや目指す姿を地域で共有していくことが重要であり、また難しい面でもあります。立ち上げに向けた地域の話し合いでは、なかなか議論が深まらないといったケースもあれば、さまざまな考えをお持ちの方が集い意見を交わしますので、合意を得ることができずに話し合いが中断したケースもあります。また、そうした過程を経て諦めることなく継続して合意形成を図り、開所に至った事例もございます。

センターを持続可能な仕組みとするためにも、検討初期段階のしっかりした議論は大切ですよ

で、現在県では、地域本部としてのかかわりに加えまして、活発な議論をいざなうファシリテーターの派遣などにより地域ぐるみの話し合いを円滑に進め、深めていけるように支援制度の強化を図っているところです。

今後は、こうした取り組みに加えて、それぞれの地域においてより具体的なイメージを持って話し合いを進めていただけるように、成長戦略や地域アクションプランの組み合わせといった幾つかのロールモデルを取り組みの手順と一緒にお示しをして、産業部局とも支援チームを組んで地域の合意形成をサポートしてまいりたいと考えております。

次に、公共交通について、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線の今後の方向性と、沿線自治体と協力し具体的にどのように取り組むのかのお尋ねがありました。

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線は、開業以来、地域の生活路線として、また高知市内や京阪神などをつなぐ基幹的な公共交通機関として、西南地域の発展に大きな役割を果たしてきております。一方で、沿線人口の減少や高速道路の延伸などの影響で利用者はピーク時の半分にまで減少するなど、長らく厳しい経営状況が続いており、これまで県と関係市町村で経営助成を行ってきております。

西南地域の活性化のためにも、中村・宿毛線を地域に必要な社会インフラとして支えていく必要があると考えておりますが、将来にわたって維持していくためには、会社の自助努力はもちろんのこと、地域としても官民を挙げてしっかりと守り立てていただく必要があると考えております。県としましては、中村・宿毛線が今後ともその役割を果たしていけますように、関係市町村を初め、関係団体とも連携して利用促進や経営に対する支援などを通して路線の維持・活性化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、宿毛—佐伯航路の利用促進についてどのような支援が有効であるのか、また航路維持の課題をどのように認識しているのかのお尋ねがありました。

宿毛—佐伯航路は本県で唯一のフェリー航路であり、九州との経済活動や観光交流を図る上で重要な航路ですが、フェリー事業を取り巻く環境の厳しさもあって、平成16年の就航再開時から事業面の厳しさが想定されておりました。そのため、県としましては、これまで地元自治体と連携して船舶の購入費用や運航費用に係る経費の一部を支援するほか、トラックや乗用車を対象とした運賃補助も行ってきましたが、事業者側の経営方針もあって、現在ではフェリーの利用促進を直接の目的とした支援はトラックを対象とした運賃補助のみを実施しているところです。

宿毛—佐伯航路は、船舶の老朽化も進み、八幡浜—臼杵航路など便数の多い航路との競合という課題も抱えております。経営環境的には厳しい状況に置かれておりますが、昨年、高知と大分両県の関係自治体で組織をいたします宿毛佐伯航路利用促進協議会を立ち上げましたので、この協議会を通じて関係団体への利用促進の働きかけなどを行いながら航路の動向を見守っていきたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) へき地診療所の診療体制、医師の確保についてお尋ねがありました。

人口の少ないいわゆるへき地におきましても医療の確保は非常に重要であります。医師の専門医志向の強まりや勤務環境の厳しさなどもあり、へき地医療に従事する医師の確保は厳しさを増しています。へき地医療に従事する医師の確保に向けては、自治医科大学卒業医師をへき地診療所などに派遣するだけでなく現在勤務

いただいている医師への支援が重要であり、へき地医療拠点病院などから診療所に対する外来診療応援や、学会への参加などで休暇が必要な場合の代替医師の派遣、情報システムを活用しての画像診断などの診療支援を行っています。

とはいえ、余りに受診者数が少なくなった場合には、沖の島診療所や大川村の小松診療所などのように常勤医の配置から、他の医療機関からの週何日かの診療応援や他の医療機関による指定管理者制への移行など、地域での医療提供を確保しつつも一定の見直しを行わざるを得ない状況にあります。

今後は、へき地医療を担っていただく医師の確保に向け、従前からの自治医科大学卒業医師を中核とする医師確保だけでなく、新専門医制度における総合診療医研修プログラムのカリキュラムの中にへき地診療所を研修機関として組み入れることなどについて、大学や関係機関と検討を進めていきます。あわせて、本県に縁があり地域医療に興味のある医師の招聘などにも、引き続き市町村とともに取り組んでいきます。

○2番（今城誠司君） 執行部の皆さんには本当に適切な御答弁をありがとうございました。

以上で私の初めての一般質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（西森雅和君） 暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩



午後2時50分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

24番石井孝君。

（24番石井孝君登壇）

○24番（石井孝君） 失礼します。会派、県民の会の石井でございます。さきの9月定例会の予算委員会での質問に引き続きまして今回議長からお許しをいただき本会議で一般質問をさせていただきます。執行部の皆様よろしく願いいたします。

私は、本年4月の選挙において当選をさせていただきました四万十市選挙区選出の新人議員でございます。私は、これまで民間企業で建設業に携わり、その後も地方公務員として行政経験を積んでまいりました。民間企業においては、社会貢献を果たすため、品質を確保し工事期間を基本に安全対策を施しながら利潤を追求していくことを学ぶ中で、多くの関係者の協力により一つ一つのものが完成し、それにより地域住民の皆様の社会生活が安心・安全に、また快適なものに改善されていくさまを目の当たりにしてきました。その後の行政経験では、公平・公正の大切さ、難しさ、そして公共サービスがその場所に暮らす皆様にとって大変重要な役割を担っていることを実感してまいりました。このような自分の経験を政治の場で生かしてみたい、そういう強い決意を持って政治を志しております。どうか多くの県民の皆様から御指導を賜りたく心からお願いを申し上げます。

さて、尾崎知事の3期目がスタートしております。この間、高知県勢の浮揚に向けて全力で取り組まれてきた結果、多くの県民の皆様から支持をされております尾崎知事から、今議会において3期目への抱負や目標をお伺いしました。これからの高知県を運営していく上で将来に何を残せるのか、何を残していくのか。知事のハイスピードにおくれをとらないように、県議会の一員としてしっかりと取り組まなければならないと、私自身も決意を新たにしております。

改めて言うまでもなく、高知県の抱える課題

は多岐にわたり、その中身はどの課題を切り取っても大変深刻であると言わざるを得ない状況にあると感じております。特に人口減少による負のスパイラルは全ての課題に影響し、少子高齢化になかなか歯どめがかからないまま、将来的には自治体の存続すら危ぶまれるといった懸念も示されております。

国の地方交付税に大きく依存する県や市町村の財政は、国の施策一つで厳しい環境へと追い込まれるといった危険をはらんでおります。このような中、この間の県独自の取り組みや財政健全化に向けた取り組みを進め、一定の将来展望を確認しつつ、厳しい難局を切り開いてこられました。しかし、これからも決して余裕のある状況ではなく、限られた財源を有効かつ効果的に生かすことが求められ続けてまいります。多くの県民の方々の英知を結集して課題解決に向けて取り組まなければなりません。特に日本の中において一律的な他県との競争や国の方針を後追いするだけでは、高知県の抱える課題解決に向けては効果的な財源の活用につながりにくいように感じます。高知県版の取り組みがジャパニーズスタンダードとなるような施策を模索しながら、高知県は常に新たな挑戦をしなければならないと感じております。このような背景を受けて、さまざまな課題に対する提案も含めて質問をしてまいります。

最初に、子供の貧困対策について質問をします。

文部科学白書による「我が国の教育水準と教育費」の中で、日本の教育費の公私負担割合は世界的に見ても私費の負担割合が多く、そのまま家計に重くのしかかっているという現状にあります。特に就学前教育段階での公費負担は全体の45.2%であり、OECD諸国の平均82.1%を大きく下回っています。諸外国の家庭に比べて私費負担が非常に高く、日本では仕事と子育て

を両立させるために体力的にも経済的にも多くの皆様が一生懸命奮闘されているのが現状ではないでしょうか。

また、教育にかかわる経済的負担が大きいことが少子化の要因の一つでもあります。さらには、経済的な要因も含めて子供たちの貧困問題も深刻化しています。知事は、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーとして、国に対して積極的に子供の貧困対策について提言していると伺っております。児童扶養手当などの現金給付や保育などの公的サービスである現物給付が十分であれば、経済的に困窮していても高い養育費負担に悩むことは少なくなり、子供の貧困課題について一定の手当てができるといったことや、家庭や地域の実態に応じて具体的な支援ができる環境整備が求められていると感じます。

そこで、子供の健やかな成長を促すためにも、子育て環境の充実に向けて貧困対策に積極的に取り組まなければならないと考えますが、子供の貧困対策の必要性について知事の御所見をお伺いします。

次に、教育政策について質問します。

教育政策の最初にお祝いを述べさせていただきます。先日13日、全国中学駅伝において香我美中学校男子チームが6位入賞、香長中学校女子チームも過去最高位の16位に輝きました。選手はもちろん、学校の取り組みも含めて関係者の方々、本当におめでとうございます。

私は現在、総務委員会の中で教育委員会を所管させていただいております。年度当初の業務概要調査ではさまざまな学校現場の取り組み、教育事務所の取り組みについてお話を伺ってまいりました。また、先進地への視察においても、全国的に高学力の小・中・高とその取り組みについて勉強してきました。確かに子供たちの学力、体力の向上は重要なファクターであり、知・

徳・体の取り組みが重要であることは明らかでございますが、一方で、教育全般における究極の目的は、子供たちが成人し、社会に貢献しながら、精神的にも経済的にも豊かな人生を送ることに尽きると考えます。

高知県の教育行政は高知県教育振興基本計画を中心に展開をしております。この基本計画の中に3つの視点に基づく10の基本方針があります。その一つに、「乳幼児期における親の役割の重要性を認識し、確かな「子育て力」を育成しよう」とあります。その内容は、「親が、子どもに乳幼児期から愛情を十分に注ぎ、よりよい親子関係を構築することが教育の出発点です。親が親の役割の重要性を認識し、親として育つことが何よりも大切です。このため、確かな「子育て力」の育成を最も重要な課題として位置づけ、特に重点的に取り組みます」とあります。この「乳幼児期における親の役割の重要性を認識し、確かな「子育て力」を育成しよう」の基本方針に沿った取り組みの内容やその成果、今後の課題について教育長にお伺いします。

私は、まさにこの乳幼児期の支援が大変重要であると考えています。子供は生まれてから3歳ごろまでに受けた教育によって形成された性質、性格は100歳になっても根底は変わらないという意味の三つ子の魂百までということわざもありますが、個性のかなめとなる人格形成や言語能力は生後3年間でほぼ形成されるそうです。人の成長において、生まれてからの最初の3年間ほど急成長の時期はありません。ほとんど目も見えず、自分で動くことすらできなかった赤ちゃんが、走り出し、言葉を理解し、意思を伝えられるようになるなど、生まれてからの3年間の急成長ぶりには目をみはるものがあります。脳の発達に関するニューロンの数が1歳でピークを迎え、特にこの時期までに親から愛情深く育てられた子供は脳新皮質が厚く形成され、

コミュニケーション能力が高くなるなどの研究報告もございます。あつという間に過ぎてしまう乳幼児期に、親の愛情に包まれ、安心できる環境の中で育てられることがとても大切であります。

さらに、社会性やコミュニケーション能力は具体的な社会の中でも生まれ、保育所などで同年齢の子供たちと遊んだり、公園などで近所の人たちと接したり、家族以外の大人と触れ合うことも大切であると言われております。さらに言えば、就学前の子供に対する愛情や教育がその後の人生に及ぼす影響が大きいことは世界各国の取り組みの中でも報告があります。アメリカのある州で行われた幼児教育の研究プログラムでは、低所得世帯の子供たちに質の高い就学前教育を提供し、その後40年にわたってその子供たちを後追調査したものもあります。その調査結果によれば、彼らは後の人生において高学力を維持し、経済環境も安定し、犯罪率も低いという結果が出ています。これは日本では余りなじみのない教育経済学という分野における研究の一つです。教育経済学とは、どういう教育が子供にとって有効であるか、投資といった観点から科学的根拠に基づいて経済学的に分析する分野だそうです。日本では多くの方々が教育は数字でははかれない、とうといものであると感じていると思います。私もその一人ですが、一方で、限られた教育関連予算を主人公である子供たちのためにいかに効果的に措置していくかも重要な要素であると思います。

生まれてから就学前の時期は、脳の発達や教育経済学の研究報告からすれば、後の人生を左右する大変重要な時期であると思います。最初に言いました子供たちが豊かな人生を送るために、高知県の未来を担う人材を育成していくためにも、幼稚園、保育所などの取り組み、そしてその時期の家庭への支援が重要であると言え

ます。

教育委員会の幼保支援課が取り組んでおります親育ち支援啓発事業などは、その意味において大変重要な取り組みだと思えます。親育ち支援啓発事業は、保護者や保育者を中心に、子育てに対する理解を深める支援として、子育て力の向上、良好な親子関係の構築、親育ち支援力の向上など、子供たちの健やかな成長を図っていくものです。平成21年度からスタートしている保護者対象の親育ち支援研修は合計366回を数え、延べ1万人を超える参加人数となっています。昨年度からは、ワークショップを加え、研修内容の充実も図られ、参加者からは子供への接し方など大変参考になったとの声もお聞きしております。

この取り組みをさらに拡大していただきたいと思えますが、取り組みを拡大し全体の底上げを図るときに課題となるのが、さまざまな理由により、子供に愛情を注ぎたくても注ぎにくい環境にある家庭への支援をどうしていくかという壁にぶつかるのではないのでしょうか。

子供たちの未来のためにも知恵を出さなければならぬ課題でございますが、できれば高知家の子供たち全ての保護者が親育ちなどの取り組みに参加できるような支援体制はできないか。例えば比較的参加しやすいと思われる妊婦さんに子育ての準備として親育ちの啓発を行っていくことや、高校教育でこれから結婚・子育てを控えた世代へ積極的に啓発していくなど、子供の成長にとって就学前の環境がいかに大切であるかということを高知県の教育風土の柱として幅広く取り組むべきだと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

幼保支援を進めるだけで全ての教育的課題が解決するわけではございません。子供の貧困、校内暴力、不登校、学力・体力の向上など課題は山積しております。教育委員会の皆様には、

家庭、学校、地域の連携強化とその効果的な支援体制づくりを念頭に、子供たちの健やかな成長を促していただきたいと思います。

そして、子供たちは成人して厳しい社会に出ていきます。子供たちの職業観や勤労観といった社会を見る目を養うことも教育課程の中で必要な課題であり、大学や専門学校等では補完しにくいと思えますが、高等学校教育における現状の取り組みと今後の課題について教育長にお伺いします。

次に、医師確保と地域医療構想について質問します。

昨日の西内議員、また本日午前中の野町議員からも御質問されておりました。重複する部分もございますけれども、私からもこの課題について御質問をさせていただきます。

高知県の医療施設に従事する医師数は人口当たり全国第4位と多く、人口当たりの病床数も全国第1位です。しかし、病床数当たりの医師数で見ると全国最下位という状況にあります。また、数年前までは40歳未満の若手医師は減少傾向にありましたが、近年、減少幅に歯どめがかかりつつあります。医学生の卒後に義務づけられております初期臨床研修医として県内8つの基幹型臨床研修病院への採用予定も増加傾向にあり、初期臨床研修終了後の県内定着率も増加傾向であることなど、一定若手医師の確保に向けた取り組みの成果がうかがえます。

そして、2年間の初期臨床研修を終えた医師が専門医資格の取得を目指して専門医研修に入ります。この専門医認定制度は、これまで各学会主導で専門医認定をしておりましたが、平成29年度からは日本専門医機構が専門医の認定を行うように変更されました。それに伴い、19の診療科を基本的な領域として、特に専門性の高い診療科領域をサブスペシャリティーとした新たな制度への対応が求められております。

現在、専門医取得に向けた研修プログラム等の作成が行われていると思います。高知県では、初期臨床研修プログラムを構築している基幹病院等が連携して、日本専門医機構が定める専門研修プログラム整備基準に準拠するための体制整備を行っていると思います。初期研修から専門医研修へと高知県に医師の定着が図れるような流れをつくるのが大事であり、同時に外からの若手医師確保に向けた取り組みも進めなければなりません。新たな専門医制度に対する県としての役割と課題について、また今後の医師確保の展望について健康政策部長にお伺いします。

この専門医研修プログラムの作成については、ぜひともへき地医療の先進地である高知県の独自性を生かし、地域偏在や診療科偏在の課題解決も視野に入れた柔軟な対応ができるプログラムとして作成支援を行っていただきたいと思います。また、新たに設けられます総合診療専門医は、複数の疾患を有する高齢者やへき地に不足した医療を補い実践する専門医として期待をされております。まさに高知県の抱える課題解決に向けて必要な領域であると言えます。そのために、県や市町村などの行政の役割は大変重要であると思います。医学生にとって、また初期研修を終えた医師にとって魅力的な高知版の専門医研修プログラムを構築するためには、高知での生活やレジャーといった側面的な魅力も必要かと思えます。

高知県の地域医療を支える医師を育成するため、県には専門医研修プログラムの作成に積極的にかかわっていただきたいと思いますが、健康政策部長の御所見をお伺いします。

後期研修医と専門医、そしてサブスペシャリティーや指導医など各領域の医師がそれぞれの立場で活躍できる体制や、へき地に必要な総合診療専門医の育成と確保、また県内に不足して

いる診療科の充足、さらには医師の地域偏在の解消といった観点から、バランスのとれた高知県の医療体制を構築することが求められていると考えますが、知事に御所見をお伺いします。

もう一つは、地域医療構想に関する課題です。昨年の通常国会において成立しました医療介護総合確保推進法により今年度から地域医療構想を策定することとなりました。本年3月に厚生労働省から出された地域医療構想策定ガイドラインでは、病院病床の機能の分化と連携を推進し、10年後の2025年の医療機能ごとの医療需要と病床数を定め、簡単に言えば、その数値目標に合わせる形で病床数を減らしていかなければならず、高知県では昨年7月現在で1万4,932床ある病床を1万1,244床にする3,688床の病床数削減を定めることとなります。診療密度の高い高度急性期の病床は約45%削減、その次の段階である急性期の病床は約42%削減、病状は安定しているものの治癒が困難な慢性期病床は約38%の削減です。一方、回復期の病床は現状の約2倍となる数字が示されております。これは在宅医療や在宅介護への移行を進めていく方向であり、在宅を基本とした体制づくりには医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー、ホームヘルパー、栄養士などその専門性を生かした多職種のネットワークづくりに向けて行政が調整役を担わなければならないと、これまでの医療や介護体制が大きく変化し、そのニーズは高まり、多様化することが予測されます。

こうした背景を含んだ国の示す地域医療構想策定ガイドラインの問題点や地域医療構想の策定に当たっての課題について健康政策部長にお伺いします。

先ほどの医師確保や各医療従事者、介護従事者の確保という取り組みと、地域医療構想による病床削減や病院統合、在宅へといった取り組

みの方向性は、その整合性を図る上で大変厳しい状況にあるのではないかと思います。また、政府からは介護施設整備も進めていくなどの方針も示されており、いよいよ全国的な超高齢化社会への突入に伴い、さまざまな制度変更や方針決定がなされ、医療・介護の現場はその都度翻弄されているような状況にあるのではないのでしょうか。

今後、高知県の医療・介護の状況を見定めながら施策を講じていただくこと、同時に地域の実情に応じた国の支援体制を求めていくことが必要だと思いますが、知事に御所見をお伺いします。

次に、県職員の人材育成について質問します。

人事課では、研修や表彰など職員の人材育成についてさまざまな取り組みがなされていると思います。まず、職員研修についてですが、主に2つのタイプの研修があります。1つ目は、必ず受けなければならない指名研修でございます。県職員採用の最初に行われる新採用職員研修に始まり、2年次以降階級別に多岐にわたる研修を受け、最終的には所属長研修や1等級へのトップセミナーなど、県職員としての人材育成と必要な資質の向上を促しています。2つ目は、応募による一般能力開発研修として企画立案力やコミュニケーション力などの自己啓発につながる内容の研修です。政策形成に活かす創造性とアイデア発想であるとか、プレゼンテーションの本質を学ぶなど、日々の業務の中で具体的に生かしやすいような研修内容となっているように思います。職員の皆様は、これらの研修や業務の中で培った専門性を生かして日々の業務に邁進されていることと思います。

そこで総務部長にお伺いします。

これらの研修を通じて特に能力開発研修がどのように業務に生かされているのかといった評価を行っているのか、また職員が研修で学んだ

創造性やアイデア、プレゼン能力を發揮して提案したい新たな企画や事業があった場合の取り扱いについてどのように対応しているのか、あわせてお伺いします。

特に県民サービスの向上や県庁全体の業務の効率化などに顕著な業績を上げられた職員に対して知事が表彰する知事賞誉があります。昨年度の2月19日に県ホームページの知事の動きで確認しましたが、17件の受賞チームがございました。そのうち3件は事例発表もしてございました。受賞一覧の概要では、詳細はわかりませんが、興味深い内容が多く、職員の皆様の頑張りが伝わります。

この知事賞誉の事例については、県の出先機関も含めて全庁的な取り組みとして拡大し、推進されるべきものであると思います。また、広く県民の皆様にも知っていただくことは職員にとりましても大きな励みになるのではないかと思います。私自身もぜひその取り組み事例発表などを拝見したいと思いますが、知事賞誉と事例発表はどのような形で行われていて、取り組み事例を他の職員にも紹介しているのか、またホームページでは探せませんでした。今後、県民への公開といった視点はどうか、総務部長にお考えをお伺いします。

知事賞誉で表彰された職員チームのように、県庁職員の皆様の頑張りにより、さまざまな課題解決や危機回避が行われ、行政サービスの向上や施策の推進に大きく貢献されていると思います。さらなる行政サービスの充実に向けて、職員の意識や熱意、いわゆるモチベーション向上を促す人材育成について知事の御所見をお伺いします。

次に、土木行政について質問します。

先ほど今城議員からも御指摘がありましたように、近年、日本の土木業界の需要が高まっております。その一つに東日本大震災の復興に向

けた建設需要があります。私が以前働いていた建設会社でも、福島原発の汚染水を処理するために凍結工法による凍土遮水壁の工事を行っています。これは福島原発に流れてくる地下水が高濃度の汚染水とまざり新たな汚染水として拡大しているため、4つの原子炉建屋周辺を延長1,500メートル、深さ30メートル、厚さ1メートルから2メートルの凍土壁でぐるりと囲み、建屋内への地下水の流入を抑制するという工事です。国の予算措置で総工費は約320億円余りです。その現場監督の一人に私の昔の後輩が当たっております。現場では、防護服に加え特殊なベストを身につけての作業だそうです。夏場は防護服の関係で熱中症になるため、夜間工事をしているとのことでした。一般的にはなかなかない特殊な工法であり、大変厳しい環境での施工ですが、工事の安全と成功を祈りたいと思います。

原発事故処理以外にも復興に向けて土木工事の需要が多いことは御承知のとおりでございます。さらに、現政権による国土強靱化政策による公共事業投資の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた新たな施設やインフラ整備と既存施設の維持修繕などにより、既に建築・土木業界全体的に技術者不足が顕在化し始めております。今後も土木ニーズの拡大に伴い技術者不足は深刻さを増しつつあります。

業界全体の技術者不足の中で、高知県における土木技術職員の採用にも応募が少ない現状であると伺っております。また、平成21年度から土木部の当初予算は増額傾向にあります。職員数は技術職員も含めてほぼ横ばいの状況でございます。

業界全体の人員不足の背景や予算増額の傾向からすれば、今後、県の技術職員が不足しているのではないか、現職員の1人当たりの業務負担が増す傾向にあるのではないか、また上司や

現場から学ぶ経験工学として必要な土木技術の技術力不足に陥るのではないかと、さらには災害の多い高知県では突発的な災害に対応できる体制にあるのかどうか、道路、河川、橋梁など既設の維持管理体制は十分機能しているのか、受注業者に対して適正な工事監督や速やかな事務処理が進められる体制にあるのかなど、今後、人員不足や技術力不足によるさまざまな支障が懸念されますが、土木行政の現状をどのように認識されているのか、土木部長の御所見をお伺いします。

最近では、東洋ゴムの不正による県有施設への問題やマンションくい打ち工事の不正など建設工事に対する不信感が増しているように感じます。受注業者と現場工事の品質、工期、安全についてしっかり協議のできる現場の技術力を身につけた職員の育成は大変重要であると考えます。高知県の安心・安全・快適のためにも、土木技術職員の技術力の向上に取り組んでいただきたいと思っております。

業務量の精査を行いながら、中長期的な視点で職員の技術力を継承していく取り組みをしっかりと行う必要があると思っております。土木部長の御所見をお伺いします。

次に、幡多広域の観光振興について質問します。

昨年度に策定した幡多広域観光振興計画により、国の交付金もしっかりと活用して、今年度から6カ年の取り組みにより平成32年度に向けて教育旅行、スポーツツーリズム、一般旅行の目標数値を定めて取り組まれております。その体制強化による取り組み目標は、県外観光客7万人以上への増、観光総消費額19億円以上の達成に向けて、PDCAサイクルを回しながら実施していくこととしています。この一般社団法人幡多広域観光協議会「もっと地球を楽しまん！はた旅」のホームページを拝見しました。

イベントの開催状況や自然体験ツアーの詳細や予約システム、食べる、立ち寄るなどの紹介や24時間地元産品の買い物ができるなど、細部にわたり、よくつくり込まれておりました。リンクにある「Let'sリアルはた弁講座」の4コマ漫画なども楽しく、観光客へのPR度も高いのではないかと感じました。

この幡多広域の観光について、6カ年の取り組みの初年度ではありますが、出足も含めて、現段階での取り組み状況と見えてきた課題について観光振興部長にお伺いします。

また、PDCAサイクル——プラン・ドゥー・チェック・アクションを回しながら実施していくこととなっておりますが、計画し実施した後の評価、チェックの部分については、観光客の満足度といった根拠に基づく厳密な評価や、評価の客観性を担保するという意味においても、幡多に来られた観光客の声や、体験ツアーや食事を提供している方々の意見も含めて多角的な視点で評価し、次のアクションを起こすことが大事だと考えますが、数値目標に対する成果的なチェックのほかにもどのような視点を持って評価されるのか、観光振興部長にお伺いします。

すばらしい取り組みに期待し、幡多広域観光のさらなる強化に私自身も力を尽くしたいと思います。

次に、四万十川の清流と景観の保全について質問します。

日本最後の清流として全国的にも知名度の高い四万十川ですが、その流域の景観もすばらしく、平成21年2月12日に国の重要文化的景観に選定され、津野町、梶原町、中土佐町、四万十町、四万十市の全国初5市町連携で選定されております。まさに四万十流域は四万十川を文化の源として発展してきたとも言えるのではないのでしょうか。流域に暮らす方々は四万十川を誇りに思い、守り育てたいという立場にいます。

流域の皆様とともに守り育てる視点を基本に、重要文化的景観が損なわれることのないよう流域保全とその活用にも努めていただきたいと思います。また、県として四万十川の清流と景観の保全に向けてはどのような取り組みがなされてきたのか、また今後どのような取り組みが必要であるか、林業振興・環境部長にお伺いします。

最後に、幡多地域の文化施設整備について質問します。

幡多地域の中心地に四万十市がごぞいます。選挙区の課題で恐縮ですが、昭和44年に建てられた四万十市立文化センターは、その利用環境に対する不満や耐震化の課題、老朽化も進んできたことなどから、四万十市では数年前から建てかえの検討を行っております。場所の選定や規模など詳細についてはまだまだ先の段階ですが、四万十市民はもちろん、幡多地域の皆様から文化センター建てかえに対する要望が多数寄せられます。和歌や俳諧、神楽に代表される日本舞踊や能楽などの演劇といった伝統芸能から、クラシックやミュージシャンのコンサート、四万十シネマの会などの映画鑑賞、子供たちの歌や吹奏楽など多種多様な団体や文化芸術に触れたい住民から文化センターの建てかえに対する熱い要望がごぞいます。市単独での施設整備については財政的に大変厳しい現状にあることから、早晚、市から国、県への助成についての要望や県立での文化施設整備の要望の声も出てくるのではないかと思います。

文化推進課にお伺いすると、文化施設整備単体での国の助成メニューは今のところないということですが、防災拠点の機能や図書館などの教育関連施設の併設や福祉交流の場などさまざまな機能を有する施設とすることで国の助成メニューを活用できるものもあると思われますので、市や地域から新たな文化施設整備の要望に対して文化生活部が窓口となって各部局との調

整役として施設整備の実現に向けて御尽力を賜りたいと思いますが、文化生活部長にお伺いします。

以上、このほかにもさまざまな課題がございますが、限られた財源を有効かつ効果的に生かしていただきたいとの観点から、行政サービスの向上、人材の確保や育成、住民ニーズへの対応など、県の役割について私からの最初の質問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 石井議員の御質問にお答えをいたします。

子供の貧困対策の必要性に対する所見についてお尋ねがありました。

近年、我が国では、国民生活基礎調査の結果などから、いわゆる貧困世帯の割合が上昇傾向を示しておりまして、18歳未満の子供たちで見ますと約6人に1人、ひとり親世帯ではその半数以上が経済的に大変厳しい状況に置かれています。また、社会構造の変化に伴う地域社会の見守り機能の低下などといったことも影響しまして、虐待や非行、さらにはいじめの問題などが頻繁に発生するなど、子供たちを取り巻く環境の厳しさはその深刻さを増しております。

こうした、子供たち自身に何ら責任のないことが要因となり、結果として厳しい環境に置かれた子供たちについては、社会全体でしっかりとサポートしていくことが必要だと考えております。このため、厳しい環境に置かれた子供たちへの支援策、いわゆる貧困対策を県政の重要課題と位置づけ、本年度から放課後学習支援の取り組みの強化など、その取り組みを抜本強化してきているところであります。

この子供の貧困対策については、来年度に向けまして、もう一段の取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。具体的には、厳しい環境に置かれた子供たちの発達・成長段階

に応じたきめ細やかな切れ目のない支援策を子供と保護者の双方を対象として充実強化をしていきたいと考えています。その際、幼少期においては保護者への支援を手厚く、年齢を重ねるに従って子供たちへの支援のウエートを上げていくとの方向で現在検討を重ねているところであります。

現在、平成28年度からの本格実施を目指しまして、子供の貧困対策計画の策定に向け、関係各課でこうした視点から具体的な施策を練り上げているところであります。あわせて、その際には、教育、福祉を初めとする、関係する支援機関がしっかりと連携をしますとともに、民生・児童委員やNPOなどを初めとする地域の皆様とのきずなのネットワークを構築するなど、社会全体で子供たちを見守り、育む体制を整備していく必要があるものと考えております。

あわせて、子育て世帯の経済的な負担の問題など国が責任を持って対応すべき施策もあり、先月には全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして政策提言を行ってまいりましたが、今後とも、全国知事会などとも連携を図りながら国への政策提言活動にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、バランスのとれた高知県の医療体制の構築についてお尋ねがありました。

本県の医療を守り育てていくためには、高知大学医学部を初めとした医学生の方々に、卒業後、高知で医療に従事することを選んでいただき、初期研修、専門研修、さらにその後も高知の医療を支え続けていただくことが何より重要だと考えております。そのために、医師のキャリア形成支援に重点を置いて、高知大学や高知医療再生機構と連携して取り組みを進めてまいりました。具体的には、医学生に対する奨学金の貸与、若手医師に対する専門医・指導医資格

の取得や国内外への留学に係る経費への助成など、それぞれのニーズに沿った支援を行い、高知県で診療に従事してよかったと提供いただけるよう取り組んできたところでもあります。また、産婦人科や小児科など県全体として不足している4つの診療科に進んでいただきますため、奨学金の加算制度も設けております。

平成29年度からは新たな専門医制度が開始されますので、専門医資格の取得に際し、特定の地域または医療機関に医師が集中することのないよう地域の实情に配慮することを求めつつ、高知大学医学部附属病院や地域の中核的な医療機関などとも十分に連携を図って医師確保に取り組んでまいりたいと考えています。中でも、主に地域を支える医療機関において、在宅医療や緩和ケアなどを含む全人的な医療の提供が期待される総合診療医の研修プログラムを、へき地を初めとする医師不足地域の医療機関で勤務しながら専門医の資格が取得できるよう調整していくことによりまして、これらの地域における医師の確保にもつなげていきたいと考えているところでもあります。

今後も、引き続き関係機関と連携をし、医師の育成環境の整備や医師を確保する仕組みづくりに取り組み、医師の専門性の確保とともに、地域地域で必要な医療を受けることができる医療提供体制の構築を進めてまいります。

次に、今後、本県の医療・介護の状況を見定めながら施策を講じることと地域の实情に応じた国の支援体制を求めていくことへの所見についてお尋ねがありました。

医療へのアクセスが困難な中山間地域を多く抱える本県では、昭和41年に人口当たりの病床数が全国1位となりますなど、従前より病院が福祉施設にかかわって介護、療養の受け皿となってきたという構造的な課題を抱えております。加えて、少子高齢化が進み単身の高齢者が増加

する一方で、核家族化が進むことによりまして家庭の介護力が低下し、医療・介護のニーズがますます高まるという状況になっています。

本県は、病床数、とりわけ療養病床数が全国平均の3倍以上と全国1位でありますけれども、先ほど述べた高知の实情を踏まえますと、地域医療構想の策定に当たりましては、単に病床を削減するのではなく、病床の機能分化や介護との連携を進めながら、患者さんや利用者のQOL——クオリティ・オブ・ライフの向上にふさわしい長期療養の受け皿を確保し、住みなれた地域地域で療養ができるようにしていくと、こういう視点が極めて重要であると考えているところでもあります。

このため、地域医療構想の策定に先立ちまして、今月から療養病床の実態調査を行っているところでもあります。その結果や国における療養病床等からの転換の受け皿となる新たな施設類型の検討状況を医療・介護の関係者と十分に情報共有しながら、病床機能の分化や医療・介護の連携方策を地域医療構想に反映していきたいと考えております。また、本県の实情に即した新たな受け皿のあり方につきましても、国へ随時提言を行ってまいりたいと考えているところでもあります。

さらに、人材の面につきましても、病床機能の分化、連携の進展に伴いまして、現在でも不足している中山間地域における医療や、今後需要の増加が見込まれる在宅医療や介護を担う人材の確保・育成がますます必要になってくるものと認識しております。このため、医師につきましても、先ほど申し上げましたとおり、総合診療医の育成に努めてまいりたい、そのように考えています。看護師につきましても、奨学金制度による中山間地域への就業の促進や県立大学寄附講座による訪問看護師の養成を開始するなどの取り組みを行いますとともに、介護職員

の定着、確保やキャリアアップに向けた支援策の充実強化などに引き続き取り組んでまいります。

また、財源の面につきましては、今後の体制整備の重要な財源となる地域医療介護総合確保基金における国の執行方針がハード整備に重点を置いたものとなっておりますことから、在宅医療や医療介護人材の育成確保などといった事業に十分な財源が確保されるかどうか不透明なところもあります。このため、地域医療介護総合確保基金の十分な総額の確保と地域の実情に合ったバランスのとれた活用ができますよう、引き続き全国知事会等とも連携をしまして、国に対し政策提言してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、行政サービスの充実に向けて、職員のいわゆるモチベーションの向上を促す人材育成についてお尋ねがありました。

職員のモチベーション向上を図りますためには、職員が仕事へのやりがいを感じることや懸命に努力することにより世の中の役に立っていると実感できるようにしていくということが非常に大事ではないかと考えております。日々の職務を通じてモチベーションを上げて人材育成を図る、そういった業務体制になっていることが何よりも大切だと認識しております。先例のないことに挑戦する産業振興計画などの取り組みに当たって、職員はアイデアを出し、実行し、そして組織的に内省をし、次に生かす、すなわちPDCAサイクルの中に身を置くことで成長を続けていくと、そういう形にしていくことが大事ではないかと考えているところです。

そのためにも、基本的に次の3つのことが大事だと考えています。第1は、それぞれの所属において明確な目標を掲げて、かつ職員間でこれを共有することが大事だと、そのように考えています。いかに意義あることをしているのか、

まず一人一人が認識することが大事だと、そのように考えます。

第2に、それぞれの所属において目標の達成に至るプロセスを明示し、職員間でこれも共有することが大事だと考えます。これによって具体的に何をすべきかがそれぞれわかり、それぞれにおいて目標の設定と内省のPDCAサイクルが生ずることとなるのではないかと、そのように考える次第です。

第3は、共有した目標やプロセスに沿ってそれぞれの職員が取り組みを行い、少しでも成果につながったときは上司や同僚がこれをしっかりと褒め適切に評価することも大事だと考えます。日々これを行うことが大切でありましょうけれども、あわせて御指摘の知事賞誉といった形でもこれを行っているところであります。

このように課題に真正面から向き合い、成果を上げた職員が適切に評価されることは、次に向けたモチベーションの源となると同時に、他の職員も苦勞が報われることを知り、やる気が高まるという好循環が生まれるものと考えています。この好循環によって日々の仕事を通じ人材が育成され、行政サービスの充実や県政課題の解決も同時に図られていくものと考えています。

あわせて、職員にさまざまなことを経験する機会を提供することや学ぶ意欲に応えることも大事であろうかと考えます。このため、庁内でのさまざまな研修機会を設けておりますけれども、あわせていわゆる他流試合をするような機会も設けております。国や市町村、民間等への派遣研修、産学官民連携センターが開催する講座の受講など庁外で学ぶ機会を積極的に設けるなど努力をしているところであります。このことは人材育成につながりますとともに、職員の人的ネットワークの広がりを通じて全国区や民間の視点、市町村政との連携意識を持った

人材の育成、業務の遂行にもつながっていくものと、そのように考えているところであります。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、子育て力の育成に関して、教育振興基本計画の基本方針に沿った取り組みの内容やその成果、今後の課題についてお尋ねがございました。

本県では、乳幼児期における教育に関して親の力を高めることが大きなポイントになるとの考えから、平成21年9月に策定した高知県教育振興基本計画に親育ち支援の充実を位置づけ、平成24年度からの重点プランにおいても取り組んでまいりました。

その中で、保護者に対しましては、お話にもありましたが、良好な親子関係のあり方や子供へのかかわり方について理解を深めるための講話などを幼稚園や保育所などで実施し、平成21年度からこれまでに合計366回、延べ1万人を超える保護者に参加していただいております。参加された保護者の方々への事後のアンケートでは、約95%の方々はその後の子育てにより方向で変化があったと回答しており、子育て力の向上につながっているものと考えております。

また、幼稚園教諭や保育士などの保育者に対しては、親育ち支援の必要性や保護者への支援方法などについて理解し実践することを目的とした講話やワークショップなどを平成21年度からこれまで309回実施し、延べ約4,000人の保育者が参加をしております。これに加えまして、より専門性を身につけていただくためのスキルアップ講座や実践交流会も実施し、保育者の親育ち支援力の向上を図っております。研修に参加した保育者へのアンケートでは、保護者との信頼関係をより築くことができるよう保護者に寄り添った支援を意識するようになったなど、約98%が子供や保護者へのかかわり方が向上し

たと回答しており、保育者の親育ち支援力の向上につながっているものと考えております。

その一方で、講話などへの参加に消極的な保護者や仕事などで参加が難しい保護者も多いといった課題もあります。このため、講話などへの参加に消極的な保護者に対しては、保育者に今まで以上に保護者とのコミュニケーションをとり、粘り強く参加を促す一方、スケジュール的に参加が難しい保護者に対しては、講話などを園の行事にあわせて実施するなど、参加可能な機会をふやすことで、できるだけ多くの保護者に参加していただくよう取り組んでまいります。

次に、就学前の環境がいかに大切であるかということを高知県の教育風土の柱として幅広く取り組むべきではないかとお尋ねがございました。

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に子供の特性を生かした適切な教育、保育を行うことは、義務教育及びその後の教育の基礎となるのみならず、将来に向かって必要となる、人とかかわる力や思考力、表現力、感性などを育む上で非常に大切です。このような幼児期の重要性を育児に直面している保護者や幼稚園、保育所などの保育者だけでなく、間近に子育てが始まる妊婦とその御家族、高校生などの若い世代、そして子供や保護者を取り巻く地域の方々などにも知っていただき、広く社会全体で共有することが重要であると考えております。

こうしたことから、現在、妊婦やその家族の皆様には、各地域で行われております両親学級や母親学級などで授乳時やおむつ交換時において親子のコミュニケーションをとることによる親子の信頼関係を築くことの大切さなどをお話ししておりますし、高校生には家庭科の授業を通して乳幼児の心身の発達や親の役割と子育て

など、育児に関する基礎的な知識を実技を交えて教えているところです。

現在、総合教育会議において大綱の策定に向けた協議が進められておりますが、その中で、就学前の子供たちの教育・保育環境の整備を進め、生きる力の基礎をつくるのが大綱の大きな柱の一つとして議論をされております。今後、さらに保護者の子育て力の向上に向けた対策を初め、家庭や地域との連携の充実を図る対策などについて検討を深めるとともに、乳幼児期の親子のかかわりや就学前の教育、保育の重要性を県民の皆様にご覧いただき、社会全体で子供たちを育む環境づくりに努めてまいります。

最後に、高校生の職業観や勤労観を養う現状の取り組みと今後の課題についてお尋ねがございました。

現在、高等学校に入学してくる生徒には、それまでの社会的経験が少なくなっていることや、ほとんどの生徒が高校に入学するようになっていくといった背景から、自分の将来の目標をしっかりと定めることができない、また働くことの意義の理解や働く意欲が不足をしている、さらにコミュニケーション能力や粘り強くやり遂げる力が弱いといった課題を持つ生徒が多くなっております。

こうしたことから、社会人講師による進路講演や大学、専門学校、企業の見学、インターシップなどを実施することで、生徒が夢を持ち、目標をしっかりと定め、将来を具体的にイメージしながら意欲的に学習を進めることができるようにするための取り組みを行っております。その結果、進学するか就職するかの方針すら決まっていない進路未定者の割合が過去4年間で8.4%から5.7%に減少するなど一定の成果が見えております。

また、コミュニケーション能力や粘り強くやり遂げる力が十分身につけていないために早期

離職につながっているケースもあることから、現代社会を生き抜く力の育成に学校全体として組織的に取り組めるようカリキュラムを各校で作成し、実践を始めているところです。

今後は、ただいま述べましたこれまでの取り組みをさらに充実させるとともに、生徒に地域とのかかわりの中で働くことの意義も学んでもらうことなどもあわせて行いながら、しっかりとした職業観や勤労観を培っていききたいと思います。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、新たな専門医制度に対する県としての役割と課題、また今後の医師確保の展望について、さらに研修プログラムの作成に対するかかわりについてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

新たな専門医制度における県の役割として、まず1つ目は、高知大学医学部附属病院を初めとした基幹施設による専門研修プログラムの作成段階において、県中央部の医療機関のみで研修カリキュラムを構成するのではなく、医師の不足する地域の医療機関も含めるとともに、各医療機関の受け入れ定員の設定について、基幹施設及び医療機関と調整を行うことです。高知大学医学部附属病院及び他の基幹施設に対しては、県の医師養成奨学貸付金の運営会議や地域医療支援センターの会議の場において、地域の医療機関にも配慮した研修カリキュラムの作成を依頼しています。

2つ目は、専門研修中及び専門医資格を取得した後の医療機関への医師の配置調整です。特定の地域または医療機関に医師が集中することのないよう、地域の実情に配慮しつつ、高知大学医学部附属病院や地域の中核的な医療機関などと十分に連携を図っていきます。

課題としては、郡部の医療機関において指導

医資格を有する医師が少ないことが挙げられます。新たな専門医制度においては、指導医資格のない医師のもとで行う研修は、一定期間以上は研修期間に算入されない規定となっているため、医師の不足する郡部の医療機関がより長期間若手医師を受け入れるためには指導医資格を有する医師を配置する必要があります。郡部の各医療機関が専門医や指導医の資格を持つ医師の養成や招聘に努めていただくとともに、県としては、指導医資格を有する医師の増加に向けて再生機構の助成制度を通じて支援をしていきます。

次に、今後の医師確保の展望については、今年4月に県内で初期臨床研修を開始した医師は58名、来年4月の採用候補者はこれまでで最高の64名と増加しています。来年の春からは毎年30名規模で奨学金を受給した地域枠の医学生が卒業します。この方々が県内に定着いただければ、ここ数年の若手医師の増加傾向が安定化し、県内の医師不足が改善に向かうものと考えています。

県としては、今後とも、新たな専門医制度におけるプログラムの作成や医師の適正配置調整に積極的に関与するとともに、県の奨学金を受給した医師がそれ以外の医師と同様に専門医資格が取得できるよう奨学金制度の改正を提案させていただくなど、引き続きキャリア形成支援の充実を図っていきます。あわせて、こちらの医療RYOMA大使や県外大学との連携事業により、県外から即戦力となる医師を招聘する取り組みも継続していきます。

次に、国の示す地域医療構想ガイドラインの問題点と地域医療構想の策定に当たっての課題についてお尋ねがありました。

地域医療構想の策定に当たっては、法令及び国が示すガイドラインに沿って2025年における医療需要、すなわち必要病床数を推計すること

になりますが、特に慢性期の医療需要は療養病床の入院受療率の地域差を縮小していく方向で推計することとなっています。このため、人口当たりの療養病床数が全国一多い本県においては、必要病床数が現在の6,892床から4,264床と38.1%の減となる見込みであり、療養病床が高齢者の受け皿となっている本県の実情が十分反映されないといった課題があります。

一方、国は、地域の実情に応じて都道府県、医療関係者などが話し合い、将来の医療需要の変化の状況を共有し、それに適合した医療提供体制を構築するためのあくまで自主的な取り組みが基本としていることから、県としても、地域医療構想策定ワーキンググループにおいて、関係者の理解を得ながら策定していきたいと考えています。

その中で、慢性期機能については、現在行っている療養病床実態調査の結果を踏まえ、現に入院している方々の追い出しにつながらないことを基本とし、患者や利用者のQOLの向上にふさわしい受け皿整備の方向性を地域医療構想に反映していきたいと考えています。

議員から御指摘がありましたように、多職種が連携して地域包括ケア体制を構築していく中で在宅医療のニーズに応じていく必要がありますので、市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業への技術的助言や患者、利用者の情報を医療関係者、介護サービス事業者が共有できるシステムの構築などを通じて在宅医療・介護の普及に努めていきたいと考えています。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 能力開発研修がどのように業務に生かされているのかといった評価や研修で得た能力を発揮して提案したい新たな企画等の対応についてお尋ねがありました。

一般能力開発研修では、研修で学んだことの定着を図るために、研修の3カ月後に職員に対

してアンケート形式で振り返りの報告を求めています。この報告では、研修を受講して得た知識や身についた能力が職場や仕事で生かされていますかという質問に対しまして、7割以上の職員がおおむねできている、または十分できていると回答しております。このため、多くの職員が研修で得た知識や能力を業務に活用できているのではないかと考えております。

また、研修で得た知識や能力を發揮した新たな企画等の取り扱いでございますが、職員の職位、ポストですとか職種によっても異なる面はございますけれども、日々の業務、例えば予算編成作業の中で所属において政策を立案する際ですとか、県民の皆様、市町村や関係団体などの皆様に新たな事業をわかりやすく説明する際などに生かされているものと考えております。

次に、知事賞誉と事例発表に関しまして、実施方法や職員への紹介、県民への公開についてお尋ねがありました。

知事賞誉につきましては、県民から評価、称賛される行政サービス等や事務改革等の職務上の努力や成果が認められる職員及び所属等を称賛することにより、県民に対する一層のサービスの充実と勤務意欲の向上を図ることを目的に実施しております。すぐれた取り組みを称賛することで、かかわった職員だけではなく、他の職員も苦勞が報われるとの思いを持ち、やる気が高まるとともに、よい取り組みが全庁に広がっていくものと考えております。

昨年度の知事賞誉は、鏡川の氾濫回避に貢献した鏡ダムのチームや県内の防災関連産業の売り上げを大きく引き上げることに貢献した所属のチームなど17組に対し、本年の2月に高知市内の会場において、全庁から参加した120名を超える職員の前で、知事・副知事出席のもと授与式を行い、この17組のうちの3組がそれぞれ15分程度の事例発表を行いました。また、それぞ

れの功績概要を庁内のネットワークの掲示板や職員向けのメール広報紙などで庁内に周知をいたしたところであります。知事賞誉を受ける取り組み自体は既に報道や県の広報番組などを通じて公表されているものが多く、むしろ職員の陰の努力を他の所属等が参考にして、または刺激とすることを目的にしておりましたことから、現在は庁内のみへの周知となっております。

今後につきましては、御意見にもございましたように、多くの県民の皆様を知っていただくことは職員にとりましても励みになりますことから、知事賞誉の結果をホームページで公表することなどについて検討してまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 今後、人員不足や技術力不足によるさまざまな支障が懸念されるが、土木行政の現状をどのように認識しているのか、また中長期的な視点で職員の技術力を継承していく取り組みについてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

県庁全体として職員数のスリム化を進める中で、土木部の技術職員数につきましては、ここ数年、おおむね現状を維持しております。一方で、土木部の予算は、南海トラフ地震対策の強化等により増加傾向にございます。このような状況下におきましても、県民の生命と財産を守るインフラの整備は滞りなく進めていかなければならないと認識をしております。

こうした認識のもと、インフラを効果的、効率的に整備していくためには、技術職員一人一人の技術力の向上が不可欠であることから、さまざまな取り組みを行っているところです。その上で、突発的な災害対応も含め、発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、高知県建設技術公社といった外部の組織を活用して発注体制を確保してござ

す。

中長期的な視点から適切な発注体制を維持・確保する上で、お話のありました技術力の継承は大変重要であると認識をしております。このため、具体的な取り組みといたしまして、工事現場での監督業務や受注者との協議など日常業務の中で先輩職員が若手職員に同行し、技術的なアドバイスや指導を行っておりますし、また先輩職員が講師となって設計積算や工事監督に関する研修なども行っております。

今後も、このような取り組みに工夫を加えながら継続し、技術力の一層の向上を図ることにより、事業を適正に執行できる体制を確保してまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○**観光振興部長(伊藤博明君)** 幡多広域観光振興計画の現段階の取り組み状況と見えてきた課題、また数値目標のほかにもどのような視点を持って評価するのかとのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

一般社団法人幡多広域観光協議会では、6年後の数値目標である県外観光客の7万人以上の増、観光総消費額19億円以上を目指し、昨年度末に策定した幡多広域観光振興計画に基づき、多様化する観光客のニーズに対応するための着地型旅行商品の造成、販売、広域エリア内の周遊ルートの形成や情報発信の強化など、全国に通用する観光地づくりに向けて取り組んでいるところです。

県といたしましては、こうした取り組みを人的、財政的に支援するとともに、協議会の機能をさらに強化するため、今年度から旅行商品の造成、販売などの専門知識を有する地域コーディネーターを新たに配置し、協議会が行う地域の事業者との調整などをきめ細やかにサポートしております。加えて、協議会の職員も対象に、旅行商品づくりのノウハウを学ぶ土佐の観光創

生塾を開催し、協議会の商品造成力や販売力の向上につなげているところです。

一方で、振興計画を実践していく中で、より効果的、効率的に事業を進めていくためには、旅行トレンドを踏まえたマーケティングや観光客のニーズ、満足度などのデータの収集分析がさらに必要になるといった課題も見えてきました。このため、協議会では、国の地方創生交付金を活用し、観光客の満足度調査や宿泊施設、体験プログラムの事業者へのヒアリングなどを行い、振興計画をより戦略的な視点で見直し、一般観光客はもとより、スポーツツーリズムやインバウンドなど、ターゲットを明確にした効果的なセールスとプロモーションを実施していくこととしたところです。

これらの取り組みを通じて振興計画に定める数値目標の早期達成を目指してまいります。数値目標のみならず、観光客の満足度調査の結果はもとより、地域の観光事業者や地域コーディネーターの御意見も反映させながら、観光客に提供するサービスや商品の質の向上につなげていくことが必要であると考えております。協議会では、こうした点も踏まえて、振興計画のPDCAサイクルを徹底すると伺っておりますので、県といたしましても、数値目標の達成と質の高い観光地づくりに向けて引き続き支援してまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○**林業振興・環境部長(大野靖紀君)** 四万十川の清流と景観の保全に向けてどのような取り組みをしてきたのか、また今後どのような取り組みが必要であるかとお尋ねがございました。

清流保全につきましては、流域の5市町や公益財団法人四万十川財団、地域住民の方々との協働による四万十川の一斉清掃の実施、学校における環境学習、地域住民や生徒の皆さんとの協働による水生生物や清流度調査などを通じた

保全活動の普及啓発、田植え期の濁水防止のため四万十町における浅水代かきの実施及び止水板の普及支援などさまざまな取り組みを行っています。

一方、景観保全につきましては、いわゆる四万十川条例や四万十川流域環境配慮指針に基づき道路のり面へのポット苗の植栽による木の香る道づくりや、ガードレールや電柱などを景観にマッチさせるための塗装、色彩への配慮などに取り組んできました。

四万十川条例が制定され14年が経過し、先ほど申し上げましたようなさまざまな取り組みを通じて地域の財産である四万十川を地域で守っていくという気風が育ってきています。今後は、これまでの活動に加えて、愛媛県と連携してより効果的な濁水防止対策を実施するとともに、企業との協働で清流保全に取り組む、協働の川づくり事業なども積極的に進めながら、日本最後の清流の名にふさわしい清流と景観の保全に向けて官民一体となって取り組んでまいります。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 四万十市や地域における文化施設の老朽化に伴う新たな施設整備の要望に対し、文化生活部が窓口となり実現に向けて尽力してはどうかとのお尋ねがございました。

文化施設を初めさまざまな公共施設の老朽化等につきましては、全国的に大きな課題となっており、本県におきましても、文化施設を所管する幾つかの市町村において対策に向けた検討を開始されたとお聞きをしております。

国から示された公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針におきましても、地方公共団体においては、今後人口減少等により公共施設などの利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、地域の状況を把握し、長期的な視点を持って更新や統廃合を計画的に行う

ことで財政負担の軽減と公共施設などの最適な配置を実現することとされています。

お尋ねのございました文化センターにつきましても、現状や将来の見通しなどを考慮した上で、住民の方々の御意見なども踏まえて対応を検討されるものと考えますが、県としては四万十市からのお話もお伺いしたいと思います。

○24番(石井孝君) それぞれ御答弁本当にありがとうございます。2点ほど質問をさせていただきます。まず、知事にお伺いしたいのは、先ほど教育長から就学前の環境がいかに大事であるかということについて、社会全体で育む体制をつくっていききたいという御答弁をいただきましたけれども、いわゆる教育風土として考えていただけるというふうに捉まえております。これも知事部局のほうでもやっぱりいろんな教育・福祉の連携が必要だというような、先ほど子供の貧困対策でもお話がありましたように、知事部局のほうでもこういった就学前段階の子供たちの支援というのがいかに大切かということ和社会全体で風土として捉まえていただきたいと思いますが、そのことについて知事からもお考えをお聞きしたいということが1点。

もう一つは、医師確保について健康政策部長にお伺いします。大学との連携ということで、大学からいろんな招聘もしていくというような話もありましたけれども、高知大学が中心になっていろいろ考えていく、ほかの県も多分その県の県立大学が考えていくということになると、ほかの県からなかなかまた招聘するのは難しくなってくるし、とり合い合戦みたいなならざるを得ないような状況もあると思うんです。一つやはり、私立大学なんかへもいろんな呼びかけ、働きかけもしているとは思いますが、その取り組みも含めて、そういった方面も少し考えていただければと思いますので、

そのことについてお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 就学前の子供への支援について、知事部局としても福祉側から対応していく、これを充実させていくということは子供の貧困対策をこれから充実させていく上において非常に大きなポイントだと思っていますので、しっかり取り組んでいきたいと、そのように思います。

先ほど来申し上げておりますように、保護者に対する対策と子供自身に対する対策と両方講じていくことが大事だと考えますけれども、特に幼少期になりますと、まだ子供が小さいですからね、その親に対する対策をしっかり講じていくこと、保護者の皆さんに対する対策を講じていくことなども非常に大事だと考えています。極めて難しい課題ではありますけれども、何とかそういうこと、実効ある対策を講ずることができないか検討を重ねていきたいと、思います。

それと、教育面についても、総合教育会議ということでもありますから、私自身もかかわってその大綱づくりに当たるわけでもありますので、その中においてもこの就学前の子供たちに対する対策、教育の充実という側面と子供たちをしっかりと育ていくという側面と両方から見ていきながらこの教育大綱の中でもしっかりとこの子供の貧困対策、就学前の子供たちへの対策、これを位置づけていくようにしていきたいと、そのように思います。

○健康政策部長（山本治君） 医師の確保対策については、奨学金制度をつくってというのは、もうこれは長期的な対策で10年かかると。即戦力の医師の方については、これは先ほど言いましたように県外も含めてということで、特に今現状では聖マリアンナ医科大学、それから大阪医科大学のほうに寄附講座をつくっていただいて、そこから医師を派遣していただいて地域医療を担っていただいている、例えば嶺北中央病

院であるとか高北病院であるとか、そういうところで勤務をしていただいているということですので、そういう面についても積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○24番（石井孝君） ありがとうございます。

本当に子供の貧困もそうですし、就学前の教育風土づくりは大切だと私は思っております。これは必ず高知県の長期的な将来的にはプラスになる課題だというふうに思いますので、ぜひとも全庁挙げて取り組んでいただきたいというふうに思いますし、医師確保もやはり進めていかなければならない重要な課題であると思えます。

それから、新たな診療科の総合診療専門医、これを勉強するにはへき地の高知県が最適だということをやはり売りにして取り組んでいただきたいということと、県職員の皆様は県政運営の基本的な土台だと思っておりますので、この土台が揺らぐことのないように育成と、先ほど知事が話されましたようなやりがいを実感できる体制整備、これをお願いしたいというふうに思います。

今後、財政的に厳しい課題や難しいかじ取りを迫られるというようなこともあるかもしれませんが、皆様の英知を結集して高知県の県勢の浮揚に向けて、また課題解決に向けて取り組む姿勢を持ち続けてまいりたいというふうに思います。これで私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明17日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時13分散会

平成27年12月17日（木曜日） 開議第4日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

9番 川井喜久博君

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 野々村毅君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 中澤一真君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 岡林美津夫君
 公営企業局長 門田純一君
 教育委員長 小島一久君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 山崎實樹助君
 職務代理者 上野正史君
 警察本部長 田中克典君
 代表監査委員 吉村和久君
 監査委員長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次 長 川 村 文 平 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 4 号)

平成27年12月17日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 高知県行政不服審査会条例議案
- 第 3 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例議案
- 第 4 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例議案
- 第 5 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県職員倫理条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県看護師等養成奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県の事務処理の特例に関する条

例の一部を改正する条例議案

- 第 12 号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 18 号 高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例議案
- 第 19 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 20 号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第 21 号 平成28年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 22 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 25 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 26 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施

- 設の指定管理者の指定に関する議案
第 27 号 県有財産（建物等）の取得に関する議案
第 28 号 永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 29 号 国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
報第 1 号 平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
報第 2 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告
第 2 一般質問
(2人)



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員山崎實樹助君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第 1、第 1 号「平成27年度高知県一般会計補正予算」から第29号「国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約

の締結に関する議案」まで並びに報第 1 号「平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告」及び報第 2 号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」、以上31件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行います。

13番明神健夫君。

（13番明神健夫君登壇）

○13番（明神健夫君） おはようございます。ただいまお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、個別割り当て制度の導入による漁業復活についてであります。

日本は、世界第 6 位という広大でかつ豊潤な排他的経済水域を持ち、1972年から1987年の実に16年もの間、世界最大の漁業国でありました。それが1984年、昭和59年の1,282万トンピークに水揚げ量が減少し、2013年、平成25年は479万トンと、トン数にして803万トンの減、率にして63%も減少し、その後も減少を続けていく傾向にあります。

では、日本の水産業はなぜ衰退の道をたどることになったのか。

1つには、アメリカが1976年に200海里漁業専管水域を制定したことによる海外の漁場からの撤退がありますが、最大の原因は、余りにも自国の海が広く豊か過ぎる余り、乱獲に次ぐ乱獲を続けて衰退させてしまったのであります。

初めのうちは、魚が多いので魚はとれる。そして、もっととるために漁具が進化していく。漁業者はどんどん投資して、もっと魚をとろうとする。ここまでは、右肩上がり成長が続きます。しかしながら、時間の経過とともに資源が減り始めて、魚が小さくなり、価値が低い魚がふえる。卵を産める大きさに成長していない魚でもとり続けるため、水揚げ量はさらに減少し、水揚げ金額も減少していき、そして、とれ

ない、小型の魚で売れない、安いという漁業者にとって最悪の事態を引き起こし、最後は、終戦直後100万人以上いた漁業就業者が2014年、平成26年には18万人を切り、かつ後継者不足で高齢化が進み、かつて大漁でにぎわった港町が地域社会ごと衰退してしまうという、世界でも例外的な国になってしまいました。

ちなみに、県内の漁業就業者は、1973年、昭和48年に約1万3,000人おりましたが、高齢化や資源の減少などで、2013年、平成25年には約3,900人となり、この40年間で人数にして9,100人の減、率にして70%も減少しております。

他方、水産業で成長を続ける国々の現状は、水産資源の安定と増加、労働環境の大幅改善、若者にも人気がある産業、高い収入——日本の漁業者の平均年収が200万円なのに対しノルウェーは900万円、世界の水産物需要増と魚価高を背景とする安定した成長など、日本とは全く対照的な道をたどっております。

水産業で持続的な成長を続けるアメリカ、ノルウェー、アイスランド、カナダ、EU、ニュージーランド、オーストラリアの国々では、毎年、魚種ごとに、再生産のためにどれだけの産卵できる親魚を残さなければならないのかを科学的に検証した上で漁獲枠が設定され、それに基づいて年間に漁獲してよい魚種ごとの数量が漁業者もしくは漁船ごとに割り当てられ、それを厳格に守って漁業を行うという個別割り当て制度を導入して成長を続けております。

衰退著しい日本でも、1996年に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律が制定され、わずか7魚種に漁獲枠が設定されております。しかし、科学的な知見に基づいた漁獲枠ではなく、何の役にも立っておりません。

一方、水産業はとてつもなく裾野が広い産業であります。水産資源の管理をしっかりしていれば、生産・加工・流通を一体化させて付加価値の拡

大、すなわち今で言う6次産業化を図ることで幅広い産業をつくり上げ、その地域全体が活況を呈し、コミュニティーを形成しながら町全体が発展していきます。そして、若者の定住人口の増加につながります。

魚という資源は、正しい資源管理政策を行っていれば、持続して利用していくことが可能であります。日本は、こうした北欧、北米、オセアニア等の多くの国々で既に実証済みの成功事例を見て勉強し、その政策を取り入れることができるのですから、これをお手本にしない手はありません。

日本の水産業が衰退の一途をたどっている、この負の連鎖を断ち切り、成長産業に転換させ、地方と雇用を再生させるための極めて現実的な特効薬は、繰り返しになりますが、科学的知見に基づいて魚種ごとに産卵できる十分な親魚をとり残す個別割り当て制度を導入することあります。水産業の復活は、人口の減少や高齢化社会の克服、また地域経済の活性化という待ったなしの課題の打開、すなわち国と地方が総力を挙げて取り組んでいる地方創生にもつながります。

全国知事会において、この問題提起をし、この政策の早期導入を大会決議され、政府に政策提言していただきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

関連して、郷土料理カツオのタタキは県内外の多くの皆さんから親しまれております。しかし、ことしの1月から10月、県内沿岸カツオ漁の漁獲量が、極端な不漁に見舞われた昨年をさらに下回り、データが残る平成6年以降で最低だったことがわかりました。県は、カツオ資源が減少していることを踏まえ、適切な国際資源保護に向けた政策提言を政府に行っていることは承知しておりますが、いまだに政府の動きが見えません。

太平洋クロマグロやサンマのように、カツオも持続的にとれる国際的なルールづくりに早く取りかかっていたいただきたいという、カツオの町、中土佐町民からの強い要望がっております。また、地方創生の観点からも政府を突き動かしていただきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

続きまして、歴史資源の紹介と観光振興についてであります。

幕末から明治維新にかけての激動期に、土佐藩では、多くの勤王の志士が新しい日本の夜明けを信じ、夢を見ながら熱き情熱をたぎらせて脱藩し、活躍をされました。その中でも特に業績のあった4人が、後に明治天皇より正四位の叙位を受け、土佐勤王党の四天王と呼ばれております。4人の名前を活躍中に亡くなった順に申し上げますと、吉村虎太郎、武市瑞山、坂本龍馬、中岡慎太郎であります。うち3人は、平成22年のNHK大河ドラマ龍馬伝の中でその活躍が放映され、こうち旅広場には三志士像が設置されておりますので、あと一人の勤王の志士、吉村虎太郎についてその業績を紹介します。

吉村虎太郎は、天保8年、1837年4月18日、現在の津野町に生まれ、非常な秀才で、わずか12歳で津野町の庄屋となり、その後須崎市、梶原町の庄屋を歴任され、各地で治績を上げておりましたが、文久元年、1861年に武市瑞山を盟主として土佐勤王党が結成され、これに参加して尊王攘夷運動に奔走するようになります。虎太郎24歳のときであります。その後、長州藩の情勢を探るため、虎太郎と龍馬は長州に渡りました。長州では尊王攘夷の計画が着々と進んでいること、また薩摩藩や九州の肥後、久留米、岡の各藩、それに長州藩も上京する旨の情報を得て、文久2年、1862年2月27日土佐に帰り、武市瑞山にこの状況を報告するとともに、脱藩して勤王活動をするよう勧めましたが、瑞山は

これを拒んだため、同年3月6日虎太郎は脱藩を執行し、それより少しおくれた3月24日には龍馬も脱藩を執行しております。

虎太郎は、大阪の長州藩邸に入り、諸国の志士たちと一緒に尊王攘夷運動に奔走していましたが、その年の4月、京都伏見の薩摩藩船宿寺田屋の事件に連座し、土佐に送り返され、獄につながれます。その年の12月には、恩赦によって釈放されております。翌年の文久3年、1863年2月、虎太郎は自費遊学の許可を得て京都に上り、尊王攘夷運動に奔走するようになります。

その年の8月13日、孝明天皇の大和行幸の計画が決定されました。これは、天皇みずからが賊の征伐に向かうことに名をかりて大和に行幸し、しばらく逗留され、軍議を開いて攘夷、すなわち外国の勢力を追い払う決定をし、この決定を天皇の命令として幕府に伝え、これを実行しないときは、直ちに天皇の命令に背いた罪を責め、倒幕の行動に出て、一挙に王政復古しようという計画でありました。

この計画をいち早く知った虎太郎は、同志とともに孝明天皇の大和行幸に先立って倒幕の軍を起こそうと決起し、明治天皇のおじ君に当たる中山忠光公を主将に担ぎ、みずからは総裁となって天誅組を組織しました。そして翌日の8月14日には、その先駆けとなるため京都を出発しております。8月17日、天誅組が孝明天皇の大和行幸に先駆けて大和を平定し、錦の御旗で迎え奉ろうと江戸幕府直轄の現在の奈良県五條代官所を襲撃し、代官を討ち取りました。一方、決起の知らせはいち早く大和国内の尊王攘夷派の志士にも伝えられ、続々と五條に駆けつけました。

しかし、8月18日、京都御所で、天誅組にとって予期せぬ政変が起こりました。それは、尊王攘夷派の公卿が京都御所から追放された事件であります。それまで朝廷は、尊王攘夷派が実権

を握っており、孝明天皇の大和行幸もその公卿らの計画であったことから、いち早く倒幕の口火を切った天誅組に続いて、長州藩を中心とする諸国の志士たちも、この機会に兵を集めて倒幕の戦いを起こそうと計画をしておりました。しかし、長州藩の勢力を阻止しようとする会津藩、薩摩藩などの公武合体派が、反対派の公卿とはかつて尊王攘夷派の公卿を朝廷から一掃するというクーデターを断行したのです。その結果、孝明天皇の大和行幸は延期となり、天誅組は大義名分を失うとともに、政変によって朝廷の実権が交代したため、天誅組は朝廷の賊軍となりました。

しかし、時既に遅く、天誅組は、これまで来たからには初志を貫徹しようと、集まった1,000人余りの兵とともに、高取城の攻撃や大和国の各地で幕府の追討軍1万3,000人と奮戦しましたが、時に利あらず、9月27日、天誅組総裁虎太郎は、現在の奈良県東吉野村で幕府軍の銃弾のもとに、「吉野山 風に乱るるもみじ葉は 我が打つ太刀の血煙と見よ」の辞世を残し、27歳の若さで散華しました。

この明治維新の先駆けとなった天誅組の大和挙兵は、数多い維新の動きの中でも、1,000人余りの兵力をもって堂々たる倒幕の第一陣でありました。京都御所の政変で倒幕の目的を果たすことはできませんでしたが、彼らは名利を追わず、ただひたすらに日本の行く末を案じて、家を忘れ、身命をなげうって行動しました。彼らが掲げた倒幕ののろしは天下の同志の魂を揺り動かし、次々に受け継がれて、虎太郎死後わずか5年で維新の大きな仕事は成就され、その業績は高く評価されております。

産業振興計画の観光分野では、県外観光客入り込み数435万人の早期実現を目指したさらなる挑戦として、来年は高幡地域5市町の主催による奥四万十博の開催。平成29年は大政奉還150

年、平成30年は明治維新150年に当たり、大規模なキャンペーンと博覧会の開催が計画されようとしております。ついては、地元や虎太郎ファンの皆さんから、大政奉還150年の好機に、明治維新の先駆けとして活躍した土佐勤王党四天王の一人、吉村虎太郎の像をこうち旅広場に新設し、四天王像として、その業績を顕彰していただきたいという強い要望がっております。

私も、土佐勤王党四天王の歴史資源を、全国に大規模なキャンペーンを展開し、そしてこうち旅広場では観光客の皆さんを四天王が一堂に会して熱烈歓迎をするという相乗効果によって、大政奉還・明治維新150年の両イベントはより一層盛り上がり、リピーターはふえ、435万人の早期達成につながると思います。知事の御所見をお伺いします。

関連して、奥四万十博の観光資源として、吉村虎太郎生家をここの4月、保存されていた間取り図に基づいて復元し、売り出す準備を進めております。願わくば、前述の虎太郎像の新設と業績の顕彰を1年繰り上げて、夏休みに入る前の平成28年7月中旬までに実施していただければ、この観光資源と歴史資源が一体となって、観光客の周遊促進が図られ、博覧会入り込み数の目的達成につながると思います。知事の御所見をお伺いします。

続きまして、旅行商品の企画、開発についてであります。

従来の観光資源の考え方は、神社仏閣、国、県の重要文化財、奇観、名勝などを見ることによって、美しさ、偉大さ、珍しさ、大きさ、古さなどを感じ、自己発見へといざなうものでありましたが、最近では旅行する人の意識が変わり、観光資源に対する考え方も変わってきております。

旅行者は、地域が持っている歴史、気候、立地環境などが育んできた生活文化や郷土意識な

どをよく知りたい、触れたいという目的を達成するための旅行に変わってきております。また、地域が持っている、何か特別なものを観光資源にするためには、きちんと説明がされないと理解してもらえないことが多いですが、そういう説明を聞くということが、旅行する人の非常に大きな楽しみにつながっているとされておりま

す。こうした中、全国の自治体では、着地型の旅行商品開発について、プロポーザル方式により、幅広く提案募集を行っている例がふえておりますし、また内外から有名ブロガーを招待して、地域の特色ある文化や自然に触れる体験など、ストーリー性、テーマ性に富んだルートを開発し、積極的に情報発信しようとする例も広がっております。

本県では、ことしの6月、地元の人しか知らないような地域の奥深い魅力を発見できる、また体感できる旅行商品を企画、開発し、提供することによって県外からの旅行客の増加を目指すため、インターネット上に架空の旅行会社高知家エクストリームトラベル社を設立されました。エクストリームは、極端な、極限のという意味のようですが、仮想の旅行会社の設立は全国初の取り組みであり、時宜を得たユニークな取り組みであると評価しております。

ついては、観光キャンペーン奥四万十博の開催まであと4カ月と迫り、高幡5市町では、「四国カルストから土佐の大海原へ」をテーマに約50の多彩なイベントの開催や新たな体験プログラムを用意するなど、開幕に向けた準備を進めております。

この博覧会に県外から多くの旅行客が訪れ、所期の目的を達成するため、地域の祭りや歴史、また特色ある文化、自然に触れる体験などの観光資源とあわせて、観光ガイドをつけることや、地元の食材をふんだんに使った料理を堪能して

いただくことなどもあるので、高幡5市町の行政や商工観光関係者らでつくる推進協議会と連動した着地型の旅行商品を、四季折々に旅行会社が販売できるよう、当会社において企画、開発していただきたいと思

います。また、メディアやブロガーなどとタイアップして、高幡5市町の地元の人しか知らないような魅力を全国の多くの人に知ってもら

うよう、積極的に情報発信もしていただきたいと思

いますが、観光振興部長の御所見をお伺いします。続きまして、伊方原発再稼働への対応についてであります。東京電力福島第一原発の事故で、安全神話は崩壊しました。そして平成27年10月26日、伊方原発の再稼働は、県民生活や経済活動に不可欠な電力安定供給のため、代替エネルギーが見つかるまで、すなわち現時点ではやむを得ないと

の見解が示されました。他方、平成27年9月22日新聞報道されましたように、東京都目黒区の民間シンクタンク環境総合研究所は、伊方原発で福島原発と同規模の事故が起きた場合の予測に当たって、風速は全国の年間の平均的な値という毎

発の半径30キロ圏内ではありますが、50キロ圏内に入る四万十市、梶原町のほか、風向き次第で応急対策を実施すべき区域となることが予測される津野町、中土佐町においても、避難勧告や避難指示が出た場合の避難計画の策定。特に原発での過酷事故と南海トラフ巨大地震が同時に発生し、道路が寸断されて避難できない、また避難先の市町村が地震対応で受け入れできないときなどに備えて、放射線防護対策を講じた施設の確保や避難の長期化なども網羅した避難計画の策定。さらには安定ヨウ素剤の備蓄など、県民の暮らしと命を守り不安を払拭する対策を講じることで、想定外を想定内に取り込んでいくことが大事だと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

続きまして、特別支援教育セミナーの開催についてであります。

T O S Sは、授業、教育にすぐに役立つ教育技術、指導法を開発し、また全国のすぐれた教育技術を集め、互いに追試し、検討し合ってみずからの授業技術を高め、その技術や方法を全国の教師の共有財産にしようと努めている教師の研究団体であります。

各教科の授業案から学級経営の技術や特別支援教育など、さまざまな分野にわたって多くの機関と連携し、研究、開発などを行っておりますが、今回は、医師や専門家と教師が連携した発達障害の子供たちの特別支援教育の研究活動を取り上げ、提案をさせていただきます。

「すべての子どもは大切にされなければならない。一人の例外もなく。」これがT O S Sの教育理念であり、その教育理念を最も具体化しているのが特別支援教育であります。授業中に立ち歩いてしまう子、教師に対して暴言を吐き暴れ回る子、友達に暴力を振るってしまう子、パニックになってしまう子、指示をすると必ずやりたくねえと言い返す子、不登校になってしまう子

など、教室の発達障害を持つ子、あるいはその傾向にある子供たちに対して、決してどなりつけることなく、「教えて、褒める」を基本とした教育を行い、あわせてT O S Sは、教師だけでなく医師や小児発達の専門家などと協力し、学校現場での問題に正面から向き合い、指導法の研修や開発を行っております。

子供の中には、発達のでこぼこを持った子供たちがおります。

第1に、発達障害の子供たちの中には、選択的注意ができない子供がおります。例えば、教室の前面掲示が多いと、そちらに注意が分散してしまいます。また、教師の声と金魚などの水槽のポンプの音が同じ音量で耳に入ってきてしまいます。教師がわかっているならば、対応は簡単です。情報をできるだけ減らせばよい。前面掲示は少なくする、水槽のポンプは切ればよいのです。

第2に、一般化、概念化できない子供もおります。例えば、遠足の作文を書きなさいと言われても、書くことができません。バスに乗った、アスレチックのロープにぶら下がった、お弁当を食べた。たくさんあった出来事のうち、どれが遠足なのか、わからないからであります。これも、教師が理解をしていれば対応できます。きのうの出来事をいろいろとお話しさせて、「その中で、一番どきどきわくわくしたところから書き始めてごらん」のように指示をすればよいのです。

第3に、微細運動に障害を持っている子供もおります。例えば、両手に軍手を2枚ずつ重ねてつけている状態だと思えばよいのですが、とても不器用であります。算数セットのブロックを数えるのも難しい。並べようと思っても、ばらばらになってしまう。これも、教師がわかっているならば対応は簡単です。そのブロックを使用せず、操作しやすい教具にかえるだけで、どの

子もたくさん練習できます。

このように、不要な情報をできるだけ減らす。具体的にイメージできるような指示をする。その指示は端的に短く、一時一事にする。適切な教具を使う。こういった一つ一つの指導法の工夫、対応の方法を教師は身につけ、その子供ができるだけやりやすい状態をつくって、褒めてやるのが教師の仕事であります。ところが、わかっている教師、勉強していない教師には、この簡単な対応ができない。その子供たちが、単にやる気がないように見えてしまい、ちゃんとしなさいと叱ってばかりいる、どなり散らす、無視をすることになります。叱られるのはいつも同じ子供で、毎日のように自己肯定感を碎かれ、情緒は不安定になる。いずれ高学年になれば、やってらんねえよと、教師の言うことを聞かなくなってしまう。そして、子供の人格そのもの、子供の人生そのものを壊してしまい、社会人として自立できない、就職できない人の原因の多くは小・中・高の教師の無知にあるとTOS Sの代表は言っております。

教師が子供の未来を真剣に考えるなら、発達障害の子供をきちんと理解し、対応の方法を身につけるべきである。それは、叱るのではない。やり方を教えて、褒めることによって、やればできるという自己肯定感を育てることである。それに尽きると言ってもよいとTOS Sの代表は言っております。

発達障害は、どこの学校にもいる子供たちです。ついては、教師及びスクールカウンセラーの一人一人が発達障害の子供をきちんと理解し、その指導法、対応法、また子供の気持ちに沿ってあげる共感力を身につけ、発達障害の子供たちを確実に変化させ、幸せになっていくことを願い、あわせて学級を安定化させ、学力の向上につなげることを目的として、県教育委員会の主催で、全国の多くの教室で医教連携を実践し、

効果を検証した事例を蓄積しているTOS Sから講師を招き、特別支援教育セミナーを開催してはと提案しますが、教育長の御所見をお伺いします。

関連して、文部科学省がことしの9月16日に発表しました2014年度の問題行動調査では、本県の中学不登校率は全国1位、また小・中・高校の暴力行為発生率は全国2位と看過できない結果でありました。本県中学生の不登校率及び小・中・高校の暴力行為発生率が高い要因はどこにあると考え、その早期対応にどう取り組んでいくお考えか、あわせて今後の不登校率及び暴力行為発生率の改善目標について教育長にお伺いをいたします。

続きまして、これからの時代に求められる資質、能力についてであります。

平成26年9月に政府の教育再生実行会議に立ち上げられた第1分科会では、これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質、能力とは何であるかについて議論を重ね、平成27年5月、第7次提言として取りまとめております。

この提言によりますと、これからの未踏の時代に社会的、職業的に自立し、たくましく生き抜いていくためには、想定外の事象や未知の事象に対しても、持てる力を総動員して主体的に解決していこうとする力が必要です。また、これからの世界を生きる上で、日本人としての文化や歴史、伝統を背景としたアイデンティティーや国語力と並んで、英語を中心とした外国語による発信力や情報活用能力は不可欠です。これに加えて、コンピューターの能力が人間の能力を上回るとの予測もあるからこそ、今後は人間が優位性を持つ資質、能力を磨き、高めることがますます必要になります。

こうしたことを踏まえ、これからの時代に求められる極めて重要な資質、能力は、まず、経済活動を初め世の中の全ての仕事や活動が、よ

りよい製品やサービスを提供したり新たな領域を切り開いたりして付加価値を生み出し、人々の生活の向上や社会の成長、発展をもたらしていくためには、心に高い志を持って主体的に学び、考え、課題を発見する能力、また課題解決に導く力や責任感、そして相手に納得してもらう論理性や人の心を動かすプレゼンテーション能力が必要です。

2点目は、未知の課題に挑み、解決策を生み出すためには、既存の概念にとらわれない創造的な発想力や企画力、直観力、またプラス思考でさまざまな課題に果敢に挑むチャレンジ精神と強い忍耐力が必要です。

3点目は、人に対して働きかけたり、人の感性に訴えたりする仕事や活動を行うことはもとより、職場やコミュニティーの中で他者と目標を共有し、協働して課題解決に取り組むことは、いつの時代にあっても不可欠です。また、グローバル化した社会では異なる価値観や文化的・宗教的背景を持つ人々と互いに理解し合い、共存していくことも必要です。そのため、他者に共感できる感性や思いやり、また他者との意思の疎通を図るコミュニケーション能力、そして多様性を受容する力が必要、としております。

政府は、その着実な実行を図ることを期待すると言っておりますが、教育委員会においては、市町村を初め教育関係者、保護者を含む社会の人々と本提言をしっかりと共有し、これからの時代に求められる人材を、教育によっていかに培っていくのか、教育長の御所見をお伺いしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 明神議員の御質問にお答えをいたします。

まず、全国知事会において個別割り当て制度の早期導入を決議し、政府に政策提言をしてはどうかとのお尋ねがありました。

魚種別の漁獲可能量を漁船や漁業者ごとに配分して漁獲量を管理する個別割り当て制度につきましては、平成26年に国が設置した有識者で構成される資源管理のあり方検討会で議論が行われ、特定の漁業で効果の検証を行った上で、段階的に制度の導入を図っていくことが望ましいとの取りまとめがなされています。これを受けまして、平成26年10月から北部太平洋海区で操業する大規模なまき網漁業を対象としまして、試験的にサバの漁獲可能量を漁船ごとに割り当て、その管理の有効性を検証する取り組みが開始をされております。

一方、資源の悪化が顕在化しており、全ての漁獲量を管理する必要がある太平洋クロマグロにつきましては、多種多様な漁業で漁獲され、操業隻数も我が国全体で2万4,000隻と多いことから、個別割り当てという手法ではなく、30キログラム未満の未成魚全体の漁獲可能量を定めた上、全国を6つのブロックに分けて配分し管理する方法が、本年1月から導入されているところであります。

このように、資源管理については幾つかの方策が考えられますが、御指摘のありました個別割り当て制度は、どちらかといえば単一魚種を大量に漁獲する大規模なまき網漁業などに有効な手法ではないかと考えられます。ただ、本県のように釣り漁業が主体の地域もあれば、大規模なまき網漁業が主体の地域もありますので、現在実施されている試験的な管理の検証結果も踏まえまして、全国知事会での決議による前に、まずは県として国に対して必要な提言を行うなどの取り組みを考えていきたいと、そのように考えております。

次に、カツオの漁獲に対する国際的なルールづくりについてのお尋ねがありました。

カツオは、本県にとってはなくてはならない重要な魚ですが、ことしの県内への水揚げは、

不漁であった前年のおよそ1,100トンをさらに下回ると予想され、極めて低調に推移しました。

この不漁の主要な原因は、太平洋熱帯域でのまき網漁船によるカツオの大量漁獲に伴う資源の減少にあると考えております。本県も以前から、こうした漁獲の資源への影響を懸念しており、平成16年から毎年国に対して、我が国が主導的な立場でカツオ資源の適正利用に向けた管理体制を構築するよう提言を行ってまいりました。

この提言などを踏まえ、昨年8月には、カツオ、マグロ類を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会の科学委員会において、赤道域における大量の漁獲が日本周辺への回遊の減少を招いていることを、客観的なデータに基づいて我が国が主張したところであります。この主張によりまして、科学委員会は、カツオの資源量は減少傾向が続いていると評価し、まき網漁業の管理措置を強化するよう勧告しましたが、12月の年次総会では合意に至らず、継続審議となっております。また、本年12月に開催された年次総会でも、まき網漁業の管理措置の強化は合意に至りませんでした。新たにカツオ資源の回復のための長期的管理目標が合意をされておられ、カツオ資源の減少については、関係国間で共通の認識ができ始めたところであります。

県としては、今後の国や中西部太平洋まぐろ類委員会の動向を注視しますとともに、関係11道県で構成するかつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会の場などさまざまな機会を捉えまして、まき網漁業の実効ある管理措置の構築などを引き続き国へ強く働きかけてまいりたいと、そのように考えております。

次に、吉村虎太郎先生の像をこうち旅広場に新設し、土佐勤王党四天王を全国的にPRしてはどうか、また奥四万十博の成功に向けて、像の新設などを来年7月ごろまでに実施してはど

うかどのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

大政奉還150年となる平成29年と、明治維新150年となる平成30年に開催を予定している歴史を中心とした博覧会につきましては、開催を通じて県内のさまざまな歴史上の人物と史跡を、本物が感じられるようにしっかりと磨き上げ、博覧会が終わった後に、地域地域に歴史観光の基盤がしっかりと整うことによりまして、本県の後々までの持続的な観光振興につなげていくことを目指してまいりたいと考えているところであります。

お話にありました吉村虎太郎先生は、明治維新に向けて幕末に活躍した本県出身の歴史上の偉人で、津野町では復元された生家がことし6月に一般公開され、遺品の複製品なども展示され、大変好評を博していると同っているところであります。今後、県内の歴史資源の磨き上げを進める中で、津野町と連携して、吉村虎太郎先生ゆかりの史跡などをさらに掘り起こすとともに、できる限り奥四万十博の開催期間中に、全体が物語としてつながるように磨き上げ、奥四万十博はもとより、今後予定している博覧会の開催を通じて、その業績と、生家やその周辺の史跡を大きく全国にPRし、さらなる誘客につなげてまいりたいと、我々としても考えております。まさに、明治維新150年に向けてPRすべき本物の歴史資源になると考えているところであります。

御提案のありました吉村虎太郎先生の像の設置につきましては、こうち旅広場には新たな像を建てるだけの十分なスペースもなく、また三志士像も一定観光客に定着して、見どころになってきております。今後、博覧会の推進に向け、官民による組織を立ち上げまして、来年6月ごろをめどに博覧会のプロモーション計画を練り上げて、全国に向けて展開していきたいと考え

ておりますので、その中で、吉村虎太郎先生には幕末の志士の中でも主役級として存在感を發揮していただくこととなりますように、その生家も含めてPR等に努めていきたいと考えているところでもあります。

最後に、伊方原発再稼働への対策についてお尋ねがございました。

伊方発電所3号機の再稼働に当たっては、安全対策が万全であることが大前提であり、四国電力との勉強会を通じ、南海トラフ巨大地震を初め、中央構造線断層帯が一度に動くといった場合まで想定した耐震対策と津波対策を行っていることを確認いたしております。その上で、夏や冬の電力需要のピーク時には、老朽火力発電所を総動員し電力供給を確保している状況であることから、県民の皆様のご生活や経済活動に不可欠な電力を安定供給するためには、現時点では、再稼働はやむを得ないとの考えをお示しさせていただいております。

一方、危機管理上の観点から、万が一事故が発生した場合に備えて、本県は、国が原子力災害に備えた計画の策定を義務づけている、原発から半径30キロメートルの範囲内に入っておりませんが、県民の健康などへの影響を最小限に抑えることを目的に、既に昨年9月、高知県原子力災害対策行動計画を策定しております。行動計画では、本県に放射性物質が到達する事態を想定し、国の原子力災害対策指針を踏まえ、事態の状況に応じて屋内退避、一時移転、避難等の防護措置を定めております。

本県に到達の可能性がある放射性物質は、微細な放射性物質が煙のように流れるプルームであると考えられます。国では、本県のような30キロを超える距離にある地域では、プルーム通過時の対策として、内部被曝と外部被曝の両方を回避できる屋内退避が最も実効的とされておりますので、本県の行動計画でも屋内退避を基

本とし、プルーム通過後のモニタリングによって、万が一空間放射線量が20マイクロシーベルトに達した場合には、1週間程度以内に一時移転をすることとしております。

お話のありました民間シンクタンクのシミュレーションは、福島第一原発事故と同規模の放射性物質が放出されたと仮定し、さらに風向き、風速については、放射性物質が拡散しやすい状況が継続するという非常に厳しい条件で、県内の各地域における空間放射線量を算出しています。このような厳しい条件でのシミュレーションにおいても、県内の明示されている地点で最も空間放射線量が高くなる場合でも7.3マイクロシーベルトにとどまっています。

しかし、現在、伊方発電所から最も近い四万十市及び梶原町に関しては、20マイクロシーベルトに達することを、あえて想定し、事故発生時に速やかな行動がとれるよう、屋内退避のみならず一時移転の具体的な手順なども含めた避難計画の策定に向けて、両自治体ともに具体的な協議を進めております。計画の策定に当たりましては、妊婦や乳幼児、児童への健康被害を心配される方も多いと思いますので、そのような方々に配慮するとともに、安定ヨウ素剤の備蓄も含めた計画となるようにしたいと考えています。

あわせて、市町村域を超える広域の避難計画について、庁内にワーキンググループを設け、検討を進めていますし、また御指摘のありました津野町など他の市町村については、四万十市と梶原町の策定状況を踏まえ、協議していきたいと考えております。

最初にお答えしましたように、伊方発電所は、南海トラフ地震などに対する耐震対策と津波対策を行っていることを確認しております。ただし、危機管理上の観点からは万全の対応が必要であります。伊方発電所で事故が発生する事

態に関しては、当然中央構造線や南海トラフでの大規模地震のような大規模災害が発生していることが前提となっていることが考えられます。したがって、避難計画の策定に当たっては、南海トラフ地震による道路被害なども想定した上で、複数の避難ルートを選定しておくことや、場合によってはヘリによる救助を考えておくことなど、想定外の事態も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 高幡5市町の着地型旅行商品の、エクストリームトラベル社による企画、開発と高幡エリアの魅力の全国への情報発信についてお尋ねがありました。

高知家エクストリームトラベル社につきましては、まだまだ全国的に知られていない本県のさまざまな魅力を全国に発信するとともに、インターネットを活用した首都圏や関西圏にお住まいの方々へのアンケート調査や、実際にツアーに参加された方への満足度調査などを通じて、着地型の旅行商品を磨き上げ、売れる商品づくりにつなげることを目的に展開しております。これまでに17本企画、販売し、うち4本の催行に至っております。アンケート調査では、高知の魅力をたくさん体験できそうでよいか、四万十川の上流などふだん余り知られていない自然を紹介してほしいといった意見もいただいております。今後ともできる限り多くの商品を企画、催行し、本県の認知度向上と、商品の磨き上げや誘客につなげてまいりたいと考えているところです。

御提案のありました奥四万十博に合わせて造成された体験プログラムは、清流四万十川、四国カルストという大自然や食を満喫できる、奥四万十博のキャッチフレーズでもある「すっぴんデトックスの旅」が数多くございますので、

奥四万十博推進協議会と連携しながら、エクストリームトラベル社で四季を通じて企画し、催行につなげ、奥四万十博を盛り上げてまいりたいと考えております。さらに、土佐の観光創生塾などを通じて磨き上げられた商品などについても、今後順次、市町村や広域観光組織、地元の観光事業者とも連携して取り上げてまいりたいと考えております。

また、情報発信につきましては、首都圏のマスメディアとタイアップして、本県の露出拡大と誘客促進に向けて展開をしている首都圏等マスメディア情報発信事業において、今年度「高知家・まるごと東部博」を重点テーマとして位置づけ、プレスリリースの配信やマスメディアへの取材誘致活動などに取り組み、NHKでの特集番組の放送や、民放の情報番組でモネの庭と東部博の体験プログラムであるオクラ収穫体験が取り上げられるなど、露出の拡大につながっております。

来年度は、奥四万十博を情報発信における重点テーマとして位置づけ、首都圏等のマスメディアを初めさまざまな媒体での幅広い露出に取り組み、奥四万十博への誘客につなげてまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、発達障害の子供たちの指導・支援の充実のために、TOSS——教育技術法則化運動の団体から講師を招聘し、特別支援教育セミナーを開催してはどうかのお尋ねがございました。

発達障害のある子供への指導・支援については、県教育委員会が平成23年9月に策定した、発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針に基づき充実を図っております。この指針においては、発達障害等のある子供の特性に応じた授業実践力の向上を図ることを基本方針とし、全ての子供が、わかる、で

きるを実感し、自己肯定感を育むユニバーサルデザインに基づく授業実践の普及拡大を図っているところです。この取り組みは、TOS Sが提唱する、全ての子供を大切にするという理念と通ずるところがあるものではないかと考えております。現在、県教育委員会では、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりのガイドブックや実践事例集を全ての学校に配付し、その基礎的な理解を進めるとともに、教育センターの研修や中学校区を指定した研究を通して、授業実践力の向上に取り組んでおります。

今後、基本方針に基づいた授業づくりが全ての小中学校で確実に行われるためには、発達障害に対する一層の理解と、さらなる授業実践力の向上が必要なことから、医師や作業療法士などと連携した研修や相談支援を充実していきたいと考えています。その際には、TOS Sの取り組みについても参考にさせていただきたいと考えております。

次に、中学生の不登校率及び小・中・高校の暴力行為の発生率が高い要因と早期対応の取り組み、また今後の改善目標についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、本県における暴力行為や不登校は依然として厳しい状況にございます。その背景には、厳しい家庭環境を反映した家庭の教育力の不足といったこともあるのではないかとと思いますが、学校における対応が十分でなかったことも、その大きな要因だと考えております。

学校として、不登校や暴力行為を改善していくためには、子供が持っている力を引き出し、自己肯定感や自己有用感を高めていく開発的な生徒指導が有効です。また、配慮が必要な子供に対して、予想されるリスクを取り除き、支援につなげるなどの予防的な生徒指導も重要です。さらに、教職員が子供の小さなサインを見逃さ

ずに、問題行動が発生した場合には、できるだけ早期に一人一人の子供に合った適切な対応をしていくことも求められます。このような対応を、校長のリーダーシップのもと、学校が組織的に取り組んでいくことがポイントになります。

これに加えて、不登校等の大きなきっかけにもなっている中1ギャップに対応するためにも、小学校と中学校が連携した組織的対応が求められます。しかしながら、これまでは特定の教員による、問題行動に対しての個別的な対応にとどまり、ただいま申しましたことなどに学校全体として組織的に取り組むことができていないことが多かったと考えております。このため、県教育委員会としましては、全ての小中学校で策定している学校経営計画の中に、子供が持っている力を引き出す開発的な生徒指導を位置づけ、子供同士や教員との信頼関係を築くことに学校が組織的に取り組むことで、問題行動の未然防止に努めることとしたところです。

また、中1ギャップの原因は、小学校と中学校の環境や指導方法が異なっている中で、子供が中学校生活に上手に適応できなくなることによることから、個々の子供の特性等についての情報の共有や、効果的な指導方法の統一が図られるよう小中学校の連携を進め、中1ギャップの解消を図ってまいります。加えて、配慮が必要な子供へのきめ細かな手だてを検討するために、校内で行う支援会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を入れることで、より効果的で組織的な支援体制が多くの学校で確立されるよう取り組んでまいります。

これらの取り組みを通して、不登校の出現率及び暴力行為の発生率を、現在策定中の大綱の目標年度となる4年後には、全国平均まで改善できるよう努めてまいります。

最後に、これからの時代に求められる人材を

教育によって、いかに培っていくのかのお尋ねがございました。

社会が加速度的に変化し、グローバル化していくこれからの時代をたくましく生き抜いていくためには、社会の変化に主体的にかかわり、蓄積された知識を基礎として、みずから問いを立て、他者と協働しながらその解決を図り、さらに新たな価値を生み出していく力が求められます。

このような時代や社会の要請に応えるため、学校は、児童生徒に思考力、判断力、表現力や、獲得した知識や技能を駆使して課題を解決する力などをしっかりと育てていくことが必要です。このため、課題の発見から解決に向かって、知識、技能を自在に活用しながら問題を解決していく授業や、物事の本質を主体的、協働的に探求していく学習、いわゆるアクティブラーニングの視点から授業改善を図っていくことが求められています。

本県の小中学校においては、現在このような資質、能力を養うための授業改善のモデルとして、探求的な授業づくりに関する実践研究を大学等の協力も得ながら、県内の5つの中学校と2つの小学校で行っているところです。また、探求的な授業を県内の全ての学校で展開するため、教育センターにおいてもアクティブラーニングに関する研修を導入し、教員の授業力の向上を図っております。

さらに、高等学校では、キャリア教育を柱に置き、多様な体験活動などを行うことで、社会への参画意識の醸成や課題解決に向けて主体的に考え、判断し、行動する力を育成する取り組みを行っているところであり、加えて、探求的な学習の取り組みを進めたり、国際的な人材育成のための国際バカロレア教育の導入も計画しています。

県教育委員会としましては、こうした取り組

みや研究をなお一層深め、その成果を普及していくことで、これからの時代に求められる人材を系統的に育成してまいりたいと考えております。

○13番（明神健夫君） それぞれ御答弁ありがとうございました。第2問目を行いたいと思います。

まず知事に、これは要請でありますけれども、先ほどの吉村虎太郎の像の新設につきましては、今後検討していくという答弁でありましたけれども、ぜひとも新設して、四志士像としてこの土佐勤王党四天王を顕彰していただきたいと思っておりますので、強く要請をしておきたいと思っております。

次に、教育長に対する要請であります。文部科学省が実施した平成18年度の不登校生徒に関する追跡調査の結果によりますと、不登校児童生徒は、一旦不登校が長期化しますと学校への復帰が困難になり、早期対応が重要であるとの分析がされております。このため、現に欠席が長期化している児童生徒に対しては、早期に県教委及び市町村教委と学校が連携し、欠席の原因や状況について情報を共有しながら、チーム、委員会、学校として指導・支援を行い、学校復帰に努めていただくことを要請いたしまして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩



午後1時再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から、第20号議案「高知県が当事者である和解に関する議案」について訂正の申し出があり、その写し及び正誤表をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） 議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

20番土森正典君。

（20番土森正典君登壇）

○20番（土森正典君） お許しをいただきましたので、師走議会とも言われる12月議会最後の質問であります。知事におかれましては、3期当選最初の議会ともなったわけであります。まず最初に、私なりに3選の選挙の評価をした後で、質問に入りたいと思います。

この選挙では、2期連続の無投票当選を果たされ、全国で戦後2人目という快挙をなし遂げたのであります。このことは、知事が2期8年間、他県に比べて格段に厳しい環境の中で、就任以来昼夜を問わず県政運営に邁進をされ、産業振興を初めとするさまざまな課題に対応し、着実な成果を上げられていることや、対話と実行の姿勢に対する県民の方々の満足度の高さや信任のあらわれであると考えております。多くの方々が、尾崎知事なら3選の責任をしっかりと果たし、成果を県民に返してくれるという期待を持って、無投票についても肯定的に受けとめているものと、私は確信をいたしております。

また、高知県の政策提言や産業振興計画は、国の政策をも動かしております。中央官僚の皆様からも、尾崎知事には安心して仕事を任せら

れるといった高い評価の声もお聞きをしているところであります。

今後4年間、さらに多くの成果を期待いたしますが、インフラの整備はおくれておりますし、製造業の集積もありません。南海トラフ地震の脅威、中山間地域では多くの集落が消滅の危機にあるなど、本県を取り巻く環境は本当に厳しいものがあります。このような厳しい中で、3期目のスタートに当たり、これまでの実績を土台に個々の政策をどのように進め、県勢の浮揚をなし遂げようとしているのか、順次質問をいたします。

地方創生に関連いたしまして、人口問題について、以下、知事にお聞きをいたします。

まず、少子化対策についてであります。

我が国の出生数は、1975年、昭和50年以降、毎年減少し続けまして、1989年、平成元年に出生率が過去最低の1.57に落ち込み、1.57ショックとして大きな衝撃を与え、このことを受け国も、少子化への対応として5年かけてエンゼルプランを作成し、さまざまな対策が講じられてきたところでありますが、それからはや20年後の現在、出生率は1.42にまで落ち込んでいます。この間、国を初めとして、出生率の低下と少子化傾向にあることを問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など、子供を産み育てやすい環境づくりに向けた対策が検討され始めましたが、長い間、結婚・出産は個人の意思に任せるべきとして行政が深く関与すべきではないとの考え方から、抜本的な対策は講じられてこなかったのが実態でありました。国家的な課題として真剣に議論され始めましたのは、ここ数年のこととの感がいたします。

県民世論調査によりますと、少子化問題を「大変深刻な問題だと思う」、「深刻な問題だと思う」と回答した方の割合は88.1%となっておりまして、年代別に見ても全ての年齢層で同じ傾向を

示し、また直近の世論調査におきましても、多くの県民の方々の少子化対策への関心が高まっています。

こうした中、尾崎知事は、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーといたしまして国レベルの総合的な結婚支援策の必要性を訴え、国からは、危機感を国民と共有しながら、地方創生の視点から少子化対策の一層の推進に取り組むとの方向性が示されたところであります。改訂版の高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口自然減の縮小や社会増に向けた一連の対策を講じることによりまして、2060年の総人口の将来展望について、約55万7,000人の実現を目指すとの目標が掲げられ、また第3次安倍改造内閣は、経済に子育て支援や社会保障を加えた新3本の矢を打ち出し、一億総活躍社会の実現に向け動き出しました。希望をかなえる出生率として1.8が具体的に掲げられました。

少子化問題という困難な課題の克服には、思い切った異次元の発想による結婚対策が必要であるとも言われておりまして、多くの県民の方々の理解と共通の認識のもとに政策を講じなければならぬと考えています。

平成28年度から、より効率的に男女を引き合わせるマッチングシステムが本格的にスタートすることになっていますが、この将来人口の目標を踏まえ、少子化対策の強化について、どのような決意と展望を持って取り組みを進めていくのか、中でも未婚化・晩婚化対策は喫緊の課題であり、結婚を希望する独身者への支援をどのように進めていくのか、お聞きをいたします。

次に、新しい人の流れをつくる人口減少対策についてであります。

歯どめのかからない地方の若者の都会への流出は、人口減少の大きな要因となっております。高知県出身の県外大学生への意識調査によりま

すと、就職地については、51%の学生が県内での就職を希望していますが、県内の企業への就職の実態はわずか13.6%となっています。その理由といたしまして、県外には希望の仕事がある、給与などの条件がよいことなどが挙げられています。都会の大学に進学した学生たちは、首都圏の、知名度が高く安定した収入が得られる就職先へと吸い寄せられているのが現状であります。子育て世代が地方に定着するためには、産業などの集積を背景とした良好な雇用環境が重要と言われております。このような背景の中で、国のまち・ひと・しごと創生基本方針2015では、地方への新しい人の流れを変えるべく、本社機能を地方に移す企業や政府機関の地方移転などを積極的に進めることとしております。

平成27年度税制改正では、地方拠点強化税制が創設をされました。これは、大企業のほとんどが首都圏に集中する状態を是正いたしまして、地方の雇用の促進を目的としています。東京23区から本社機能を移転し地方に仕事をもたらす企業に適用する税制面での優遇措置がなされたものであります。ハードルの高さは予想されますが、企業の地方移転が進めば、人の流れも大きく変わってくるものと考えられます。

高知県として、この企業の地方移転について政策的にどのように位置づけていくのか、また今後、具体的な企業へのアプローチについてどのように考えられているのか、お聞きをいたします。

また、既に地方に拠点を持つ企業が、本社機能をより強化するために新規にオフィスを新設し雇用増を図る場合には、拡充型として優遇措置が適用されることになっておりますが、本県において拡充型の対象となる可能性のある企業についてどのように分析をされているのか、この項は商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、政府関係機関の地方移転についてであ

ります。

かつて、昭和63年1月22日の閣議決定、「国の機関等の移転について」などにに基づき、東京都区部の過密の解消、東京への諸機能の過度の集中の抑制、地方の振興、民間部門の地方移転の促進等のために、国の行政機関等の東京都区部外への移転を図るための取り組みが進められておりましたが、移転先のほとんどが茨城県つくば市などの首都圏近郊にとどまる結果となりました。

今回改めて、地方の提案を踏まえ、政府関係機関の移転が地方創生に資する取り組みとして進められることとなりました。本県からは、海洋研究分野など3分野、7つの研究機関について誘致の提案をしております。地方移転を検討する有識者会議において、関係省庁は、東京圏のほうが研究環境にすぐれていることや、中央の省庁、企業と連携しやすいことなどを理由に、移転について肯定的な意見はほとんどないとのことで、霞が関の消極姿勢が浮き彫りになり、移転は前途多難なことが見込まれます。

高知県の強みを生かす研究所の誘致は、県にとっては大きなメリットになると考えられますが、厳しい見通しの中で、政府関係機関の地方移転について今後どのように対応していくのか、お聞きをいたします。

国のスケジュールによりますと、地方提案に対する評価と対応方針案が本日の有識者会議で議論を経て、あすのまち・ひと・しごと創生会議で報告をされる見通しであります。そして、本年度末には基本方針として決定される予定と聞いています。

最終的には、地方からの提案に対して、どのくらいの政府関係機関の地方移転が決まってくるのか、現段階では未知数ではありますが、この取り組みの目的を達成させるためにも、単年度の議論で終わらせず、国として取り組みを継続

することが重要と考えますが、御所見をお聞きいたします。

若者の県外流出につきましては、地元の仕事がないことが大きな理由であります。もう一つ、生まれ育った郷土への愛着、地域への関心の薄れが背景にあるのではないかと考えています。若者の行動は、都会には何でもある、地域には何もないといった価値観によって動機づけられていると思いますが、郷土への愛着を持って仕事を探せば、地方にも雇用があり、またやりがいを見出せる仕事も見つかるものと考えます。このためには、小・中・高校生の段階から地元の価値、魅力を伝えることも極めて重要であると考えています。

息の長い取り組みになりますが、人口減少対策の一環として、家族愛、郷土愛を育む取り組みを積極的に進める必要があると考えますが、知事並びに教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、高齢者の生きがい、健康づくりについてであります。

2014年、平成26年の日本人の平均寿命は、女性86.83歳、男性80.5歳で、いずれも過去最高を更新し、女性は3年連続で長寿世界一となり、男性は前年の4位から3位となりました。1956年、昭和31年に国連が、65歳以上が高齢者と定義した当時の平均寿命65歳前後に比べると大きく延伸をし、我が国の多くの高齢者は平均寿命の延伸とともに体力も向上し、続けて働きたい、社会貢献をしたいと考えるようになりました。今の65歳はまだまだ現役世代であります。

内閣府の、高齢者の地域社会への参加に関する意識調査では、60歳以上の男女で、「70歳ぐらいまで」または「それ以上」、あるいは「働けるうちはいつまでも」と考えている人は6割を超えておまして、高齢者の社会参画を一層促進することが、社会の活力維持につながると思っています。

都道府県別の平均寿命日本一となった要因を分析した長野県健康長寿プロジェクト・研究事業報告書によりますと、就業率や社会活動・ボランティア参加率の状況から、高い就業意欲や積極的に社会活動へ参加することなど生きがいを持って暮らしていることが、健康長寿の大きな要因の一つと結論づけております。

先般、厚生労働省の推計で、経済成長と労働参加が適切に進まない場合、本県の就業者数は、2014年と2030年の比較で35万7,000人から27万9,000人、7万8,000人減少することが示されました。生産年齢人口が減少し人手不足の時代を迎える中で、生きがいや誇り、さらに健康の維持・増進にもつながる高齢者の活躍の場づくりは、今後一層、重要なテーマになってくると考えます。

活躍の場として考えられますのは、例えば地域の活動拠点となる集落活動センターは、まさに地域の高齢者の方々が主役として活躍できる場になり得るものと考えております。集落活動センターでの特産品の開発や民泊施設の運営など、観光分野での活躍も期待をされます。また、豊富な人生経験に基づく知識や熟練した技能が、伝統産業の分野などにおいて生かされる場面も多々あると思います。さらには、あったかふれあいセンターの取り組みなどと関連させた、介護・福祉、子育て支援、文化の継承などボランティア活動においても活躍が期待をされるのではないかと考えます。高齢者の方々の社会参画の機会を拡充することは、地域の活性化にもつながっています。

本県においても、社会に貢献したい、まだまだ現役で働きたいと考える高齢者の方々は多いと思われませんが、こうしたニーズについてどのように受けとめられているのか、また社会参画の機会の提供、高齢者雇用の創出に向けた取り組みについて、地域福祉部長、商工労働部長に

御所見をお聞きいたします。

また、シルバー人材センターは、地域の高齢者の身近な就業の受け皿として十分機能が発揮されているのか、商工労働部長にお聞きをします。

香南ケーブルテレビでは、「高齢者寺子屋」という番組が放映されております。内容は、高齢者の方々がこれからの人生をより元気に、より幸せに過ごすための秘訣を、軽度の運動を交えながら伝授するというものであります。講師は、文部科学大臣表彰を受賞されました四国総合教育研究所所長の横川遊亀寿先生であります。

この中で、老化の4原則は、誰にも老化が始まる、老化はとまらない、老化の終わりは必ず来る、老化の速度は自分の気の持ちようによって変わると定義をし、これらのことを意識して元気に生きることが大切であると述べておられます。脳を元気にするためには、しっかり睡眠をとる、朝食を食べる、早寝早起きの習慣をつけることが大切であるとのことでもあります。脳の栄養素となるのは、笑い、好奇心、感動で、本当の笑いとは友達と話しながら笑い合うこと、すなわち出不精にならないことが大事とのことでもあります。また、幸せな老いを楽しむためには、気軽にほいほい動く、愚痴を言わず明るく振る舞う、ものを頼まれたらおもしろがって何でもする、そのついでにやることを探すことがポイントであるとのことです。脳は楽しいことが大好きで、脳を楽しませて老化の進行を防ごうというものであります。私も、このことには深く共感をいたします。

この番組は、DVDにもなっておりますし、集落活動センター、あったかふれあいセンターなどにおいて、高齢者の方々の元気につながる取り組みの一つとして、多くの方に視聴していただいてはどうでしょうか、地域福祉部長の御所見をお聞きいたします。

あったかふれあいセンターは、地域の人々が集い交流する重要な拠点となっておりまして、今後ますますその機能の充実が図られることを期待するものでありますが、こうした取り組みに加え、幸せな老いを楽しむため、文化やスポーツなどの趣味を通じたクラブ・サークル活動の活性化が必要ではないかと考えております。オールパワーを発揮していただくこと、お互いが顔を見合わせ、健康を競い合うことも、健康長寿県づくりの欠かせない視点であります。

また、高知版C C R Cの検討に当たり、アクティブシニアの移住の動機づけの一つとして、クラブ・サークル活動をテーマに加える必要があるのではないのでしょうか。来年度は、全国シニアソフトボール大会が本県で開催をされまして、元気なお年寄りが各地から集結することとなっています。健康長寿県構想、活力のある地域の実現には、クラブ・サークル活動の活性化を促す施策が不可欠であると考えますが、地域福祉部長に御所見をお聞きいたします。

次に、土佐の偉人、佐竹音次郎についてであります。

佐竹音次郎は、元治元年、1864年、四万十市竹島生まれの医師であります。福祉事業の先駆的開拓をなし、保育の父と呼ばれた、傑出した人物であります。音次郎は、農家の四男として生まれました。18歳で小学校教員の助手となり、間もなく独学で小学校正教員の資格を得ます。上京して東京の巣鴨尋常高等小学校の校長を務めた後、医学予備校済生学舎に入学をし、卒業後、山梨県立病院に入りましたが、1年足らずでやめ、明治27年、30歳で鎌倉腰越に病院を開業し、医院内に小児保育園を併設し、医療と児童の福祉を開始したのであります。当時の腰越は漁村で、悲惨な生活のいろんな事情から里子に出される子供も多かったようで、音次郎は、医者として家庭に出入りする中で、自身の幼い

ころの寂しく悲しい体験から、身寄りのない子を引き取るようになりました。明治29年には、神奈川県鎌倉に日本で初めて「保育」という言葉を用いた小児保育園を開設していますが、子供たちを孤児扱いするということを嫌い、孤児院という名称を避けております。保育園開設2年目のころ、長女が誕生したことをきっかけに、音次郎は、他人の子を我が子のごとくに、生みの子との間に隔てのない、文字どおり一視同仁の養育を目指し、これをみずから聖愛主義と名づけたのであります。明治33年、音次郎は、苦勞がたたり大病を患いますが、2年後には奇跡的な回復を果たします。財政的困難の中において、静養中に執筆した「結核征伐」の出版を思い立ち上京し、本を売り歩きます。明治38年、水ぼうそう、百日ぜきの蔓延の中で、園児とともに失った我が子の四女の死をきっかけに、医者捨てて保育事業に専念するようになり、私財の全てを投じ、明治39年、日本で最初の保育園、鎌倉小児保育園を設立し、自他の子供も分け隔てなく育てる聖愛主義の精神を貫いたのであります。

また、子供らへの愛情は国内にとどまらず、中国・旅順、大連、北京、韓国・京城、台湾には台北支部と愛育幼稚園、託児所を開設するなど、海外5カ所の地にも施設を開設しております。施設の建設資金や多くの子供たちの日々の糧の財源は、自己の経営努力によって賄われました。明治、大正にかけては、国の補助金は全くなく、自主収入の手段として、募金活動によって施設経営を維持しています。政財界人、文化人からの書画の寄贈を受け、これを頒布する書画会開催のため各地を巡回しています。伊藤博文、山縣有朋、板垣退助を初め、当時の名のある政治家、書家、画家が、音次郎のために温かい同情のもと寄贈を約束してくれました。

音次郎の存命中の院内収容実人員は5,571名、

幼稚園、託児所、通園保育児は5,582名を数えます。昭和15年、1940年、77歳で亡くなりますが、その後も子供たちによって、社会福祉法人に福祉事業が引き継がれ、四万十市では音次郎の後継者が若草園の運営を約30年間支えています。

音次郎は、中村市史にも載せられておりますが、余り知られておらず、非常に残念に思っています。音次郎のたどった軌跡は、明治38年から亡くなる前年の昭和14年末ごろまで自身の日記につづられており、昭和51年に発行されました「日誌 佐竹音次郎」で詳細に見ることができます。

明治、大正、昭和の厳しい時代の中で、我が子も他人の子供も分け隔てなく育てた音次郎の聖愛主義はとうとく、いつの時代にも揺るぎないものであります。県としても佐竹音次郎を、高知県民のみならず関係を持った地域の人々にも広く知っていただくとともに、児童福祉に生涯をささげた功績、精神を次代に引き継ぐべく、土佐の偉人として顕彰していく必要があると考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

また、台湾などとの深いつながりもありますので、歴史上の人物を通じた一層の国際交流、観光振興に向け、音次郎にスポットを当てた情報発信も必要ではないかと考えますが、文化生活部長、観光振興部長に御所見をお聞きいたします。

加えまして、教育現場においても、道徳題材の人物として取り上げるべきではないかと思いますが、教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、いじめ防止対策と道徳教育について、以下、教育長にお聞きをいたします。

いじめが原因と考えられる中学生の自殺が相次いでいます。こうした報道に接するたびに、救えたはずの未来ある子供のとうとい命が絶たれたことに深い悲しみとともに、改めて命の重さを痛感いたします。特に7月、岩手県矢巾町

の中学校2年生の男子生徒がいじめを苦しんで自殺をしたケースに関しては、男の子からたびたび発せられたSOSにもかかわらず適切なサポートが講じられず、自殺にまで至る重大な事案となりました。学校はもとより、なぜ周りの関係者がしっかり対応できなかったのか、大いに疑問が残ります。

さきの文部科学省の問題行動調査で、高知県における平成26年度いじめ認知件数が716件と、過去最高になったことが明らかになりました。平成24年度の689件、平成25年度の540件を上回っております。こうした認知件数が増加した要因として、日ごろからのいじめの実態把握に積極的に努めている学校現場の取り組みが評価をされる一方で、いじめが一層増加しているのではないかと懸念するところもあります。

いじめの認知件数が増加することについてどのような評価、分析をされているのか、御所見をお聞きいたします。

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与え、さらには生命、身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。いじめ防止対策の総合的・効果的推進を目的とするいじめ防止対策推進法が、平成25年9月に施行されました。この法律では国に対し、いじめの防止対策を推進するためのいじめ防止基本方針の策定を求め、地方公共団体に対しては、国の基本方針を参酌し、地域の実情に応じた地方いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求め、また学校に対しては、国または地域の基本方針を参酌した、学校の実情に応じた基本的な方針を策定するよう求めています。さらに学校には、いじめの防止に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉などの専門的知識を有する者などにより構成される組織を置くもの

とされており、こうした基本方針の策定、対策組織の設置はされており、法に従った取り組みは鋭意進められておりますが、重要な点は、いじめ防止基本方針の趣旨が、学校全体、教員間に徹底されているかどうか、日ごろからのいじめに対する危機管理意識が十分に共有されているかどうかであります。

いじめ防止基本方針について、教員間で共通理解を深めるための校内研修などの取り組み状況はどうか、またいじめが疑われるケースに迅速かつ的確に機能する組織となっているのか、御所見をお聞きいたします。

いじめの実態把握、早期発見のための取り組みとして、定期的なアンケート調査や、生徒と担任との間で日ごろからやりとりをする生活記録ノートが重要になってくると思いますが、小中学校における担任と生徒の日々の情報交換に関しては、どのように取り組みがなされているのか、お聞きいたします。

こうした中、道徳の時間が特別の教科、道徳として新たに位置づけられるとともに教科書が導入され、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から実施をされることになりました。教科に格上げする小中学校の道徳の、新学習指導要領の告示に先立ちまして、文部科学省が行ったパブリックコメントでは、いじめの問題が山積している教育現場で、人間としての生き方を学ぶ道徳を教科化し、教師が子供とともに学ぶことが必要との賛成の声がある一方で、一定の価値観や規範意識の押しつけにつながるものが危惧されるとする反対意見もあったとのことであります。正しく道徳を教えるためには、教員の資質、指導力が問われ、教える側がすぐれた道徳心を身につけることが何よりも重要であります。

道徳の教科化を踏まえ、小中学校の道徳教育を推進する中核教員の育成に取り組んでいます

が、今後、教員の指導力向上のための指導資料の作成や効果的な研修をどのように進めていくのか、お聞きをいたします。

国の問題行動調査の結果によりますと、高知県内の小中学生の不登校者数は857人で、その中で、中学校において1,000人当たりの出現数は34.5人で全国最多となっております。小中高生の暴力行為は616件で、小中高生1,000人当たりの発生件数は8.2件で、大阪府の10.6に次いで全国2番目の多さとなっております、非常に憂慮すべき状況になっております。

また家族関係は、あらゆる人間関係の原点となるものでありますが、親子関係がうまくいかず、家庭内での痛ましい事件や他人の命を軽んずるニュースが後を絶ちません。こうした現状の今こそ、命の大切さを教えること、学ぶことが何よりも大切ではないかと考えます。

議会の質問としてふさわしいかどうかの思いはありますが、平成12年に小学校3年生の道徳の教材に取り上げられました「目の見えない犬 ダン」の物語を少し紹介させていただきます。2人の少女と盲目の犬の話であります。

5歳の2人の少女が捨てられた子犬を見つけ、団地の自治会長さんと一緒に子犬を助けますが、その子犬は、目が不自由なことに気がつきます。少女たちは、団地の横の広場で飼わせてくださいと会長さんに頼みますが、団地では、動物は飼えない決まりがあり、会長さんは困ってしまいます。少女たちは、盲導犬は人を助けるのに目の見えない犬はなぜ捨てられるのと必死に訴えました。会長さんは、少女の犬を助きたい気持ちを大切にしようと、団地の住人に、団地の広場で飼わせてもらえるよう何度も頼みます。初めは反対されますが、余りにも一生懸命に頼むので、団地の人たちはやがて迷い始めてきました。また少女の、真剣に子犬の命を守ろうとする姿に心を動かされ、ついに団地で飼うこと

にみんなが賛成をしました。犬は、団地で飼うのでダンと名づけられました。子供たちは、会長さんの犬小屋づくりを手伝い、その後、小屋の掃除をするなど、ダンは13歳で亡くなるまで多くの人に大切に育てられました。

この物語は、命の大切さ、弱い者いじめをしてはならないこと、ダンの力いっぱい生きる姿、子供たちの優しさを伝える実話であります。

いじめ、不登校、暴力が大きな社会問題となっている今、命の大切さを教え、学ぶ道徳教育が何よりも必要であると強く感じますが、御所見をお聞きいたします。

次に、公務員の不祥事についてであります。

冒頭、このたびの無投票当選による知事の続投は、2期8年間の真摯な取り組み姿勢に対する県民の方々の満足度の高さや信任のあらわれと述べましたが、こうした背景には、知事の示す方向性を共有し、スピード感を持って日々努力する県庁職員の真摯な取り組みがあることを忘れてはならないと思っています。そうした一方で、一部の職員による、飲酒運転、セクハラ行為、個人情報紛失など不祥事が後を絶たないことを大変残念に思っています。また先般、時間外手当の不適正受給という、県民にとっては信じがたい不祥事が報道されました。公務員の不祥事は、県政に対する信頼を大きく失墜させるばかりではなく、その職員の家族、関係者にも深い悲しみ、苦しみをもたらします。

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために全力を挙げて勤務しなければならないことから、地方公務員法第31条で、職員の倫理的自覚を促すことを目的にサービスの宣誓が定められています。その宣誓の内容は、日本国憲法を尊重し、擁護すること、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することなどを誓うこととなっています。これは、職

員が公務員生活の第一歩を踏み出すための基本となる、県民との約束事であります。

職員の不祥事が発生するたびに、所属長、職員宛での通知や職員研修等を通じた公務員倫理の徹底を図るための対策が講じられておりますが、不祥事の防止に向けて、改めて原点に立ち返り、このサービスの宣誓の意義を職員一人一人が再認識することが重要であると考えます。

個々の不祥事には、さまざまな要因が絡んでいると思われませんが、個人の問題として済ますのではなく、日ごろから不祥事を起こさない、起こさせない職場環境づくり、周囲の気づきの大切さを強く感じています。

いま一度、サービスの宣誓書の趣旨の徹底を含め、不祥事を起こさせない職場環境づくりに、どのような決意を持って取り組まれていくのか、総務部長、教育長、警察本部長に御所見をお聞きいたしまして、1回目の質問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 土森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、人口の将来展望を踏まえた少子化対策の抜本強化に向け、どのような決意と展望を持って取り組んでいくのか、中でも出生率の回復に向けた未婚化・晩婚化対策は喫緊の課題ともなっているが、結婚を希望する独身者への支援をどのように進めていくのかのお尋ねがありました。

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2060年に政府推計よりも約4割多い、総人口55万7,000人の維持の実現を目指して取り組んでいくこととしております。このため、まずは若者の定着、増加を図るため、産業振興計画を推進して県内に雇用を創出するとともに、移住の促進、推進や人材の誘致に取り組んでまいります。さらには出生率の向上、これを目指して、特に出生率の高い中山間地域において、産業創出等

の取り組みを手厚く行い、若者の定着、増加を目指しますとともに、いわゆる少子化対策、すなわち県民の皆様の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための取り組みを推進してまいります。このように、目標とする人口を達成するための取り組みは、若者の定着、増加掛ける出生率の向上、両方を果たさなければならない極めて広範囲にわたるものでありまして、今後とも県政全般を挙げて、その取り組みを強化していく必要があるものと考えております。

中でも、近年の少子化の大きな要因となっております出生率の動向には、若者の結婚に対する意識、行動の変化が大きく影響しているとの分析もなされているところでありまして、御指摘のとおり、未婚化、晩婚化への対策が重要なポイントになるものと考えております。本県ではこれまでも、結婚を希望する独身者への出会いのきっかけづくりや自己啓発セミナーの開催などに取り組んでまいりましたし、地域において独身男女のお引き合わせを支援する婚活サポーターの養成などにも取り組んでまいりました。しかしながら、人口の将来展望に掲げました出生率の目標を目指してまいりますためには、さらなる対策の強化を図ることが必要であり、そのためには、いかに、より多くの県民の皆様の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を、いかに、より早くかなえていくのかといった視点が必要だと考えているところであります。

このため、より多くとの観点から、職場などの身近な場所での出会いのきっかけづくりや、マッチングシステムを活用した出会いの機会の創出などを行ってまいります。また、より早くとの観点から、職場での結婚を支援する機運の醸成や、新入社員などを対象としたライフプランを意識していただく学習機会の提供などにも取り組んでまいります。さらには、このような取り組みが県民運動となってこそ初めて実効が

上がる取り組みであり、そのためにも、これまで働きかけが十分とは言えなかった民間企業の皆様との協働した取り組みの抜本強化、これを図るため、高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設するなどの取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

これに加えて、以上のような一連の取り組みを県内の各界各層の皆様と協働して、PDCAサイクルを回していくことは極めて大事なことを考えておりまして、このため、高知県少子化対策推進県民会議の推進体制を強化させていただきました。今後は、新設された結婚支援や子育て支援などの部会において、官民が協働した具体的な実践活動や進捗管理などに取り組んでまいります。

私自身も、この高知県少子化対策推進県民会議に原則として終始出席をし、直接委員の皆様のお意見を伺い、ともに協議をさせていただきながら、人口の将来展望に掲げました県民の皆様の希望の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、都市部から地方へ人の流れをつくる企業の地方移転について政策的にどのように位置づけていくのか、また今後具体的な企業へのアプローチをどのように考えているのかについてのお尋ねがありました。

議員のお話にありましたように、国ではまち・ひと・しごと創生基本方針において、東京一極集中を是正し地方への新しい人の流れをつくるため、改正地域再生法に基づき、地方公共団体が作成する地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を新たに位置づけ、地方への本社機能の移転などを税制面などから支援することになっております。

この支援制度を活用することは、人口減少による負のスパイラルを克服しようとしている本県にとりまして後押しになるものと考えており

ます。このため、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、この取り組みを位置づけますとともに、この取り組みを実現するための県の地域再生計画を策定し、11月に国の認定を受けたところであります。

今後、本県への本社機能の新設や移転を促すため、企業訪問や都市部でのセミナーの開催、見本市への出展等の誘致活動を通じまして、個別の企業に合わせた具体的な立地プランを提案してアプローチすることで、企業の誘致につなげていきたいと考えております。

なお、現行の制度におきましては、支援内容が全国一律なものとなっておりまして、まだまだ本県のような企業立地環境の厳しい地方にとっては、移転を実現していくには厳しい面もあります。全国知事会を初めとする地方6団体においても制度拡充に向けた取り組みを行っておりますので、本県といたしましても、これらの関係機関と連携して対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、政府関係機関の地方移転について、今後どのように対応していくのか、また単年度の議論で終わらず、国として取り組みを継続することが重要ではないかとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

今回の政府関係機関の地方移転の取り組みにつきましましては、東京圏から地方への新しい人の流れをつくり、あわせて地域地域の資源や産業事情等を踏まえ、地方における仕事と人の好循環を促進しようとするものでありまして、地方創生を実現する上で大変意義のある取り組みだと考えております。

本県からは7つの研究機関の移転を提案し、現在、関係省庁と具体的な協議を行っているところでございますが、お話にありましたように、省庁からは消極的な意見が出され、大変厳しい

状況にあります。また、こうした消極的な意見が出されるとの状況は、本県だけではなく全体的な傾向でもあるようでありまして。しかしながら、地方創生を進める観点からも意義ある取り組みでございます。今回の省庁との協議を通じて少しでも地方移転が実現するよう、引き続き最大限取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、来年度におきましても、政府においては、引き続き政府関係機関の地方移転に取り組んでいただきたいと考えております。その際には、これまでも申し上げておりますとおり、政治主導でしっかりと数値目標を掲げるべきだと考えております。大胆な政府関係機関の地方移転を実現するためには、地方が提案するのみではなく、逆に各省庁が移転先を懸命に探すという環境をつくらなければなりません。こうした点について、全国知事会とも連携して、しっかりと訴えてまいりたいと考えております。

その際、こういった案件は政治主導が大事であるという観点から、大臣を初めハイレベルの方々を中心に訴えていきたいと考えているところでございます。

次に、人口減少対策の一環として、家族愛、郷土愛を育む取り組みを積極的に進める必要があると考えるがどうかとのお尋ねがありました。

私は、知事就任当初から、対話と実行座談会や対話と実行行脚などで県内各地を回らせていただく中で、本県においては各地域地域、またさまざまな分野で、志を胸に地域を支え、高知県を支えておられる方々が数多くいると感じてまいりました。そして、そのような皆様には共通して、仕事に対する情熱と、ふるさと高知を愛する強い思いや誇りがしっかりと根を張っておられたように思います。また、言うまでもないことではありますが、歴史を振り返ってみますと、本県には、明治維新の原動力となった坂本龍馬先生や植物分類学の世界的名人である

牧野富太郎博士など、数多くの偉人を輩出してきたという誇らしい歴史と風土があります。

本県の次代を担う子供たちには、このような地域地域で頑張っておられる方々の思いやその御苦労に触れたり、ふるさとの偉人の生き方を学んだりすることによって、ふるさと高知に対する誇りや志を形づくってほしいと思います。また、その土台として、家族や身近な人々との触れ合いを大切にせずなを育むことや、自分の住む地域の歴史や魅力についてしっかりと学ぶ機会を提供することも大事だと考えます。このような経験や学習を重ねることによって、家族への愛情が深められ、地域への一層の愛着が育まれるものと考えております。

本県において人口減少を食いとめるためには、それぞれの地域の強みを核として産業の振興を図り、雇用を拡大していくこととあわせて、ただいまお話しいたしましたような家族や地域への愛着を土台に、それぞれの地域で誇りと志を持って働く人材を育てていくことが重要であります。その際は、授業や教材の工夫に加えまして、学校と地域が協働した教育を行っていくといったことなどを通じまして、そのような人材の育成につなげていくことができればと考えております。

最後に、児童福祉に生涯をささげられた佐竹音次郎先生を土佐の偉人として顕彰していくことについてのお尋ねがありました。

本県出身の佐竹音次郎先生は、明治の時代に神奈川県において、保護者のいない児童を養育する施設、現在の児童養護施設に相当します小児保育院を設置され、以来、大正、昭和の激動の時代に、社会の中で最も弱い立場に置かれた子供たちを、我が子と同様に分け隔てなく養育された方だとお聞きをいたしております。

佐竹音次郎先生の没後75年を経た今、我が国は、戦後の荒廃から高度経済成長期の繁栄を経

て、成熟期を迎えようとしていますけれども、社会システムにさまざまなゆがみが生じてきており、多くの子供たちが経済的な困窮のみならず、虐待やいじめなどの問題で大変厳しい環境のもとに置かれております。現在県では、こうした子供たちへの支援策を県政の重要課題と位置づけ、取り組みを強化しているところでありますが、佐竹音次郎先生みずからが名づけた聖愛主義の精神に基づく児童福祉の活動におけるその功績には顕著なものがありますし、今後の取り組みを進めていく上で大いに参考になるものと考えております。また、その活動を支えた「誰をも分け隔てなく愛育すべき」を理想像とするその精神につきましても、将来にわたり広く伝えていく価値があるものと考えております。

こうしたことから、保育の父、佐竹音次郎先生の功績を、県民はもとより広く全国をも視野に、より多くの方々に知っていただくことは大変有意義なことだと考えますので、県としましても四万十市と協議を進めながら、これまでに縁を持たれた地域の皆様とともに積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) まず、企業の地方移転に関して、いわゆる拡充型の対象となる可能性のある企業についてどのように分析しているのかのお尋ねがありました。

議員からお話のありました拡充型は、東京23区以外の地域からの移転に加えて、県内企業が本社機能を強化する場合など、より幅広い企業が対象となるものであり、先月27日に認定を受けました本県の地域再生計画では、県内全市町村を対象区域に位置づけておりますので、認定要件を満たせば、県内企業も業種にかかわらず課税上の優遇措置が受けられる内容となってい

ます。

既に立地している企業を含め、県内企業が積極的な事業の拡大を実施する際に有利な制度がありますので、今後、県内企業の制度に対する対応、御意見などについてリサーチを行いたいと考えています。

一方、中小事業者が中心の本県の企業にとりましては、総務・人事部門といった本社機能や研究開発の部門に携わる従業員をふやしていくこと、また、そのための新しいオフィスの施設整備といった認定要件は、高いハードルになるのではないかと考えています。国に対しては、今後そういった実情や県内事業者の意見を訴えていきたいと考えています。

いずれにしましても、既に立地している企業も含め、県内企業にこの制度を有効に活用していただくことが重要ですので、この制度の利点などについて、産業振興センターや金融機関、工業会等の関係機関と連携しまして、その周知に努めてまいりたいと考えています。

次に、社会に貢献したい、現役で働きたいと考える高齢者のニーズの受けとめと高齢者の社会参画、雇用の創出に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、内閣府の60歳以上の方を対象とした調査では、「何歳まで仕事をしたいか」という問いかけに対し、「70歳ぐらいまで」と答えた方が23.6%、また、「働けるうちはいつまでも」など70歳以上として答えた方は42.3%あり、多くの方が続けて働きたい希望を持たれておりますし、本県においても60歳以上の常用労働者は年々増加しており、仕事をしたいというニーズは高いものと認識しています。

他県に比べて少子高齢化が進む本県において、高齢者の生きがいづくり、さらに労働力の確保の観点からも、働く意欲のある高齢者がこれま

でに培った知識、技能、経験を生かして年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられるような環境を整えていくことは、大変重要であると考えています。

県内において、高齢者の方に対し地域の日常生活に密着した仕事を提供する仕組みとして、シルバー人材センターがあります。同センターは、さまざまな能力の活用を望まれる高齢者の方に、社会参加を通じて生きがいを持って働いていただくという重要な役割を担っております。県では、今後ともシルバー人材センターに対しまして、その目的達成のための指導や助言、運営費への助成を行いますほか、国や市町村とも連携した支援を行ってまいります。

また、高知労働局と連携して、60歳以上の方の希望者全員の雇用確保を図ります高年齢者雇用安定法の趣旨を徹底するとともに、65歳以上の高齢者を雇用した場合の奨励金や、高齢者が働きやすい職場環境整備に対する助成金など、国の支援制度を企業に広く周知し活用を促すことで、高齢者の安定した雇用の確保、さらなる雇用の創出にもつなげてまいりたいと考えています。

次に、シルバー人材センターは機能を十分に発揮できているのかとお尋ねがございました。

定年後も働ける場の一つであるシルバー人材センターは、軽易な作業等を希望する高齢者に対し地域の日常生活に密着した仕事を提供する団体として、県内に20団体が設置され、そのうち16団体が法人化されております。平成26年度において県内の会員数は4,549人で、前年に比べ108人減っていますが、事業の契約件数は3万4,107件と前年と比べ1,672件増加し、また契約金額も16億900万円と、前年と比べ8,000万円余り増加しているところです。身近な地域から、清掃や樹木の剪定、農作業の補助、パソコン入力や家事サービスなど大変幅広い分野で仕事を請け負

うほか、市町村からも受注をしております。

65歳を超えても常勤で引き続き働き続ける人がふえる中、会員の確保が課題となっていますが、契約件数や金額は増加傾向にあり、地域に密着してその役割を果たしていただいております。地域の高齢化が進む中、今後ますます身近な生活サービスなどの需要もふえていくことが見込まれ、シルバー人材センターにはさらなる活躍が期待されています。

県としましても、シルバー人材センターに、さらにその目的を達成していただくための支援を、国や市町村とも連携して行ってまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、人口減少対策の一環として、家族愛、郷土愛を育む取り組みを積極的に進めることについてお尋ねがございました。

人口減少の問題を含めた本県の課題の解決に努め、ふるさと高知の発展を築いていくためには、産業の活性化を図ると同時に、家族を初め身近な人たちへの親しみや愛情と、夢や志を持って、高知を支える人材を育てていかななくてはなりません。このため、本県においてはキャリア教育や道德教育を通じて、こうした人材づくりに取り組んでおります。

具体的には、例えば中学校においては、県教育委員会で作成したキャリア教育副読本「みらいスイッチ」を活用して、生産、経済、学術、社会などさまざまな分野で、地域を支え、人を支えるために多くの人が働いていることを知り、その思いや人生について学んでいます。さらに、地域において職場体験学習をする中で、働く人々の苦労をじかに体験し、また、その土台にある仕事への情熱やふるさと、家族に対する思いを肌で感じ取る学習を行っています。

高等学校においても、生徒たちに将来の具体

的な進路をイメージしながら県内企業でのインターンシップや企業見学などを経験してもらうとともに、生徒が地域と連携して地域の課題解決や活性化に向けた取り組みを行うことで、しっかりとした職業観や勤労観を身につけることとあわせて、地域への理解や郷土に対する愛情を育成しています。さらに、小中学校の道德教育の中では、ふるさと高知の偉人や自然、産物などを題材として取り上げた道德教育用郷土資料「ふるさとの志」の活用を図って、郷土を知り、郷土への愛着を深め、その発展に努めようとする思いを育んでいます。

今後も、こうした教育をさらに積極的に行っていくとともに、子供たちが日常的に地域の方々と触れ合う機会を持つことのできる学校支援地域本部事業を推進していくことで、地域への愛着を持ち、夢や志を胸に、ふるさと高知を支えていこうとする人材づくりに取り組んでまいります。

次に、佐竹音次郎先生を道德の題材として取り上げるべきではないかとお尋ねがございました。

四万十市出身で、保育の父、児童福祉の先駆者と言われる佐竹音次郎先生は、その生き方から、慈愛に満ちた志など多くのことを学ぶことのできる人物であり、このような郷土の偉人を道德の教材として取り上げることは、大変意義深いことだと考えます。

道德の学習については、先人の伝記などを題材とした魅力的な教材の開発、活用を通して創意工夫ある指導をしていくことが求められており、各学校においてはその土地土地にゆかりのある偉人や先人を題材とした学習を行っています。実際に、佐竹先生の出身地である四万十市では、道德を初めさまざまな教育活動の中で、先生の人物伝を資料として活用したり、また先生に関する講演会に参加するなどして、その生

き方から学ぶ学習が行われております。

県教育委員会としましては、このような各地各地にゆかりのある偉人、先人を取り上げた道徳の授業実践例を収集し紹介しているところであり、佐竹先生を題材とした授業実践例についても、その偉大な功績も含めて県内の学校に紹介してまいります。また現在、児童生徒に配付している家庭版道徳教育用ハンドブック「高知の道徳」を今後改訂していく際には、この佐竹音次郎先生も含めて、郷土の偉人や偉業をさらに多く掲載していきたいと考えております。

次に、いじめの認知件数が増加することについてどのような評価、分析をしているのかのお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、平成26年度の本県のいじめ認知件数は過去最高となっております。これは、岩手県矢巾町のいじめ自殺事件の後、初期段階のいじめや短期間のうちに解消したいじめも遺漏なく認知件数として計上するようにとの文部科学省からの通知を受けて、改めて調査を行った結果だと考えております。

このことは、全国のいじめ認知件数も過去最高となっていることから、うかがうことができます。このことに関して文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校を、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し解消に向けた取り組みのスタートラインに立っていると肯定的に評価しております。

県教育委員会としましても、これまでも、冷やかしかからかいなどのいじめの初期段階のものから認知し対処することが、いじめの重大化を防ぎ、その後のいじめの根絶にもつながるとして、認知件数の多さが学校の評価を下げるものではないというメッセージを各学校現場に伝えてきました。今後も、いじめを防止する対策を強力に推進していくことは当然といたしまして、いじめが認知されないまま重大化すること

がないよう、引き続き、初期段階のいじめから積極的に認知するという考え方を徹底してまいります。

次に、いじめ防止基本方針について、教員間で共通理解を深めるための校内研修などの取り組み状況はどうか、またいじめが疑われるケースに学校が迅速、的確に対処できるのかのお尋ねがございました。

いじめ防止対策推進法に基づき策定されている各学校のいじめ防止基本方針については、年度初めの職員会や、年間計画で位置づけられている校内研修等の場を通じて確認し、全ての教職員による共通理解が図られております。

いじめが疑われる事案が発生した場合は、お話にありました、いじめ防止等の対策のための組織が対応していくことになります。この組織が迅速、的確に機能するためには、教職員が日ごろより、いじめはどの子供にもどの学校でも起こり得るという意識を持ち、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つこと。校長のリーダーシップのもと組織的な協力体制を確立し、情報の集約と共有化を図ること。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家を活用し、いじめの事象を多面的に捉え対応することなどが重要です。

特に、いじめが重大事態に当たるような場合には、教育委員会、警察など関係機関との連携を密に行う必要があります。こうしたことについては、各学校のいじめ防止基本方針にも盛り込まれておりますので、職員会や校内研修等で基本方針についての共通理解をしっかりと行っていくことで、いじめに対する迅速、的確な対応が担保できるものと思います。

県教育委員会といたしましても、各学校において、いじめ防止基本方針が全ての教職員による共通理解が図られるよう、市町村教育委員会

と連携して校内研修等の徹底を図るとともに、重大事態が発生した場合には、求めに応じて臨床心理士や弁護士などで構成された緊急学校支援チームを派遣することなどにより、学校の対応を適切に支援してまいります。

次に、小中学校における担任と生徒との日々の情報交換に関する取り組みについてお尋ねがございました。

いじめを早期に発見し、実態を把握するためには、子供との日々の対話や観察を通じて、一人一人の置かれている状況や心情、友人関係等を把握し、理解していくことが重要です。

学校では、授業や休み時間など学校生活で積極的に子供と接することや、生活記録ノートを活用することなどにより、教員が子供の心や体のささいな変化を見逃さないよう取り組んでおります。また、学校によっては定期的に個別面談を実施し、日々の生活の中での子供の悩みを聞き、不安を取り除いたり頑張りを認めることで、子供の自尊感情を高めることや教員との信頼関係の構築に努めているところです。今後とも、子供のささいな変化に気づくための取り組みが徹底されるよう、研修会等において、教員と子供との日々の情報交換の重要性を指導してまいります。

次に、道徳の教科化を踏まえ、教員の指導力向上のための指導資料の作成や効果的な研修をどのように進めていくのかのお尋ねがございました。

道徳教育は、人はいかに生きるべきかを考え、それを生涯を通じて追求し続けるという人格形成の根幹にかかわることを学ぶものであり、学校教育の中核となるべき重要なものです。この道徳教育のなめである道徳の時間が教科化されるに当たっては、本県においても、児童生徒がみずからの生き方をしっかりと考え、道徳的な行動につなげていくことができるよう、教員

の指導力を一層向上させていかなければならないと考えております。

そのため、本年度は、特別の教科、道徳の趣旨を踏まえた授業のあり方をおさめた冊子やDVDを作成し、配付することとしております。この中には、児童生徒が道徳的な問題の解決に向けて多面的、多角的に考え、議論したりする学習や体験的な学習など、多様な指導方法を取り入れた具体的な改善例も多く掲載することとしております。県教育委員会が行う研修や各学校の研修においては、これらの冊子やDVDなどの指導資料を効果的に活用し、模擬授業や授業分析を通じた実践的な研修を行い、指導方法を具体的に学んでいくようにいたします。

また、これまで大学等の協力も得た専門的な研修や複数回にわたる公開授業研究を課して、道徳教育を牽引するリーダー教員を約40名育成してきたところですが、今後さらに研修を充実し、平成29年度までに合わせて約80名を育成してまいります。こうしたリーダー教員が県内各地で研修講師となって実践を普及していくことで、県全体の教員の指導力を一層向上させていきたいと考えております。

次に、命の大切さを教え、学ぶ道徳教育が何よりも必要であるということについてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、いじめや不登校など児童生徒の命や心に関する問題が深刻化している今、児童生徒に命の大切さを教え、また自己肯定感や他者を思いやる気持ちを高めていくことは極めて重要なことであります。このため、各学校では道徳の時間などにおいて、生命尊重にかかわる授業が実践されているところです。

ただ、命の大切さを考える授業を行う際には、単に命の大切さを知るというだけではなく、実感や感動を持って理解する、納得する、心に刻むということが重要となってきます。そのため、

各学校では、感動的な資料などを選択して授業の充実を図っているところですが、お話にありました「目の見えない犬 ダン」の資料も、児童生徒の心に感動を与える読み物であり、小学校の中学年において活用されてきております。このほかにも、例えば妊婦の方から生まれてくる赤ちゃんへの思いを伺ったり、家族を失った人から生命のかけがえのなさを聞いたりするなど、感動体験を持って命の大切さを学ぶといった授業の工夫改善についての報告もなされております。

いずれにいたしましても、命を大切にする教育は、より深く心に刻まれるべきものであり、県教育委員会としましても、こうした道德教育がしっかりと行われるよう積極的に指導・助言をしてまいります。そうすることで、いじめや不登校、暴力行為など生徒指導上の諸問題への対応についても効果があるものと期待しております。

最後に、公務員の不祥事を起こさせない取り組みへの決意についてお尋ねがございました。

大多数の教職員には、教職員としての使命感や誇りを持って教育活動に真摯な姿勢で取り組んでもらっておりますが、セクシュアルハラスメントや飲酒運転など、一部の不心得な教職員による不祥事が相次ぐ状況にあります。このような状況は、保護者や地域の皆様初め県民の皆様の信頼を大きく裏切るものであり、深くおわび申し上げます。

お話にもありましたサービスの宣誓書には、公務員たる教職員の基本とすべき姿勢、態度が示されており、職務を遂行するに当たっては、常にこれに立ち返る必要があることから、採用時のほか、計画的に実施をしている教職員研修などにおいて、教職員一人一人に周知徹底してまいります。

不祥事をなくすためには、それぞれの教職員

がこれまでに発生した不祥事を決して他人事とせず、みずからの課題として真摯に受けとめなければなりません。特に教員は、児童生徒の模範となる行動を示す立場にあることから、より高い倫理観が求められており、不祥事があった場合には、教職員全体の信用を失墜することにつながることはもとより、所属する学校の児童生徒の心に取り返しのつかない傷をつけてしまうことを深く自覚する必要があります。

そのために、市町村教育委員会とも連携し、各学校において、職員会や校内研修などを通して教職員に、ただいま申しましたような自覚を繰り返し促すとともに具体的な注意喚起を行うことにより、不祥事の防止に向け徹底してまいります。また、県教育委員会といたしましても、今後ともさまざまな会議や研修等の機会を捉え、教職員に対して啓発を行うなど、不祥事の根絶に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず初めに、社会に貢献したい、現役で働きたいと考えている高齢者ニーズについての受けとめと、高齢者の社会参画や雇用創出に向けた取り組みについてのお尋ねがありました。

現在、政府におきましては、一億総活躍社会の実現に向けまして、高齢者の健康寿命の延伸と経済的な自立を支えることにより、生涯現役社会の実現を目指していくこととしております。

本県にとりましても、高齢者がその豊かな経験や知識、あるいは能力を生かしながら、生涯現役として活躍が可能となる環境を整備することは喫緊の課題だと考えており、その際には、高齢者の生きがいがづくりや健康の維持・増進などに着実につなげていくといった視点が大変重要だと考えております。

このため、県としましては、高齢者の皆様に福祉・介護サービスの担い手として地域社会に

貢献していただく取り組みなどを進めているところ。具体的には、今年度から、老人クラブやシルバー人材センターの会員の皆様を対象に、家事などの日常生活を支援するサービスの提供や、認知症の基礎知識などを学ぶための研修会などを開催いたしております。

今後は、市町村や高知県老人クラブ連合会などとも協議の上、研修を修了した高齢者の方々に、市町村が実施する介護予防サービスなどを提供する際の担い手として活躍していただくなど、高齢者の皆様が地域における社会活動に積極的に参加し、生きがいを感じながら活躍のできる地域づくりを目指してまいります。

次に、高齢者の健康づくりにつながるテレビ番組を多くの人に視聴していただいております。どうかのお尋ねがありました。

今後、県民の皆様の在宅生活の希望をかなえ、住みなれた地域地域で安心して暮らし続けることのできる県づくりを目指していくためには、高齢者の生きがいや健康づくり、さらには介護予防の取り組みなどを通じまして、高齢者の健康意識を高め、健康寿命の延伸へとつなげていくことが重要なポイントになるものと考えております。

議員のお話にありました「高齢者寺子屋」という番組につきましては、その内容を調べてみますと、高齢者の健康維持に役立つ体操や老後を元気で幸せに過ごすための心構えなどが、わかりやすく紹介されております。このため、DVDなどを活用し、市町村の担当者やあったかふれあいセンターの職員などを対象とした研修会などの際に、広く紹介することなどによりまして、地域の高齢者の皆様が集う場となっております。あったかふれあいセンターや集落活動センターの活動の中で、有効に活用ができるのではないかと考えております。

最後に、健康長寿で活力ある地域社会を実現

するためには、クラブ・サークル活動の活性化を促す施策が必要ではないかとお尋ねがありました。

高齢者の方々が地域において、趣味や生きがいを持ちながら健康で心豊かな在宅生活を送るためには、スポーツなどに代表されます地域のクラブ・サークル活動の活性化に向け取り組むことが効果的だと考えております。このため、県におきましては、シニアスポーツ交流大会やオールドパワー文化展の開催などを通じまして、県内のクラブ・サークル活動への積極的な支援に取り組んでいるところです。

あわせて、2万人を超える会員がおられます県下の市町村の老人クラブが実施をいたしておりますさまざまな生きがいづくり活動の取り組みなどを支援いたしますとともに、高知県老人クラブ連合会が若手高齢者の加入を促進するために取り組んでおりますスポーツ交流大会の開催や、ボランティア活動の組織化に向けた取り組みなども積極的に支援いたしているところです。

こうした取り組みなどを通じまして、高齢者の方々が住みなれた地域地域で、スポーツや生きがいづくりなどの活動に積極的に参加することを促すことにより、地域におけるクラブ・サークル活動の活性化へとつなげてまいりたいと考えております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 歴史上の人物を通じた一層の国際交流に向け、佐竹音次郎先生にスポットを当てた情報発信も必要ではないかとお尋ねがございました。

国際的に活躍した本県ゆかりの方々の足跡や功績を知ることは、その国に親しみを感じ、関心を持つことにつながり、ひいてはその国との国際交流の契機となるものと考えております。これまでも、現地の皆様とのつながりが深く、

多くの人々に敬愛されている本県出身の方々の御縁で、県と民間団体や市町村が連携し、交流を進めております。

佐竹音次郎先生の活躍がこうした交流に発展するためには、その御功績が広く知られるとともに、関係地域とのつながり、そして国際交流に向けた民間の方々を中心とした機運の高まりが必要ではないかと思っております。

この春、地元には顕彰団体も設立されたとお聞きしておりますので、四万十市とも連携をさせていただき、関係団体との情報共有を積極的に図ってまいりたいと考えております。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 観光振興に向けて、佐竹音次郎先生にスポットを当てた情報発信も必要ではないかとお尋ねがありました。

佐竹音次郎先生につきましては、地元である四万十市に生家の記念碑や辞世の句碑も残っておりますし、顕彰団体も設立され、市の広報紙やホームページなどでも紹介されています。こうした情報をメディアでの露出につなげ、誘客に結びつけていくためには、佐竹音次郎先生の歩みや功績を、地元と絡めてしっかり物語りにしていくことが大切だと考えております。あわせて、関心を抱いて訪れていただいた方に対し、地元で佐竹音次郎先生に十分に触れることのできる仕組みと受け入れ体制も必要ではないかと考えております。

こうしたことから、今後、これまで県が関係を築いてきました首都圏などのメディアの方々の御意見もお聞きしながら、露出につながる効果的な情報発信の手法、内容などについて検討してまいりたいと考えておりますし、今後取り組みます歴史資源の磨き上げにあわせて、地元での仕組みづくりなどについて、四万十市や関係団体とも協議を進めてまいりたいと考えております。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 不祥事を起こさせない職場環境づくりについてお尋ねがございました。

昨年度のたび重なる不祥事の発生を受けて、職員一人一人が率先して法令を遵守すべき立場にある県職員としての自覚を新たにし、県民の信頼回復に向けて全力で取り組んでいる中で、今年度、放置自転車の横領、時間外勤務手当等の不適正受給という不祥事が続きましたことについて、深くおわびを申し上げます。

不祥事を起こさせない職場環境づくりには、職場の風通しをよくし、職員が何でも話し合える雰囲気づくりをすることが大変重要と考えております。職員同士、お互いに注意し合える環境があれば、不祥事に至る前に抑止できる場合もあると思うところでございます。このため、さまざまな機会を捉えて、全ての管理職員にこうした点を認識させていきたいと考えております。

お話のありました地方公務員法第31条の服務の宣誓につきましては、公務員としての基本中の基本でございまして、職員が常に身近に置いて、見返すことができるようにすべきものであると考えております。このたび、改めて、知事部局の全職員が宣誓の意義を再認識するよう職員一人一人に周知いたします。

今後とも、飲酒運転を初めとする不祥事の再発防止に向けて、コンプライアンスの徹底、公務員倫理の確立、綱紀粛正を図り、県民の皆様からの県政に対する信頼の回復に向けて全力を尽くしてまいります。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) 公務員の不祥事に関し、不祥事を起こさせない職場環境づくりについてお尋ねがありました。

県民の安全と安心を守るべき県警察におきましても、公務上及び私行上の不祥事案が発生し、

県民の皆様からの信頼を損なう結果となったことについては、重く受けとめております。

警察においては、警察法第3条に、「不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行う」ことが規定されており、また国家公安委員会規則において、規律の厳正保持や堅実な生活態度の保持等の職務倫理の基本が定められております。

この職務倫理の基本については、警察学校において、新たに採用した職員や昇任予定者を対象とした教育において、その徹底を図るなどしております。また、各所属においても、署員を集めて行う研修会、朝礼などの機会に、幹部が職務倫理に関する訓示を行ったり、各係・班ごとに小集団で集まり、職務倫理を初めとするテーマについて討論する機会を設けるなどの取り組みを行っています。

さらに、不祥事案の発生に際しては、厳正な対処はもちろんのことですが、再発防止のため、その要因を分析し、ただいま申し上げた機会をも利用して繰り返し職務倫理の徹底を図るとともに、必要に応じて業務の仕組みを改善するなど、不祥事案の起こりにくい職場環境の構築に努めています。

県警察といたしましても、引き続き、このような取り組みを通じて不祥事案の防止に全力で取り組み、県民の安全と安心の確保に努めてまいります。

○20番（土森正典君） それぞれ適切なる御答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思いますが、まず知事に質問をいたします。

未婚化・晩婚化、結婚についてであります、さまざまな取り組みをしていただく。結果的に、成婚に結びつけていくということが大事であります。そうなりますと、少し足元を見ていただ

く必要があるんじゃないかな。県庁の職員の男女の独身の多いこと、ここを何とか知事を初め関係部長の力で成婚に結びつけていくという、こういうこともやっていくということが、民間団体の皆さんにも適切に適応せられていく、そのようになろうと思っておりますが、その決意のほどを、まずお聞きをしておきたいと思っております。

それと、国の関係機関、地方への移転であります、大変厳しい状態にあると思っております。答弁にもありましたように、政治主導でこの問題を解決しない限り、前に進むことができない、そう私も感じているところでございます。つまり地方6団体はもとよりであります、国会議員、地方の国会議員を結集して、この問題、壁を打ち破っていくという、そういう強い姿勢がないと、なかなか官僚の壁は厚い、そのように感じさせていただいております。それは知事もよく承知でありますので、その件についての決意を質問いたしまして、終わります。

○知事（尾崎正直君） 県庁の独身の方が多いというのは、もうそのとおりでございまして、少子化対策、さらにはさまざまな取り組みを進めていく上に当たって、県庁において率先してさまざまな取り組むことは、本当に大事だと思います。

やはり、この少子化対策は県民運動にしていかなければならぬ。そういう中におきまして、今後、企業の皆様方にも、いわゆる職場が非常に大事ということで、いろんな取り組みをお願いしていくことになろうかと思っております。その職場という意味におきましては、この高知県庁が、多分、高知県内の中でも最も大きい職場の一つなのだろうと思っておりますので、高知県庁が率先してやっていくということになろうかと思っております。

職場の皆様への取り組みをお願いしていく、平成28年度から本格化していくことになろうかと思っておりますが、高知県庁も、その先頭に立って

やっていくということで頑張りたいと、そのように思います。

そして、2番目の政府機関の地方への移転についてでありますけれども、残念ながら、機関そのものが何十人、何百人という職員とともに移転してくるということを皆イメージしておいたわけですが、まず第一弾としては、どうもそういうことではなくて、もう少し、例えば機能の一部を共有するでありますとか、そういうことにとどまるという方向での議論がなされているように伺っているところであります。まず、それはそれで大変大きな御努力になるんでしょうけれども、しかしながら、本当の意味で一極集中を是正するということからすれば、それだけではとどまらないのだろうと、そのように思います。

やはりここは、本当に政治主導での取り組みが必要だと考えますので、国会議員の皆様方にもお願いをしていきながら、大きなうねりにできますように努力をしていきたいと、そのように考える次第です。

○議長（三石文隆君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（三石文隆君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表及び請願文書表配付）

ただいま議題となっている第1号から第29号まで並びに報第1号及び報第2号、以上31件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末268ページに掲載〕



請願の付託

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第3号「伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について」まで、以上5件の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末272ページに掲載〕



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明18日から24日までの7日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月25日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月25日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時34分散会

平成27年12月25日（金曜日） 開議第5日

出席議員

1番 上田貢太郎君
 2番 今城誠司君
 3番 久保博道君
 4番 田中徹君
 5番 土居央君
 6番 浜田豪太君
 7番 横山文人君
 8番 加藤漠君
 10番 坂本孝幸君
 11番 西内健君
 12番 弘田兼一君
 13番 明神健夫君
 14番 依光晃一郎君
 15番 梶原大介君
 16番 桑名龍吾君
 17番 武石利彦君
 18番 三石文隆君
 19番 浜田英宏君
 20番 土森正典君
 21番 西森雅和君
 22番 黒岩正好君
 23番 池脇純一君
 24番 石井孝君
 25番 大野辰哉君
 26番 橋本敏男君
 27番 前田強君
 28番 高橋徹君
 29番 上田周五君
 30番 坂本茂雄君
 31番 中内桂郎君
 32番 下村勝幸君
 33番 野町雅樹君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 梶元伸君
 危機管理部長 野々村毅君
 健康政策部長 山本治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興推進部長 中澤一真君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元毅君
 林業振興・環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土木部長 福田敬大君
 会計管理者 岡林美津夫君
 公営企業局長 門田純一君
 教育委員長 小島一久君
 教育長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 福島寛隆君
 公安委員長 織田英正君
 警察本部長 上野正史君
 代表監査委員 田中克典君
 監査委員局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次 長 川 村 文 平 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成27年12月25日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 高知県行政不服審査会条例議案
- 第 3 号 高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例議案
- 第 4 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例議案
- 第 5 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県職員倫理条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 12 号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 18 号 高知県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例議案
- 第 19 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 20 号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第 21 号 平成28年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 22 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 25 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 26 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案

<p>第 27 号 県有財産（建物等）の取得に関する議案</p> <p>第 28 号 永国寺キャンパス図書館及び体育館建築主体工事請負契約の締結に関する議案</p> <p>第 29 号 国道197号社会資本整備総合交付金（新野越トンネル）工事請負契約の締結に関する議案</p> <p>報第 1 号 平成27年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第 2 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告</p> <p>請第 1-1 号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第 1-2 号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第 2-1 号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について</p> <p>請第 2-2 号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について</p> <p>請第 3 号 伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について</p>	<p>を求める意見書議案</p> <p>議発第 3 号 森林吸収源対策の財源確保を求める意見書議案</p> <p>議発第 4 号 地方の道路整備や老朽化対策の財源確保に関する意見書議案</p> <p>議発第 5 号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の合意内容についての情報公開と徹底的な検証及び議論を求める意見書議案</p> <p>議発第 6 号 環太平洋経済連携（TPP）協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書議案</p> <p>議発第 7 号 教育予算の削減を行わず充実を求める意見書議案</p> <p>議発第 8 号 消費税増税を前提とした、2016年度税制改定大綱に反対する意見書議案</p> <p>第 3 号 高知県競馬組合議会議員の補欠選挙追加 継続審査の件</p>
<p>追加</p> <p>第 30 号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 31 号 高知県副知事の選任についての同意議案</p> <p>第 2 号 高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙追加</p> <p>議発第 1 号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書議案</p> <p>議発第 2 号 介護福祉士養成施策の充実・強化</p>	<p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p> <p>故川井喜久博議員に対する追悼</p> <p>○議長（三石文隆君） 御報告いたします。</p> <p>議員川井喜久博君におかれましては、12月17日に御逝去されました。突然の訃報に接し、まことに哀惜の念にたえません。同君の地方自治の発展に尽くされました御功績をたたえ、ここに謹んで御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。</p> <p>御起立願います。</p>

(全員起立)

○議長(三石文隆君) 黙禱。

(全員黙禱)

○議長(三石文隆君) 黙禱を終わります。

着席願います。

この際、議員を代表して中内桂郎君並びに土森正典君から、故川井喜久博議員に対し、追悼の言葉をささげます。

31番中内桂郎君。

(31番中内桂郎君登壇)

○31番(中内桂郎君) 追悼の言葉。

同僚議員各位のお許しをいただきまして、去る12月17日に御逝去されました故川井喜久博議員の逝去を悼み、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

川井議員、あなたの余りに突然の訃報に接し、私ども一同、いまだに信じがたく言いようのない悲しみの中で、もはやあなたとはこの世で、そしてこの議場で再びお目にかかれないという事実をみずからの心に言い聞かせるとき、運命の余りの厳しさを思い知らされました。この春にはこの議場でお互いに再選の喜びを分かち合った仲でありましたが、今こうして私があなたに追悼の辞を申し上げることになろうとは、いかにこれが天命とは申せ、まことに痛惜の念に耐えがたい思いであります。

あなたの温厚篤実で気さくなそのお人柄は衆望を集め、10年余りに及ぶ本山町議会議員を経て、平成23年には高知県議会議員に初当選されました。以来今日まで4年半余りの間には、不断の熱誠と卓越した識見を持って県政の審議に参画され、県議会議員2年目からは文化厚生委員会の副委員長を務められ、その後に危機管理文化厚生委員会委員長、そしてこの5月からは商工農林水産委員会副委員長を歴任されるなど、すぐれた資質はもちろんのこと、議員としての豊富な経験と実績により裏づけられた行動

力と調整力、そしてすぐれたリーダーシップにより、多大な功績を積んでこられました。これからの地方創生、県勢発展に向けてさらなる御活躍を御期待申し上げていたところ、あなたのような有為な人材を失ったことは、まことに残念であり、県議会、そして県政にとりましても痛恨のきわみであります。

生者必滅会者定離のことわりとは申せ、春秋に富むあなたの急逝は余りにもはかなく、無常を嘆かざるを得ません。再びあなたと相まみえることはかないませんが、県政壇上にささげられましたあなたの御遺徳と幾多の御功績はさん然と輝き続けるものであります。

私どもは、あなたの御遺志を悲しみの中に埋もれさせることなく、今日よりあなたの御遺志を私どもの意思としてお受けし、県勢の発展に一層の努力を積み重ねてまいりますことを今ここに誓い申し上げます。

惜別の情は尽きませんが、私どもは今さらながらあなたの残された業績の偉大さに思いをいたし、御生前に賜りました御厚情に感謝申し上げます。

今はただみたまの御冥福をお祈り申し上げ、奥さんを初め御家族、御遺族、御一同様の前途に、また県政の上に変わりない御加護を賜りますようお願い申し上げまして、追悼の言葉といたします。

平成27年12月25日、高知県議会議員中内桂郎

○議長(三石文隆君) 20番土森正典君。

(20番土森正典君登壇)

○20番(土森正典君) 追悼の辞。

同僚議員各位のお許しをいただきまして、自由民主党会派を代表して、去る12月17日に御逝去されました故川井喜久博議員に謹んで哀悼の意を示し、お別れの言葉を述べさせていただきます。

かねて御加療中とお聞きをしており、一日も

早い回復をお祈りしておりましたが、このたびの川井議員の訃報に接し、私ども一同まことに痛恨の念に耐えがたく、こうして弔辞を読まなければならないことは無念、残念であります。大きな悲しみでもあります。

川井君、あなたは温厚誠実で笑顔を絶やさず、また強い信念と持ち前の行動力で議員活動に邁進をされました。何事にも積極的に取り組み、このことについて周囲の方々への配慮を決して欠かさない川井君は、同僚議員はもとより尾崎知事を初めとする県職員の皆さん、そして地元の方々から頼られ、慕われてきました。あなたのその仕事に対する情熱、誠実な態度は誰もが認めるところでありました。

特に、高知県の森林・林業の活性化、振興にかける情熱は誰にも負けず、林業について熱く語る姿を決して忘れることはできません。全国素材生産業協同組合連合会会長、高知県議会森林・林業・林産業活性化促進議員連盟事務局長として活躍をされました。多大な貢献を果たされたこと、今も私の脳裏に残っております。大型製材工場の誘致、林業学校の開校などはあなたの御尽力によるところが大きかったものと確信を得た次第であります。今年度は、商工農林水産委員会の副委員長として御活躍をされておられました。高知県の林業の方向性が見え、いよいよ本格的に力強く山が動き始めたやさきでの御逝去は、さぞかし無念であったことでしょう。気持ちを察しすると本当に心が痛みます。

川井君と私は、同じ30歳代のころ、自民党青年部の会で初めてお会いし、それ以来の長いおつき合いをさせていただきました。自由民主党の青年部・青年局による箱根での研修会では、田中角栄先生、竹下登先生、中曽根康弘先生など諸先生方の講演を聞き、お互い大いに刺激を受け、高知に帰って高知をいかによくしていくのか、維新の志士のように将来について熱く熱

く語り合った仲でしたね。川井君は本山町議会議員として、私は中村市議会議員として、ともに議員活動をスタートさせましたが、平成23年からは同じ県議会議員としてさまざまな行動をともにさせていただきました。

最近では、10月中旬に自民党会派で嶺北地域での政務調査を行い、本山町の直販所、集落活動センター、大川村のはちきん地鶏について同僚議員に熱心に取り組みを紹介していただきましたこと、つい昨日のことのようであります。

また、自動車好きのあなたは、高知県交通安全協会の会長も務められ、本県の交通安全にも力を注がれましたが、議事堂に颯爽と愛車で乗りつけてくるあなたの姿は私たちの脳裏に焼きついて離れません。目を閉じますと、あなたの過ごした日々、あなたの笑顔が走馬灯のようによみがえります。まだ私よりも若く、これからの御活躍も期待をしておりましたのに、大きな存在を失うこととなりましたことは、まことに残念であります。県議会はもとより、県政にとりましても痛恨のきわみであります。

最後になりますが、県勢発展に尽くされました御功績に衷心より感謝申し上げ、賜りました御厚情に厚くお礼を申し上げますとともに、心より心より御冥福をお祈り申し上げます。

私どももまた、あなたの御遺志を受け継いで、みたまに代えて高知県の発展に精いっぱい努める覚悟でございます。

川井君、どうか安らかに眠りください。そして、御遺族の上に、さらに県民の上に限りない御加護を賜りますようお願いを申し上げます。残念で残念でたまりませんが、追悼の言葉といたします。

平成27年12月25日、自由民主党会派会長土森正典

○議長（三石文隆君） 以上をもって、追悼の辞を終了いたします。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

商工農林水産委員会から、川井副委員長の御逝去に伴い、新たに黒岩正好君を副委員長に互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会審査結果一覧表 巻末304ページ
に掲載〕



委員長報告

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第29号まで並びに報第1号及び報第2号並びに請第1—1号から請第3号まで、以上36件の議案並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長依光晃一郎君。

（危機管理文化厚生委員長依光晃一郎君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（依光晃一郎君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案から第12号議案、第19号議案、第22号議

案から第24号議案、第28号議案、報第1号議案、報第2号議案、以上13件については全会一致をもって、第18号議案については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、いずれも賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第8号「高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、看護師等の県内就業率の向上や看護師等が中央保健医療圏に集中する地域偏在を解消するために、看護師等を目指す者に奨学金を貸し付ける条例を一部改正するものであるとの説明がありました。

委員から、この改正で新たに、県外の医療機関に就業した者に利子を付すということであるが、学生の修学のための奨学金に利子を付すべきではないと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、県外の医療機関での就業を選択する奨学金貸与者に利子を付すことで県内定着への動機づけにしたいと考えている。なお、利子の水準は他の奨学金制度との均衡を図っているとの答弁がありました。

別の委員から、漠然と看護師等の確保を進めるのではなく、医療圏域ごとに何人の看護師が必要かなど具体的な需給見通しを把握すべきと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、来年度に医療機関ごとの看護師等の採

用見通しや必要な人数などの調査が予定されており、その結果を踏まえて需給見通しを立てたいとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第22号「高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、福祉の拠点であるふくし交流プラザの運営に民間事業者が持つノウハウを生かし、住民サービスの向上、経費の縮減を目的として平成28年度から5年間の指定管理者を指定するものであるとの説明がありました。

委員から、指定管理者に応募したのが1者のみであるが、複数の応募があることが望ましいので、これまで積み上げてきた指定管理に関する情報を積極的に公開すべきと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、今回は指定管理者の募集期間をこれまでより長くするなどの工夫を行ったものの、結果として1者のみの応募であった。今後は、多くの事業者が応募しやすいよう、これまで以上に必要な情報を積極的に公開するなど工夫に努めたいとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、産業人材育成事業費について、執行部から、産業人材育成のメニューを体系化した土佐まるごとビジネスアカデミーのバージョンアップとして、インターネットを活用した学びの場の拡大や講師が地域に出向く実践的なセミナーの開催などに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、土佐まるごとビジネスアカデミーのこれまでの具体的な成功事例としてどういったものがあるかとの質疑がありました。執行部からは、具体的には起業や個人事業者の法人化につながったものがあるほか、受講者が開発した商品が地場産業大賞を受賞したり国内大手航

空会社の機内食に採用されたりしている。また、受講生同士が連携したコラボ賞品が防災関連認定製品に選ばれるなどの事例があるとの答弁がありました。

別の委員から、土佐まるごとビジネスアカデミーを受講することによって受講者がどういった成果を得られるか、しっかり意識して支援に取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

文化生活部についてであります。

こうち男女共同参画プランの改定について、執行部から、現行プランの目標を達成した項目がある一方、進捗が十分でないものがあり、全体として取り組みが十分とは言えない。現状と課題の分析を踏まえて、次期プランにおいて取り組みを充実強化したいとの説明がありました。

委員から、市町村において男女共同参画計画の策定が余り進んでいない。さらなる市町村への指導が必要と考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、町村においては専任の担当部署がないことなどから計画策定が進んでいない状況がある。今後、県が作成している計画策定のための手引を活用するなどして、町村の計画策定が進むよう指導に取り組みたいとの答弁がありました。

別の委員から、女性が社会に出て働くこと以外に家庭で家事や子育てを行うことを希望する場合もある。女性のさまざまな希望を把握することが重要であると考えがどうかとの質問がありました。執行部からは、女性の希望を把握してそれに合った取り組みをしっかりとしていきたいとの答弁がありました。

次に、公営企業局についてであります。

野市風力発電所について、執行部から、運転開始から20年が経過して老朽化しており、故障した部品の調達が困難であることや収益性がよくないことから、事業の継続が困難であると判

断した。今後は、発電所の廃止に向けて撤去費用の予算計上や設置条例の改正を行うこととなるとの説明がありました。

委員から、野市風力発電所の運転開始からの収支が赤字になっていることをどう捉えているかとの質問がありました。執行部からは、野市風力発電所は、売電価格の低迷や固定価格買取制度の終了などにより赤字となっているが、他の風力発電所や水力発電所も含めた電気事業全体では黒字を維持できると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、長期間の事業では当初の計画どおりにいかないこともあるが、公営事業の赤字は県民負担になることをしっかりと認識し、今後の取り組みに生かすことを求めるとの意見がありました。

別の委員から、野市風力発電所の廃止を踏まえて再生可能エネルギーによる発電事業にどう取り組むのかとの質問がありました。執行部からは、再生可能エネルギーによる電力供給は公営企業の役割の一つと考えており、今後も経営を考慮しながら意欲的に取り組みたいとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長（三石文隆君） 商工農林水産委員長弘田兼一君。

(商工農林水産委員長弘田兼一君登壇)

○商工農林水産委員長（弘田兼一君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第13号議案、第20号議案、第25号議案、第26号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第3号「伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第20号「高知県が当事者である和解に関する議案」について、執行部から、ルネサス高知工場の集約の決定に伴い、高知工場の承継企業の確保への取り組みと第2棟用地の県への無償譲渡等を確認し、県とルネサス社が今後高知工場の従業員の雇用継続に向けて協力していくという内容の合意をするものであるとの説明がありました。

委員から、当時、三菱電機株式会社高知工場第2棟の誘致に関しては熊本県との地域間競争があったと聞いているが、当時の状況はどのようなものであったかとの質疑がありました。執行部からは、昭和61年の三菱電機株式会社高知工場の操業開始時点から第2棟の話はあったが、熊本県には三菱電機株式会社の基幹工場があることに加え、阿蘇山系を中心として工業用水が豊富にあったことから、高知県への誘致には工業用水の確保が最大の課題であったとの答弁がありました。

さらに、委員から、三菱電機株式会社高知工場第2棟の整備を信じるに至るコミットメントがあったとのことだが、その解釈の根拠は何かとの質疑がありました。執行部からは、高知工場が順調に稼働する中で第2棟の整備の話があったことや第2棟用社員寮用地を取得していたことに加え、事務レベルでは工業用水の必要量や水質といった詳細な内容の合意形成がなされたことなどから、十分なコミットメントがあったと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、香南工業用水道の整備に当たり、三菱電機株式会社と契約を締結すれば双方が義務を負う双務契約となり、県も相当のリスクを負うおそれがあったとのことだが、リスクの具体的な内容は何かとの質疑がありました。執行部からは、第2棟整備予定地の旧香我美町内で水を確保することが困難であり、第2棟稼働時の確実な給水ができなかった場合の営業補償などを求められた場合、莫大な額になるおそれがあったことや、当時の地域間競争が激しい中で契約を申し入れることにより第2棟整備自体が白紙撤回されることを懸念したのではないかと答弁がありました。

さらに、委員から、本年8月27日に立ち上げられた企業立地推進会議などを通じて、関係部局が共同して、企業誘致の視点だけではなく、法律的な評価や関係業界の動向といった多角的な視点から検討を行うとは具体的にどのようなことなのかとの質疑がありました。執行部からは、企業誘致は企業情報の機密性が高いことから商工労働部のみで対応していたが、他部局にもかかわることで、各分野の景況感等を含めて総合的に判断するとともに、法的問題に対応するため、総務部によるリーガルチェックのほか、場合によっては外部の専門家を招聘して対応を検討していきたい。また、企業機密事項にも留意しながら、進捗状況に応じて速やかに議会にも報告し、議員の意見も伺いながら適切に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、仮にルネサス社と和解せず信義則違反を追及した場合、どういった状況が想定されるのかとの質疑がありました。執行部からは、信義則違反を追及しても合意内容以上のものを得ることは難しい。また、裁判が長期化することで従業員の雇用の維持に向けた対応のおくれが懸念される。ルネサス高知工場及び協力企業を含めた約360人の従業員の雇いを

守るため、高知工場の承継企業を確保し、第2棟用地を新たな工業団地として活用していくには、ルネサス社との協力関係が不可欠であるとの答弁がありました。

別の委員から、今回の高知工場集約はルネサス社に投資している株式会社産業革新機構の意向が反映されたものではないかと思う。ルネサス高知工場及び協力企業の従業員の雇用維持のためには、株式会社産業革新機構及び当該機構の出資者である政府への働きかけも検討してもらいたいとの質疑がありました。執行部からは、あくまで高知工場の従業員の雇用の継続はルネサス社が当事者であると考えているとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第25号「高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、第2期に引き続き牧野植物園の管理上必要な植物に関する専門知識や栽培管理能力及び団体としての組織力等を有する公益財団法人高知県牧野記念財団を指定管理者として指定するものであるとの説明がありました。

委員から、牧野植物園は全国的な評価も高く、研究や教育施設であるとともに観光施設としての役割も果たしており、すばらしい施設であるが、近年は入園者が減少傾向にある。展開の仕方によっては入場者もかなりふえてくると思われるので、魅力をどうPRしていくのかが重要だと思うが、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、平成28年度には、各関係者の意見を聞き、リニューアルの基本計画を策定する予定であるが、速やかな対応が必要であることから、例えばプロモーションのターゲットや方法を明確にした案を示すよう、現在、部を挙げて検討しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、農業振興部についてであります。

次世代施設園芸団地の進捗状況について、執行部から、四万十町に整備されている次世代施設園芸団地の11月末時点の基盤整備状況や雇用の確保状況等について報告がありました。

委員から、高度な環境制御技術による農業において年間の生産量をふやすには、機械任せではなく、制御システムを使いこなすノウハウが必要だと聞いている。今後、機械を使いこなすためのスキルアップが必要だと思うが、どのように進めていくのかとの質問がありました。執行部からは、環境制御技術については、オランダとの交流をもとに農業技術センターなどで取り組んでおり、その成果も出ている。また、有限会社四万十みはら菜園でも先進的に取り組んでおり、技術的な対応力は他県と比べても高いと考えている。団地で営農を開始する企業のうち2社は、四万十みはら菜園の関連企業であり、一定の技術は持っているとは思いますが、県としても先進的に取り組む民間企業と交流もしながら支援していきたいとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

T P P・水産業分野について、執行部から、10月5日に米国アトランタで開催されたT P P閣僚会合においてT P P協定が大筋合意された後、明らかになってきた交渉結果の内容について報告がありました。

委員から、魚粉やかつおぶしの関税が撤廃され、チリなどから安価な魚粉が輸入されることになることになると、かつおぶしを製造する際に発生する残渣を利用して魚粉を製造している加工業者にとっては大きな痛手となり、伝統的産業が消滅してしまう可能性があると思うが、県はどのように判断しているのかとの質問がありました。執行部からは、現在、養殖の餌料として輸入されている分については恩恵を受けられるとの意見もあるが、一方で、地域で処理されている分

への影響は懸念される。そのため、例えば土佐清水市の宗田節残渣処理施設については、老朽化等により限界に近いこともあることから、県も参加して今後の対応について協議しているとの答弁がありました。

最後に、第20号「高知県が当事者である和解に関する議案」について、全会一致をもって可決すべきものと決しましたが、和解議案の確認事項が確実に実現されるよう、県は、ルネサス社はもとより香南市や各支援機関とも連携し、高知工場の承継企業の確保と第2棟用地への企業立地の早期実現に全力で取り組み、ルネサス高知工場及び協力企業の従業員の雇用の継続・維持を図ること。また、ルネサス社には、同様に高知工場集約以後も必要に応じて責任感を持って対応することを商工農林水産委員会として強く求めます。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長（三石文隆君） 産業振興土木委員長坂本孝幸君。

（産業振興土木委員長坂本孝幸君登壇）

○産業振興土木委員長（坂本孝幸君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第14号議案、第29号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、観光振興部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、博覧会実施計画策定委託料の債務負担行為について、執行部から、大政奉還150年に当たる平成29年と明治維新150年に当たる平成30

年を大きなチャンスと捉え、歴史を中心とした博覧会を開催するものであり、開催に向け、実施計画等の策定に係る助言や提案など専門的な業務を民間事業者に委託するものであるとの説明がありました。

委員から、博覧会の名称はこの委託業務の中で検討されるのかとの質疑がありました。執行部から、博覧会の名称は委託業務の中で決めるのではなく、博覧会の準備段階で実行委員会の形式をとり、その中で検討されるものであるとの答弁がありました。

別の委員から、大きな事業が続くことになる。博覧会となると観光振興部だけの力ではできないと思うがどう考えているのか、また人員をふやすなど体制の強化も必要ではないかとの質疑がありました。執行部から、博覧会については市町村や地域の観光協会などと連携して進めていきたい。また、県としても現在の人員では厳しいので、博覧会に向けて体制強化にも取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、薩長土肥連合の鹿児島県や佐賀県、山口県は、同じように博覧会を開催するのかとの質疑がありました。執行部から、山口県は既に博覧会を開催しているが、鹿児島県や佐賀県は開催するとは聞いていない。引き続き情報収集を行うが、歴史で一緒に盛り上げていくことにしており、高知県が博覧会をすれば、恐らく鹿児島県や佐賀県もそれに近い形で取り組まれるのではないかと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、南国市才谷に坂本龍馬の先祖がいた場所があるが、そこに通じる道が狭く、観光客が訪問しづらい状況になっている。龍馬に至る流れも大切であり、これからそういう面にも取り組んでもらいたいとの意見がありました。執行部から、地域に存在しているものを掘り起こすことが重要であり、市町村とも連携し

て磨き上げや売り込みを行いたいとの答弁がありました。

別の委員から、歴史で売り出すためには、物語性をつくることがおもしろさにつながる。そういったおもしろさを実現できるよう取り組んでもらいたいとの意見がありました。

また、第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、客船受入等業務委託料の債務負担行為について、執行部から、平成28年度に大きく増加するクルーズ客船の寄港に合わせて、市街地でのおもてなしを強化するため臨時観光案内所の設置や通訳スタッフの配置、高知の文化等が体験できるミニイベントの企画、実施などを委託するものであるとの説明がありました。

委員から、何千人もの乗客が来たときには多くの通訳が必要になると思うが、何人ぐらいが必要だと想定しているのかとの質疑がありました。執行部から、岸壁での対応は土木部が担当し、ツアーの参加者には添乗員の通訳がつく。ツアーに参加せず市街地に入る方への対応を観光振興部が担当し、通訳団体の方などを十数人配置することとしているとの答弁がありました。

別の委員から、業務の委託に当たり、今までのボランティアの方との連携や協調はどうなるのかとの質疑がありました。執行部から、市街地での対応はこれまで年に数回だったのでボランティアの方をお願いしていたが、年に数十回となるとボランティアの方だけでは対応できなくなる。業務委託により人数を確保し体制を整えるものであるが、ボランティアの方にも可能な限り参加いただいて、おもてなし度を上げていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、クレジットカードや免税店など買い物環境の整備はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、来年3月までに、従来から免税店である店舗が免税手続を一括して代行できるカウンターの開設を検討し

ているほか、商店街では語学研修や指さしシートの使用などにより買い物環境の整備を行い、またクレジットカード決済についてもクレジットカードが使用できることのPRに取り組んでいるとの答弁がありました。

別の委員から、クルーズ客船の波及効果を最大限にするためにも、高知市だけでなく県内各地への日帰りツアーを造成することが大事であり、その結果リピーターをふやすことにもつながると思うが、その検討はどうかとの質疑がありました。執行部からは、寄港が決まった段階からエージェントと観光コンベンション協会などでツアーづくりへの協議を行っている。ツアーに参加しない方については、シャトルバスで市街地に行ってもらふこととし、案内所での高知の情報提供や飲食店の多言語化にも取り組んでいるとの答弁がありました。

別の委員から、高知から先の寄港地よりも高知が魅力的なことが乗客に伝わればお金を落としてもらえると思うので、そういった調査が必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、寄港が決まった段階でエージェントから3時間コース、6時間コースなどのツアーの提案要望が入る。高知の次の寄港地は神戸が多く、神戸で買い物をする方が多いので、高知では仁淀川の屋形船や南国市の観光農園など自然を生かした体験を売り込んでいるとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、客船受入等業務委託料の債務負担行為について、執行部から、平成28年度に大きく増加するクルーズ客船の寄港に合わせて、岸壁でのイベント等の開催や会場設営、市街地向けシャトルバスの運行などの受け入れ業務を民間委託することで、マンパワーの確保や民間のノウハウを生かしたイベント内容の充実や質の向上な

どの効果を上げ、充実した受け入れと積極的な誘致でさらなる寄港の増加、定着化につなげるものであるとの説明がありました。

委員から、バスの確保については県外事業者よりも県内事業者を優先して調達しているのかとの質疑がありました。執行部から、バスは船側が調達しており、基本的に県内事業者から調達するよう紹介する。県内で調達できる台数を超えた部分は他県からの調達となるとの答弁がありました。

別の委員から、クルーズ客船の大きさや乗客数はどれぐらいの規模のものが多く、その船に対して高知新港の水深で対応が可能かどうか、また他の港に対する優位性は何かとの質疑がありました。執行部から、日本にきているクルーズ客船で最大のものは16万トン級で、12万トン級や10万トン級も来ており、16万トン級の乗客数は4,000人以上になる。高知新港の水深は12メートルで、16万トン級も受け入れ可能である。優位性は、太平洋側で西日本にあり、中国から近いことなどであるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

中山間対策・運輸担当理事所管についてであります。

とさでん交通の取り組み状況等について、執行部から、第4回モニタリング会議で報告された上半期の業績が事業再生計画を上回る水準で推移していることなどについての報告がありました。

委員から、他県では鉄道の上下分離方式を採用する事例もあるが、調査や検討は行っているのかとの質問がありました。執行部から、上下分離方式については、土佐電鉄当時に要請があり、線路等の所有権は移転せずに行政がその維持費を負担する、みなし上下分離について検討を行った経緯がある。その結果、設備投資等に係る事業者負担を3分の1から6分の1に軽減

する措置を実施したが、現在はもとに戻している。その後の検討の中で、上下分離方式は根本的な解決にならないとの判断のもとに現在の再構築スキームが採用され、とさでん交通が設立されたとの答弁がありました。

別の委員から、経営も頑張っており、サービスもよくなってきた。障害者への対応ができていっているのを見かけることもある。今後も、社員教育に力を入れてもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、公共交通の利用を県民運動として進めるためにどう取り組むのかとの質問がありました。執行部から、会社では社長自身が現場に出て利用者の声を聞く取り組みなども行っている。行政としても公共交通の利用促進の広報などに引き続き取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(三石文隆君) 総務委員長池脇純一君。

(総務委員長池脇純一君登壇)

○総務委員長(池脇純一君) 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第3号議案、第5号議案、第6号議案、第14号議案から第17号議案、第21号議案、第27号議案、以上11件については全会一致をもって、第4号議案、第7号議案、以上2件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助

成の請願について」は、採決の結果、いずれも賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第4号「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例議案」について、執行部から、マイナンバー制度導入に伴う庁内での特定個人情報の利用及び県の他機関への特定個人情報の提供を可能とするため、必要な事項を定めようとするものであるとの説明がありました。

委員から、10月から始まったマイナンバーの通知がいまだに完了していない現状があり、マイナンバー制度の導入に不安を感じている県民が多くいる中で、条例の整備を進めてよいのかとの質疑がありました。執行部からは、今回の条例はマイナンバー制度の導入後も、従来から行っていた庁内等での情報提供を引き続き行えるようにしようとするもので、必要なものである。また、マイナンバー制度に不安を感じている県民のため、市町村等関係機関と連携し、引き続き不安の緩和に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、外国語指導助手配置委託料について、執行部から、県立の高校及び特別支援学校において英語教育を推進するため、外国語指導助手、いわゆるALT31名を各学校に配置して語学指導を行っている。今回、その中で民間の専門業者から派遣されることとなる5名について、指名競争入札により委託するものであるとの説明がありました。

委員から、ALTを全て現場の教員が直接指導できるよう、直接雇用したほうがよいと思うが、現在、問題は起こっていないかとの質疑がありました。執行部からは、業者から派遣されたALT本人や担当英語教員からの状況、課題等の聞き取り調査では、学校現場で生徒への円滑な対応ができており、特に問題は起こっていないとの答弁がありました。

別の委員から、業者から派遣されたALTが十分現場で能力を発揮できるよう、賃金を含む労働条件についても配慮してほしいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

政府関係機関の地方移転について、執行部から、政府関係機関誘致の提案募集に対する県の提案内容、今後のスケジュール等について報告がありました。

委員から、政府関係機関の地方移転については、機能の全部移転については財政面等で難しく、一部移転では集積のメリットが少なくなることなど各省庁等からの抵抗があり厳しい状況であるが、どう考えているのかとの質問がありました。執行部からは、国のハードルは極めて高い状況であり、今後は南国市にコア研究所がある海洋研究開発機構に絞って検討をしていきたい。また、政治主導で行わないと進まないの、大臣を初め高いレベルの方々に重点的に訴えていく必要があるとの答弁がありました。

次に、本庁舎における窃盗事件について、執行部から、本年11月に議会棟で発生した警備員による窃盗事件の概要、今後の対応等について報告がありました。

委員から、警備会社の警備員の窃盗は警備業界全体にも大きな影響があると思われる。この業者に対しては、契約不履行による契約解除、損害賠償請求などの厳正な対応が求められると

考えるかどうかとの質問がありました。執行部からは、現在の委託契約書の解釈では、県のほうから直ちに契約解除等を求めることはできない。しかしながら、非常に許しがたく信頼を損ねる行為であるので、厳正な対応に努めるとの答弁がありました。

さらに、委員から、業者に対し、事の重大さを深く認識し、誠意ある対応を望むとの総務委員会の意見も伝えてもらいたいとの要請がありました。

別の委員から、警備の配置基準を見直すなどの信頼回復に向けた提案が業者からあるべきだと思うが、そういう姿勢が見られない。今後、しっかりと協議し、対策を考えてもらいたいとの要請がありました。

次に、教育委員会についてであります。

教育等の振興に関する施策の大綱と第2期高知県教育振興基本計画の検討状況について、大綱と基本計画との関係性、策定のスケジュール、大綱の骨子の方向性等について報告がありました。

委員から、大綱の骨子はよくまとまっているが、策定の協議の中での知事の意向はどのようなものであったのかとの質問がありました。執行部からは、知事は、現在の教育の課題を深く掘り下げ、子どもたちの視点に立った有効な対策を盛り込んだものにしたいとの考えを持っているとの答弁がありました。

委員から、学校の組織マネジメントの強化や市町村教育委員会との連携等について、過去の事実、実態なども掘り下げた議論を尽くして、よりよい大綱を策定してほしいとの要請がありました。

次に、平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、執行部から、調査結果の概要等について報告がありました。

委員から、体力を向上させることが体育の授

業の目的であり、その視点で授業計画がつくられ実行されているのかとの質問がありました。執行部からは、体力の向上のために副読本などの教材を活用し、運動能力だけでなく思考力、判断能力等を伸ばすための授業づくりを目指して努力しているとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。
(拍手)



討 論

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

請第3号「伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について」の請願に関し、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

30番坂本茂雄君。

（30番坂本茂雄君登壇）

○30番（坂本茂雄君） お許しをいただきましたので、ただいま議題となりました請第3号「伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について」、賛成の立場から討論いたします。

まず、改めて福島を忘れずにこの請願の重みを考えていただきたいとの思いを述べさせていただきます。

私は、この11月に3度目となる福島県を訪ねてまいりました。中でも、富岡町の避難指示解

除準備区域をバスで回った際に、いまだに津波被災当時のままの姿を残しており、やっと除染の済んだところから家屋の解体とかが始まりつつある中、道路脇とか町のあちこちに無造作に除染フレコンバッグが置かれているという状況を目の当たりにしました。

そして、2013年1月から郡山市で再開している富岡町養護老人ホーム東風荘を訪ねて、施設長からお話を聞かせていただきました。爆発直後、避難する際、寝たきりの利用者は毛布などで体をぐるぐる巻きに包み四肢を固定させて、その状態のまま職員がバスに乗せ、2人がけシートに寝たきりの利用者を斜めに立てかけたりしてバス避難をして、その過程で3人の利用者が亡くなられたということでした。

昨日の福井地裁の不当判決も含めて、この国は福島原発事故を忘れていいのでしょうか。その教訓と反省を未来に生かさなくていいのでしょうか。避難行動において人権が無視されるような扱われ方とその過程で奪われる命、病院のエックス線撮影室など一般の人々が立ち入ってはいけない場所である放射線管理区域とも言うべき地域で、避難指示が出されなかったために数百万人が暮らし続けていたこと、そして今その放射線管理区域で働く放射線業務従事者に対して許される年間20ミリシーベルトという被曝限度の地域に帰還せよと言われているのです。

事故当時、18歳以下の子供たち約30万人対象の甲状腺がん検査で152名が悪性甲状腺がんないし悪性疑いとの結果が最新の数値として明らかになり、通常100万人当たり3人程度と言われるほぼ同年齢の日本全国での1年間当たりの発症率と比較した場合、福島の子供の甲状腺がん発症率は通常の20倍から50倍であると指摘される実態となっています。

さらに、福島県内では、震災と原発事故による避難の長期化で心労を抱え命を落とす被災者、

いわゆる震災・原発事故関連死はふえ続け、9月8日現在、累計で1,959人に上っており、地震や津波による直接死の1,604人を大きく上回っています。

伊方原発の再稼働はやむを得ないと考えられている方々には、しっかりとこのことと向き合っていた上で請願について判断をしていただきたいと願っています。

請願は、尾崎知事の、県民生活や県経済に不可欠な電力を安定供給するためには現時点では伊方発電所3号炉の再稼働はやむを得ないという判断に対して再考を促し、高知県として同機の再稼働を行わないことを国、四国電力に求める行動をとり、同様の行動をとることを愛媛県にも働きかけることを求めたものです。

県は、商工農林水産委員会で、請願書における理由に対して四国電力との勉強会における説明を示していますが、そこには伊方原発再稼働前提の四国電力の言い分が列挙されているとしか思えません。

時間の都合上、全ての理由項目についての四国電力の主張に対して反論する時間はありませんので、大きくは知事の判断の根拠となっている2つについて述べておきたいと思います。

そこでまず、安全性の説明を合理的とする考え方についてです。

請願でも言われているとおり、原子力規制委員会の適合判断にはIAEAの5層防護の考え方も反映されていません。そして、その新規制基準は、国会事故調査委員会や原子力専門家の、地震動そのものによる配管断裂の可能性が高いとの指摘を踏まえておらず、福島原発事故の原因究明に基づいていないこと。さらに、水素濃度基準値13%の定めはあるものの、炉心熔融時の水素爆轟への対応などシビアアクシデントへの対応策がおざなりであること。また、炉心熔融を防ぐためのコアキャッチャーは設置義務化

されていないこと。南海トラフ地震では火力発電所の津波被災で8カ月間以上の長期広域停電が警告されていますが、電源確保について規制基準は1週間の対応でよしとし、四国電力の説明でも最長14日間となっていること。そして、避難計画策定は規制基準に入っていないことなど、世界一厳しい基準と言えるものではないことを指摘せざるを得ません。

何よりも、規制委員会田中委員長自身が、安全審査ではなく基準の適合性の審査であり、基準の適合性は見ているが安全だとは申し上げていないと述べているように、審査合格をもって安全が確保されたとは言えないものです。

さらに、高レベル廃棄物の処理方法はいまだ確立されておらず、伊方原発の燃料プールの保管可能量はあと8年分であり、これ以上使用済み核燃料をふやすべきではありません。さらに、MOX燃料は地層処分ができる表面温度100度に冷えるまで500年もかかると言われており、その間、伊方原発の燃料プールへ保管することなど到底不可能なことであり、単に国任せにして放置したまま再稼働へと向かうことは許されないと思います。

次に、電力の安定供給のためには原発再稼働しかないとの考え方についてです。

四国電力は、老朽化した火力発電所を総動員して何とか電力の供給力を確保していると説明していますが、そもそも日本全体の電力需要が低下している上に、福島原発事故後、企業は自己発電能力を強化しており、過去10年間、原発以外の発電施設による電力供給で電力需要は十分賄えており、現在では余裕電力3%は確保できる状態にあります。それでも老朽化火力では電力供給に不安があるというのであれば、原発を再稼働するのではなく、住民の命にかかわる事故を起こすこともなく、工期も短く、建設費も原発と比較して少ないガスコンバインド発電

に切りかえるという選択が適当だと請願者らは指摘しています。

これに対して、ガスコンバインド発電へのリプレースに7から8年を要するという四国電力の説明を県は合理的と受けとめているのでしょうか。資源エネルギー庁の「高効率火力発電の導入推進について」には、環境アセスメントの迅速化を図るため、従来3年程度かかる火力のリプレースを1年強程度に短縮との記載もあり、ガスコンバインドサイクル発電の工期は最短で1から2年、通常3年とされている中、実際3年かからずに導入されているものもあります。

老朽火力発電所をガスコンバインドサイクル発電所へとリプレースしていくことと、そして数年以内に原発を代替し得ると言われ導入ポテンシャルが存在する再生可能エネルギーへの転換を図ることで、伊方原発再稼働を容認するという判断を回避できるのではないのでしょうか。なぜ、四国電力は原発再稼働ではない選択肢を可能とすることに力を注ごうとしないのか。そこには、県が求め続ける、将来に向けて原発への依存度を徐々に低減すべきという要請に応え切れない四国電力の原発再稼働ありきの姿勢が立ちだかっているとしか思えません。

県下で8割を超す市町村議会が伊方原発再稼働反対の意見書を採択しており、11月12日可決した梶原町議会における「伊方原発再稼働容認に対し抗議する意見書」では、「本町は、伊方原発から50キロの範囲内に位置しており、危険きわまりない状況であることは町民のみならず、万民の知るところである。だから今こそ我々が立ち上がり、未来を担う子供たちに「負」の産物を残してはいけないのである。よって、再稼働を容認した関係機関、関係者に抗議する」としており、このような声を県と県議会はしっかりと受けとめるべきだと思います。

高知新聞にも大きく取り上げられましたが、

12月5日、民間シンクタンク環境総合研究所の青山顧問は、地域における放射線量の影響要因として発生源の強度、気象条件、地形条件、測定条件を抜きに、一律同心円で影響状況を考えることは極めて危険であることを強調されました。そして、風向きによっては高知市以西はどこも国際放射線防護委員会の規定に基づく一般人の年間被曝線量の限度1ミリシーベルトをはるかに超えるとシミュレートされる中、高知県にとっても隣県のことではなく、当事者として再稼働容認の考えを改めるべきではないかと考えます。

原発事故が起きれば、高知県産業振興計画の柱である第1次産業、地産外商への影響、南海トラフ地震におけるリスクの拡大、子供たちの将来の健康被害につながることは明らかで、そのことを事前に回避することこそが求められていると思います。

議員各位におかれましては、3・11以降の福島と真摯に向き合い、将来の高知県民とその暮らしに真摯に向き合うことを考え、この請願に御賛同いただきますようお願いいたしまして、賛成討論とします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 15番梶原大介君。

(15番梶原大介君登壇)

○15番(梶原大介君) お許しをいただきましたので、ただいま議題となりました請第3号「伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について」、反対の立場から討論をさせていただきます。

請願理由として、電力は足りており、尾崎知事が再稼働容認理由として述べた「電力の安定供給のためやむを得ない」という見解は誤認がある、また、伊方原発の安全性についても、それが確保されたとは言えないのであり、知事の

見解には誤認があると指摘し、具体的理由を述べられておりますが、これらについての見解を述べさせていただきます。

まず、原発以外の発電施設による電力供給により電力は十分賄えているのではないかと、またそれでも不安があるのなら、原発を再稼働するのではなく、より安価で安全なLNGコンバインドサイクル発電に切りかえればよいのではないかと指摘がありますが、現在、四国電力の供給力の大部分を担っている火力発電所は、昨年度末時点で稼働している10基のうち6基が運転開始から40年以上経過するなど老朽化が進んでおります。こうした老朽化が進んでいる火力発電所は、電力需要が大幅に増加をする夏、冬の電力需給の安定性を確保するため、火力発電所の定期検査を繰り延べる措置を講じており、従前よりも不測のトラブルが起こるリスクが高まっております。このため、計画をしていなかった発電所の停止である計画外停止が年々増加傾向であります。

また、こうした計画外停止により、電力供給に支障が出る可能性があった実際の事例もありました。平成26年度冬季の電力需要が最も大きかった12月17日の予備力は、阿南発電所2号機が停止をしていた影響もあり、32万キロワットとなっておりましたが、この日の3日後の20日に起こった阿南発電所3号機45万キロワットと他社発電所14万キロワットのトラブル停止が最大需要日の17日に起こっていれば、安定した電力供給に支障が出ていた可能性があります。

このように、現在老朽化している火力発電所にカンフル剤を打ちながら何とか供給力を確保している状況であり、火力発電所に不測の事態が発生した場合には電力の供給力不足が生じる可能性があり、安定的な電力供給が確保されているとは決して言えない状況となっております。

また、LNGコンバインドサイクル発電に切

りかえようとしても、こうした火力発電所の更新は環境アセスメントや建設工事などの工程に時間を要することから、計画公表から営業運転開始までには一定の期間が必要であり、急激に火力発電所の供給力を増強することは困難な状況であります。

次に、全原発の廃炉を決定すればコストは下がるのではないかと指摘がありますが、確かに廃炉に伴い燃料費、使用済み燃料の処理・処分費用や修繕費のうち定期検査にかかる費用などは減少しますが、廃炉までの間、施設を安全に維持管理する費用、施設の廃止措置の費用は当然必要となってまいります。また、固定資産の未償却部分の費用も必要となってまいります。こうした費用を総合的に考えますと、廃炉に伴い必要となる費用が、廃炉に伴い減少する費用よりも多く見込まれていることから、廃炉によりコストが下がるわけではございません。

次に、原子力規制委員会の新規制基準の審査合格をもって安全確保がされたとは言えないのではないかと指摘がありますが、新規制基準は福島第一原発事故の教訓を踏まえ、有効な複数の対策を用意する深層防護の考え方を基本として、最新の知見に基づき安全対策の基準が強化されたものであります。また、新規制基準では、万が一重大事故が発生したときの対策も新たに規制の対象となっており、重大事故時にも放射性物質を閉じ込め、福島第一原発事故のような被害を起こさない対策も講じられていることから、最新の知見に基づく安全性は確保されているものと考えております。

最後に、高レベル放射性廃棄物の処理方法は全く見通しが立っておらず、これ以上ふやすべきではないのではないかと、またMOX燃料は冷やすのに500年かかり、燃料プールで保管するのは不可能ではないかと指摘がありますが、高レベル放射性廃棄物の処分については、本年5

月22日に特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定が閣議決定をされ、将来世代に負担を先送りしないよう現世代で解決すべき問題としており、国において取り組んでいるところでございます。現在、最終処分方法である地層処分の科学的有望地の選定方法が検討されており、今後は科学的有望地の提示や説明会などを行いながら、処分地選定調査を受け入れる団体を公募することが予定されているなど、具体的な取り組みが進められているところであります。この放射性廃棄物のことについては既に発生をしている問題であり、原発を再稼働させるか否かにかかわらず、基本方針に基づき、国が責任を持って取り組み、進められていくべきものと考えております。

また、使用済みMOX燃料の冷却については、使用済み燃料を直接処分した場合は約500年かかると言われておりますが、再処理した場合には使用済みウラン燃料を再処理した場合の冷却期間50年とほぼ同じ期間になると言われております。MOX燃料の再処理を含む核燃料サイクルについて、国は資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度低減等の観点から推進していくことを基本方針としており、今後、進められていくものと考えております。

原子力については、我が国のエネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源として位置づけられているとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力の再稼働を進めるという方針が示されております。

そのエネルギー基本計画でも示されており、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などによる原発依存度を可能な限り低減させる取り組みは進めながら

も、こうした政府の方針に基づき、去る7月15日に原子力規制委員会により新規規制基準に適合すると設置変更が認められた伊方原子力発電所3号炉については、安定した電力供給のために現時点では再稼働はやむを得ないものと考えます。

また、昨日の福井地裁における関西電力高浜原発3・4号機の再稼働を差しとめた4月の仮処分の取り消しの決定においても、新基準について、危険回避の備えとして科学的な見地からつくられておりその妥当性を認めない理由はないと合理性を認め、その新基準に基づく審査に合格をした点に関し、安全性に欠ける点はないとの判断を下しております。

以上の理由により、請願理由で誤認があると指摘をされている知事の見解及び発言は、科学的知見や客観的事実に基づいたものであり誤認には当たらないと考え、本請願の採択は必要ないものと判断をいたします。

しかしながら、今議会でも多くの議論があり、また安全対策には終わりはなく、常に最新の知見をもって対策を講じていくことが必要でありますことから、四国電力には引き続き安全対策の徹底を行っていただきたいと思っております。

何とぞ同僚議員各位の御賛同をお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は、日本共産党を代表しまして、請第3号「伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について」、賛成の立場で討論を行います。

愛媛県知事は、安倍首相が原子力防災会議の席上で、再稼働を推進する責任は政府にある、

事故が起きた場合国民を守るのは政府の重大な責務と述べたことをもって、伊方原発の再稼働に同意を表明しました。その、政府が責任を負うという実態はどうでしょうか。福島原発事故では、ふるさとを奪われ、現在でも11万人以上が避難を強いられています。加害者である東電と事故を防げなかった政府が事故の損害賠償を避難指示解除と一体に打ち切ろうとしています。避難区域の指定は、住民の意向を余り考えないまま整理、縮小されてきましたが、2017年3月までに、原発に最も近い放射線レベル年間50ミリシーベルト以上の帰還困難区域以外は全て解除し、避難指示解除準備区域と居住制限区域の2区域、約5万5,000人に対する精神的損害に東電が支払う賠償を2018年3月末で終了、商工者向け営業・風評被害に対する賠償は2年分を一括で支払い、その後は原則打ち切る方針が提案されています。

避難区域の解除がされても、地域の至るところに除染で出た汚染土の袋が野積みされ、医療機関の開設、介護や商店、雇用、インフラ整備も整ってはいません。膨大な山林は全く除染されていませんし、将来的にも除染しない方針です。自殺を含めた震災関連死は福島県だけが上昇を続けています。子供の甲状腺がんが多発し、2巡目検査でも発見されています。こうした状況のもとで、避難指示の解除と一体に賠償の打ち切りが提案されているのです。

さらに、3万人を超える自主避難者には、政府は何の対策もしていません。自主避難者とは、政府が決めた年間20ミリシーベルトという避難基準を下回るため避難地域として認められなかった地域から、自分の決断で避難をした住民です。低線量被曝の健康影響、特に子供などへのリスクを考えると、年間20ミリシーベルトという基準自体が余りにも不十分です。旧ソ連ですら、チェルノブイリ事故では年間1ミリシー

ベルト以上の地域に居住している人は避難の権利が認められ、避難をしたいと決断した場合、政府から住宅支援や十分な賠償、教育・雇用の支援などが行われています。

昨年、国連の自由権規約委員会は、日本政府に対して、委員会は、締約国が福島に許容する公衆の被曝限度が高いこと、数カ所の避難区域の解除が決定され、人々が放射能で高度に汚染された地域に帰還するしか選択肢がない状況に置かれていることを懸念する。締約国は、福島原発事故の影響を受けた人々の生命を保護するために必要なあらゆる措置を講ずるべきであり、放射能のレベルが住民にリスクをもたらさないと断言する限り、汚染地域の避難区域の指定を解除すべきではないとの勧告を出されています。国際的には、恥ずべき内容です。賠償を打ち切り、福島県民の命と暮らしより東電の救済を優先させる。これが政府が持つ責任という実態であり、その対応を是とする再稼働同意は到底受け入れるわけにはいきません。

そもそも原発は原爆の材料であるプルトニウムをつくる過程の副産物である熱を利用した未完成の技術であり、使用済み核燃料の処理方法も決まっていません。将来の世代に解決困難な核のごみをこれ以上押しつけることは倫理的にも許されません。使用済み核燃料処理の切り札とされた核燃料サイクルも、規制委員会ですら高速増殖炉もんじゅの事実上の廃炉勧告を出さざるを得ない状況になっており、破綻は明確です。

福島原発事故は、原発は最も高くつき、重大な環境汚染を発生させる電力であることを明確にしました。多くの先進国が脱原発に大きくかじを切っている状況、産業としても原発大国フランスのアレバの倒産、またゼネラル・エレクトリック社やシーメンスの原発分野からの撤退、日本では東芝が第1次安倍内閣時の原発ルネサ

ンスに乗ってウェスチングハウスを約6,000億円という異常な高価格で買収しましたが、原発路線が破綻し、今年度末にも5,000億円という過去最大の赤字を発生させています。

今や再生可能エネルギーが世界的にも最大の成長分野で、資源がないと言われてきた日本が資源大国に生まれ変わり地域経済を活性化させる大きな可能性を持っています。この方向こそ、未来ある道ではありませんか。

しかし、四国電力は、伊方3号機に当たり、脱原発の方向性も何も示していません。いまだに老朽化した1号機、2号機を再稼働させることを前提に、再生可能エネルギーの買い取りに大きな制限をかけています。四国電力は再稼働の理由として老朽火力の故障による停電の懸念を挙げ、具体的には昨年12月17日の最大電力503万キロワットと3日後の2基の火力発電の事故が重なったら電力供給に混乱をもたらす懸念があったことを示しています。脱原発の方向性を示さない四国電力の、この主張をそのまま認めることは、同様の理由によって、今後1号機、2号機の再稼働にも道を開くことになりかねません。県民の願いに全く反するものであり、県経済の発展にとっても、大きな禍根を残すものです。

また、四国電力は電力供給について、四国管内で責任を持つ必要があると主張しますが、ここには大きな疑問点が存在しています。電力供給の懸念については、再稼働を進めたい電力会社の主張ではなく、専門家、研究者を含め県民が納得できる検証がなされていません。再稼働に反対する県民多数の意見を尊重する立場なら、少なくとも原発に批判的な立場の専門家を含めた徹底的な検証を求める義務が県議会にはあり、議会として検証の場を設けるべきです。

11月21日、高知県で伊方原発に最も近い梶原町の町議会は、再稼働に抗議する意見書を全会

一致で可決しました。同意見書表明以降、県内8つの自治体で再稼働反対の意見書が可決をされています。県議会は、懸念に応える責務があります。地震大国の日本で想定外を想定し、この危険きわまりない容認論は無責任であることもつけ加え、よって、このまま再稼働を県議会が是とするのは脱原発を求める県の姿勢とも矛盾するとともに、苦難に直面する福島県民の願いや高知県民の願いとも相入れないものです。

以上、述べまして請第3号「伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について」の賛成討論といたします。何とぞ御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)



採 決

○議長（三石文隆君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案、第3号議案、第5号議案、第6号議案、第8号議案から第17号議案まで及び第19号議案から第29号議案まで、以上25件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上25件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第18号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案及び報第2号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告

のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第3号「伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第30号—第31号)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末280ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第30号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」及び第31号「高知県副知事の選任についての同意議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めま

す。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案でございます。まず、第30号議案は、高知県公安委員会委員の織田英正氏の任期が今月25日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

次に、第31号議案は、副知事の選任に関するものでございます。副知事の岩城孝章氏の任期が今月31日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。岩城副知事は、すぐれた行政手腕によりまして県政の推進に大きな力となっていていただいております。人格、識見、力量ともにごすぐれており、副知事として、今後も県勢発展を図る上で大きな力を発揮していただける適任者だと考えております。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第30号「高知県公安委員会委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第31号「高知県副知事の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



高知県選挙管理委員会及び同補充員の選挙

○議長(三石文隆君) 日程第2、高知県選挙管理委員会及び同補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

高知市中万々286番地26

行田博文氏

香美市香北町太郎丸549番地1

恒石好信氏

高知市長浜5090番地

土居秀喜氏

高知市三園町58番地

宮上佳恵氏

を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を、高知県選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

補充の順位第1位

高知市鴨部3丁目32番25号

中川香代氏

補充の順位第2位

高知市中万々896番地4

佐竹慶生氏

補充の順位第3位

吾川郡いの町八田463番地2

森 暁氏

補充の順位第4位

吾川郡いの町天王南8丁目1番地4

島村和人氏

を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を、ただいま申し上げました補充の順位をもって、高知県選挙管理委員の補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、以上の方々が、ただいま申し上げた補充の順位をもって、選挙管理委員の補充員に当選されました。



議案の上程、採決（議発第1号—議発第3号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号から議発第3号 巻末281～285ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書議案」から議発第3号「森林吸収源対策の財源確保を求める意見書議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書議案」から議発第3号「森林吸収源対策の財源確保を求める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

————— ∞ ∞ ∞ —————

議案の上程、採決（議発第4号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第4号 巻末288ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第4号「地方の道路整備や老朽化対策の財源確保に関する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第4号「地方の道路整備や老朽化対策の財源確保に関する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第5号—議発第6号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第5号、議発第6号 巻末290～293ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第5号「環太平洋パートナーシップ(T P P)協定交渉の合意内容についての情報公開と徹底的な検証及び議論を求める意見書議案」及び議発第6号「環太平洋経済連携(T P P)協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番(米田稔君) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました議発第5号「環太平洋パートナーシップ(T P P)協定交渉の合意内容についての情報公開と徹底的な検証及び議論を求める意見書議案」に賛成し、議発第6号「環太平洋経済連携(T P P)協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書議案」に反対する立場から討論を行います。

国会決議は、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目を関税交渉の除外または再協議の対象とする、すなわち重要5項目は関税の撤廃、削減の対象としない、交渉を先送りする、そして聖域を守れないときは交渉撤退も辞さないと極めて明快です。

しかし、公表されている大筋合意では、農産物重要5項目、586品目のうち174品目、約30%で関税が撤廃されます。また、関税が残った品目でも、米の特別輸入枠の新設、牛肉・豚肉で関税の大幅削減です。そして、農林水産物全品目の関税撤廃率は81%となり、かつてない規模での総自由化が推し進められようとしています。大筋合意が国会決議に違反していることは余りにも明らかではありませんか。安倍首相は、合意後も、関税撤廃の例外はしっかり確保できた、国益にかなう最善の結果と強調していますが、そのような弁明が到底通用するものではありません。日本農業新聞が行った農政モニター調査、10月28日付で、回答者の69%が国会決議違反としているのは当然であります。

さらに、発効7年後には、アメリカなどから要請があれば、関税率や緊急輸入制限について再協議に応ずる取り決めが含まれています。今回は残った米など重要農産物の関税についても、撤廃が改めて迫られるのは必至です。安倍政権

は日本農業をアメリカなどに限りなく売り渡す道に踏み込んだものと言わなければなりません。きのう、政府はTPPの効果、影響への試算を発表しましたが、東大大学院の鈴木宣弘教授は、大筋合意によって米では約1,100億円、牛肉3,262億円、豚肉4,141億円、乳製品約960億円、合わせて1兆円を超える被害が農業分野で出ると試算をしています。農水省自身も、多くの品目で当面影響は限定的としながらも、長期的には価格下落が懸念されると分析、公表をしています。さきの農政モニター調査でも、合意内容が農業経営への影響について、悪化する、やや悪化するとの回答が73%に上るなど、日本農業に打撃を与えることは明らかです。

先日発表された農林業センサスでは、全国の農業就業人口はこの間19.8%51.6万人減少、30年前と比べて60%減少し209万人、高知県ではこの間20.6%約7,000人減少、30年前より57%減少し、6万4,000人から2万7,000人となっています。これは、我が国の農業が長年にわたる歴代自民党政治のもと、食料の外国依存、農産物輸入自由化によって農業が成り立たなくされ、高齢化や担い手の減少が限界にまで進み、崩壊の危機が広がっていることを示しています。TPPはそれに決定的な追い打ちとなるでしょう。それは、単に農家にとどまらず、農村社会の崩壊、国土の荒廃、国民の安全・安心を脅かし、生存基盤を根底から脅かすものとならざるを得ません。地方創生と県の産業振興の営みとも逆行するものであります。

次に、非関税障壁、共通の基準、ルール分野について、ISDS条項では、政府は乱訴防止措置が盛り込まれたと強調をしています。しかし、政府が発表した総合的なTPP関連政策大綱の参考資料では、協定発効後にはさらなる訴訟を招く可能性があるとも述べています。食の安全の問題でも、輸入食品の検査率が8.8%へ

と低下の一途で、さらに下がるのではないかと、また日米並行交渉の交換文書によると、収穫後に使用する農薬や日本で認められていない食品添加物の承認に日本政府が誠実に取り組むことなどで一致したとされています。まさに、食の安全・安心の基準が損なわれない、国の主権を損なうISDS条項には合意しないとの国会決議に基づく検証が求められているのであります。

ニュージーランド政府が、合意可決後の11月5日には1,000ページに及ぶ膨大な協定文書案と関連文書を公表しています。一方、先日18日の参議院環境委員会での川田龍平議員の質問に、環境大臣も厚生労働副大臣も国会答弁で、TPP全文を読んでいないという驚くべき実態も明らかになりました。

今必要なことは、議発第5号議案が示すように、TPP大筋合意と協定案の全体、交渉経過などの情報を全面的に公開し、国会、国民の中で徹底的に議論を行うこと、そして国会決議に違反していないか、日本の経済と国民の暮らしにどう影響するかを検証することではありませんか。

次に、議発第6号議案に同意できない理由の一つは、大筋合意があたかも交渉決着かのように述べており、全くのごまかしと言わなければなりません。今後、協定書の完成と署名、各国の批准などが必要です。アメリカ議会では大筋合意への不満が噴出、カナダでは合意直後の総選挙でTPPを批判してきた野党が政権につくなど、また何より各国国民の根強い反対世論、日本国内での怒りと抗議、検証を求める声が上がっており、まさにこれからが正念場です。

第2は、決着を前提にした総合的なTPP関連政策大綱の強化、実施を求めており、TPP反対の国民運動に対する懐柔であり、参議院選挙対策と言わざるを得ません。農業者の将来への不安を払拭する対策は、TPPからの撤退こ

そ最良の対策です。輸入自由化による打撃を国内対策で防げないことは、20年以上前の牛肉、オレンジの自由化でも米の市場開放でも既に経験済みではありませんか。そして、大多数の家族経営が成り立つ方向への農政の転換です。価格保障・所得補償の抜本的な充実、新規就農者の確保・育成などに、政府が本腰を入れて取り組むことです。

第3は、当議会決議は国会決議の遵守、また交渉撤退を求めたものですが、安倍政権によって県議会決議が踏みにじられたことは明らかです。国会決議違反を追認、容認する第6号議案は到底認められるものではありません。議会決議の重みと県民との約束を誠実に実行するかどうか、今高知県議会と議員一人一人が問われていることを訴えるものであります。

以上、議発第5号議案に賛成、議発第6号議案に反対の討論といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議発第5号「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の合意内容についての情報公開と徹底的な検証及び議論を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

次に、議発第6号「環太平洋経済連携(TPP)協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末296ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「教育予算の削減を行わず充実を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番(吉良富彦君) 私は、日本共産党を代表し、議発第7号「教育予算の削減を行わず充実を求める意見書議案」に賛成の立場から討論を

行います。

OECDが11月24日に公表した調査結果によると、日本は2012年の小学校から大学までの教育機関への公的支出がGDP比で3.5%にとどまり、OECD加盟国平均の4.7%より1.2ポイントも少なく、6年連続で32カ国中最下位となっています。公的支出が少ないため、大学など高等教育への家計支出はOECD平均の2倍以上にも上っています。

OECD加盟国では、半数の国で大学の学費が無償で、ほとんどの国が返済しなくていい給付制の奨学金制度を設けています。高い学費でありながら給付制奨学金がないのは、日本だけです。そのため、学生の過半数が借金である貸与制の奨学金を借りざるを得なくなっています。貸与制奨学金の多くは有利子で、卒業と同時に平均的なケースで300万円、多い場合には1,000万円もの借金を負わされることとなります。多くの学生がアルバイトに頼らざるを得ず、違法、無法な働き方を強いるブラックバイトから抜け出せない学生も少なくありません。

国立大学の運営費交付金は、法人化以降の12年間で1,470億円、11.8%も削減され、研究環境の劣化に拍車をかけています。しかし、財務省は、運営費交付金の削減を通じた財政への貢献を求め、授業料の引き上げについても一定の議論が必要、民間資金の導入などを進め、今よりも国費に頼らずにみずからの収益で経営を強化していくことが必要として、今後15年間、交付金を毎年1%削減することで、40万円もの授業料引き上げや、産学連携などによる毎年1.6%の自己収入増を求めています。

産学連携を進めることは、本来の大学教育・研究をゆがめ、軍産学連携へとつながる危険性があります。そもそも産学連携による収入増には限界があり、交付金削減は授業料の大幅引き上げを招きかねません。現在でも、高過ぎる学

費のため、さきに述べたように大学生の2人に1人が奨学金という名のローンに頼らざるを得ず、その返済に苦しんでいます。高等教育における私費負担が65.7%とOECD平均30.3%の2倍以上と異常に高い日本の実態について、OECDのシュライヒャー教育・スキル局長が、「日本では大学教育への家庭の負担が大きい。米、英などのように奨学金を活用するなど、負担の軽減が課題だ」と改善を求めているにもかかわらず、さらに公的負担を削減し、私費負担を高めようとする財務省の姿勢は許されるものではありません。

自宅外通学の場合、高校入学から大学卒業まで約1,485万円もかかるとされ、学生を持つ家庭にとって教育費負担は限界に来ており、ゼロ歳児から学資保険を掛けるというぐらい、子を持つ親は将来の教育費負担に備えきゅうきゅうとしています。このままでは子育ては成り立たず、少子化を加速することになります。

小中学校の教職員定数では、児童生徒数減を単純に当てはめ、2024年度までの9年間で3万7,000人を削減可能とし、来年度予算では3,479人の削減を想定、さらに小学校の46.5%、中学校の51.6%を占める12学級未満の学校の統廃合を加速させることを求めています。これは、特別な支援を必要としている生徒が年々増加していることや、いじめ、校内暴力の深刻化、過去最高水準にある不登校、貧困と格差の拡大、学力の向上など新たな課題が山積した深刻な学校の実態に背を向ける暴論です。

本県も含め、各自治体が進めている30人学級など少人数学級推進や複式学級解消、そして単純な統廃合で地域から学校を消滅させない努力を一顧だにしないような姿勢は改めるべきです。教職員定数削減で浮かせたいという人件費の国負担分は9年間で約800億円、それは米軍への思いやり予算の1年分、1,900億円の半分にも満た

ない額ではありませんか。

国際調査で日本の教員が世界で最も多忙な状況に置かれていることは、財務省も認めています。長時間労働はOECD平均を300時間上回る年間1,899時間、そのうち初等教育の段階での授業にかかわる割合は39%。OECD平均が49%であることと比べれば、いかに授業以外の実務に日本の教員が追われているかがわかります。学級経営や児童会、生徒会等の各種の委員会活動、部活動の指導、さらには進路指導や生徒指導など多岐にわたって児童生徒の教育活動に携わっており、この解決のためには教員増が絶対条件であることは論をまちません。

さらに、国公立の小中学校の勤続15年の教員の給与は、OECD平均が増加傾向であるにもかかわらず、日本は6%も減っていることも問題です。

世界で最も多忙な日本の教員の状況を改善して、一人一人の子供に行き届いた教育条件を保障するためには、OECD平均より小学校で6人、中学校で9人多い1学級当たりの生徒数を減らすことが重要です。中央教育審議会や国立大学協会、学長など大学関係者、校長やPTAの学校関係者からも教職員数削減への反対や危惧の声が上がっています。これら国民的世論に応え、安倍首相は衆議院で、35人学級の実現に向けて鋭意努力していきたいと答弁なさっています。であるならば、不安定な加配措置ではなく、標準法の抜本的改正に基づいた35人学級の確実な前進を今こそ行うべきです。

財務省は、ことし3月までの1年間で企業が得た利益を社内にため込んだ内部留保が、前の年に比べて26兆円ふえ、過去最高の354兆円に膨らんだと発表し、大企業はもうけにもうけていることを認めています。にもかかわらず、来年度予算大綱では、大もうけの大企業の法人税を増税するのはなく、前倒しして減税を実施しよ

うと言い、一方、正社員が減って非正規雇用が増加し、年収200万円以下の働く貧困層が1,100万人を超え、実質賃金は2年以上もマイナスが続き、家計が苦しんでいる庶民に対しては、前倒しの減税どころか消費税の増税を課すなど、国民生活を支える社会保障や医療、福祉、そして教育などへの配分抑制の姿勢は容認できるものではありません。

文部科学省の地方教育費調査によると、2013年、平成25年度に都道府県や市町村が学校教育などのために支出した地方教育費が4年連続で減少しています。本県は少人数学級や独自の教員加配を行っていますが、おのずと限界があります。地方自治体のこれらの努力に対して真に役立つ交付金をふやすべきです。教育への公的支出をOECD平均並みの4.7%にすれば、国と地方で約6兆円の増額になります。計画的に引き上げることで私費負担を大幅に減らし、行き届いた教育を実現できます。憲法は第26条で、国民にひとしく教育を受ける権利を定めています。教育の機会均等を保障し、経済的な理由で教育を受ける権利が奪われないよう、国際水準並みに教育費を充実するよう求めるものです。

以上、同僚議員の御賛同をお願いし、議発第7号議案に賛成する私の討論といたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「教育予算の削減を行わず充実を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第8号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第8号 巻末299ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「消費税増税を前提とした、2016年度税制改定大綱に反対する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

37番塚地佐智さん。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となっています議発第8号「消費税増税を前提とした、2016年度税制改定大綱に反対する意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

政府は、2017年4月からの消費税10%増税を

前提とした2016年度税制改定についての大綱を決定し、安倍政権の来年度予算案に盛り込みました。しかし、国民、県民の反対の声は大きく、このまま消費税増税案を黙認できるものではなく、今後の国会審議に対し県民の声を届けることは重要なことだと考えています。

税制大綱は、法人税の減税は前倒しし、消費税については2017年4月からの10%への増税を確実に実施するため、食料品など一部の品目を8%に据え置く対策を決めました。しかし、そのために必要なおよそ1兆円もの財源は、2016年度末までに安定的な恒久財源を確保すると述べるにとどまり、丸々先送りという無責任ぶりを示しています。しかも、一部の品目の税率据え置きは負担の軽減でもなければ低所得者対策にもなりません。

税率据え置きで税収が減ると言われる1兆円を差し引いても、消費税率の2%引き上げによる増税分4兆4,000億円は国民に重くのしかかってまいります。軽減どころか、昨年4月の増税に次ぐ大規模な負担増で、国民の暮らしも日本経済も徹底して痛めつけられてまいります。

私たちは、総務省家計調査、2人以上の世帯をもとに、消費税率が10%に増税された場合の負担額を算出いたしました。与党が決定をした、2017年4月に消費税率を10%に引き上げる際、酒類・外食を除く食料品全般の消費税率を8%に据え置いたとしても、平均年収世帯の1年間の消費税負担は25万5,000円で、現行8%より4万1,000円の負担増となります。勤労者世帯の消費税負担は、年27万9,000円にもなってしまいます。年収に対する消費税の負担率を年収階層別に計算すると、年収200万円未満の最も低い層で現行5.9%が、増税後、酒類・外食を除く食料品を8%に据え置いたとしても6.8%に負担率がはね上がります。負担率は年収がふえるほど小さくなり、年収1,500万円以上の層では現行2.1%、

増税後は2.6%で、最も所得の低い層との差は増税でさらに広がることになっていきます。食料品の税率据え置きが低所得者対策にならないことは明らかです。

しかも、食料品の値段が抑えられる保障はありません。食料品本体の税率が据え置かれても、販売価格の大部分を占める物流コスト、包装代、電気代などには10%の税率がかかり、販売価格の値上げの圧力になるからです。

消費税は社会保障のためと言いながら、安倍政権が行っていることは低福祉政策のオンパレードと言わなくてはなりません。これまで、医療では入院食費や高齢者の窓口負担増、介護では要支援者の保険給付を制限、年金給付・生活保護費の削減を強行いたしました。今後も、社会保障費の自然増を毎年3,000億から5,000億円削減する方針を打ち出しています。その上、軽減税率の財源確保のために、低所得者対策に充てるとしていた4,000億円を取りやめると言っているのですから、本末転倒、ひたすら立場の弱い人たちに負担を押しつけるもので、断じて認めることはできません。

さらに、消費税の増税は景気を冷え込ませ、日本経済に決定的なダメージを与えます。2014年4月に8%に引き上げて以来、GDPは2014年全体でマイナス0.9%のマイナス成長に落ち込み、景気回復の低迷は一時的と言っていた政府も、言われたよりはるかに深刻だったと菅官房長官が発言し、今年7月から9月の改定値でも個人消費は速報段階よりも落ち込んでいます。10月の家計調査でも、消費支出がマイナス2.4%、勤労者世帯実収入もマイナス0.9%となっています。消費税の増税は消費を冷え込ませ、景気悪化を招くのは必至です。

一方、法人実効税率を20%台に引き下げる減税の前倒しを、経団連は歓迎する、経済同友会は高く評価すると、財界は大歓迎を示していま

す。稼ぐ力のある企業等の税負担を軽減という税制改定が、財界、大企業の利益優先なのは明らかと言えます。国民には増税を押しつけ、一方、300兆円を大きく超える内部留保金をふやし続けている力のある大企業の税負担は軽くする税制改定は、経済のゆがみをますます拡大をしていきます。

消費税増税は中止するとともに大企業減税もやめ、大企業、大資産家の応分の負担と景気拡大で歳入を確保する、消費税に頼らない税制度を確立すべきです。とりわけ低所得者の多い本県の県民の暮らしは、今でも極めて厳しいものがあります。中小零細業者が圧倒的に多数を占めている本県産業界にも新たな事務負担や身銭を切つてのさらなる税負担が生じ、10%になれば営業は続けられなくなるとの悲痛な声が広がっているのを同僚各位もお聞きになっているのではないのでしょうか。

県民のこうした声にしっかりと耳を傾け、消費税10%増税を前提とした税制大綱には反対の声を上げ、政府、国会に届けるため、本意見書への御賛同を心よりお願いし、私の討論といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第8号「消費税増税を前提とした、2016年度税制改定大綱に反対する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



高知県競馬組合議会議員の補欠選挙

○議長（三石文隆君） 日程第3、高知県競馬組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙すべき議員は1名であります。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

弘田兼一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました弘田兼一君を、高知県競馬組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、弘田兼一君が高知県競馬組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました弘田兼一君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

————— ❦❦❦ —————

継続審査の件

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末301ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決しました。

————— ❦❦❦ —————

○議長（三石文隆君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

————— ❦❦❦ —————

副知事選任同意に伴う挨拶

○議長（三石文隆君） この際、副知事に選任同意されました副知事岩城孝章君から御挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

副知事岩城孝章君。

（副知事岩城孝章君登壇）

○副知事（岩城孝章君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは私の副知事選任につきまして御同意を賜り、まことにありがとうございます。改めまして、身が引き締まる思いであります。私は、何分微力ではございますが、再び選任をいただきました知事の思いに応えられますよう、また議会の皆様から賜りました御同意の意義を深く心に刻み、県勢浮揚に向けまして、知事の

補佐役として全力を尽くしてまいりたいと決意を新たにしております。

議員の皆様には、これまで以上に御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくをお願いをいたします。(拍手)



閉会の挨拶

○議長（三石文隆君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る17日に川井議員が急逝されるという大変悲しい出来事がありました。生前の川井議員の面影をしのび、ここに心から哀悼の意をささげ、衷心より御冥福をお祈りいたします。

今議会には、経済の活性化や南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化などを推進するための補正予算を初め、ルネサス高知工場の集約に関する高知県が当事者である和解に関する議案や副知事選任同意議案など、県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、終始熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもちまして無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、ことを振り返りますと、我々県議会議員にとっては改選の年であり、4月に行われた選挙において新たな県議会の陣容が決まりますとともに、10月には都道府県知事選において全国で2人目となる2期連続無投票で尾崎知事

が再選されました。尾崎知事の当選を心からお祝い申し上げますとともに、これまで以上に県民からの負託に応えてくださることを御期待申し上げます。

さて、ことしも残りわずかとなりましたが、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員各位を初め執行部、報道機関の皆様方におかれましては、くれぐれも御自愛の上、皆様おそろいでよき新春を迎えられますよう、また県民の皆様にとって希望あふれる明るい年となりますよう心から御祈念を申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事（尾崎正直君） 平成27年12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、今月17日に御逝去されました川井喜久博先生に謹んで哀悼の意を申し上げます。川井先生は温厚誠実なお人柄で県民の皆様のご信望を集められ、私も尊敬申し上げておりました。まことに痛惜の念にたえません。ここに生前の御功績をたたえますとともに、みたまの安らかならんことを心よりお祈り申し上げます。

今議会には、平成27年度高知県一般会計補正予算を初め、高知県行政不服審査会条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会は、私にとりまして知事として県民の皆様から負託を賜りました3期目のスタートとなる議会で、これまでの2期8年の取り組みをもとに、さらなる高みに向けて本県が目指すべき方向や具体的な取り組みについて、私どもの



考えを示させていただきました。議員の皆様方からは、その方向性を初め各産業分野の人材確保対策や観光振興といった産業振興計画の取り組みや南海トラフ地震への対応、そしてルネサス高知工場の集約に関する問題などにも数多くの御意見やお知恵を賜りました。今議会の御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じますとともに、対話と実行の姿勢のもと、地域地域の声に、よりきめ細かく耳を傾け、官民協働、市町村政との連携協調を一層意識した県政運営に努めてまいります。

また、先ほどは岩城副知事の選任に御同意をいただき、まことにありがとうございました。引き続き、岩城副知事とともに二人三脚で歩んでまいります。

本県を取り巻く状況は依然として厳しく、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現にはまだまだ克服すべき課題が残っております。地産外商の成果を拡大再生産につなげていくなど、地域に若者が残ることのできる環境をつくっていくことができるよう、施策のさらなるバージョンアップを図ってまいりたいと考えております。3期目は県勢浮揚に向けてまさに正念場となってまいります。改めて気持ちを引き締め、全身全霊を傾けて県政運営に邁進してまいります所存でございます。議員の皆様方におかれましては、引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなりましたが、議員の皆様方には、この1年の御指導、御鞭撻に改めて感謝申し上げますとともに、十分御自愛の上、今後とも一層の御活躍をされますことをお祈り申し上げまして、まことに簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（三石文隆君） これをもちまして、平成27年12月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後0時36分閉会